



間接的な＜申し出＞表現に関する語用論的研究

吉成, 祐子

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2008-03-25

(Date of Publication)

2014-07-07

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲4491

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1004491>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文

間接的な〈申し出〉表現に関する
語用論的研究

神戸大学大学院 文化学研究科

吉成 祐子

博士論文

間接的な〈申し出〉表現に関する
語用論的研究

神戸大学大学院 文化学研究科

吉成 祐子

審査

主査： 西光 義弘

副査： 松本 曜

唐沢 穰

平成20年3月28日

目次

1章 序論	1
1.1 本研究の目的	1
1.2 研究の背景	1
1.2.1 発話における言語表現	
1.2.2 発話行為レベルでの分析	
1.2.3 <申し出>表現を取り上げる理由	
1.3 本論文の内容	6
1.3.1 研究の対象	
1.3.2 研究の目的と方法	
1.3.3 論文の構成	
2章 理論的枠組みの考察	9
2.1 発話行為理論	9
2.1.1 Austin の発話行為理論	
2.1.2 Searle の発話行為理論	
2.1.3 発話行為に関する先行研究	
2.2 間接発話行為	13
2.2.1 間接発話行為が成立する理由	
2.2.2 間接発話行為を行う理由	
2.3 ポライトネス理論	20
2.3.1 Brown & Levinson の「ポライトネス理論」	
2.3.2 日本語の待遇表現	
2.4 本研究で取り組む問題	25
2.4.1 日本語の発話行為理論	
2.4.2 発話行為研究における偏り	
2.4.3 談話分析の必要性	
3章 <申し出>とは何か	29
3.1 <申し出>の発話行為	29
3.1.1 <申し出>の適切性条件	
3.1.2 <約束>と同様条件の確認	
3.1.3 <約束>と異なる項目の検討（準備条件②）	
3.1.4 <約束>と異なる項目の検討（準備条件③）	

3.2	<申し出>の位置づけ	38
3.2.1	援助行動としての<申し出>	
3.2.2	<申し出>の発話プロセスモデル	
3.3	研究課題	41
4章	<申し出>の多様な表現	43
4.1	日本語の<申し出>表現：用例調査より	43
4.1.1	典型的な<申し出>表現	
4.1.2	典型的ではない<申し出>表現	
4.2	日本語の<申し出>表現：質問紙調査より	46
4.2.1	言語産出テスト	
4.2.2	<申し出>表現の使用実態	
4.3	<申し出>の表現形式	49
4.3.1	間接的な<申し出>表現の分類	
4.3.2	<申し出>意図が非明示な表現	
4.4	総合考察	51
4.4.1	多様な<申し出>の表現形式	
4.4.2	<申し出>表現の典型性	
4.4.3	今後の課題	
5章	<申し出>をめぐるやりとり	55
5.1	相手とのやりとりについて	55
5.1.1	援助行動における相手とのやりとり	
5.1.2	分析方法	
5.2	<申し出>における相手からの働きかけ：相手の承諾	57
5.2.1	隣接ペアの有用性	
5.2.2	隣接ペアの観察	
5.3	<申し出>における相手からの働きかけ：相手からの依頼	59
5.3.1	話し手の状況察知による<申し出>	
5.3.2	相手からの暗示的な依頼による<申し出>	
5.4	<依頼>との関わり	63
5.5	典型的ではない<申し出>表現の分析	65
5.5.1	問題の所在	
5.5.2	典型的ではない<申し出>表現の隣接ペア	
5.5.3	<申し出>の意図を理解する前提	
5.5.4	関係 R の検証	

5.5.5	まとめ	
5.6	連続する発話の中でとらえられる発話行為	72
6章	<申し出>表現選択の要因1：状況要因	76
6.1	言語表現の使い分け要因	76
6.1.1	表現形式の使い分け	
6.1.2	使い分けの要因	
6.2	状況要因による使い分け	78
6.2.1	当然性による使い分け実験	
6.2.2	負担による使い分け実験	
6.2.3	状況要因に関わる使い分けのまとめ	
6.3	今後の課題	90
7章	<申し出>表現選択の要因2：対人関係要因	92
7.1	対人関係要因による言語表現の使い分け	92
7.1.1	<申し出>表現の使い分け実験	
7.2	ポライトネス・ストラテジーでの分析	98
7.2.1	Brown & Levinson のポライトネス・ストラテジー	
7.2.2	<申し出>のストラテジー	
7.3	<申し出>表現形式に対する印象	108
7.3.1	<申し出>表現形式の評定実験	
7.4	対人関係要因による非言語表現の使い分け	111
7.4.1	先行研究と問題提起	
7.4.2	プロソディの使い分け実験	
7.5	総合考察	118
7.5.1	「ポライトネス理論」導入について	
7.5.2	使い分けに関わる2つの要因の検証より	
8章	<申し出>表現選択の要因3：文化的要因（日本語・英語の比較）	120
8.1	比較研究（言語学・文化心理学）の背景	120
8.2	英語の<申し出>表現	121
8.2.1	用例調査	
8.2.2	使用実態調査	
8.3	文化的要因による使い分け	132
8.3.1	「改まり度」の日英比較	
8.3.2	日英語の<申し出>表現比較	

8.4	総合考察—新たな枠組みの提案—	139
8.4.1	新たな枠組みの必要性	
8.4.2	<申し出>表現における事象の連鎖	
8.4.3	文化によって異なる傾向	
9章	結論	146
9.1	結果のまとめ	146
9.1.1	研究課題1	
9.1.2	研究課題2	
9.1.3	研究課題3	
9.2	おわりに	150

参考文献

謝辞

1章 序論

1.1 本研究の目的

本研究は、〈申し出〉^{*1}の発話行為を実現する言語表現（これを〈申し出〉表現と呼ぶ）を取り上げ、多様な言語形式や使い分けに関して、その様相を明らかにするものである。

対象とするのは、日本語と英語の〈申し出〉表現である。日本語の〈申し出〉の場合、表現に遂行動詞「申し出る」が含まれないため、ほとんどが間接的なく申し出〉の表現、いわゆる「間接発話行為(indirect speech act)」(Searle 1969, 1975b)となる。例えば、ペンがなくて困っている人にペンの貸与を申し出る場合、その人に「私のペンを貸すことを申し出ます」とは言わない。「私のペンをお貸ししましょうか」「このペン、使いますか」「このペンをどうぞ」など、遂行動詞を含まない表現が用いられる。このような間接的な表現を用いて行われる発話行為については、言語表現が成立する条件を記述することに関心が向けられ、実際に使用される言語表現の多様性や使用傾向といった語用論的観点からの研究は、特に日本語においてはまだまだ少ない。しかし実際には、上述のようなく申し出〉だけでなく、発話行為は様々な表現で遂行されている。

本研究では、言語使用における間接的なく申し出〉表現にはどのようなものがあるのか、なぜ間接的な言語表現の諸形式が〈申し出〉として用いられるのかを検討する。質的・量的分析を通して、〈申し出〉の発話行為を実現する多様な表現形式の実際を明らかにし、表現の選択や使用に関わる要因（状況や対人関係の認知、文化的背景など）を検討する。本研究は、〈申し出〉という1つの発話行為をめぐる言語表現の様相を明らかにすることにより、発話行為という、ある目的を持って発せられる言語表現がどのような過程を経て使用されるのか、そのしくみを解明する1つの方法を示すことを目指すものである。

1.2 研究の背景

1.2.1 発話における言語表現

話し手・聞き手の間で行われるコミュニケーションにおいて、話し手が発する「聞き手目当ての言語表現」で重要なことは、正確に、そして効率的に伝達することである。「情報の伝達の正確さや効率を念頭に置くことはコミュニケーターにとって重要ではあるが、表現の使い分けはこういった観点からのみなされるのではない。対人的コミュニケーションが社会的な文脈の中で行われる以上、他者との様々な係わり合いと無関係であり得ず、それは当然、言語表現にも反映する」(岡本 1994: 21)。

実際の言語使用を観察しても、正確で効率的とはいえない表現、いわゆる間接的な表現は多い。話し手の属性（性別・年齢・出身地など）によっても用いられる言語表現は異なるが、同じ話し手でも、相手や場面によって言語表現が使い分けられる。寺村(1993)が指摘するように「同じ事」を伝えるのにも、話し手がどういう人間か、話し相手がどういう

人間か、話し手の相手に対する関係はどうか、どういう場で言われるか、といった条件によって伝え方が様々に異なってくる」(寺村 1993: 187)。本研究では、話し手が状況によって使い分ける言語表現に注目する。実際の言語使用・運用の場面において、人はその場の状況を認知し、話し手が適切と考える言語表現を選択し、発話している。しかしこのような発話までの認知プロセスと言語表現への影響についてまとめているものはあまりない。

コミュニケーションとは、「送り手から受け手に情報を伝達すること」(松尾 1999: 1)であり、その情報は送り手によって記号化され、受け手に送られて解読される。この記号化が言語で行われるとき、情報は言語表現として表される。このような過程を背景にして生産される言語表現は、図1のように、情報の送り手である話し手(S)が、情報に関わる事態をどのようにとらえているのか(=「事態認知」)、そして、情報の受け手である聞き手(H)をどのようにとらえているのか(=「対人関係認知」)、という認知活動が関わっている。

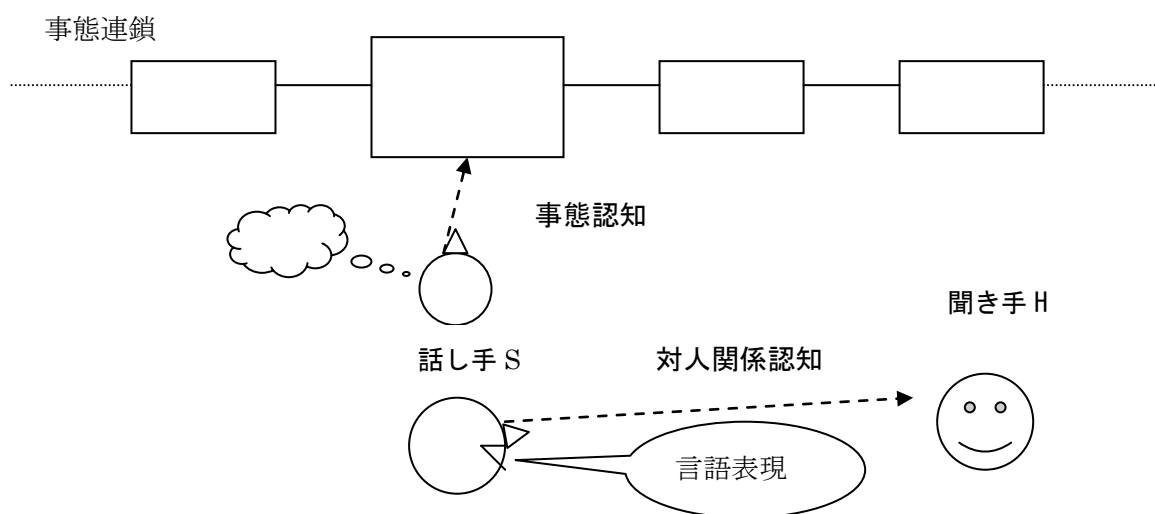


図1 コミュニケーションで用いられる言語表現に関わる認知過程

例えば、話し手 S が昨日目にした「田中が山田に本を貸した」という事態について伝達する場合の表現方法を考えてみよう。情報の送り手である話し手は、その事態を「田中が山田に本を貸した」とも「山田が田中に本を借りた」とも描写することができる。これはいわゆる視点の置き方の相違によるもので、話し手がどのように事態を認知しているのかが反映される。また、伝達する相手(聞き手 H)が友達であれば、「田中が山田に本を貸したよ」、先生であれば、「田中君が山田君に本を貸しました」と、話体を使い分けることも考えられる。これは話し手が、聞き手との関係をどのようにとらえているのかが反映されている。このように、情報の伝達というコミュニケーションで用いられる言語表現は、伝達する事態をどのように叙述するかに関わる「事態認知」と、相手との関係に基づいた言葉の使い分けに関わる「対人関係認知」が関わっていることがわかる。

「事態認知」は認知言語学の分野で、「対人関係認知」は語用論あるいは社会言語学の分野でそれぞれ取り上げられてきたものであるが、コミュニケーションにおける言語表現の構造を分析する上で、どちらか一方だけを言語表現に反映される要因とするのは不十分である。発話における言語表現は、話し手がメッセージ内容を記号化する過程と、話し手から聞き手へとメッセージが伝達される過程が関わっている。この2つの過程それぞれにおける認知が言語表現に影響を与えていると考えられるからだ。どちらの認知活動も考慮して言語構造を分析しなければならない。

「事態認知」「対人関係認知」といった認知活動を複合的にとらえなければならない理由として、この2つの認知が同時に関わって言語表現に反映される現象があげられる。先ほどの例において、本を貸した田中が聞き手の身内（兄）である場合、「君のお兄さんが山田に本を貸したよ」と表現すると考えられる。これは、聞き手が誰であるのかという発話時点での対人関係認知を行った上で、過去の事態に登場する人物をとらえていることを示している。このように、話し手と聞き手が存在する場での言語表現は、「事態認知」と「対人関係認知」が共に関わっており、切り離して考えることができないことがわかる。

そもそも認知言語学では、事象の言語化における話し手の存在を重視しているが、その言語化された内容を受け取る、聞き手の存在は考慮していない。本研究のような、コミュニケーションにおける言語表現の構造分析は、認知言語学が目指すところではないかもしれないが、話し手の「事態認知」という概念は、聞き手目当ての発話における言語表現がどのように構築されるのか、その過程を分析するには必要な概念である。

実際の言語使用での表現が研究対象となっている語用論では、相手や場面によって使い分けられる言語表現について、特に日本語では社会言語学の分野で、丁寧さや敬意を表す敬語研究、待遇表現研究として多くの研究がなされてきた（井出 1982、大石 1983、荻野 1983、南 1987、菊池 1997、浅田 2001、熊井 2003 など）。その使い分けの基準となる「対人関係認知」については上下・親疎関係などが取り上げられてきた。待遇表現の研究では、対人関係に関わる言語使用・運用が対象となっているとはいえ、日本語では敬意を表す専用形式である敬語が発達していることから、主に、目上に対する丁寧さに注目した研究が中心であった。しかし実際には、敬語使用による丁寧さや話体の使い分けだけではなく、言語形式の使い分けもなされている。

敬語使用を前提とした丁寧な言い方であっても、様々な表現が可能である。例えば、相手に窓を開けることを依頼する場合、「窓を開けて下さい」だけでなく、「窓を開けてもらえますか」、「窓を開けてほしいのですが」などの表現が用いられる。これは英語でも同様に、“Please open the window.”だけでなく、“Could you open the window?”や“I want / would like you to open the window.”などと表現される。このように、＜依頼＞という発話行為を遂行するための言語形式は様々であり、他の発話行為も同様である。他言語ではこのような発話行為レベルでの言語表現について取り上げている研究は多い（Wierzbicka 1985, Blum-Kulka et al. 1989, Holtgraves 1994, Suszczynska 1999, Marti 2006 など）が、

日本語では発話行為レベルでの言語表現の運用に関する研究は少ない(井出他 1986、柏崎 1993、岡本 2000、吉成 2003, 2007 など)。また、取り上げられる発話行為のほとんどが、〈依頼〉という偏りがみられる。

以上の点から、本研究では発話における言語表現の構造分析において、2つの観点を取り入れたい。ひとつは、言語表現に関わる認知活動として「事態認知」と「対人関係認知」を同時に考慮した、統合的な見方を取り入れること。もうひとつは、特に日本語では実際の言語使用を広くとらえる必要があるため、発話行為レベルでの使い分けに注目することである。発話行為レベルでの言語表現とは、ある発話行為を遂行するために用いられる言語形式全般を指している。この2点を取り入れ、運用における言語表現の分析を試みる。

1.2.2 発話行為レベルでの分析

発話行為レベルでの言語表現の研究においては、実際の言語使用の体系化や実証などが充分になされているとはいえない。発話は行為であるとする「発話行為理論」は言語哲学の分野から始まっており、日常の言語使用に目を向けたものではあるが、議論の中心は発話行為が成立する条件などに関する理論の枠組みであり (Austin 1962, Searle 1969, Sadock 1974, Vanderveken 1994 など)、発話行為理論を言語表現の使用・運用の分析に応用した研究は少なく、問題も多い。例えば、言語使用で中心となる間接的な表現は、Searle の適切性条件に基づいて言語表現が記述され、その条件の適切さなどが議論されてきた。例えば、“Can you pass me the salt? (直訳「塩を渡すことができる?」)” という表現が、なぜ〈依頼〉を意味するのか、という議論である。

しかし実際の発話場面では、会話のやりとりの中で発話行為が遂行されており、一方的な一発話の文を対象としている Searle の適切性条件に合わない表現も多い。さらにこの間接的な表現は、丁寧さといった、ポライトネスとの関係で議論される (Clark & Schunk 1980, Gibbs 1986, Fukushima 2000, Marti 2006 など) が、どのように表現が言い分けられているのか、使用基準、使用動機にまで踏み込んで検証しているものは少ない。

以上のように、発話行為レベルで言語表現をとらえるとはいえず、統一した枠組みや方法が確立されているわけではない。本研究では、1つの発話行為〈申し出〉を取り上げ、その発話行為をめぐる多様な言語表現を、様々な側面から検証し、運用の体系化を目指す。それにより、発話行為レベルでの言語構造分析の1つの手法を指し示せると考えている。

1.2.3 〈申し出〉表現を取り上げる理由

本研究では、発話行為の中でも〈申し出〉を分析対象とする。その理由は、〈申し出〉表現を対象とした研究そのものが〈依頼〉や〈謝罪〉表現に比べて少ないことに加え、〈申し出〉表現のいくつかの特徴による。大きく3つの特徴があげられる。①〈申し出〉は心理的側面にも言語的側面にも注目して分析しなければならない発話行為である、②〈申し出〉を行う際にはストラテジーが必要である、③〈申し出〉の行為には文化的要因が大

きく関わる、という3点である。

1.2.3.1 心理的側面との関わり

本研究において〈申し出〉表現は、援助行動の宣言（援助行動における1つのプロセス）として位置づけている。援助行動とは、主に社会心理学の分野で取り上げられる、人間行動の1つである。何か困っている人を見て、その人を助けようとして起こす行為を指す援助行動の研究においては、その援助行動に至るまでの心理過程や性格特性など、援助者側の要因（Bal-Tal 1976, Schwartz 1977）や、被援助者側の要因（Graf & Riddell 1972, Howard & Crano 1974, 相川 1987）、状況や文化との関わり（Latané & Darley 1970, L'Armand & Pepitone 1975, 原田 1980）などが問題にされることが多く、その際に用いられる言語表現にまで注目しているものは社会心理学の分野ではほとんどない。

また、語用論など言語使用の研究においては、話し手の心的態度のような心理面と言語表現との関わりを検証しているものはあまりない。特に〈申し出〉は、相手の意図をはかり、状況を察知するなどの心理過程に関わる発話行為である。そのため、この話し手の心理面を考慮した〈申し出〉表現の使用を検討すべきである。そこで本研究では、社会心理学の知見を援用し、〈申し出〉表現を援助行動プロセスの1つとしてとらえ、分析を試みる。なぜ人は〈申し出〉という援助行動を行うのか、という観点から検討することは重要であり、言語表現選択の動機付けにも関わる。

1.2.3.2 コミュニケーション・ストラテジーとの関わり

〈申し出〉は、話し手が、相手の利益となる行為を行うものである。そのため、話し手自身の利益のために行う〈依頼〉や、相手に許しを乞う〈謝罪〉のように、行為成就のためのストラテジーが特に必要な発話行為ではないと考えられるかもしれない。しかし、状況や相手によっては、〈申し出〉の援助行為が恩着せがましい、迷惑な行為と受け取られる可能性もある。援助すべきだという社会的規範によって〈申し出〉を行わなければならない場合もあり、〈申し出〉行為を遂行するためにはストラテジーが必要となる。そもそも基本的に、〈申し出〉が聞き手目当ての行為である限り、相手に何らかの影響を与えることになり、対人関係維持のためのストラテジーは必須と考えられる。このように、相手の利益のために行う援助行動の宣言である〈申し出〉の発話行為にも、円滑なコミュニケーションを行うためのストラテジー（行為達成のストラテジー）が必要である。そのため的手段となる言語表現は多様化し、ストラテジーとして志向される言語表現に何らかの使用傾向が見られるのではないかと予測される。その傾向を明らかにする必要がある。

1.2.3.3 文化との関わり

さらに、〈申し出〉の発話行為に注目する理由として、〈申し出〉の発話行為には文化的背景が大きく関わることがあげられる。例えば、日本文化においては「察し」という、

コミュニケーションをとる上で、重要な概念がある(古田 1996)。この日本特有の概念と<申し出>の行為との関わりについて、鶴田他(1988)は次のようにまとめている。「日本語社会では、対人関係の様々な局面で、相手の頭の中を押し量って黙って行動するのはよいことであるという社会通念がある。特に助力の申し出というのは常に相手のためを思っていることなので、この傾向がよりいっそう顕著にあらわれ、相手が今必要としていることを敏感に察知して、気を利かせることが社会的により評価を受ける」(鶴田他 1988: 138)ことになる。一方、相手の自由意志を尊重することが大事であると考えられている英語社会では、「たとえ相手のためを思っているの親切でも、特に合理的で明白な理由がない限り、相手の意志を無視して、こちらで勝手に決めてしまうのは、<あなたは一人前の人間ではない>と、相手の自主性と自立性を無視した、思い上がった態度と考えられる」(鶴田他 1988: 138)。このように、<申し出>という発話行為は文化的要因が大きく関わり、文化によって様相が異なる発話行為だと考えられる。どの文化においても<申し出>という発話行為はあるが、その実行には様々な要因が関わっていることを示している。その要因が文化的な特質を表すものなのか、普遍的なものなのか、この点を明らかにする必要がある。

以上のように、<申し出>を実現する言語表現は、それが発話として用いられるまでに様々な要因が関わっており、検証すべき点は多い。また、これら要因を総合的にとらえる必要があるが、このような学際的な面も含めた<申し出>のとらえ方をするものはこれまでなかった。

1.3 本論文の内容

本研究の目的は、聞き手目当ての発話において、ある目的を持つて発せられる言語表現の形式は多様であるにも関わらず、その多様な表現の中から、話し手が適切と思う表現を選択するメカニズムを明らかにすることである。<申し出>の発話行為を取り上げ、言語表現の使用実態を検証し、言語表現に反映される諸要因と言語構造との関わりを探る。

もちろん、日常の言語使用の中で、話し手がいつも表現の適切さを意識し、言語表現を間違いなく選びとっているとは言い切れないだろう。とっさに発話していることも多々ある。しかし、その後に「しまった」「もう少し、よい言い方があったのでは」と、その言い方が不適切であったと思いつき返すことはないだろうか。例えば、窓を開けてもらうという目的を達成するため、とっさに「その窓を開けて!」と言ったとする。その相手をよく見ると目上の人であることがわかった場合、言葉使いが適切ではなかったと思うのではないだろうか。これは、後に思うこととはいえ、相手が誰であるのかという状況の知覚が、言語表現の適切さと関わっており、話し手も結果として言語表現の適切さを意識していることを表している。本研究では、どのような状況でどのような言語表現が適切だとして用いられるのか、その選択に関わる要因を明らかにする。

本研究の目的は以下のようにまとめられる。コミュニケーションで用いられる聞き手目当ての言語表現、いわゆる発話行為の中でも<申し出>を実現するための言語表現を取り

上げ、どのような表現形式が用いられているのか、その実態を明らかにすることを第一の目的としている。また、言語使用の傾向を探ることは、言語使用における志向性、言語使用の典型を見出すことである。様々な表現がある中で、なぜその表現が用いられるのかという動機付けに注目し、どのような要因が関わって好まれる表現・適切な表現が用いられるのか、その過程を探ることを第二の目的としている。言語表現に反映される要因として、認知言語学、語用論、社会心理学の知見から、話し手の事態認知に関わる要因、対人関係認知に関わる要因、そして文化的要因を予測し、検証を行う。

1.3.1 研究の対象

コミュニケーションに関わる発話の中でも、話し手から聞き手へメッセージの伝達がなされる「聞き手目当ての発話」での言語表現を本研究の対象とする。このような発話には、起こった事象の報告、感情の伝達から、依頼や命令のような、相手の行為を促す働きをするものまで、様々である。これらは発話行為と呼ばれ、機能によって分類されている（2.1節参照）。このような、ある1つの発話行為を実現するために用いられる言語表現の形式もまた、様々である。本研究では、先に述べた通り、発話行為の1つとして〈申し出〉の表現を取り上げる。1つの発話行為について、その多様な言語表現の実態、産出までの過程、それに関わる要因などを詳細に検証することは、発話行為とそれを実現する言語表現とのメカニズムを解明することになる。

また研究対象として重要なことは、本研究では、言語表現の文法上の真偽を問題にするのではなく、使用上の適切性や志向性を問題としている点である。ある1つの事象を言語化する際、様々な表現が用いられると予測されるが、対象となるのは、真偽に関わらない表現、つまり、好まれる言い回しや使用傾向に関わる表現である。例えば、ペンを借りたい意図を相手に伝える〈依頼〉の表現の場合、真偽に関わる表現（「ペンを貸して下さい」「*ペンを借りて下さい」）ではなく、文法的に真である様々な表現（「ペンを貸してほしいんですが」「貸してもらえませんか」）について、志向性とその要因を探る。

1.3.2 研究の目的と方法

本研究では、聞き手目当ての発話における言語表現の使用実態と、言語表現に反映される諸要因と言語構造との関わりを明らかにすることを目的としている。実際に使用される言語表現の観察から言語表現の体系化をはかる、ボトム・アップの方法をとる。検証の対象として〈申し出〉の発話行為を取り上げるが、具体的な検証目的は以下の2点である。

ひとつは、〈申し出〉を実現する言語表現形式の使用実態を明らかにすることである。発話行為を実現する言語表現は様々であるが、その多様な表現形式について広く調べ、まとめているものはほとんどない。そこで本研究では、〈申し出〉の発話行為で用いられる言語表現の使用実態を広く検証する。その方法として、〈申し出〉を取り上げた先行研究や様々な文献からの〈申し出〉表現の言語形式を参照する。また、談話分析の手法を用い

て、実際の会話で行われる<申し出>のやりとりを観察し、実験手法を用いて言語使用を調査する。これらの方法により、幅広く<申し出>の表現を収集できると考える。

もうひとつは、なぜ、多様な<申し出>表現の中から1つの表現が選ばれ、用いられるのか、その選択のメカニズムを解明することである。これには2つの側面からの検証が必要である。ひとつには、なぜ多様な言語表現が存在するのかという側面である。<申し出>は間接的な表現がほとんどであるが、なぜそのような間接的な表現が<申し出>として用いられるのかを検証する必要がある。もうひとつの側面は、それらの表現がどのように選択されるのか、その選択される要因を探る必要がある。これらを明らかにするため、実際の発話である会話のやりとりから、そこで使用される表現を検証し、要因を統制した実験手法により、その関わりを統計的に検証する。

1.3.3 論文の構成

全体的な構成として、1章では、序論として本研究の目的と構成に触れ、2章では、本研究が取り入れる理論的枠組みについて概観・考察を行い、その上で問題となる点を提起する。3～8章においては、<申し出>を実現するための表現を取り上げ、定義や表現の記述、そして使用事態を明らかにするなどの実証的な分析を、質的（談話分析）・量的（質問紙調査）に行う。3章では、先行研究や用例などから、間接的表現がなぜ<申し出>表現として成立するのか、その適切性条件について仮説を提示するなど、<申し出>の定義づけを行う。そして、なぜ<申し出>を行うのか、<申し出>とは何かという点を、心理学の知見を参考に、援助行動の宣言であると位置づけ、<申し出>の発話行為に至るまでのモデルを提示する（<申し出>の発話プロセスモデル）。4章以降では、<申し出>の発話プロセスモデルの妥当性を検討するため、モデルを構成する各要素を検証する。4章では、用例や質問紙調査により、多様な<申し出>の表現を明らかにする。5章では、話し手だけではない、聞き手とのやりとりの中で行われる<申し出>に注目し、談話分析の手法を用いて、その実態を解明する。6章以降では、明らかにされた様々な<申し出>表現がどのように使い分けられているのか、言語表現選択に関わる要因について検証する。6章では、状況要因を取り上げ、実験によって検証を行う。7章では、対人関係要因に関わる言語表現の使い分けを検証する。また音声面に注目することにより、言語表現だけでなく、非言語表現にも対人関係認知に関わることを指摘する。そして8章では、文化的要因が<申し出>表現に与える影響を明らかにするため、他言語の<申し出>表現の使用傾向を調査し、対照研究を行う。特に日英語の比較によって明らかにされた、<申し出>表現選択の志向性について議論する。9章では結論として、本研究で明らかにされたことや今後の課題について述べる。

—注—

*1 機能や役割など、発語内行為を意味する場合は<>を使用する。

2章 理論的枠組みの考察

本章では、言語使用における表現の言語構造を分析するために必要な、発話に関わるいくつかの理論的枠組みを概観する。言語使用は様々な語用論的原則に影響されていることが議論されてきたが、その中でも本研究に関わる重要な概念として、2.1節では、Austin (1962) や Searle (1976, 1979 など) が提唱する、「発話行為理論(Speech Act Theory)」の枠組みを取り上げる。特に、コミュニケーションにおいて多く見受けられる「間接発話行為(Indirect Speech Acts)」に注目し、2.2節では、その定義と先行研究で議論されてきた点について記述する。字義どおりの意味をなさない間接発話行為は、慣用的な表現を用いるものと、文脈に依存するものに大別されるが、それぞれが間接発話行為として機能する理由を説明する。その際に有効な概念として、Grice (1975) の「協調の原則(Cooperative Principle)」を取り上げる。さらに2.3節では、効率的な内容伝達が求められるはずのコミュニケーションにおいて、非効率的な間接表現が用いられる理由を説明する枠組みとして、Brown & Levinson (1978/1987) の「ポライトネス理論(Politeness Theory)」を取り上げる。伝統的な日本語の待遇表現と比較し、ポライトネス理論の枠組みでとらえた日本語について検討する。そして2.4節では、実際の言語使用における表現の言語構造を分析するにあたり、以上の理論では問題となる点や不足する点を指摘する。

2.1 発話行為理論

日常、当たり前のように用いられる言語表現に改めて注目すると、興味深いことに気が付く。例えば、母親は朝が一番忙しく、目覚まし時計が鳴り終わってもまだ寝ている子供を起こし、食事を与え、学校へ送り出さなければならない。子供を起こすために「早く起きなさい!」と怒鳴る様子は容易に想像できる。そして、子供はいやいやながらやっと起きるといふ動作を行うだろう。この「早く起きなさい!」という発話は、母親が子供をベッドから引きずり出すことをしなくても、子供を起こすという行為を担っている。

このように、ある言語表現を発することによって、何らかの効力が発揮されるような現象を「発話行為(Speech Acts)」と呼び、体系付けたのは Austin や Searle らによる「発話行為理論」である。この理論の基本的な概念は、Austin (1962) に始まったが、その幾つかの主張は Searle (1969, 1975a など) によって深められた。言語使用の実態に注目する本研究では、分析の枠組みとして Searle の理論を取り上げるが、まず発話行為を最初に提唱した Austin の理論を紹介し、次に Searle の理論とはどのようなものか、その理論に関わる先行研究を踏まえながら説明する。

2.1.1 Austin の発話行為論

日常における言語使用に目を向け、「発話は行為である Saying is doing」と最初に指摘し

たのは Austin である。彼は発話がある種の行為を遂行している現象に注目し、発話で用いられる言語表現は物事の状態や事実を記述しているだけではなく、発話がある種の行為を遂行している、行為遂行的な一面を持つことを初めて指摘した。言語表現が事態の記述ではなく、行為遂行として用いられるとの考えにより、文が真偽という基準ではなく、適切(felicitous)か、不適切(infelicitous)かという、文の適切さで判断されることを説明している。

「早く起きなさい」のような日常の言語使用は、真か偽かという真理値を前提に考える方法ではとらえられず、発話そのものが行為の遂行であるため、それが適切か不適切かで評価される。例えば、すでに起きている子供に対して「早く起きなさい」という発話は不適切だと判断される。

また、この「早く起きなさい」という発話の子供の起床を促すように、発話は何らかの効力(force)を有し、何かの行為を成し遂げる働きを持っている。1つの発話(言語行為)において1つの行為ではなく、3分類される行為を同時に遂行していると説明している。発話によってその文の意味が示される「発語行為(locutionary act)」、発話によって要求・約束・陳述などの効力が示される「発語内行為(illocutionary act)」、発話によって何らかの効果がもたらされるという「発語媒介行為(perlocutionary act)」の、3つの行為である。この3つの行為がどのように遂行されるのかを Austin は「彼女を撃て(Shoot her!)」という、彼が私に言った発話を用いて次のように説明している。発語行為として、「shoot」という語で撃つことを意味し、「her」という語である女性(彼女)を指している。発語内行為として、彼は私に、彼女を撃つように促した・助言した・命令したなどがあげられる。そして、発語媒介行為として、彼は私に彼女を撃つことを説得した、または実行させた、と説明される(Austin 1962: 101-102)。

発語行為の中でも「発語内行為」は重要な概念とされ、通常、「発語行為」という用語が「発語内行為」を指して使われることが多い。発語内行為は聞き手に働きかける作用を持っており、この働きかける力は「発語内効力(illocutionary force)」と呼ばれている。それが明示的にあらわされるのは、文の本動詞に、その発話の機能を命名する動詞「遂行動詞(performative verb)」をとる場合である。例えば、「明日必ず返すと約束します」「あなたのご好意に感謝します」「この船をコンチェルトと命名します」のように、「約束する」「感謝する」「命名する」などが遂行動詞となっている。ただし、日常の言語使用では、このような特定の遂行動詞を含んだ文を必ず用いているわけではない。むしろ、遂行動詞を使用しないことのほうが多い。「明日必ず返します」だけでも同じ発語内効力を持っている。Austin はこの点も考慮し、遂行動詞を用いる発話を「明示的な遂行的発話(explicit performative utterance)」と呼び、一方、遂行動詞を含まずとも同じ意味をなす発話を「原初的な遂行的発話(primary performative utterance)」と呼んでいる。前者には遂行動詞が用いられ、発語内効力が明示されるので問題はないが、後者が適切な発語内行為として遂行されるのは、場面によって影響を受け、慣用的に決まるものだからである。Austin は言語行為を適切にするための条件が、一般に、慣習的な制約であることも主張している。

以上のように、Austin は、これまで議論されることのなかった、日常で使用される言語表現に注目し、発話は行為であり、効力を持っていること、そのために文は真偽ではなく適切さの基準によって評価されることを主張した。さらに Austin は、発話の効力に関わる発話内行為を分類している。しかし、これは遂行動詞の分類に過ぎず、発話内行為一般の分析を対象にしたものではないと批判されることも多い。その中でも Searle は、Austin の理論におけるいくつかの問題点を指摘・考慮し、Austin の基本的概念を踏襲しながら、発話行為理論を発展させた。

2.1.2 Searle の発話行為論

Searle は Austin の理論から、さらに発展した発話行為理論を構築していった。例えば、発話行為が遂行する内容を、Austin の3分類から発話行為をさらに2つに分けた、4分類にまとめている。言葉を発することと、その意味を伝えることを区別し、前者を「発話行為(utterance act)」、後者を「命題行為(propositional act)」と名づけた。そして Austin の発話行為理論で用いられた「発話内行為(illocutionary act)」、「発話媒介行為(perlocutionary act)」を加えた4つの行為が言語行為として遂行されるとしている。

また、発話内行為を重視した Searle は、「どのような発話の目的で遂行されるのか」という基準を用いて発話内行為の分類を行っている。例えば、言語形式上は質問の表現である「窓を開けてもらえますか」という発話の目的は、窓を開けることの依頼である。このように、ある発話がどのような目的で遂行されるのかが分類の基準となり、(1)のように、発話の目的によって発話内行為は5つのタイプに分類される (Searle 1979: 12-30)。

(1) 発話内行為(illocutionary acts)の分類

断定(assertive)

何かについてそれが事実であること、真実であることを表明する

例) 提案、主張

指示(directives)

話し手が聞き手に何かをさせる

例) 命令、依頼

拘束(commissives)

将来何かすることを約束する

例) 約束、申し出

表明(expressive)

命題内容について感情や態度を表明する

例) 謝罪、感謝

宣言(declaratives)

宣言することにより新しい事態をもたらす

例) 宣言

Searle が Austin と異なる点は、遂行動詞にとらわれることなく発話の効力に注目している点である。Austin は分類において、発話内行為と遂行動詞(発話内行為動詞)が1対1

で対応するものではないにも関わらず、その動詞を基準としている。しかし、Searle は発語内効力を基準として分類している。これは、より発語内行為の分類としてふさわしい基準となっている。

さらに Searle は、発語内行為が首尾よく遂行されるための「適切性条件(felicity condition)」についても整備・修正し、(2)のような条件を提示している。

(2) 適切性条件 (felicity condition)

命題内容条件(propositional content condition)

発話の命題内容の適切性に関する条件

準備条件(preparatory condition)

当事者や状況に関する条件

誠実性条件(sincerity condition)

話し手の意図が誠実かどうかに関する条件

本質的条件(essential condition)

発話によりある行為が発生するかどうかに関する条件

全てではないが、発語内行為それぞれに適切性条件がまとめられている。例えば、〈依頼〉の発語内行為は、(3)のような適切性条件となっている (Searle 1969: 66)。

(3) 〈依頼〉の適切性条件

命題内容条件：話し手は、聞き手による未来の行為 A について叙述する

準備条件：聞き手は A をする能力を持つ

話し手と聞き手にとって、聞き手が自発的にその行為をすることは明らかではない

誠実性条件：話し手は、聞き手が A をすることを望んでいる

本質的条件：話し手が聞き手にその行為をさせようとする試みとみなされる

例えば、「窓を開けてもらえますか」という発話が〈依頼〉となるのは、上記の適切性条件を満たしているからである。[窓を開ける] という行為 A は聞き手による未来の行為であり (命題内容条件)、聞き手は窓を開ける能力を持つが、聞き手が自発的にその行為を行うかどうかは明らかではない (準備条件)。そのために疑問文が用いられると考えられる。話し手は [窓を開ける] ことを望んでおり (誠実性条件)、この「窓を開けてもらえますか」という発話は、話し手が聞き手に [窓を開ける] 行為をさせようとする試みであるとみなされる。このように、遂行動詞が明示されなくても、発話における言語表現が適切性条件を満たすとき、それは〈依頼〉の発話行為となるのである。

2.1.3 発話行為に関する先行研究

発話行為に関しては、様々な分野で様々な視点や方法で研究がなされてきた。発話行為理論の考え方や分類について議論する先行研究 (Sadock 1974, Bach & Harnish 1979, 山梨 1986、熊取谷 1993 など) をはじめ、Searle の発話行為の分類に基づき、個々の発話行為における言語使用について、質問紙を用いて調査するもの (Blum-Kulka & Olshtain 1984, Eisenstein & Bodman 1986, 井出他 1986、柏崎 1993、岡本 2000 など) や、コーパスや用例を調査するもの (Flowerdew 1991, 中田 1989、熊取谷 1995 など) がある。発話行為理論の概念については言語哲学の分野でさかんに行われたが、言語学の分野では主に、個々の発話行為の言語表現とその使用について取り上げられてきた。特に、第二言語習得の分野で、談話完成テスト(Discourse Complete Test: DCT) (後節で詳述) という実験手法を用いた量的研究が盛んに行われ、発話行為をストラテジーや母語の転移の面から考察している。大規模な発話行為の言語間比較がプロジェクトとして行われたもの (Cross-Cultural Speech Act Realization Project: CCSARP) が有名である。例えば、Olshtain & Cohen (1983), Blum-Kulka & Olshtain (1984), Blum-Kulka et al. (1989) などは、〈依頼〉や〈謝罪〉の発話行為について調査・分析し、コーディング・マニュアルをまとめている。さらにその枠組みを利用し、〈謝罪〉の発話行為における母国語から第二言語への転移を検証する研究 (Olshtain 1983) や、母語話者と学習者との〈感謝〉表現の違いを検討する研究 (Eisenstein & Bodman 1986) なども行われている。

先行研究では、発話行為理論における発話行為の分類や適切性条件といった枠組みを援用し、慣例的な遂行文に限らず、広く日常的な発話行為にも適用して分析が行われてきた。その結果確認されるのは、「(文の) 使用のほとんどが間接的なものである」(Levinson 1983: 264) という点である。日常生活における言語表現は、用いられる文中に遂行動詞が明示されているような、発話の意味が字義通りであるもの、いわゆる「直接発話行為(direct speech act)」だけではない。それよりもむしろ、遂行動詞が明示されず、字義通りではない間接的な表現が用いられる場合が多いことが明らかにされている。そして間接的な表現がどのように発話行為として解釈されるのかが研究者の関心事であった。そのため、字義通りの発話行為よりも、字義通りではない表現を用いる「間接発話行為(indirect speech act)」の特性について取り上げる研究がほとんどであり、これは実際の言語使用の状況に合った研究がなされてきた証拠である。次節では、日常で頻繁に用いられる、間接発話行為を取り上げ、間接発話行為とはどのようなものか、先行研究を踏まえながら説明を行う。

2.2 間接発話行為

「間接発話行為」とは、遂行動詞を明示しない文による発話行為であり、言語表現上、2つに分類される。ひとつは、慣用的な表現が用いられる間接発話行為 (conventional indirect speech acts)、もうひとつは、文脈によって異なる発語内効力を表す間接発話行為 (non-conventional indirect speech acts) である。

慣用的な表現が用いられる間接発話行為とは、定型表現によって表されるものである。Austin や Searle の発話行為理論で述べられたように、遂行動詞は使用されていないが、発話場面で慣例的に用いられ、定着した表現が用いられる発話行為を指す。例えば、子供を起こす発話で用いられる「起きなさい」という表現は、間接的なく命令>の表現である*1。発話における命令形の表現は、発語内効力を遂行するための形式として、文法・文型上で規定されている表現（慣用的に決まるものも含む）であり、このような表現を用いた発話は、慣用的な間接発話行為と考えられる。

一方、文脈に依存する間接発話行為とは、ある発話行為が、字義通りの発語内行為の効力とは異なり、他の効力を持つ発語内行為が遂行される場合をいう。子供を起こす発話の他の例を考えてみよう。なかなか起きてこない子供に対して母親が「7時半よ」と告げる場合がある。この発話は字義どおりでは時刻が7時30分であることを述べる<陳述>の発話行為である。しかし、話し手（母）の発話の意図を考慮すると、起きるべき時間であることを伝えながら、表現上には表されていない「起きなさい」という<命令>の発語内効力を遂行していると考えられる。このように「7時半よ」という<陳述>の発話行為が<命令>として解釈されるには、母親が子供を起こす場面であるという文脈（コンテキスト）が必要である。もし「7時半よ」という発話が、時刻をたずねられた時の返答として用いられた場合、<命令>の発語内効力が遂行されることはない。またさらに、この母親と子供の間、「7時半は起きていべき時間である」という共通の認識がなければならない。日常生活においては、このような、場面や文脈に依存する間接発話行為も多く存在する。

本研究では、この2つのパタンの間接発話行為を取り上げるが、これらの間接発話行為で議論すべき点は2つあると考える。ひとつは、なぜ字義通りではないのに話し手の意図した発話行為が成立するのか、もうひとつは、どのようなときに間接発話行為がなされるのか、という点である。

2.2.1 間接発話行為が成立する理由

2.2.1.1 慣用的な間接発話行為の場合

間接発話行為と解釈される発話で用いられる表現は、多くの場合、慣用的(idiomatic)である。そのため、間接発話行為が遂行された場合、聞き手は、話し手の字義的な表現から非字義的な意味を表す発語内行為の意味を読み取ることができる。例えば、間接発話行為と解釈される慣用的表現には、<助言>における「早く帰ったほうがいいですよ」、<依頼>における「この傘を使って下さい」などがあげられる。これらは遂行動詞を用いていないことから直接発話行為とはいえないものであるが、定型の<助言>表現、<依頼>表現として定着し、慣用的表現あるいは典型的な表現として用いられている。

Searle (1979) は、いくつかの発語内行為について、間接発話行為と解釈される慣用的な表現を定型化している。指示(directives)に分類される<依頼>は(4)のような6つの定型にまとめられる。それぞれの例文をあげておく。

- (4) a. 相手の能力を聞く型 Can you reach the salt?
 b. 相手への願望を示す型 I would like you to go now.
 c. 相手の今後の行動を聞く型 Would you kindly get off my foot?
 d. 相手の今後の欲求・意志を聞く型 Would you mind not making so much noise?
 e. 相手の今後の行動の理由に関わる型 You ought to be more polite to your mother.
 f. 上記のものを埋め込む型 I would appreciate it if you could make less noise.

ある発話がある発話行為として成立するには、適切性条件を満たさなければならないとされている。(4)の<依頼>の間接発話行為の表現は適切性条件(前述(3)参照)を満たしていることによって成立する。例えば、“Can you reach the salt? (塩に届きますか)”の表現は準備条件を、“I would like you to go now. (今、行ってもらいたいのですが)”の表現は誠実性条件が関わっていることから、<依頼>の発語内行為として成立していると説明される。遂行動詞を明示しない間接的な表現も、適切性条件を満たしていることから、当該の発話行為として解釈される。つまり、慣用的な間接発話行為の成立する理由として、当該の適切性条件を満たしていることが条件となっており、その表現は定型的な表現として分類されている。

慣用的な間接発話行為について、先行研究では発語内行為を遂行する多様な言語表現として分析されてきた。特に<依頼>を取り上げる研究が多く(Clark & Schunk 1980, Gibbs 1986, Blum-Kulka 1987, Holtgraves 2005, Marti 2006, 井出他 1986, 岡本 2000 など)、間接的な依頼行為遂行の言語メカニズムが様々な方法で明らかにされている。例えば、Blum-Kulka (1987) は、談話分析の手法を用いて発話行為理論が自然会話での分析に有効であること示している。具体的には、イスラエル人家族の夕食時の会話で使われた間接的な<依頼>表現がいかに成立するのかが、適切性条件に照らして分析されている。他の発語内行為についても、Hassell & Christensen (1996) は、Searle の分類に沿って、3つのコミュニケーション方法(メール、電話、対面)を用いて、どれほど間接的な表現が使用されているのかを実験手法を用いて検証している。また、Holtgraves (2005) は、Searle の発話行為の分類全てについて、暗黙の(implicit)発話行為の実態を、実験手法によって明らかにしている。

日本語についても、用例から検討を行っているもの(中田 1989, 熊取谷 1995)や、実験手法を用いて検証を行っているもの(井出他 1986, 柏崎 1993, 岡本 2000)などがあり、手法は様々であるが発話行為の枠組みを援用して間接発話行為を分析している。例えば中田(1989)は、日英語の<感謝>と<陳謝>の表現を取り上げ、それらを適切性条件にあてはめて検討している。特に、日本語では「すみません」という表現が<感謝>と<陳謝>のどちらの場合にも用いられることを取り上げ、それは、行為の主体としての話し手が、相手に対して、「ありがたい」と「すまない」という2つの心的態度を合わせて持つからで

あると指摘している。

以上のように、先行研究では様々な角度から表現の志向などが検証されてきたが、〈依頼〉や〈謝罪〉が対象とされることが多く、発話行為の種類に偏りがみられる。例えば、他の発話行為についても慣用的に用いられる表現の定型を分類するなど、幅広く間接発話行為について検証するべきである。それによって、発話行為全体についての間接発話行為の傾向が考察できる。本研究では、間接発話行為の全体的傾向を見るために、まず、あまり取り上げられることのなかった〈申し出〉の検証を試みる。結果として、全体的傾向を議論するまでに至ってはいないが、その一歩としての研究と位置づけ、〈申し出〉を詳細に検証する。

2.2.1.2 文脈依存の間接発話行為の場合

間接発話行為を実現するもうひとつの表現の型として、文脈依存の間接発話行為があげられる。これは、ある発話行為の典型的な表現形式が、文脈によって他の発話行為としての効力を発揮する場合の表現である。「発話行為は、ある言語行為（例：状況を述べる）を通して、間接的に別の言語行為（例：依頼する）が行われる間接的発話行為も多い。ひとつの意図を表すにも多様な表現の可能性がある」（海保・柏崎 2002: 138）と指摘されているが、これには文脈が大きく関わっている。例えば、酔って帰ってきた父親が玄関先で「おい、母さん、水だ！」と言う場合、この発話は水があることを〈陳述〉した発話行為であるとは解釈されない。「水を持ってきてくれ」という〈依頼〉（あるいは〈命令〉）の発話行為として解釈される。むしろ、字義通りの意味よりも、非字義的な意味のほうが優先的に解釈される場面である。これはまさにその場の文脈（コンテキスト）に依存している間接発話行為であることを意味している。

また、このような文脈に依存する発話行為は、特定の場面毎に具体的な効力を行使することで、より個別の文脈に強く関わっていることが指摘できる。「この部屋は寒いね」という発話の例を取り上げる。これは部屋の状態（部屋が寒いこと）を描写する表現であるが、この発話によって部屋を暖かくすることを〈依頼〉しているとも分析される。さらには、窓が開いている場合は「窓を閉めて下さい」、ドアが開いている場合は「ドアを閉めて下さい」、暖房が入っていない場合は「暖房を入れて下さい」という、部屋を暖かくするという目的のために、その場の状況によって異なった行為を依頼する発話内効力を発揮することになる。このように、個別の発話場面がどのような状況であるかによって、発話の効力が定まる。つまりこれも発話行為が文脈に大きく依存することを表している。

以上のような間接発話行為は、発話の文脈から切り離して、その発話の意味を解釈することはできない。(4)でまとめられた〈依頼〉の慣用表現の定型にあてはまるものでもなく、適切性条件を満たすものでもない。なにより、文脈がなければ当該の発話行為として成立しないものである。では、この文脈と間接発話行為はどのようにつながっているのだろうか。文脈と間接的な発話行為のつながりを理解するための、最も頼りになる有望な根拠に

は、Grice (1975) が提案した協力的会話に関する理論「協調の原則(cooperative principle)」があげられる。

コミュニケーションにおいては、会話の参加者（話し手・聞き手）が協調的な態度で相互に協力しあうことで会話が構築されると考えた Grice (1975) は、会話の参加者には互いに「協調の原則」を遵守するという期待があり、そこから言外の意味ともいえる、発話における含意された意味が生ずると論じている。「協調の原則」とは、「会話のそれぞれの段階で、あなたが携わっている話しのやりとりの目的、方法としてその場の人たちが受け入れているものに従うように、会話に貢献せよ」(Grice 1975: 45) という原則である。この原則は(5)のような下位原理である4つの格率(maxim)からなる。格率とは、行動に際して従うべき規範的な原則のことであり、量、質、関連性、方法の4つに分けられ、さらにそれぞれ細かな規則が設けられている。

(5) 会話の格率

a. 量の格率

- ① 必要な量の情報を発話に盛り込め
- ② 必要以上の情報を発話に盛り込むな

b. 質の格率

- ① 間違っていると思うことを言うな
- ② 十分な証拠のないことを言うな

c. 関連性の格率

- ① 関連のあることを話せ

d. 方法の格率

- ① はっきりしない表現は避けよ
- ② 解釈が分かれるような言い方をするな
- ③ 簡潔に話せ
- ④ 順序よく話せ

以上の原則は、あるべき会話の運用を実現するために従わなければならない規則と位置づけられている。しかし、この原則は必ず守るべきものではなく、暗黙の了解のように、会話参加者間で守っていると考えられている原則である。協調の原則を遵守するという期待から、推論によって発話の意味を理解する。このような意味を Grice は「会話の含意(conversational implicature)」と名づけており、(6)における A の発話に対する B の返答の発話が例としてあげられる。

(6) A: 明日、バーベキュー・パーティするんだけど、来ない？

B: 明日は一日中バイトなんだ。

A はバーベキュー・パーティに B を招待している。その返答となる B の発話の字義通りの意味では、B 自身の予定を述べているだけで、A の招待に対する答えになっていない。そのため、「関連のあることを話せ」という「関連性の格率」に違反するように見える。しかし、会話者は協調の原則を守っているという前提から、「なぜ格率に反しているのか」を考え、「B は一日中バイトがあるのでパーティには来られない」という含意を伝えていると A は判断する。このように、B の発話が A の招待の返答として受け取られるのは、コミュニケーションにおいて「協調の原則」の存在を認めることで説明が可能になる。つまり、(6)の B のような文脈に依存する間接発話行為の表現がなぜ成立するのかは、「協調の原則」によって説明される。

2.2.2 間接発話行為を行う理由

次に疑問としてあげられるのは、なぜ協調の原則（あるいは各格率）に違反した間接的な発話がなされるのかという問題である。前述(6)のように、間接発話行為は含意によって、話し手の意図を伝達するが、なぜ、このような効率性の悪い返答がなされるのであろうか。招待に対する断り（パーティに行かないこと）を直接伝える場合の発話と、どのように違っているのだろうか。これは、間接発話行為がなぜ用いられるのかという疑問に関わる。

直観的には、せっかく招待してくれているのに、はっきりと断るのは失礼ではないかという気持ちから来るものだと考えられる。直接的な断り（「いいえ、行きません」と伝える）よりは、婉曲的な表現のほうが失礼にならないと考えてのことではないだろうか。つまり、間接的な表現は相手の気持ちに配慮して用いられたものであり、間接発話行為を行う理由として、対人関係配慮が関わっていると考えられる。「間接的であるほど、より丁寧である (the more indirect, the more polite)」(Kasper 1994: 3209) と明示されるように、言語表現の「間接性(indirectness)」と、対人関係配慮である「丁寧さ(politeness)」との関わりについて議論している先行研究は多い (Searle 1975b, Clark & Schunk 1980, Leech 1983, Brown & Levinson 1978/1987)。

英語の<要求>表現を取り上げている Clark & Schunk (1980) や Leech (1983) が指摘するように、直接的な表現よりも間接的な表現のほうが、要求を伝達する意図の表出が緩和される度合いが大きい形式となる。このため、間接性が丁寧さに関わると分析される。Leech (1983) は、「発話が間接的であるほど、その効力はより減少し、ためらいがちになる」(Leech 1983: 108) と説明している。例えば、“Answer the phone.(電話に出る)” という発話は “Could you possibly answer the phone?(できれば電話に出ていただけますか)” という発話よりも丁寧さに欠けるが、これは前者がより直接的で、相手が断る機会を与えていないからであり、結果として後者がより丁寧な発話として認識される。このように、対人関係配慮に関わる丁寧さを取り上げ、理論化を試みた先行研究はいくつかあり、検証もなされている (Leech 1983, Fraser 1990, Kasper 1990, DuFon et al. 1994, Watts 2003)。そして、間接的であることが丁寧さと関わっているとするものも多い。

しかし先行研究によっては、間接性と丁寧さは同じではない、間接的な表現が丁寧さだけと関わるのではない、と反論するものもある (Wierzbicka 1991, Okamoto 1992, Holtgraves 2005)。Okamoto (1992) は、日本語の〈要求〉^{*2}表現における言語表現の間接性について、実験手法を用いて検証している。窓を開けることを依頼する場面を取り上げ、その表現が様々であることを明らかにし、さらに、聞き手が疎遠であったり、高地位であったりするほど、あるいは要求に伴う負担が大きいほど、直接的な形式「窓を開けて」「窓を開けて下さい」に比べて、間接的な形式「窓を開けてほしいんだけど」のほうが用いられる実態を明らかにしている。その理由として、間接形は相手に対して押し付けがましくない印象を与えるからであると説明している。つまり、伝達効率が悪い間接発話行為が日常で頻繁に使用される理由は、対人関係に配慮した表現として用いられているからだと説明される。しかし一方で Okamoto (1992) は、要求を明示しない形式 (例「この部屋は暑いなあ」) の場合、間接的ではあるが、聞き手にそれが要求だとわからない可能性も指摘している。つまり、適切な間接性のレベルは、話し手と聞き手との関係や要求内容との関わりによって決まるものであり、丁寧さだけが間接性と関わるわけではないことを示唆している。

また、何が丁寧なのかという判断は文化的な規範(cultural norm)が関わっていることも指摘されている (Spencer-Oatrey 1992, Wierzbicka 1985, 1991)。文化によっては、むしろ直接的な表現のほうが丁寧だとされる (Wierzbicka 1985, 1991)。それどころか、ある言語では間接的で丁寧だと考えられる表現が、他の言語ではその発話行為の意味さえなさない場合もある。Wierzbicka (1991) は、“Can you pass me the salt?(塩をとってくれますか)” という慣用的な〈依頼〉の間接発話行為の表現が、英語やスペイン語では定型的な〈依頼〉の表現として解釈されるが、ロシア語やポーランド語においては、字義通りの意味にしかならないことを指摘している。また Kerbrat-Orecchioni (1994) は、タイ語において、〈依頼〉の場面でこのような表現“Can you ...?”を用いた場合、その能力を疑っていることを意味し、相手は怒り出すであろうと報告している (Escandell-Vidal 1996 より引用)。このように、間接的な表現については、文化的要因も考慮する必要があることがわかる。

以上のように、間接発話行為に関する先行研究を概観すると、なぜ間接発話行為をするのかという明確で唯一の答えは見当たらないことになる。間接性と丁寧さが関わることもあれば、そうでないこともある。文化的背景の違いも大きい。ただし、Okamoto (1992) が考察したように、適切な間接性は相手との関係や行為の内容に関わる。つまり、間接的な表現は対人関係を基準にした「適切さ」が関わっているとの指摘である。この指摘は順当で重要なものだと考えられる。「適切さ」は「丁寧さ」だけが関わるわけではなく、例えば逆に「親しさ」を表そうとする配慮もなされる。言語表現が間接的であればあるほど丁寧である、というのは極論であり、人は、相手や内容に見合った、適切な表現を間接的な表現の中から選択していると考えられる。つまり、対人関係配慮の中でも「丁寧さ」だけを基準にするのではなく、例えば「親しさ」も考慮するような、幅広い対人関係配慮を取り

上げなければならないことを意味している。本研究ではこの点を考慮し、広く「ポライトネス」を定義している Brown & Levinson (1978/1987) の理論が有効だと考え、これを援用したい。

2.3 ポライトネス理論

Brown & Levinson (1978/1987) は、間接的な表現は、場面や対人関係に配慮したポライトネス・ストラテジー(politeness strategy)として用いられることを指摘し、それを体系づけている。ここでいう（そして本研究でも使用する）「ポライトネス」とは、いわゆる「丁寧さ(politeness)」だけでなく、友達に敬語を用いないような「親しさ」も含め、相手によって異なる言語使用全般を対象とした、対人関係に配慮する言語行動を指している。つまり、相手や場面によって「適切」と考えられる言語行動だといえる。本研究では、このような観点からの間接発話行為の分析を試みるため、まず、Brown & Levinson の「ポライトネス理論(politeness theory)」について概観する。

2.3.1 Brown & Levinson の「ポライトネス理論」

2.3.1.1 概論

Brown & Levinson が提唱した「ポライトネス理論」では、Goffman (1955, 1967) の「フェイス(face)」という概念を用い、人間はみな基本的欲求として、「ポジティブ・フェイス(positive face)」と「ネガティブ・フェイス(negative face)」という二種類のフェイスを持っていると仮定している。「ポジティブ・フェイス」とは、他者に理解されたい、好かれたい、賞賛されたいというプラス方向への欲求であり、「ネガティブ・フェイス」は、賞賛されないまでも、少なくとも他者に邪魔されたり、立ち入られたりされたくないという、マイナス方向に関わる欲求としてとらえられる。つまり、ポジティブ・フェイスは人に近づきたいという欲求、ネガティブ・フェイスは人に立ち入られたくないという欲求であるといえる。人と人とのコミュニケーションとは、この2つのフェイスに配慮しながら、相手のフェイスを脅かさないように、かつ自分のフェイスを守る行為であると主張している。

このような「フェイス」の概念と発話行為との関わりについて考えてみると、そもそも、発話すること自体が相手のフェイスを脅かす行為となることがわかる。例えば、「窓を開けて下さい」のような<依頼>の発話行為や、「明日、来ます」という<約束>の発話行為を考えてみても、相手に何らかの働きかけを行うことになるからである。ある種の行為は、本質的に相手のフェイスを脅かす行為となる。これを FTA(Face Threatening Acts : フェイス侵害行為)と呼び、この FTA の度合いに応じたポライトネス・ストラテジーが選択される。つまり、聞き手目当てで行われる発話は FTA となり、それを補償するために何らかのポライトネス・ストラテジーが発話と同時に行使されることにもなる。

このフェイスを脅かす度合い（フェイス侵害度）は、話し手と聞き手の社会的距離、両者の力関係、そして、相手にかかる負担の度合い（文化によって異なる）といった、3つ

の要因によって規定され、(7)のように公式化されている(訳は宇佐美 2001a より)。

(7) フェイス侵害度の見積もり公式

$$W_x = D(S,H) + P(H,S) + R_x$$

W_x : フェイス侵害度、行為(x)が相手のフェイスを脅かす度合い

D : 話し手(Speaker)と聞き手(Hearer)の「社会的距離(Social Distance)」

P : 聞き手(Hearer)の話し手(Speaker)に対する「力(Power)」

R_x : 特定の文化で、ある行為(x)が「相手にかける負担の度合い」(Rank of imposition)

このように、3つの社会的要因が関数的に働いて、どのくらい相手のフェイスを脅かすかが決まり、それに対して話し手がとるべきポライトネスのレベルも決まるとしている。3つのパラメータの和が大きいほどレベルの高いストラテジーが必要となる。

2.3.1.2 ポライトネス・ストラテジー

Brown & Levinson の「ポライトネス理論」では、「相手のフェイスを脅かす度合い」に応じて、話し手はストラテジーを使い分けており、その自発的なストラテジーはポライトネスとしてとらえられている。円滑なコミュニケーションを維持するため、相手のフェイスを脅かす行為(FTA)の度合いに応じたポライトネス・ストラテジーが選択される。その中核となるのが、FTA の程度を緩和するストラテジー(with redressive action)であり、ポジティブ・フェイスに訴えかけるストラテジーを「ポジティブ・ポライトネス(positive politeness)」、ネガティブ・フェイスに配慮するストラテジーを「ネガティブ・ポライトネス(negative politeness)」と呼んでいる。その他に、緩和表現を用いずそのまま言う(without redressive action, baldly)、はっきり言葉にせず暗示的に言う(off record)、全く FTA を行わない(doing no FTA)などを含め、(8)のように、5つの主要なストラテジーが提示されている。そしてそれぞれについて、下位ストラテジーとして具体的な例をあげ、ポライトネス・ストラテジーを説明している(7.2 節で詳述)。

- (8)
- | | |
|------------------------------------|-------------------------------------|
| a. 相手のフェイスを脅かす軽減行為を行わず、直接的な言語行動をとる | (without redressive action, baldly) |
| b. ポジティブ・ポライトネス | (positive politeness) |
| c. ネガティブ・ポライトネス | (negative politeness) |
| d. 伝達意図を明示的に表わさない(ほのめかす) | (off record) |
| e. FTA を行わない | (doing no FTA) |

これらのストラテジーがどのように使用されるのかを、例として、話し手が傘を貸してほしいと依頼する状況を考えてみたい。(8a)の直接的な言語行動とは、「傘、貸して」と自

分の要求を直接伝えることである。(8b)は、相手の何かをほめたり、冗談を言ったりして、傘を借りることを依頼する。(8c)は、「もしよろしかったら、貸していただけませんか」というように、要望を押しつけるのではなく、相手に断る余地を与えるような間接的な表現をとる。(8d)は、「今日傘を持つてくるのを忘れたんです」のように、ほのめかすにとどめておくものであり、(8e)は、傘を借りたいという意を表明しないことである。これらのストラテジーが、相手との社会的距離や力関係などによって、使い分けられる。

2.3.1.3 ポライトネス理論をめぐる先行研究

Brown & Levinson はポライトネス理論の枠組みを使って、ほとんどの文化・言語に共通した丁寧さが説明できると主張している。この枠組みを用いて発話行為を分析している研究には、不同意表明をポジティブ・ポライトネスの観点から検証している Hotgraves (1997)、off-record による〈依頼〉の発話行為について検証を行っている Fukushima (2000)、〈申し出〉の発話行為における言語表現の分析に、ポライトネス・ストラテジーの枠組みを援用している吉成 (2007) があげられる。また、ポライトネス・ストラテジーを典型的に検討することを提案する Haverkate (1988) などもある。

対人関係配慮に関わる言語表現に関しては、場面のとらえ方や言語形式の違い、ストラテジーの使い方など、文化によって異なる点が多い。発話行為やポライトネス理論はどの言語にも共通する普遍性を持つとしているため、異議を唱える先行研究も多い (Gu 1990, Wierzbicka 1991, Gough 1995, Suh 1999, Suszczynska 1999, Dlaki 2001, Skewis 2003, Marti 2006 など)。特に、日本語のように、対人関係配慮に関わる表現が、言語形式にはっきりとあらわれ、複雑な体系を持つ「敬語」を有する言語においては、この枠組みはあてはまらないとの批判が多く (Matsumoto 1988, 1989, Ide 1989)、ポライトネス理論は日本語の待遇表現とは区別されてきた。

2.3.2 日本語の待遇表現

2.3.2.1 待遇表現

待遇表現とは、「話し手の対人関係の待遇的把握のありようを示す言語表現」(『国語学大辞典』*3) と定義されている。そもそも対人関係における待遇として、敬語の三文法(尊敬語・謙譲語・丁寧語)のような伝統的に確立した専用の表現形式を指す「狭義の待遇表現」が中心であり、従来の研究は、目上に対する敬意の表明、そして言語形態によって明示的に敬意が表されている形式(敬語)を対象としていた。しかし上記の待遇表現の定義が示すように、対人関係を広くとらえ、上下・親疎関係、場面などの諸条件を考慮した、総括的な角度から言語表現をとらえる必要が指摘され、「広義の待遇表現」といえる研究が行われるようになった(井出 1982、杉戸 1983、菊地 1997、浅田 2001、熊井 2003 など)。

言語形式・言語表現についても、「いわゆる敬意表現専用のそれだけではなく、否定疑問形・推量形など本来敬語とは関係のない文法形式や表現を援用した間接表現・婉曲表現な

どや、冗談や理由を述べるなど内容面での補いによる直截的な表現の回避なども、敬語の機能を果たすものとして含められる」(『言語学大辞典』:324*4) と定義づけられている。確かに、実際の使用においては、敬語のような有限で定まった言語形式を持つ表現とは異なり、疑問形や仮定法など、本来は対人関係修辭の機能を持たない言語形式によって敬意を表現するものがある(川村 1996)。このように、専用ではない言語形式による敬意表現は、他言語においても見受けられ、対照研究や類型的な観点からの分析や検証が可能である。しかし広義の待遇表現においても、日本語特有の言語形式を中心とした言語表現が対象となっており、他言語との比較を念頭においた待遇表現研究にはなっていない。

比較的最近では、語用論的なストラテジーともいえる観点から言語表現をとらえる研究の必要性が指摘されてきている。生田(1997)は、言語形式にあらわれるものにとらわれず、人間関係を維持するための社会的言語行動である「ポライトネス」を考慮にいれる必要性を指摘している。概念においても言語形式においても、対人関係配慮を広くとらえている Brown & Levinson(1978/1987) のポライトネス理論は、敬語という言語形式にとらわれない日本語の待遇表現を考える上で、有効な概念と考えられる。世界言語の1つである日本語という視点から、対人関係配慮の言語表現をとらえることが必要であり、本研究ではこの点を重視した表現の運用と他言語との比較を行う。

2.3.2.2 日本語におけるポライトネス理論

Brown & Levinson のポライトネス理論は、特に日本語について、馴染まないものであると異議を唱えるものが多かった。普遍性を前提としているポライトネス理論は、個別言語(英語)の敬語使用の原則と混同・同一視され、批判されることが多く、この理論は日本語の待遇表現とは別次元のものであると解釈されていた。「欧米の言語と文化を背景にして作られたポライトネス理論は、日本の敬語を考えるにはふさわしくない」「日本語では敬語使用の原則の制約が大きいので、ポライトネス理論の1つの鍵概念である、話者個人のストラテジーとしてポライトネスをとらえることはできない」(Ide 1989)(訳は宇佐美 2001b より)との議論があるように、敬語という言語形式があるために、日本語にはポライトネス理論は適合せず、よってポライトネス理論の唱える普遍性にも疑問をなげかける批判があった。また、「フェイスの概念は個人主義社会のものであり、集団主義の日本のような社会では、人間は相手との関係で自分の存在を規定している。フェイスではなく関係がやりとりの鍵である」(Matsumoto 1989)(訳は宇佐美 1998 より)のを根拠に、Brown & Levinson のポライトネス理論の普遍性について疑問を持つものもある。つまり、日本語にはポライトネス理論はあてはまらないとされていた。

しかし、Pizziconi(2003)や Fukuda & Asato(2004)は、日本語の敬語を考慮しても、ポライトネス理論が有効であり、Ide(1989)や Matsumoto(1988, 1989)の考えに反論を行っている。また、宇佐美は一連の研究(宇佐美 1997, 1998, 2001a, Usami 2002)より、1発話のレベル(1文レベル)ではなく、談話レベルでの検証を行うことにより、ポライ

トネス理論の定理は受け入れられることを証明している。また、日本語における広義の待遇表現の基本的概念を検討してみると、Brown & Levinson のポライトネス理論と共通する概念を多く見出すことができる。杉戸 (1989) は、待遇表現を「話し手、書き手という言語行動の主体が、その言語行動にまつわる人物同士のいろいろな人間関係、言語行動の行われる場所柄や状況、そこで話題となることからの性格などを配慮して、言語形式・言語表現・言語行動の諸側面にわたる表現形式の群から、その配慮に最も適当な表現形式を選ぶ表現行為、および、それによって選ばれる表現形式」と定義づけている。つまり、言語を使用したコミュニケーションを行う上で、場面に合った適切な表現、円滑な対人関係を保つための表現を「待遇表現」ととらえており、これはまさにポライトネスの考え方と同一である。

また、ポライトネス理論に疑問を投げかけている Ide (1989) だが、そもそも待遇表現を「話し手と相手（聞き手および話題の人を指す）との間の社会的・心理的距離に応じた心理的態度を表す言語手段である」（井出 1982: 111）としており、ポライトネス理論の概念となっている「フェイス」ではなく、「距離」を鍵概念としてはいるものの、FTA の公式で用いられた「距離」についてのとらえ方との共通性が見受けられる。また、社会的・心理的距離が大きいときに使われる表現を「敬遠表現」、その反対に距離が小さいときに使われる表現を「親密表現」と呼び、待遇表現の中にもポジティブ・ポライトネスのような、親密さを表現するための枠組みがあることを示唆している。この点からも、Brown & Levinson のポライトネス理論と共通した認識があることがわかる。

2.3.2.3 日本語に適用して考えられるポライトネス

実際、われわれの日常生活でも、ポジティブ・ポライトネスのストラテジーを使用していることが多い。通常、仲間内では普通体で話されるが、この「ため口」と呼ばれる敬語を用いない発話の形態は、言語形式の丁寧度は低くなるが、仲間意識を高める効果（ポジティブ・ポライトネス）をとらえることができる。仲間間でしか通用しない言葉を用いることも同様である。また、初めて会った人に丁寧な標準語を使用しているも、同郷であることがわかれば、その方言で会話を始めたりする。これも相手との距離を縮めるようなストラテジーであり、ポジティブ・ポライトネスの一種だと考えられる。このように、ポジティブ・フェイスを考慮した対人関係配慮として用いられる言語表現について、さらに検証していくことは、日本語の待遇表現研究において必要であると思われる。

また逆に、敬語を使っているも、必ずしも丁寧な話し方をしていることにならないことも多い。「コンピュータが動かなくなりました。こちらへいらっしやって、コンピュータの調子をごらんになってください」（白川他 2001）では、言語形式においては敬語を用いて丁寧な表現を試みているが、語用論的には不適切であり、聞き手に不快感を与える可能性も考えられる。つまり、敬語を使ってさえいけばよいというものではなく、相手にとって心地よいかどうかという実質的な発話の効果を問題とすることが、待遇表現にお

いて重要であり、これはまさに、ポライトネス理論の説明するところである。ポライトネス理論を取り入れている川崎 (1992) は、敬語使用の基盤にはこの心地よさがあり、その条件は文化によってかなり異なるものだと主張している。例えば、話し手と聞き手に地位の差がある場合、聞き手は地位の差は地位の差として認める言葉づかいをしてもらえれば満足な文化（日本語）と、地位の差を小さく感じさせるような言葉づかいをもらえれば満足な文化（英語）があると説明している。このような文化差を考慮しながら、普遍的な基準を持った理論として、ポライトネス理論を日本語の分析（個別言語の分析）に取り入れていけばよいのではないだろうか。

以上のように、ポライトネスの枠組みを大きくとらえ、日本語に適用して分析することになら無理はなく、敬語という狭義の待遇表現だけでは説明しきれなかった、実際の言語使用における語用論的な発話、つまり発話行為も、ポライトネス理論を適合することで説明することができる。もちろん、Brown & Levinson のポライトネス理論が普遍理論であるという主張に多少の反論はあるものの、日本語における待遇表現においてもその普遍性を考慮し、丁寧さの考え方を広げて検証することが、これから必要になってくるのではないだろうか。

2.4 本研究で取り組む問題

発話における言語表現に関わる重要な理論の概要と、その理論を用いて分析を行っている先行研究について概観した。どれも言語使用の分析に有効な概念であり、援用している研究も多い。しかし、本研究で議論すべき点としてあげた、「なぜ間接発話行為を行うのか」については、明確な答えは得られなかった。この問題を考えるために、以下3点を見直し、本研究の方向性を明らかにしたい。まず、日本語においては発話行為の分析が少ないこと (2.4.1 節)、そして英語などの他言語でも、発話行為の種類に偏りがみられること (2.4.2 節)、最後に方法論として、談話分析を取り入れる必要があること (2.4.3 節) を提起したい。

2.4.1 日本語の発話行為研究

いわゆる「丁寧さ」を扱う日本語の待遇表現研究は、従来、敬語のような伝統的に確立した専用の表現形式を指す「狭義の待遇表現」を中心に、言語形態によって明示的に敬意が表されているものを対象としていた。これに対して比較的最近では、「広義の待遇表現」として、場面や対人関係を総括的な角度から研究しようとする動きがさかんになってきている。しかし実際に、発話行為を取り上げて分析した研究（理論については山梨 1986、実験手法を用いたものには井出他 1986、柏崎 1993、岡本 2000、吉成 2003, 2007 など）は少なく、発話行為の種類もほとんどが〈依頼〉を扱っている。なぜ、発話行為を取り上げた日本語の研究は少なく、扱う発話行為も〈依頼〉に偏っているのだろうか。

理由のひとつとして、日本語では直接発話行為はほとんどなされないという事実があげられる。日本語では、発話意図を実現するのに、表現上、遂行動詞を用いないという事実

がある。例えば<申し出>や<助言>意図を表すのに、英語では“*I offer ...*”、“*I advise ...*”と表現されることもあるが、日本語では「〜と申し出る」、「〜と助言する」という表現は用いられず、「〜しましょうか」<申し出>、「〜したほうがいいですよ」<助言>などが使用される（鹿嶋 2000）。これらは慣用的な間接発話行為の表現として定着し、使用されている。日本語教育においては、発話行為を示す慣用的な表現は文型として用いられるほどである。このように、日本語では発話行為において遂行動詞が用いられることがないため、Austin の枠組みを取り入れることがなく、また慣習的に用いられる間接発話行為についても、それぞれ特定の文型として定着しているために、発話行為を実現するための言語表現の多様性が注目されてこなかったのではないだろうか。

しかし実際の使用においては、文型として定着した典型的な表現がどのような場面でも同じように用いられるわけではない。相手との関係や場面などの社会的要因によって<依頼>表現が使い分けられること（井出他 1986）、また<要求>を明示する定型的な表現が、相手への要求量によって、表現が間接化し、聞き手の負担に配慮する必要が増大すると意図の表出が緩和されるような、表現の使い分けがなされていること（岡本 2000）などが、実験手法を用いた研究によって明らかにされている。さらに、慣用的な表現以外の間接発話行為に注目するものもある。柏崎（1993）は、日本語母語話者による<依頼>談話の実態調査によって、発話行為に関わる表現に多様性が見られたこと、具体的には、<依頼>の定型表現とされる協力を求める表現だけでなく、むしろ話し手側の状況・目的・願望や、場面の状況および主題などに言及することで、婉曲的に表現する機会が多いことを明らかにしている。つまりこの結果は、実際の言語使用では典型的な表現だけが用いられているわけではないことを示している。このように、発話行為レベルでの言語表現の多様性や使い分けが明らかにされてきたが、そのほとんどは<依頼>についてである。全体の傾向を見るためにも、それ以外の発話行為についても扱うべきである。さらには、敬語使用をポライトネスの1つとして取り入れることで、言語表現の使い分けと共に分析ができると考えられる。

2.4.2 発話行為研究における偏り

発話行為を中心とした言語使用の研究には、全体を通して、分析対象である発話行為の偏り、言語の偏り、方法論の偏りがあげられる。

日本語では<依頼>の発話行為が取り上げられることが多いことを前節で指摘したが、そもそも、英語などの他言語においても、<依頼>を取り上げるものが多く（Ervin-Tripp 1976, Clark & Schunk 1980, Blum-Kulka 1987, Holtgraves & Yang 1990, Holtgraves 1994, Skewis 2003, Marti 2006）、その他には<謝罪>（Blum-Kulka & Olshtain 1984, Suszcznska 1999, Bergman & Kasper 1993）、<助言>（Houtkoop-Steenstra 1990, Goldsmith & MacGeorge 2002）など、取り上げられる発話行為に偏りが見られる。この偏りによって、例えば適切性条件などの妥当性が主張されているものでも、<依頼>につい

でのみの検討だけになり、他の発話行為であればどうなのか、汎用性はあるのかななどの問題が残ることになる。

<依頼>が頻繁に取り上げられる理由として、Holtgraves (1997) は、<依頼>が明らかなフェイス侵害行為(FTA)であり、これを遂行するための慣用的な丁寧表現がどの言語でも発達しているからだと説明している。この説明は、多くの先行研究では、発話行為と丁寧さに関連があるとみられていることを意味するが、その点だけに注目した研究の偏りがあるとも考えられる。丁寧さだけではない間接的な表現使用の動機付けもあるはずだが、その点まで踏み込んだ先行研究は見当たらない。

先行研究には、言語の偏りも見受けられる。研究対象となる言語は英語が中心となっており、そのなかで発話行為やポライトネスの普遍性が説明される。理論そのものにおいても英語を取り上げて説明されるため、他言語に援用した際に、異なる結果が示されることを指摘する研究も多い (Ervin-Tripp 1976, Wierzbicka 1985, Gu 1990, Gough 1995, Suh 1999, Dlaki 2001 など)。言語比較においては普遍的な面だけでなく、それぞれ文化特有の(cultural-specific)点も考慮しつつ、分析や検証することが必要である。

また方法論にも偏りがあり、これまで、質問紙を用いた調査を行うという量的な分析が多かった。しかし、先行研究でも指摘されているように、発話行為を会話のやりとりの中で分析する談話分析のような質的な研究も必要である。次節で詳しく述べる。

2.4.3 談話分析の必要性

発話行為を談話レベルで研究する必要性は先行研究で指摘されてきた。例えば、Wunderlich (1980) は、電話での会話における<申し出>の分析の中で、発話行為の理論的枠組みの有用性は認めつつ、従来の理論では説明できない点があることを指摘している。また、Schegloff (1988) も、日常会話の分析に発話行為理論を取り入れながらも、現実の会話は常に連続した発話のコンテクストの中で行われることの重要性を説き、その問題点を指摘している。更に Schiffrin (1994) では、“Y want a piece of candy?” という表現が、談話の文脈によって、<質問><依頼><申し出>など異なる機能を果たすことを示している。Houtkoop-Steenstra (1990) は<提案>の発話行為を談話分析で検証している。このように、近年、談話分析の立場から発話行為を取り上げる研究も多くなされてきた。そこで指摘されるのは、それぞれの発話行為は文を超えた相互作用の中で発生するものであり、連続した談話を観察することによって特定されるべきである (Geis 1995) という点である。Stubbs (1983) も指摘するように、発話は普通、二者間以上の会話のやりとりでなされる。それにも関わらず、これまでの発話行為における表現の分析では、相手への一方向だけの発話を対象としており、その発話に至るまでの会話のやりとりや、聞き手の返答についても考慮していない。

日本語の研究においても、熊取谷 (1994) が<感謝>を表すのに一般的に用いられる日本語の表現について、Searle の適切性条件に当てはまらない事例を取り上げ、それが会話終

結の一部を構成する前段階終結(pre-closing)の働きをすることもであると指摘している。鹿嶋(2000)は<助言>について取り上げているが、談話分析によって、相互作用が発話行為に影響を与えていることを明らかにしている。日本語の<依頼>表現を扱った研究には、同じく適切性条件に基づき、談話の中でそれがどのように成立するかを検討した熊取谷(1995)があるが、ここでは、発話行為理論の枠組みだけでは扱いきれない依頼表現もあると指摘されている。このような先行研究の結果からは、談話のレベルで発話行為を分析する必要が示されている。もちろん、これまでの量的な分析が不要であると述べているわけではない。量的な分析では発話意図を実現する多様な表現を明らかにし、質的な談話分析によって、さらに、発話行為の表現がどのように成立するのかといった観察が可能となる。

以上の問題点を踏まえ、本研究では日本語の<申し出>の発話行為を取り上げ、詳細に記述し、質的・量的の両面から検証を行う。またさらに、英語との比較を行い、個別言語1つだけでは見落としがちな特徴についても、2言語を比較対照することで、検討を行う。

ある1つの発話行為を取り上げ、様々な側面から詳しく検証することで、(9)にあげた点を明らかにする(()内はその手段を表す)。

- (9) a. 間接発話行為を実現する多様な言語表現 (実態調査)
- b. 間接発話行為として、なぜその言語表現が成立するのか (適切性条件の提案)
- c. なぜ間接的な表現が用いられるのか (要因の解明)

—注—

- *1 遂行動詞を用いた直接発話行為では、この場合、「起きることを命令する」となる。
- *2 <依頼>と<要求>、そして後述する<要請>は、同様の内容を指すこととする。
- *3 国語学会編纂 1980.『国語学大辞典』東京堂出版。
- *4 亀井考・千野栄一・河野太郎 1995.『言語学大辞典 第6巻 術語編』三省堂。

3章 <申し出>とは何か

本章以降では、発話行為の1つとして<申し出>を取り上げる。<申し出>とは、話し手の行為提供を伝える発話行為である。例えば、たくさんの荷物を抱えて困っている相手に、その荷物を持ってあげるという行為の提供を伝える発話行為を指す。日本語では典型的に、「荷物をお持ちしましょうか」「荷物をお持ちしましょう」「荷物をお持ちします」のような「(話し手動作主動詞*1) + ショウカ/ショウ/スル」という表現が用いられる。しかし、このような言語表現を<申し出>の発話行為という観点から分析しているものはあまりない。

本章では、<申し出>の発話行為とは何かを明らかにする。3.1節では、<申し出>の発話行為について、先行研究による定義づけを概観し、<申し出>の適切性条件を設定する。3.2節では、なぜ<申し出>が行なわれるのかという観点から<申し出>を探り、心理学の知見を援用した<申し出>の位置づけモデルを提案する。そして3.3節では、その<申し出>の発話プロセスモデルを元に、以後の章で検証する研究課題を提示する。

3.1 <申し出>の発話行為

Searle の発話行為理論をもとに、<申し出>とは何か、その定義づけを行う。先行研究の指摘を参照し、<申し出>の適切性条件の提示を試みる。先行研究の中には、Searle の適切性条件は理想的な場合の条件を提出しており、実際の使用をみていないという批判がある (Segerdahl 1996)。しかし、実際に用いられる言語形式と、適切性条件を照合することによって、適切性条件の妥当性を検証することができる。さらにいえば、もし条件に合わない場合でも、なぜ合わないのか、どのように合わないのかを考察し、実際の使用に合った適切性条件を新たに提案すればよいと考える。言語使用という観点から分析を行う本研究でも、Searle の理論に沿って<申し出>の適切性条件を設定することは意義深い。

3.1.1 <申し出>の適切性条件

<申し出>は、話し手が聞き手のためにある行為を遂行することを、聞き手に働きかける発話行為である。Searle の発話行為理論における、基本的な発語内行為 (basic illocutionary acts)のうち、「拘束 (commissives)」に分類される。「話し手がある行為を将来実行することを言明する」拘束行為では、話し手は発話によって、言明された行為を実行する義務を負うことになる。拘束行為に含まれるのは、「お手伝いしましょうか」という<申し出 (offer)>のほかに、「正々堂々と戦うことを誓います」などの<誓い (vow)>、「明日は必ず時間通りに来ます」といった<約束 (promise)>などがあげられる。この中でも Searle は特に、<約束>を取り上げて発語内行為を説明しており、<約束>の適切性条件を(10)のように提示している。

(10) <約束>の適切性条件

命題内容条件：話し手は、話し手による未来の行為 A について述べる

準備条件：①話し手は、A を行うことができる

②聞き手は、話し手が A を行うことを望んでいる

誠実性条件：話し手は、A を行う意志がある

本質的条件：話し手は聞き手に対して A を実行する義務があるとみなされる

一方、Searle の一連の研究では、<申し出>の適切性条件を提示しておらず、<申し出>については、間接発話行為の表現の例として、*indirect offer* (間接的な申し出) を遂行する表現を取り上げ考察している (Searle 1979: 54-56)。ただし、Searle は *indirect offer* (or, in some case, a promise) としているように、<約束>と<申し出>をはっきり区別しておらず、*indirect commissive* (間接的な「拘束」) の表現として、議論している。しかし、後述するが、<約束>と<申し出>は異なる性質を持ち、<申し出>独自の条件の設定が必要と考える。実際に、他の先行研究には、独自に<申し出>の条件を設定しているものや、<申し出>が Searle の<約束>の適切性条件と異なる点を取り上げて議論しているものもある。これらの先行研究を参照し、本研究では、以下のように<申し出>の適切性条件を設定する。

(11) <申し出>の適切性条件

命題内容条件：話し手は、話し手による未来の行為 A について述べる

準備条件：①話し手は、A を行うことができる

②話し手は、聞き手が A という行為を望んでいるかどうか定かではない

③話し手は、A が聞き手のためになると信じている

誠実性条件：話し手は、A を行う意志がある

本質的条件：話し手は聞き手に対して A を実行する義務があるとみなされる

<約束>の適切性条件との違いは準備条件にあり、「聞き手が、話し手の行為 A を望んでいるかどうか定かではない」(準備条件②)、「話し手は、行為 A が聞き手のためになると信じている」(準備条件③) という点である。まず、<約束>と同様の条件について確認し、その後、<申し出>特有の条件について説明を行う。

3.1.2 <約束>と同様条件の確認

本節では、<申し出>の適切性条件を確認する中で、同じ「拘束」に分類される<約束>の適切性条件と同様の条件項目を取り上げる。日本語において典型的な<申し出>表現とされる文型を考察する。日本語では、典型的な<申し出>表現は、「(話し手動作主動詞) + ショウカ/ショウ/スル」の形式であらわされる。例えば、重い荷物を持っている人に

対して、「荷物を持ちましょうか」「荷物を持ちましょう」「荷物をお持ちします」などが典型的なく申し出>表現と考えられる。このような文がそれぞれの項目に該当するのかを検証する。

まず、命題内容条件を取り上げる。命題内容条件は、発話の命題内容の適切性に関する条件である。<申し出>については、「話し手は、話し手による未来の行為 A について述べる」とある。「荷物を持ちましょうか」「荷物を持ちましょう」では、荷物を持つのは話し手であり、まだ相手の荷物を持っているわけではなく、[荷物を持つこと]はこれから話し手が行う行為である。それが言語表現上に明示されているので、命題内容条件にあてはまる表現となっている。日本語の場合、動詞の現在形でも未来の行為を表すため、「荷物をお持ちします」の表現も、命題内容条件を満たす表現であることがわかる。また、当事者や状況に関する条件である準備条件のうち、項目①「話し手は、A を行うことができる」は、命題内容条件との関わりが大きい。行為 A を行うことができなければ、話し手は、[荷物を持つこと]のような未来の行為を相手に表明することはできないからだ。つまり、<申し出>は、話し手が、実現可能な自身の未来の行為 A について述べることであり、そのための準備条件である項目①も命題内容条件と関わって、妥当な条件となっている。

次に、話し手の意図が誠実かどうかに関する誠実性条件を取り上げる。<申し出>の適切性条件では「話し手は、行為 A を行う意志がある」条件を指すが、このような「話し手の行為遂行意志の表明」が、表現上、日本語ではどのように表れているのかを検討する。典型的なく申し出>表現では、「シヨウ」という意向形のような、話し手の意志を表すマーカーが付与されたり、行為の意志も含意する動詞の「スル」形が用いられたりしている。つまり、<申し出>表現において、話し手が行為遂行を意図しているという表明は、言語形式上必須であり、話し手の意志が、<申し出>表現として機能するための重要な要素であると考えられる。なぜなら、話し手に<申し出>の意図があるかどうかは、聞き手に明示されない限り聞き手が知ることはできない。話し手の行為 A 遂行の意図は聞き手に伝えるべき要素であり、明示する必要のある要素である（もちろん、態度やジェスチャーなどの非言語行動も考えられるが、ここでは問題にしない）。

最後に、本質的条件を取り上げる。本質的条件は、発話により、ある行為が発生するかどうかに関する条件となっている。<申し出>も<約束>と同様に、発話したことによって、行為 A を実行する義務が生じることになる。話し手は行為 A の実行を表明しているとみなされるからだ。ただし、その実行義務の発生タイミングは<約束>と異なる。次節で詳しく議論するが、結果としてその発話が実行する義務があるとみなされることには変わりはない。

3.1.3 <約束>と異なる項目の検討（準備条件②）

前節で提出した<申し出>の適切性条件において、<約束>の条件と異なる準備条件の項目②「話し手は、聞き手が A という行為を望んでいるかどうか定かではない」について、

先行研究を踏まえ、その妥当性を検討する。

3.1.3.1 先行研究 1 : Schiffrin (1994)

先行研究において、〈申し出〉の発話行為を詳しく分析しているものに Schiffrin (1994) がある。談話分析の手法から、ある発話 “Y want a piece of candy?” を取り上げ、この発話が、〈質問〉や〈申し出〉などの発話行為として機能することを分析している。〈申し出〉が「拘束」の1つであることを認め、〈約束〉と〈申し出〉を比較して議論している。Searle の〈約束〉の適切性条件を参考に、〈申し出〉を次のように説明している。「質問形式における命題内容が〈約束〉の準備条件にあった (*focus on*) ものであれば、その質問は〈申し出〉の発話行為として考えられる」。つまり、「聞き手は、話し手がその行為を行うことを望んでいる」(〈約束〉の準備条件②) ことに関して質問する場合、その発話は〈申し出〉と解釈される。

さらに、〈約束〉と〈申し出〉の「拘束」行為における違いは、話し手の拘束さ (*commitment*) の程度によって異なるとし、*commit* する段階を図2のように説明している (Schiffrin 1994: 73)。〈約束〉は予備的知識として、聞き手が行為 A を望んでいることを話し手はすでに知っており (準備条件)、話し手は行為 A を行う義務を負う (本質的条件)。つまり、Stage 1 の最初から、話し手は聞き手が行為 A を望んでいることを知っており、同時にその時点から、話し手は行為 A を行う義務を負う。一方、〈申し出〉は、聞き手が行為 A を望んでいるかどうか、話し手にはわからない (Stage1)。そのため、聞き手が望んでいるかどうかを明らかにし (Stage2)、聞き手が行為 A を望んでいると知る (Stage3)。そして、話し手は行為 A を行う義務を負うことになる (Stage4)。つまり、Schiffrin (1994) の指摘によると、同じ「拘束」行為に分類される〈約束〉と〈申し出〉の違いは、聞き手が行為 A を望んでいることを、話し手が知っているかどうかである。

	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Stage 4
<i>Promise</i>				
Knowledge	S knows H wants A	—————→		
[preparatory]				
Commitment	S commits to do A	—————→		
[essential]				
<i>Offer</i>				
Knowledge	S does not know	S finds out	S knows	
[preparatory]	if H wants A	if H wants A	H wants A	
Commitment				S commits
[essential]				to do A

図2 適切性条件における〈約束〉と〈申し出〉の相違 (Schiffrin 1994: 73)

Schiffrin (1994) の知見を援用すると、準備条件の内容が<約束>と<申し出>では異なると考えられる。そして、準備条件の違いにより拘束の段階に異なる点がみられるが、本質的条件については、結果として同条件であると考えられる。繰り返しになるが、重要な相違点は、行為 A を聞き手が望んでいることを話し手が知っているかどうかである。

ここで重要な点として指摘したいのは、<申し出>では、話し手が聞き手の望みを知らないからこそ、知るために何らかの働きかけを相手に行うことである。<約束>では、すでに相手が望んでいることを知っているの、相手に聞くべきことはない。しかし<申し出>の場合、相手が望んでいるかどうかはわからないため、いくつかの段階を経る必要がある。特に、相手の望みを明らかにするため(Stage2)には、質問することによって、聞き手にその情報を伝えることを依頼する。このように<申し出>では<約束>にはない働きかけを行う必要があるのである。この働きかけは、質問のような言語表現を用いて行われる可能性は大きい。例えば、実際の<申し出>表現では、「手伝いましょうか」のように、相手の望みを知るための言語表現（質問形式）が用いられる。

以上のことから、<約束>の準備条件②「聞き手は、話し手が行為 A を行うことを望んでいる」とは異なり、<申し出>の準備条件②は「話し手は、聞き手が話し手の行為 A を望んでいるかどうか定かではない」と設定される。

3.1.3.2 先行研究 2 : Wierzbicka (1987)

<申し出>の準備条件である、聞き手の望みの不確かさについては、Wierzbicka (1987) でも指摘されている。Wierzbicka (1987) は、独自の観点から様々な発話行為を辞書的にまとめている。それぞれの発話行為について、その用例を紹介し、意味(Meaning)を定義し、議論を行っている。<申し出(offer)>も取り上げられ、次のように記述されている。“To offer to do something means to say that one is willing to do it and that one will do it if the addressee says that he wants one to do it.” (Wierzbicka 1987: 191)。何かの行為を申し出るということは、申し出た人にその行為をする意志があり、その行為は、受け手がそのようにしてほしいと言った場合に行われることを意味している。これには、Schiffrin (1994) と同様に、<申し出>の受け手がその行為（Wierzbicka は行為 X と名づけている）を望んでいるかどうか重要な点であることが示唆されている。

また、Wierzbicka は発話行為の概念を一人称と二人称を用いた文のレベルで定義している。<申し出>についても、(12)のように Meaning（意味の定義）が記述されている。

(12) Meaning

I think of X as something that could be good for you

X はあなたにとってよいことだと私は思う

I say: I will cause X to happen if you say you would want me to do it

もしあなたが私にそうしてほしいと言えば、私は X を引き起こす、と私は言う

I think that you may want it to happen

あなたは、それが起こってほしいと思っていると私は思う

I don't know if you want it to happen

それが起こってほしいとあなたが思っているかどうか、私にはわからない

**I say this because I want to cause you to know that I would cause it to happen if
you said that you wanted it to happen**

それが起こってほしいとあなたが言ったら、私はそれを引き起こすだろうとい
うことを、あなたに知らせたいために、これを私は言う

I assume that you will say if you want it to happen

あなたはそれが起こってほしいと言うだろうと私は推測する

(Wierzbicka 1987: 191)

4行目の定義“**I don't know if you want it to happen**”でも、話し手は、聞き手がその行為を望んでいるかどうか分からないことが記述されている。さらには、3行目“**I think that you may want it to happen.**”にあるように、話し手は聞き手がそう望んでいると思っていることも明記されている。

実際の言語表現を考えてみると、この2つの定義は理にかなっているように思われる。〈申し出〉が〈約束〉の適切性条件と違うのは、聞き手が話し手の行為を望んでいると話し手が信じているだけで、それが本当かどうかは定かではない、という点である。それを確認するために、「手伝いましょうか」のような質問形式が用いられる。また、定かではないとはいえ、望んでいると強く信じている場合には「手伝います」のような言い切りの形式が用いられると考えられる。相手の望みが定かではないという事実だけでなく、相手はそれを望んでいると信じている度合いは話し手に依存するという条件が加わるため、話し手独自の判断が関わって、様々に言語表現に反映されると考えられる。

さらに Wierzbicka の定義には、〈申し出〉の準備条件③にも触れている。1行目“**I think of X as something that could be good for you.**”をみると、「話し手は、話し手のする行為が相手のためになると思っている」と定義されている。つまり、〈申し出〉には、相手（行為の受け手）にとって利益(benefit)となることが含まれていると指摘している。その証拠として、会話のやりとりに注目して議論をすすめている。

発話行為をめぐる言語表現に注目して議論している Wierzbicka は、その場面で行われる会話の例をあげて説明している。〈申し出〉の発話行為の場合、相手が望んでいるかどうか分からないため、質問の形式(“**Would you like a cup of tea?**”、“**Can I help you?**”など)が用いられる。それに対して受け手は「はい」「いいえ」の応答(response)を余儀なくされるが、さらには「ありがとう(thank you)」という返答がなされることを指摘している。この返答こそが、その行為が、行為の受け手である聞き手にとってよいこと(ためになること)であることを表していると説明している。Wierzbicka の議論では限られた例しか述

べられていないが、本研究では、このような会話のやりとりを重視し、さらに次章以降で<申し出>の発話とその返答について検証する。

以上のように、この先行研究では、<申し出>の適切性条件に関わる重要な指摘が2つあった。ひとつは、相手が行為を望んでいるかどうか分からないという点であり、もうひとつは、<申し出>で提供される行為 X が、相手にとってためになることだと話し手が思っている、という点である。後者についてさらに詳しく検証してみよう。

3.1.4 <約束>と異なる項目の検討（準備条件③）

Wierzbicka (1987) の指摘で先取りすることになったが、<申し出>の適切性条件における準備条件の項目③「話し手は、行為 A が聞き手のためになると信じている」について、「ためになる=利益・恩恵」という点に注目している日本語の先行研究を取り上げる。

3.1.4.1 先行研究3：日本語の申し出表現について

相手のためになること、つまり相手にとっての「利益」が<申し出>の発話行為において重要であることは、日本語の申し出表現研究においても指摘されている。

日本語の申し出表現は、先に述べたように、典型的な<申し出>表現（慣例的な定型表現）として「(話し手動作主動詞) + ショウカ/ショウ/スル」の形式があり、日本語教育を中心に、周知のこととして取り上げられている。しかし、申し出表現と名づけてはいるものの、発話行為の1つとして<申し出>をとらえ、言及しているものはほとんどなく、<申し出>の発話行為を表す表現形式を取り上げている研究の数も少ない。その中では、日本語とビルマ語における申し出表現を比較しているキーン (2002)、ある行為提供を申し出る際に用いられる表現形式に注目した仁田 (1991)、申し出表現の構成要素を分析している坂本・蒲谷 (1995) などがあげられる。

仁田 (1991) は、表現形式から意味のあり方を説明しており、「ショウ」という表現形式の用法の1つとして、話し手の行為の提供を申し出る際に用いられることを、小説の用例(13)を取り上げて説明している。この用法は「意志動詞をとり、動作主体が一人称である」という点で、話し手の意志を表す用法（「今日は隣町まで行ってみよう」）と共通しているが、話し手の行為遂行が聞き手の利益付与になる点に違いがあることを指摘している。

- (13) a. 「お送りしましょう。」 買い物袋を下げた彼女を見て三隅はいった。
b. 「よし、おぶってやろう。つかまれ・・・」 大矢は息子に背中を出した。【江ノ島】
c. 「面白かったよ。とても面白かった。御褒美をあげようね。」【仙石】
d. 「うーむ、どれがいいかな。」 「おまかせ下さい！ あっしが見つけましょう」

【葛飾 48】 (仁田 1991: 112-114) *2

<申し出>は、話し手が、聞き手の利益になるような自分の行動を提供しようとする発話

行為であり、日本語における典型的な表現形式として「(話し手動作主動詞) + ショウカ / ショウ / スル」とまとめられる。

<申し出>表現を決定する構成要素についてさらに詳しく分析している先行研究に、坂本・蒲谷 (1995) があげられる。坂本・川口・蒲谷 (1994) において、表現内容を相手に伝えるだけでなく、それによって相手あるいは自分（またはその両者）が何らかの行動を起こし、その行動で表現内容が実現されることを目的意図とする表現を「行動展開表現」と名づけ、「行動」「決定権」「利益」という3つの要素の組み合わせを基準にして様々な表現の分類を行っている。

行動展開表現は、①だれが「行動」するのか、②だれがその行動の「決定権」を持っているのか、③その行動の結果だれが「利益」をうけるのかという、要素の帰属が重要な基準となっている。この枠組みの中で申し出表現も分析されており、申し出表現は「自分が行動し、相手が決定権を持ち、相手が利益を受ける」という基本的な構造を持つと説明される。つまり、「アナタのために (相手・利益) ワタシは何かをしてあげるつもりだ (自分・行動)。ただし、それをするかどうかはアナタが決める (相手・決定権)」(坂本・蒲谷 1995: 28) という構造である。この構造を表す典型的な表現形式として、「～シテアゲマショウカ」(14)をあげている (蒲谷・川口・坂本 1998: 146)。

(14) 荷物を持ってあげましょうか。

この典型的な表現形式には、<申し出>の基本要素である「行動・決定権・利益」が誰に帰属するのかという点が明示されている。相手に問いかける疑問文「～カ」となっていることから、聞き手である相手に決定権があることがわかる。また、話し手が行動の主体となる「持つ」という動詞を用いていることから話し手である自分の行動が明示されている。そして「～テアゲル」のような相手に恩恵を与えることを表す補助動詞が用いられることによって、相手に利益があることも表現に表されている。つまり、<申し出>表現として機能するための構成要素が表現形式に反映されていることがわかる。

ただし、坂本・蒲谷 (1995) も指摘しているように、相手に利益を与えることが事実であっても、表現上に恩恵を表すことは待遇表現として適当ではないことから、相手への利益を明示しない質問の形式(15a)が用いられることが多い。また、申し出る当然性から相手にたずねることがかえって適当でなくなるために、決定権を話し手が持つことを意味する平叙文の表現形式(15bc)も多く用いられる。つまり、対人配慮の関係上、<申し出>の構成要素の全てが明示的に表されているわけではないが、典型的な<申し出>表現形式としては、「(話し手動作主動詞) + ショウカ / ショウ / スル」があげられ、<申し出>の構成要素が言語形式にも反映された形となっていることに違いはない。

- (15) a. 荷物をお持ちしましょうか。
- b. 私が荷物をお持ちしましょう。
- c. 私が荷物をお持ちします。

日本語の申し出表現の言語形式に関わる先行研究より、本研究で指摘したいのは、利益や恩恵という概念が〈申し出〉に関わる点である。坂本・蒲谷（1995）はすでに〈申し出〉の構成要素において、利益が聞き手にあることを指摘しているが、利益に関わるからこそ、定かではないはずの、聞き手が「話し手の行為 A」を望んでいるという予測がたてられ、〈申し出〉の発話行為が遂行されると考えられる。話し手がある行為 A を行う〈申し出〉の発話行為で重要なのは、なぜ話し手が行為 A を行うのかという理由であり、それは、その行為 A が相手のためになると話し手が信じているからである。以上のように、〈申し出〉においては、行為 A が聞き手のためになると話し手が信じていることが重要であり、〈申し出〉の発話行為の適切性条件に加えるべきだと考え、準備条件の項目③を設定している。

本節では、〈申し出〉の適切性条件(11)を提示し、条件項目についての検討を行った。〈申し出〉の適切性条件が妥当であるかどうかは、実際の言語表現と対照して分析する必要がある。日常の言語使用においては、典型的な〈申し出〉表現だけでなく、多様で間接的な〈申し出〉表現が多く用いられている。これらについてはさらに次章で詳しく検討する。

Searle は〈約束〉と〈申し出〉は「拘束」に属し、適切性条件の違いなどの区別まで検討していなかった。しかし、本研究では先行研究を踏まえ、〈申し出〉独自の適切性条件が必要だと主張する。

「拘束」は、話し手がある行為を将来行うことを言明し、言明した行為を実行する義務を負うことになる発話行為である。〈約束〉も〈申し出〉もこの発話行為に該当するが、〈申し出〉の場合、確かに行為を言明はするが、それを実行する義務を負うことになるかどうかは、聞き手の意向によって決定される。つまり、〈申し出〉で言及される行為は、本来的に義務を負うものではない。聞き手の意向があれば義務が生じるという発話行為である。そのため、〈申し出〉は「拘束」に分類されるが、「表明」の要素が強い発話行為と考えられる。適切性条件で該当する本質的条件は、最終的には義務があるとみなされるため、〈申し出〉と〈約束〉と同様の条件を提示しているが、義務とみなされるかどうかは聞き手の意向が大きく関わっている点に違いがみられる。この点からも、〈申し出〉の発話行為を議論するには、〈申し出〉を行う話し手の発話だけを取り上げるのではなく、聞き手とのやりとりを含んだ談話のレベルで分析する必要があることが指摘される。

また、〈申し出〉は〈約束〉と異なり、話し手の自由意志で行なわれる発話行為と考えられる。〈申し出〉で言及する行為は、話し手が「すべき行為」ではなく、「してもしなくてもよい行為」とも考えられる。つまり、その行為遂行を表明するかどうかは、話し手の意志で決められる。そのため、その意志決定を行うための準備条件が設定され、この点

が<約束>とは異なる。さらにいえば、なぜ<申し出>を行うのかという基本的な言語行動の動機付けに関わる問題を含んでいる。次節では、この点を検証する。

3.2 <申し出>の位置づけ

<申し出>の発話行為とは何かを考えるために、そもそも、なぜ<申し出>が行われるのかという点を考察する。目的を持って発せられる言語表現を問題にする本研究においては、<申し出>の発話に至るまでの過程を明らかにする必要がある。そこで心理学の知見を援用し、<申し出>の発話行為は援助行動の宣言であると位置づけ、その過程を提示する。そして、<申し出>の発話に至るまでに関わる様々な変数（要因）を明らかにする。

3.2.1 援助行動としての<申し出>

<申し出>は、聞き手のためになる行為を遂行する発話行為である。<申し出>の適切性条件より、話し手は聞き手に対して、その行為を実行する義務があるとみなされることから（本質的条件）、聞き手には何らかの利益が約束されることになる。つまり<申し出>の発話は「人助け、親切な行為、救助、寄付などの具体的なかたちをとる援助行動」（相川 1989: 291）を行うことを相手に伝える発話であると考えられる。

援助行動とは何か、その定義は様々であるが、相川（1989）は「解決が不可能、または困難な問題に直面している他者や他の集団に、問題解決のための利益を与えようという意図のもとに遂行される行動」と定義している。先行研究では、援助行動の型を分類して提示するもの（Gergen et al. 1972, 原田 1980）や、援助行動を規定する要因で、共感（Hoffman 1981）や緊急事態（Latané & Darley 1970）などを取り上げた研究が行われてきた。本研究で注目するのは、援助を行うまでの過程、援助の生起過程である。従来から生起過程に関するモデルが提示されているが（Latané & Darley 1970, Bar-Tal 1976, Schwartz 1977, Piliavin et al. 1982）、それらのモデルを参考に、相川（1989）はフローチャート形式による援助の生起過程を図3のようにまとめている。

援助の生起は、個人（援助者）がある状況に遭遇することから始まる。個人はまずその状況の解釈を行う。例えば、駅前の道路で周囲を見回している人を見かけたとき、道に迷っているのか、それとも待ち合わせた人を探しているのか、状況を解釈し、援助が必要な状況なのかを判断する必要がある。また、援助行動の原因として一貫して報告されているのが「共感(empathy)」であるが、どの程度、情動が喚起されるのかも援助行動の生起に関わる。次に自分が援助しなければならない責任はどの程度あるのか、援助の責任についての判断を行う。それは援助の必要性が内的か外的かどちらに帰属するかによって異なる。責任があると判断した個人は、援助に関わるコストと利益の査定を行う。このような内的な判断過程を経て、援助をするかどうかが決定的される。

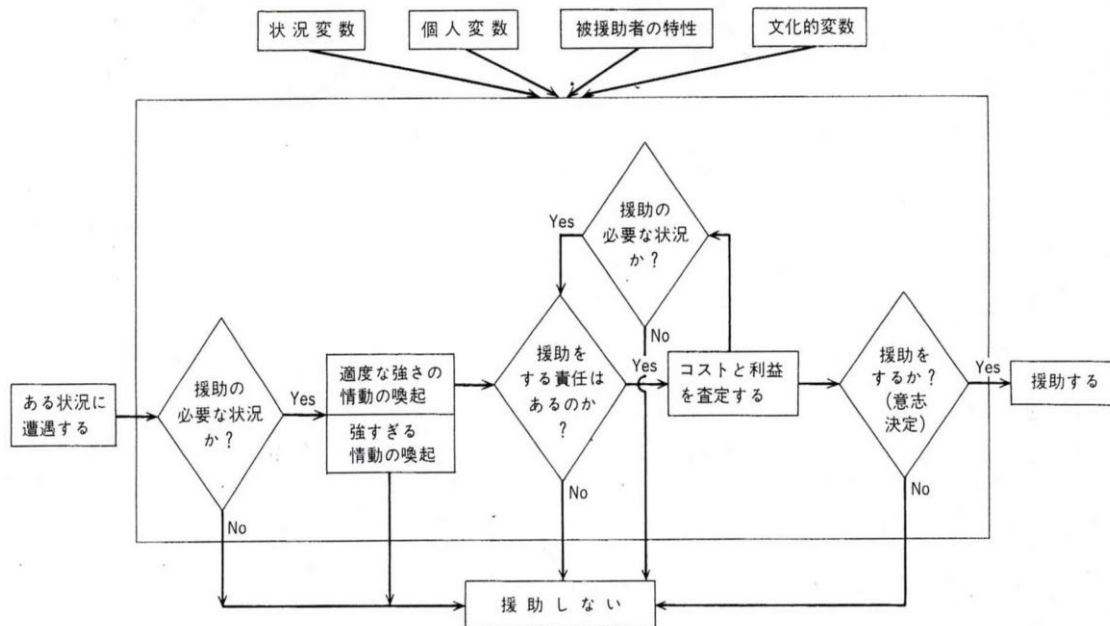


図3 フローチャート形式による援助の生起過程 (相川 1989: 301)

また、この援助の生起過程（援助の必要性の判断から援助の意志決定までのそれぞれの過程）に影響を与える要因として、「個人変数」「状況変数」「被援助者の特性」「文化的変数」があり、援助生起との関わりが検証されてきた。個人の属性や性格特性といった「個人変数」と援助行動の関係についての研究は多いが、両者の間には必ずしも一貫した傾向は認められていない。「状況変数」は緊急事態における他者の存在、援助者の一時的な気分や感情といったムード、状況に内在する援助コストなどがあげられている。「被援助者の特性」とは、被援助者の属性や外見・容姿、援助者との類似性、援助者との関係性（例えば、友人か初対面か）などが取り上げられ、研究されてきた。「文化的変数」を考慮した研究には、異文化間の比較や、都市と地方の比較などがある。

3.2.2 <申し出>の発話プロセスモデル

以上のような過程を経て、援助行動は行われる。おそらく、社会心理学の分野においては、その援助行動がすぐに実行に移されることを想定したモデルが提案されているのであろう。しかし実際には、その援助行動を相手が受け入れるかどうかを確認してから、実行に移す場合がある。あるいは、援助行動を実行する前に、相手にその行為を伝える・宣言する場合も考えられる。例えば、忙しくしている同僚の仕事を手伝うという援助行動を行う場合、「大変そうだね。手伝おうか？」と相手の意向をたずねたり、「今、手があいているから、手伝うよ」と言ったりする。これはまさに、相手のために、ある行為を遂行することを働きかける<申し出>の発話行為となっている。つまり<申し出>は、話し手が相手にとって援助となる行為を提供することを、相手に伝えようとする行為である。話し手

の内的過程で援助するという意思決定はなされており、それを行動に移すまでに行われる発話行為だということができる。その意思決定を、疑問文であれ平叙文であれ、言語表現によって相手に伝える発話がなされ、それが実行される。このことから、〈申し出〉は援助行動の意思決定を宣言する行為^{*3}と言え、図4のように位置づけられる。

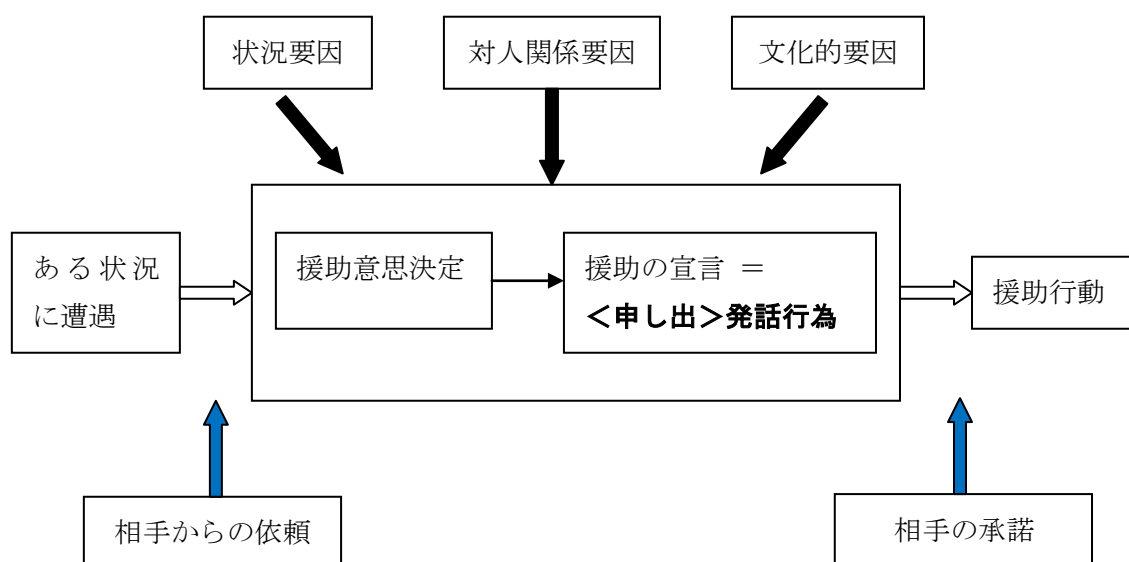


図4 援助の生起過程における〈申し出〉の発話行為の位置づけ
(〈申し出〉の発話プロセスモデル)

図4は、相川（1989）のフローチャート（図3）を参照し、援助の生起過程における〈申し出〉の発話行為の位置づけをモデル化したものである。このモデルでは、〈申し出〉の発話行為は援助行動の一部であり、援助の宣言であるにとらえられている。そのため、相川（1989）で指摘された、援助行動の決定に関わる4つの変数（状況変数、個人変数、被援助者の特性、文化的変数）も、〈申し出〉の発話行為に影響を与える要因であると考えられる。ただし、個人変数と援助行動には必ずしも一貫した傾向がみられないという先行研究の結果を考慮し、「個人変数」は〈申し出〉の要因にあげていない。また、「被援助者の特性」については、援助者との関係性に関わるという指摘から、特にこの点に注目している「対人関係要因」として取り上げている。つまり、相川（1989）がまとめた援助行動の生起過程において、相手に対する発話（援助の宣言）や相手とのやりとりも考慮したモデルとなっている。ここで「援助意思決定」としているプロセスの中には、相川（1989）の援助の生起過程における、援助の必要性の判断から援助の意志決定までの過程を含んでいる。

この〈申し出〉の発話プロセスモデルは、話し手に援助をしようという意志があることが前提となっている。日常の申し出行動では、本当は援助しようという気持ちがなくても、

「手伝いましょうか」と発話する場合もあるだろう。そのような言語行動も興味深いが、本研究においては、援助行動実施の意思を決定しており、話し手に〈申し出〉の意図があることを前提とした、〈申し出〉の発話行為を対象とする。

さらに、援助が生起する過程において重要と思われる点は、被援助者となる相手とのやりとりである。次節で詳しく述べるが、援助の意思決定を行う際には、援助依頼という相手からの働きかけがなされることは容易に考えられる。また、援助の宣言を行った後、実際に援助行動を起こすかどうかについては、相手の承認が必要となるとも考えられる。Schiffrin (1994) が指摘したように、〈申し出〉の場合、相手はその援助行為を望んでいるかどうかはわからないため、相手への確認を行い、承諾を得て実行するという段階を踏む。その際の相手の応答も、〈申し出〉のプロセスに組み込む必要がある。

以上のように、〈申し出〉の発話行為はこのようなプロセスの中でなされると考えられる。このプロセスモデルが妥当なものであるかを次章以降で検証していく。

3.3 研究課題

〈申し出〉とは何かという点から、社会心理学の知見を援用し、援助行動の宣言と位置づけ、〈申し出〉の生起過程のモデルを提案した。このモデルが妥当なものであるのかを以降の章で検討を行う。図5に再掲したように、それぞれについて各章で取り上げる。

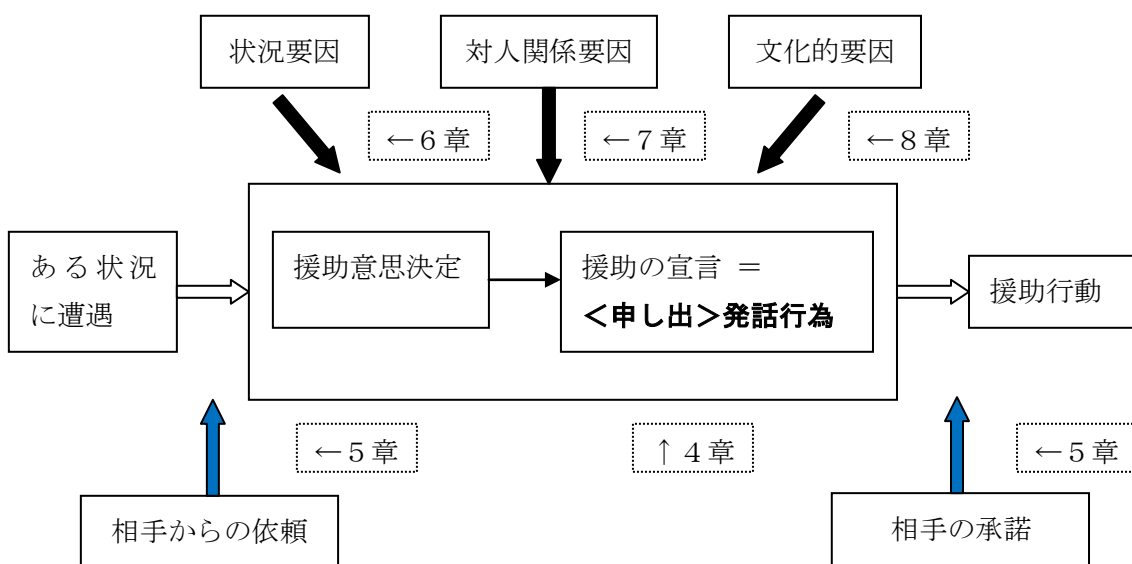


図5. 援助の生起過程における〈申し出〉の発話行為の位置づけと該当の章

何度も繰り返すが、本研究の目的は、〈申し出〉の発話行為を取り上げ、発話行為を実現する言語表現使用のメカニズムを解明することである。そこで、〈申し出〉の発話行為に関する3つの研究課題に沿って、上記のモデルの妥当性を検証する。研究課題と該当す

る章を(16)にまとめる。

(16) 研究課題

- 1) <申し出>の発話行為を実現する多様な表現形式を明らかにする。 (4章)
- 2) <申し出>の発話行為における相手との関わりを明らかにする。 (5章)
- 3) <申し出>を実現する表現が、どのような要因で、どのような形式が用いられるのかを明らかにする。 (6章、7章、8章)

—注—

- *1 話し手が動作主（その動作を行う人）となる行為を表す動詞を指す。聞き手が動作主となる動詞は、「聞き手動作主動詞」と呼ぶ。
- *2 仁田（1991）では、(13)の用例を小説から取り上げているが、引用先の小説のタイトルが書かれておらず、省略が記載されているだけである。そのため、【 】にて記しておく。
- *3 宣言する行為としたが、表現形式としては、話し手の意図を宣言する「手伝います」のような平叙文、また、相手に決定権を委ねる「手伝いましょうか」のような疑問文が考えられる。どちらも話し手の意図・意志を相手に伝えるという意味・機能においてかわりはない。

4章 <申し出>の多様な表現

本章では、<申し出>の発話行為で用いられる、日本語の多様な表現形式を明らかにする。4.1節では、用例調査によって、<申し出>として用いられる日本語の言語表現をまとめる。4.2節では、<申し出>場面を設定した質問紙による調査によって、どのようなく申し出>表現が用いられるのか、使用傾向を明らかにする。実施した実験の方法の説明、結果を提示する。4.3節では、実験によって得られた<申し出>表現を取り上げ、その特徴を検討する。4.4節では総合考察として、<申し出>の発話行為で用いられる表現形式が、話し手の行為意図を明示する場合と、暗示する場合に関わるという点において、典型性という連続体をなしていることを議論する。

4.1 日本語の<申し出>表現：用例調査より

<申し出>の意図を実現する表現形式について、日本語の表現形式に注目し、日本語教育で用いられる文型や、インターネットや小説などの用例、そして、先行研究で議論されている形式について取り上げる。

4.1.1 典型的なく申し出>表現

日本語には文型として、典型的なく申し出>表現の型が存在する。『日本語表現・文型事典』*1によると、<申し出>表現は、「実現すれば相手に利益があることを、自分が実行する用意があることを相手に伝えようとする表現」とされている。そして、前章でいくつかの例をあげたように、典型的な表現として、「お手伝いしましょうか」「お手伝いしましょう」「お手伝いします」のような「(話し手動作主動詞) + ショウカ/ショウ/スル」が多く用いられる。実際に、<申し出>は日本語教育における学習項目の1つとして、典型的な表現形式が(17)のように提示されている。

- (17) a. (荷物を) 持ちましょうか。 『表現 200』
b. 忙しそうだね。手伝おうか。 『表現 200』
c. (客を導きながら) どうぞ {ご案内しましょう/ご案内します}。 『日ブック』

申し出表現は、(17ab)のように、話し手が提供しようとする行為を、相手が受け入れるかどうかを問いかける形式や、(17c)のように、提供する話し手の行為が意向形や辞書形を用いて表現される。どれも、話し手の動作を表す動詞 (=話し手動作主動詞) を用いた表現形式「(話し手動作主動詞) + ショウカ/ショウ/スル」となっており、行為を申し出る典型的な表現として定着している。

実際の用例では、日本語の場合、遂行動詞を伴う直接発話行為の表現はほとんどみられ

ない。そこで、地の文において、「～と申し出た」のような表現で引用されている発話部分に注目し、用例を収集したものが以下の例文である。インターネットの検索から得られた(18)や、小説から得られた(19)のようなものがあり、ここでは典型的な<申し出>の表現形式が用いられていた*2。

- (18) a. 「せっかくだから印刷までこちらでしておきましょうか？」と申し出たが、
相手が「いえ、いいです」と断ってきたとします。
b. スーダンが提供しようと申し出たのは、ビン・ラディンに関する膨大な証拠だった。
c. 河野君の残りの仕事も引き受けると申し出た。
- (19) a. 「もしよろしければ、私が適当な仕事を紹介いたしましょう」新見はひかえめに
申し出た。 『人間』
b. 「僕も片付け手伝います」と言ってきたが、こんなひょろい子使えるか、
私はその申し出を断り、空を見上げた。 『インスト』

以上のように、典型的とされる<申し出>表現「(話し手動作主動詞) + ショウカ/ショウ/スル」は日本語教育では文型として取り上げられ、また用例においても話し手の<申し出>意図を実現する表現として用いられている。英語のように、“I offer that ...”と遂行動詞を用いた直接発話の表現を使用しない日本語においては、慣用的な<申し出>として、これらの表現が用いられている。

4.1.2 典型的ではない<申し出>表現

<申し出>を実現するための表現は「(話し手動作主動詞) + ショウカ/ショウ/スル」だけだろうか。例えば、席を譲るという援助行動を行う場合を考えると、もちろん、だまって立つことも考えられるが、<申し出>の発話行為として、「どうぞ」と声をかけたリ、「座って下さい」と典型的には<依頼>を表す表現を用いたりしないだろうか。経験として、「次、降りますので」と言っテ席を譲ったこともある。このように、<申し出>には多様な表現が考えられる。それどころか、典型的な<申し出>表現である「席、譲りましょう」「替わりましょうか？」という発話のほうが、かえって適切性が下がる(適当ではない表現)ように感じられる。

以上の<申し出>場面の表現例から言えるのは、典型的な<申し出>表現だけでなく、他にも典型的ではない、多様な<申し出>表現が存在していること、そして使用においてはこちらのほうが適切な場合があるということである。典型的ではないものにはどのような表現があるのか、そして、なぜ典型的ではない<申し出>表現のほうが適切だと感じられるのかを明らかにする必要があるだろう。

典型的ではない<申し出>表現の可能性を示唆する例として、インターネット上で検索された、日本語教育のための<申し出>の会話練習問題の例を取り上げる。<申し出>という場面で、異なる相手に対してどのような表現を用いるのかを談話例で示している(<http://www.jptranslate.com/html/97/n-18597.html>)。その中で、上司への申し出(20)において、典型的ではない文型がみられた(下線筆者)。

(20) 上司への申し出

李：部長、今回の仕事ですが、ぜひ、私に担当させていただきませんか。

部長：君に任せてもいいんだが、自信はあるのかい。

この<申し出>では、「担当させていただきませんか」と、典型的には許可を求める形式で<申し出>が行われている。なぜこのように、他の発話行為を意味する表現形式が用いられているのかという分析はのちに詳しく取り上げるが、実際の使用を想定した<申し出>の場面においても、典型的ではない<申し出>の表現が用いられることを表している。ビジネス会話の基本を説明しているこのページでは、申し出際の常套表現の例として、「～ましょうか」「～ます」「～させて下さい」をあげている。

典型的ではない<申し出>の表現は、他にないだろうか。Searle (1979) は、基本的な発話内行為の5分類の中で、話し手が聞き手に何かをさせる「指示(directives)」のうち、<依頼>を取り上げ、間接発話行為と解釈される慣用表現をその特徴で6つの定型にまとめている(2.1.2節)。それを参考に、山梨(1986)は、約束、提供、提案のタイプ(「拘束」に属する意味だと思われる)についての特徴をあげ、英語の間接的な表現を列挙している。そしてこれらの表現が「拘束」の適切性条件のどの部分を言語化するかにより、下位区分が可能となると説明している。その条件として、「話し手の能力、話し手の意図・計画、話し手の意志・要求、話し手の行為遂行の理由・動機」に関わることをまとめている。山梨(1986)には<申し出>の例はあげられていないが、山梨の例や、Searleの<依頼>の慣用表現の型を参考に、本研究独自に<申し出>の慣用表現の型を(21)のように設定し、それぞれについて、手伝いを申し出際の日本語の発話(作例)をあげてみる*3。

(21) 間接的な<申し出>の慣用表現の型

- | | |
|---------------------|------------------|
| a. 自分の能力を示す型 | 「手伝えるよ」 |
| b. 相手の自分への願望をたずねる型 | 「手伝ってほしい?」 |
| c. 自分の今後の行動を示す型 | 「手伝おうか?」 |
| d. 自分の欲求・意志を示す型 | 「手伝いたいです」 |
| e. 自分の今後の行動の理由に関わる型 | 「私が手伝うべきです」 |
| f. 上記のものを埋め込む型 | 「ぜひ手伝いたいと思うんだけど」 |

また、〈申し出〉の多様な表現形式の可能性は、いくつかの言語調査結果からもみることが出来る。吉成 (2002) では、バスを待っている友人に車で送ることを申し出る場面において、典型的な〈申し出〉表現(22a)だけでなく、相手の行動をたずねる表現(22b)が使用されることを明らかにしている。

- (22) a. 車で送ろうか？
b. よかったら、乗っていく？

また、田原・村中 (1999) の方言調査の結果の一部*4に、友人あるいは恩師のために、「傘を貸そうかあるいはタクシーをよぼうか」という場面での発話を見ることが出来る。「申し出をする」という提示はなされていないが、話し手自身の行為提供を伝えるという点で、〈申し出〉の発話とも考えられる。彼らの調査目的とは関わらないが、口頭で行われる会話作成調査の結果をデータとして参照すると、「傘、貸そうか？」という表現だけでなく、「傘、持って帰る？」のような表現が同程度に用いられていた。

以上のような用例より、実際の使用においても、行為の提供を伝える〈申し出〉の発話行為には、間接的で多様な表現形式が用いられることが予測される。そこで次節では、量的分析として実験手法を用いて、〈申し出〉を実現するための間接的な表現形式の実態を明らかにする。

4.2 日本語の〈申し出〉表現：質問紙調査より

4.2.1 言語産出テスト

本研究では、〈申し出〉の発話行為で用いられる言語表現には、どのようなものがあるのかを明らかにするため、〈申し出〉場面を提示し、どのように発話するのか、回答を求めるテストを行う。場面を設定し、自由記述で発話を記入してもらうテストの形式として多く用いられているのが、「談話完成テスト(Discourse Completion Test: DCT)」である。

談話完成テストは、異文化間比較スピーチアクト調査プロジェクト(Cross Cultural Speech Act Realization Project: CCSARP)で用いられた手法で、第二言語習得の分野において、異文化間における語用(pragmatic)の測定法として頻繁に使用されてきた(Blum-Kulka et al. 1989, Bergman & Kasper 1993 など)。そもそも CCSARP は、「発話行為の中でも、特にコミュニケーション上、誤解を生じやすい〈依頼〉と〈謝罪〉に焦点をあて、それらが異文化間でどのような言語表現で実現されるのか、また、中間言語*5における語用の点からどのようなことが言えるのか、という2点について調査することを目的として行われたもの」(山下 2001: 125) である。そこで使用された談話完成テストは、〈苦情〉(Olshtain & Weinbach 1987)、〈断り〉(Takahashi & Beebe 1993)、〈提案〉(Banerjee & Carrell 1988) など、様々な発話行為の研究に用いられてきた。

談話完成テストは、質問紙を用いて行われる。提示された場面において、自分ならどの

ように発話するのかを想像し、自由に発話を記述する方法で行われる実験手法である。回答手段では書き言葉になってしまうため、そして、回答の長さや回数が制限されるため、自然会話とはかけ離れたものであるという批判もある (Cohen 1996, Sasaki 1998)。しかし、大量のデータをすばやく収集できることや、研究目的に沿った場面を統制できること、そして場面の統制は他言語・他文化との比較調査を容易にするという利点もある (Rose 1992, Sasaki 1998)。また、様々な DCT の方法も工夫されており (Yuan 2001)、ある言語の話し手が共通して行うような、発話行為の規範的な型 (canonical shape) を確かめようとする研究に適した方法だとも指摘されている (Beebe & Cummings 1996)。

発話行為に基づいた日本語の〈申し出〉表現の使用実態や、日英語の対照も行う本研究にとって、談話完成テストの手法は有意義である。そこで、設定した場面でどのように発話するののかという形式をとる、このテストを参考にする。さらに本研究では、話し手が状況をどのように認知しているのか、相手をどのように判断しているのかという、話し手の心的態度にも注目した分析を行うため、談話完成テストの項目に加え、心的態度について評定を行う項目も付加したテストを作成している。本研究で使用する質問紙を用いた実験は、談話完成テストと全く同じではないため、「言語産出テスト」と名づけている。

4.2.2 〈申し出〉表現の使用実態

〈申し出〉の発話行為を実現する多様な表現形式を明らかにするため、言語産出テストを用いた検証を行う。

4.2.2.1 実験方法

関西地域の女子大学に通う日本語母語話者である女子大学生 204 名 (18~21 才) を対象に、ペンの貸与を申し出る場面での発話を自由に記述してもらい、言語産出テストを実施した。具体的な場面として、(23) のように提示している。

(23) あなたは郵便局で振込用紙に記入しているところです。となりにいるあなたの仲のいい友達がなにか書こうとしています。ペンが見つからないようです。あなたはもう 1 本ペンを持っているので、ペンの貸与を申し出ます。

ペンを貸す相手 (下線部) は、大学生活における人間関係を考慮し、「母、見知らぬ中年のおばさん (= 見知らぬ人)、仲のいい友達 (= 友親)、顔見知りの友達 (= 友疎)、よく話をする先生 (= 先生親)、顔見知りの先生 (= 先生疎)、クラブあるいはアルバイトの先輩、後輩、友達」の 9 パターンを設定した。

各場面を想像しながら普段の言葉遣いで記述するよう教示を与え、回答してもらった。204 名を 3 グループ (1 グループ 68 名) に分け、各グループそれぞれ異なる 3 名の相手に対する場面を提示した。結果、ペンを貸す相手 1 パターンに対して 68 の回答が得られること

になる。

4.2.2.2 結果

自由記述で得られた回答は、ペンの貸与という行為の〈申し出〉を意図する表現形式として表1のように分類される。各表現形式が典型的にはどのような意味を表すのかという点から独自にラベル付けをしている。方言の使用や敬語使用などもあり、組み合わせは様々であるが、相手1パターンに対する回答数 $68 \times 9 \text{パターン} = 612$ の回答は、9つの表現形式に大別される(表1)。

表1 〈申し出〉の多様な表現形式

	表現形式	回答例	使用割合(%)
典型的	《申し出》	「貸すよ」「貸したる(貸してあげる)」「貸してあげましょうか」「貸そうか」「貸しましょうか」「お貸ししましょうか」	13.4*6
間接的	《行為質問》	「使う?」「使います?」「使われますか」「お使いになりますか」	37.5
	《依頼》	「使って」「使って下さい」	22.5
	《直接行動》	「はい、ペン」「どうぞ」	13.3
	《命令》	「使い」	5.1
	《所持宣言》	「ペンあるよ」「ペン持ってるよ」	4.9
	《要望質問》	「ペンいる?」「ペンいりますか」	2.2
	《提案》	「使ったら?」「使えば」	1.0
	《許可与え》	「使っていていいよ」	0.5

まず、典型的なく申し出表現形式と、それ以外の間接的なく申し出表現形式にわけられる。典型的なく申し出の表現形式としては、「(話し手動作主動詞) + ショウカ/ショウ/スル」の形式を取る《申し出》*7があげられる。間接的なく申し出の表現形式としては、「使います?」のように、相手の行動をたずねる表現《行為質問》、「使って下さい」のように、典型的には〈依頼〉を表す表現《依頼》、「はい、ペン」「どうぞ」のように、ペンを貸与する行動と共に用いられるような表現《直接行動》、ペンを所持していることを伝える表現《所持宣言》、「ペン、いる?」のように、相手の要望をたずねる表現《要望質問》、「使ったら」のような《提案》の表現、「使っていていいよ」のように、相手に許可を与える表現《許可与え》などが、用いられていた。

さらに、本研究の実験参加者が関西地域の学生であったことから見られた表現形式の特徴として、「このペン、使い」のような、連用形を用いた命令の表現《命令》が用いられていた。これは関西方言に特徴的なく命令の表現形式であり、郡(1997)や村中(2001)に

よれば、大阪方言において、命令形「使え」は「強い命令」、連用形「使い」は「柔らかい命令」「ソフトな命令」と名づけられている。＜命令＞を表す表現でもニュアンスが異なり、この名称が表す通り、後者の命令表現は、相手に与える印象が柔らかく優しい命令となっている。関西では日常よく使用されおり、村中（2001）の調査では、大阪方言話者では、老若男女がこの連用形命令の表現を用いている実態を明らかにしている。このように、一般的なく＜命令＞の表現とはニュアンスが異なる表現形式であることに注意しておかなければならない*8。

単独の使用はないが、「貸せるよ」のような貸与可能な状況を宣言する表現《可能宣言》や、「ペンがないの？」のように相手の状況を確認する表現《状況確認》などが上記9つの表現と共に用いられていた。その他、自由記述の特徴としては、「よかったら、使って下さい」のような、「よかったら」というヘッジ表現の使用が見られた。この特徴についてはポライトネスとの関わりで議論する。

表1では、典型的なく＜申し出＞表現形式とそれ以外の間接的なく＜申し出＞表現形式にわけ、使用頻度の高い順に並べている。なお、1人の回答では1つの表現だけを取り上げており、(24)(25)のように、主文で使用された表現を1つとして数えている。

- (24) (見知らぬ人に) 私もう1本ペン持ってますけど、使います? 《行為質問》
(25) (クラブの先輩に) もう1本あるので、使って下さい。 《依頼》

結果として、＜申し出＞の発話行為を遂行するために用いられる言語形式は、典型的なく＜申し出＞表現といわれる《申し出》の表現形式だけでなく、間接的なく＜申し出＞表現が用いられていることがわかった。特に、《行為質問》や《依頼》の表現形式は、典型的なく＜申し出＞よりも使用率が高かった（《申し出》13.4%＜《行為質問》37.5%、《依頼》22.5%）。この点からも、間接的なく＜申し出＞表現を取り上げる必要性、分析する必要性が示されたといえる。

4.3 <申し出>の表現形式

自由記述によって得られた＜申し出＞表現について考察する。

4.3.1 間接的なく＜申し出＞表現の分類

4.1.2 節で、＜申し出＞の慣用的表現の型を分類した(21)。実験によって得られた＜申し出＞の表現を、これらの慣用表現の型と照合してみたものが、(26)である。

(26) 間接的なく申し出>の慣用表現の型

- a. 自分の能力を示す型 「貸せるよ」(《可能宣言》)
- b. 相手の自分への願望をたずねる型
- c. 自分の今後の行動を示す型 「貸そうか」《申し出》 「どうぞ」《直接行動》
- d. 自分の欲求・意志を示す型 「使ってください」《依頼》 「使い」《命令》
- e. 自分の今後の行動の理由に関わる型 「ペン、持ってるよ」《所持宣言》
- f. 上記のものを埋め込む型

本実験で得られた表現では、該当しなかった型もある。(26b)「相手の自分への願望をたずねる型」であるが、作例として、「ペン、貸してほしい?」という表現が考えられる。この表現の型の使用がなかったことについては、日英語の比較で詳しく取り上げるが、作例も可能なことから、間接的なく申し出>の慣用表現の型として、設定しておくべきものだと考えられる。また、上記の分類にはおさまらない、他の表現形式もあり、それらは(27)のようにまとめることができる。

- (27)
- a. 相手の今後の行動をたずねる型 「ペン、使う?」《行為質問》
 - b. 相手の願望をたずねる型 「ペン、いる?」《要望質問》
 - c. 相手の今後の行動理由に関わる型 「使えば」《提案》
「使っていていいよ」《許可与え》

以上のように分類すると、(26)と(27)の相違点に気が付く。それは、(26)の型では、話し手の<申し出>の意図、つまり、援助行動の意志を明示する表現になっているが、(27)の型では、それが明示されていない。<申し出>の適切性条件(11)に照合してみると、(26)は命題内容条件を満たすもの(26c)、準備条件を満たすもの(26ae)、誠実性条件を満たすもの(26d)となり、<申し出>の適切性条件を満たす。このことから、<申し出>として成立する慣用的表現である、ということができる。では、(27)は話し手の<申し出>意図が非明示であるのに、なぜ<申し出>の表現として用いられているのだろうか。

4.3.2 <申し出>意図が非明示な表現

上記の分類(26)(27)において、「荷物を運ぶ手伝いをする」場合の<申し出>の表現と比較し検討してみたい。作例を考えてみると、(26a)「まだあと3つぐらいは持てますよ」、(26b)「私に手伝ってほしい?」、(26c)「荷物をお持ちしましょう」、(26d)「荷物を持たせて下さい」、(26e)「私が持つべきです」、(26f)「私が持ちたいと思います」などが考えられる。しかし、(27)の型では、(27a)「??荷物、私に運ばせる?」「??荷物、私に持ってもらおう?」、(27b)「?だれかに手伝わせたい?」、(27c)「??持たせれば?」「??私に持たせていいよ」など、容認度が下がる。

＜申し出＞の場面では、ある1つの出来事を2つの面からとらえることが可能な場合がある。それは物や行為の授受に関わる場合で、言語表現としては、授受動詞が使用可能な場合のみ、(27)が用いられる。間接発話行為は、2つに大別されると説明されたが(2.2節)、(26)の型は慣用的なく申し出＞の間接発話行為の表現形式であり、(27)の型は授受動詞が用いられる場合、という文脈に依存する＜申し出＞の間接発話行為の表現形式と考えられる。この点から、(27)を間接的なく申し出＞の文脈依存の型と呼ぶことにしたい。

例えば「ペンの貸与」の場合、1つの事態を誰の行動に焦点をあてるのかによって、2つの対照的な動詞が用いられている。それぞれの表現には、動作主による特徴の違い（話し手動作主、聞き手動作主）がみられる。つまり、「話し手がペンを貸すこと」「聞き手がペンを借りること」であり、行為の動作主が話し手でも聞き手でもとることができる場面となっている。これは「売る／買う」「教える／教わる」のような、広義の授受動詞というべきものとなっている（奥津 1983）。ただし、本結果では「ペンを貸す／使う」のように、厳密な対立性を持つペアとはいえないが、行為の与え手と受け手のペアをなす広義の授受動詞と考えられる。吉成（2002）の調査結果では、車で送ることを申し出る場面では「車で送る／車に乗る」、CDを貸すことを申し出る場面では「CDを貸す／CDを聞く」、コーヒーをいれることを申し出る場面では「コーヒーをいれる／コーヒーを飲む」のような対立した動詞が自由記述において用いられていた。一方、「荷物を持つ」場合に、このような対立したペアの動詞は見当たらない（持たせるなど、使役の形となる）。この違いが、(27)の型を使用する基準となっているといえる。

4.4 総合考察

4.4.1 多様なく申し出＞の表現形式

本章では、はじめに、日本語の＜申し出＞表現の用例を検討した。典型的なく申し出＞表現の例を確認し、間接的で多様なく申し出＞表現の可能性を示した。次に、相手が困っている状況を察知して援助行動を行おうとする＜申し出＞場面を設定した言語産出テストを行った。「ペンの貸与」を申し出る際の言語表現に注目し、＜申し出＞意図を表明する言語表現は様々であるが、大きく9種類の典型的・間接的なく申し出＞表現に分類される実態を明らかにした。「貸しましょうか」のような典型的なく申し出＞表現の形式《申し出》だけでなく、様々な形式が使用されていることがわかった。それどころか、「ペン、使う？」のような《行為質問》や、「使ってください」のような《依頼》の表現形式のほうが、典型的なものよりも使用頻度の割合が高いほどであった。

また、多様な表現形式を間接的な慣用表現の型に分類することにより、＜申し出＞表現の特徴が見出された。特に、注目されるのが、＜申し出＞の慣用表現の型にあてはまらない、文脈に依存する型(27)であり、これらは、広義の授受動詞が使用可能な文脈でのみ有効な表現形式であると結論づけられた。＜申し出＞の表現形式の型としてまとめたものを再掲しておく(28)。

(28) 間接的な〈申し出〉の表現形式

i) 慣用的な表現

- a. 自分の能力を示す型 「貸せるよ」(《可能宣言》)
- b. 相手の自分への願望をたずねる型 (「貸してほしい?」)
- c. 自分の今後の行動を示す型 「貸そうか」《申し出》 「どうぞ」《直接行動》
- d. 自分の欲求・意志を示す型 「使って下さい」《依頼》 「使い」《命令》
- e. 自分の今後の行動の理由に関わる型 「ペン持ってるよ」《所持宣言》
- f. 上記のものを埋め込む型

ii) 文脈依存の表現

- a. 相手の今後の行動をたずねる型 「ペン、使う?」《行為質問》
- b. 相手の願望をたずねる型 「ペン、いる?」《要望質問》
- c. 相手の今後の行動の理由に関わる型 「使えば」《提案》
「使っていていいよ」《許可与え》

次に検討すべきは、文脈依存の表現の型が、どうして〈申し出〉として認識されるのかという点である。これには、〈申し出〉の表現形式において重要な点である、〈申し出〉意図の明示・非明示が関わっていると考えられる。

〈申し出〉の適切性条件の1つである誠実性条件では、話し手には「将来の行為を遂行する意志がある」ことがあげられている。これは話し手の心的態度、つまり、話し手の「行為に対する意図」が条件となっており、さらにいえば、それが相手に伝わるかどうかは〈申し出〉の成立に関わっている。行為の受け手である聞き手が、話し手の「行為に対する意図」を認知できるかどうか重要だと考えられる。つまり、〈申し出〉の発語内行為では、話し手には、聞き手に利益をもたらす行為 A を遂行する意図があり、その意図が聞き手に認知されれば、〈申し出〉として成立する。間接発話行為のように、表現形式上にその意図は明示されなくても、聞き手がその意図を知覚できれば、その発話は〈申し出〉として機能すると考えられる。話し手の意図を聞き手が認知さえしていれば、相手の今後の行動を聞いたり、願望を聞いたりする表現形式であっても、〈申し出〉の表現として成立するのではないだろうか。

ではどのようにして、聞き手は話し手の意図を認知するのだろうか。これについては、相手とのやりとりに注目した談話分析によって、次章で詳しく検討する。

4.4.2 〈申し出〉表現の典型性

ある表現が〈申し出〉の発話として成立する条件で重要なのは、話し手がどのように援助行動の意思を相手に伝えるのか、という点である。話し手の意図の表明は、言語形式では「シヨウ」のような意向形や「スル」形によって表すことができる。また、非言語行動

によっても、その意図を表すことはできる。例えば、携帯電話を貸すことを申し出る場合、もしAが携帯電話を差し出しながら、「電話をかける？」と発話すれば、その発話には「電話を貸そう」という意図が含意されていると解釈されやすくなるだろう。間接的なく申し出>表現が、<申し出>の意図ありと聞き手に解釈されるには、話し手の動作によるところが大きい。傘を渡しながら「傘、使う？」とたずねたり、車の扉を開けながら「よかったら、車に乗っていく？」とたずねたりすれば、それが<申し出>の発話であると解釈されやすい。このような非言語行動による意図の表明も効果があることから、言語表現においても、話し手の意図の表明が重要であることがあらためて指摘できるといえるだろう。

何度も繰り返すが、ある表現が<申し出>の発話として成立するのは、間接発話表現であっても、話し手の援助行動（行為提供の申し出）の意図が相手に伝わる場合である。その伝達がどのようになされるのかが重要である。明示的であるのか、暗示的であるのかによって、間接発話行為の典型性が決まる。つまり、言語形式において、話し手の<申し出>意図を明示する表現と、非明示の表現に分けられる。そして、非明示の場合、<申し出>意図の推論のしやすさで典型性の連続体をなすのではないかと考えられる。分類 i グループ（慣用的な表現）は適切性条件を満たしている点で、意図が推論しやすく、典型性が高いと考えられる。一方、分類 ii グループ（文脈依存の表現）は、文脈などの条件が整うことで意図が理解される<申し出>の発話行為であるため、典型性が低いと考えられる。

これまでの<申し出>研究では、話し手の意図を明示する場合にのみ注目しており、「(話し手動作主動詞) + ショウカ / ショウ / スル」の形が典型的なく申し出>表現として取り上げられてきた。本章では、それだけでなく、話し手の意図を含意した<申し出>表現の形式も実際には使用されていることを示し、それらの表現は、典型性の低い<申し出>表現として考えられることを主張する。

4.4.3 今後の課題

本実験の結果で得られた<申し出>表現以外にも、<申し出>を意図する表現形式がある。その一例として、ポリー・ザトラウスキー氏の指摘(p.c.)があげられる。若者言葉では、荷物を持つことを申し出る際に、「(私が) 持つ？」と自身の行動について相手にたずねたり、窓を開けることを申し出る際に、「(私が) 開ける？」という表現を用いたりすることがあるという。つまり、自身の行動の決定権を相手に委ねることによって、持つてほしいのか、開けてほしいのかという相手の願望をたずね、さらに、話し手の<申し出>意図も含む表現となっている。このように、様々な表現が実際には使用されているだろう。本章の実験は「ペンの貸与」という場面のみを検証であるため、様々な<申し出>場面の状況を設定し、分析・検討していく必要がある。

また、<申し出>表現の典型性を主張したが、この典型性と言語使用の頻度の関わりについて、さらに検討する必要がある。典型性が低いと考えられる「相手の行動をたずねる表現」は、典型的なく申し出>表現よりも使用頻度が高かった(4.2.2.2節参照)。どのよう

な場面でどのような表現が用いられるのか、要因を限定して検討する必要がある。例えば、親しい友達に「このペン、使って下さい」《依頼》、先生に対して「このペン、使い」《命令》という表現は用いないだろうと想像できるが、これは、対人関係要因が表現形式の選択・使用に影響を与えていると考えられる例である。このように、典型性とは関わりなく、場面によって選択される言語表現についてさらに検討する必要がある。何が要因となっているのか、研究課題3の検証は6章以降で行う。

—注—

- *1 小池清治ほか編 2002.『日本語表現・文型事典』朝倉書店.
- *2 その他、インターネットで検索したところ、「育児休業を取りたいと申し出たところ…」や「運転手さんに「すみません。降ろしていただけますか」と申し出たところ…」のように相手の利益と関わりのない発話も見られた。本研究の〈申し出〉の発話行為とは異なるものとする
- *3 3章で述べたように、Searle (1979) では間接的なく申し出表現がまとめられているが、〈申し出〉と〈約束〉をはっきり区別していないことや、英語の例文を基準としていることから、ここでは Searle の分類を取り上げていない。
- *4 本データは、『東大阪市における方言の世代差の実態に関する調査研究』の会話作成調査データの一部を、村中氏のご好意によりお借りしたものである。
- *5 学習者が目標言語習得途上で使用する、母語話者にはみられない、学習者特有の言語形式をいう。
- *6 疑問文 (e.g. 「貸そうか」) は 10.0%、平叙文 (e.g. 「貸すよ」) は 3.4%であった。
- *7 〈申し出〉の発話行為として用いられる表現形式の名称を指す場合、《》で示す。ラベル付けは、各表現形式が典型的にはどのような意味を表すのか (どのような発話行為において用いられるのか) という点から名づけられている。
- *8 標準語であっても、「このペン、使えよ」のように、終助詞を伴った《命令》の使用が考えられる。終助詞を付加することで「弱い命令」とも感じられる。終助詞との関わりについては今後の課題としたい。

—用例出典—

- 『表現 200』 : 友松悦子・宮本淳・和栗雅子 2000.『どんなときどう使う日本語表現文型 200』アルク.
- 『日ブック』 : 庵功雄・高梨信乃・中西久実子・山田敏弘 2001.『中上級を教える人のための日本語文法ハンドブック』スリーエーネットワーク.
- 『人間』 : 森村誠一 1977.『人間の証明』角川文庫.
- 『インスト』 : 綿矢りさ 2001.『インストール』河出書房新社.

5章 <申し出>をめぐるやりとり

本章は、<申し出>の発話のプロセスの中で、<申し出>の行為を提供する側である話し手と、それを受ける側の聞き手との間でなされるやりとりに焦点をあてて論じる。3章の<申し出>の発話プロセスモデル(図4)で示したように、援助行動においては、被援助者からの援助の依頼や、援助行動の承諾といった、働きかけが想定される。このようなやりとりの実際を観察することで、<申し出>の発話行為の特徴を探る。

まず5.1節では、<申し出>の発話プロセスにおける相手とのやりとりについて、その重要性を示し、議論する。5.2節では、援助行動の宣言(<申し出>の発話行為)から実際の援助行動に至るまでのプロセスに関わりのある「相手の承諾」について検討する。5.3節では、談話分析の手法を用いて、話し手の援助意思決定に及ぶまでのプロセスに関わりのある「相手からの依頼」について検討する。さらに、5.4節では、依頼行為との関わりに注目し、<申し出>と<依頼>の関係について論じる。以上は、本研究で提案する<申し出>の適切性条件を検証することであり、またそれによって、<申し出>は話し手からの一方的な働きかけではなく、相互作用によってなされる発話行為であることを明らかにする。5.5節では、相手とのやりとりの言語表現に注目するからこそ解釈が可能となる、典型的ではない<申し出>表現(「このペン、使いますか?」《行為質問》)が成立する条件について考察する。最後に、5.6節では、典型的ではない<申し出>表現が用いられた談話を取り上げ、連続した発話の中でとらえられる発話行為について議論する。

5.1 相手とのやりとりについて

5.1.1 援助行動における相手とのやりとり

援助行動の生起過程において重要なプロセスの一部となるのが、被援助者となる相手とのやりとりである。援助行動とは、援助者がある状況に遭遇し、援助者の判断から一方的に行動を起こすだけでなく、被援助者からの援助要請があつて援助行動に至る場合もある。また、援助者の判断から行われる援助であっても、その援助が必要かどうかを被援助者に確認し、その承認の下で援助行動が行われる場合もある。つまり、援助行動においては、援助者からの働きかけだけでなく、被援助者からの働きかけがあり、双方のやりとりが行われる。援助行動の宣言として位置づけられる<申し出>の発話行為においても、双方のやりとりは重要なプロセスの一部である。

<申し出>の発話行為は、援助行動の宣言として位置づけられ、援助行動の意思決定が行われたとき、<申し出>の発話行為として言語表現が用いられることになる。その一連のプロセスは、<申し出>をする話し手側からのアプローチだけでなく、<申し出>の行為を受ける、聞き手側からのアプローチも関わっている。その点を明らかにするため、<申し出>の発話プロセスにおける、「相手からの依頼」「相手の承諾」について検証を行う。

そもそも、援助行動、ひいては<申し出>の発話行為は、<依頼>のように自らの欲求から行われる行為ではなく、被援助者が存在するという状況から引き起こされる行為である。相川（1989）は、援助行動は「援助を要請する(help-seeking)」、「援助を与える(help-giving)」、「援助を受ける(help-receiving)」という、援助者と被援助者の間に生起する一連の対人行動であるとしている。このことから、<申し出>の発話行為に関わる援助行動を分析する場合、「援助を与える」側面だけでなく、「援助を要請する」「援助を受ける」という側面も考慮した、援助者と被援助者のやりとりに注目すべきだという示唆が得られる。つまり、<申し出>の発話行為に注目する際にも、<申し出>をする側(=話し手)、受ける側(=聞き手)の相互作用をみるべきである。

ただし、<申し出>の発話行為を分析する場合に注意しなければならないことがある。ひとつは、援助の要請、つまり「相手からの依頼」は明示的に行われるものではないという点である。もちろん、援助行動に至るまでのプロセスであるので、相手からの依頼によって、援助行動を行う場合も想定される。しかし、<申し出>の発話行為に焦点をあてた場合、<申し出>を行う援助者(話し手)にとって、その依頼は暗示的なものである必要がある。なぜなら、明示的な依頼、相手からの積極的な依頼の場合、<申し出>の適切性条件で示された準備条件②「話し手は、聞き手がAという行為を望んでいるかどうか定かではない」に反するからだ。では<申し出>を行う話し手は、どのように暗示的な相手からの依頼の働きかけを読み取るのだろうか。この点に注目し、5.3節では実際の会話を取り上げ、やりとりの中で行われる「相手からの依頼」について検証する。

また、注意しなければならないもうひとつは、援助の承諾、つまり<申し出>に対する相手の受諾は、援助者からの質問に応答する形でなされる点である。Schiffrin(1994)が指摘したように、<申し出>の場合、相手はその援助行為を望んでいるかどうか定かではないため、<申し出>をする側(=話し手)は質問などによってその望みを確認する。そして、申し出た行為を行使するという段階を踏む。つまり、<申し出>側からの働きかけがあり、それに対して相手の応答(承諾あるいは拒否)がなされる。どのようなやりとりが行われるのか、この点についても検証を行う。いずれの場合も、<申し出>の発話行為を発話のやりとりである談話のレベルで分析する必要があることを示している。

5.1.2 分析方法

<申し出>における「相手からの依頼」や「相手の承諾」を検証するには、参与者間の相互作用を含んだ談話レベルでの分析が必要である。日常会話の言語使用においては、どのような発話行為でも、連続する発話の中で行われるものであるにも関わらず、発話行為の分析では会話のやりとりを無視する傾向にあることが、先行研究で指摘されてきた(2.4.3節)。しかし、日本語を取り上げた先行研究の中には、談話分析によって発話行為の分析を試みているものもある。<助言>の発話行為について、熊取谷・村上(1992)や鹿嶋(2000)は、会話のやりとりを分析することによって、聞き手側からの発話が、<助言>の発話行

為の引き金となっている現象を分析している。同様に、〈申し出〉の発話行為が遂行される際にも聞き手側からの何らかのきっかけがみられることが予測される。〈申し出〉は援助行動の1つのプロセスであり、相手の状況を認知し、実行する行動である。また、相手からの援助要請がある場合でも、それは暗示的なものとなっている。つまり、〈申し出〉の発話行為は、〈助言〉以上に、会話のやりとりに注目する必要があると考えられる。また、〈申し出〉では相手はその行為を望んでいるかどうか定かではないことから（準備条件②）、その確認が必要であり、相手からの承認を得るというやりとりも想定される。参与者間のやりとりを分析しなければ、〈申し出〉の特徴を見逃すことになりかねない。

以上の点を考慮し、本研究では〈申し出〉の発話行為を分析する手法として、参与者間の相互作用に注目した、談話レベルでの分析を取り入れる。

5.2 〈申し出〉における相手からの働きかけ：相手の承諾

〈申し出〉の発話行為がなされた後、話し手はすぐに援助行動を起こす場合もあれば、相手にその行動の承認を得てから行動を起こす場合もある。〈申し出〉の適切性条件にあるように、話し手には、相手はその行為を望んでいるかどうか定かではない。そのため質問形式の発話を行い、相手の承諾を得る。以下では〈申し出〉場面における会話のやりとり、特に隣接ペア(adjacency pair)に注目し、「相手の承諾」について観察する。

5.2.1 隣接ペアの有用性

Schegloff & Sacks (1973) に代表される、隣接ペアの概念は、会話におけるターン交替システムの基本的な規則を説明している。(29)のように、異なった話し手による隣接した発話において、1番目のターンは決まった2番目のターンを要求するという制約がある。例えば、Aさんが「こんにちは」と挨拶すれば、決まってBさんが「こんにちは」と挨拶する、また「あなたは学生ですか」という質問に対しては、「はいそうです」「いいえ違います」と応答するように、対となる発話を隣接ペアという。「申し出」に対しても、「受諾・拒否」という隣接ペアが提示されている。

(29)	「挨拶」	—	「挨拶」
	「質問」	—	「応答」
	「申し出」	—	「受諾・拒否」

このような隣接ペアを含む談話分析が、発話行為を解釈するために有用である。この点について高梨(1999)は、次のように主張している。「会話分析の観点からいえば、発話理解とは適切な反応を返すことである。従って、個々の発話行為の参与者にとっても意味は会話連鎖内における発話行為間の相対的關係によって決定される。言い換えれば、ある発話行為は次に特定の発話行為が行われることを「条件的に関連性のある(conditional

relevant)」ものとする力を持っており、この特徴は特に隣接ペアにおいて顕著である。そして、隣接ペアなどの規則性の存在は、会話の整合的な形成及び理解のために不可欠な水準として発話内行為というレベルが実在していることを裏付ける。したがって、会話分析の観点からは、発話行為理論を行為の理論と見なすことは単に可能であるだけでなく不可欠でさえある」(高梨 1999: 67) *1。本研究では、この主張を支持し、<申し出>として用いられる言語表現を検証するため、隣接ペアに注目した分析を行う。

5.2.2 隣接ペアの観察

「申し出」と対になる発話には、「申し出」を受け入れる「受諾」、あるいは「申し出」を断る「拒否」がある。Wierzbicka (1987) では、<申し出>に対する返答を紹介しており、受諾には「はい」、拒否には「いいえ」、そして、「ありがとう」のように、感謝の表現も用いられることを指摘している。以下の例は、日本語における自然談話の観察からみられた、典型的なく申し出>表現に対する返答との隣接ペアである。

(30) A: この部屋暗いよ。電気つけようか?

B: うん、おねがい。

(31) (レストランで勘定を払うときに)

A (男): ここは私が払いますよ。

B (女): そう? ありがとう。

(32) A (後輩男): 車で駅まで、送りましょうか?

B (先輩女): ありがとう。でも、まだバスあるから、大丈夫。

典型的な表現形式を用いた「申し出」と「受諾・拒否」の隣接ペアの観察より、2つの特徴が指摘できる。まずひとつには、「申し出」に対する返答が、話し手の行為を受け入れるかどうかの聞き手の判断だけでなく、申し出の内容である話し手の行為に対する反応(依頼や感謝)を表す言語表現が用いられている点である。例えば(30)のように、「おねがい」といって、A が電気をつける行為を依頼したり、(31)(32)のように、「ありがとう」と話し手の行為に対する感謝の意を表したりしている。もうひとつの特徴は、隣接ペアを超えた観察になるが、申し出が受諾された場合、話し手は実際に、(30)では電気をつける、(31)では勘定を払うなど、申し出た行為を遂行している点である。つまり、話し手の行為提供の意志に偽りはなかったことを表している。

以上のように、<申し出>の発話に対して「相手の承諾」がなされていること、そして、その承諾の方法は、質問に対する「はい/いいえ」の反応だけでなく、感謝や依頼の意を表明するなど、返答も様々であることがわかった。8章で詳しく検討するが、英語におい

ても以下のような隣接ペアがあり、様々な返答がみられる。

(33) A “Let me help you with those bags.”

B “Yes, please.”

(34) A “Shall I help you cook dinner?”

B “Will you? Thanks a lot.”

(35) A “Shall I get you some from the kitchen?”

B “No, thank you, it’s not worth the trouble.”

上記の例は自然談話からではなく、英語における〈申し出〉の会話例としてあげられたものである(中村 1989: 200)。日本語の返答と同様に、質問に対する“**Yes**”や“**No**”の返答だけでなく、“**please**”のような依頼(33)、“**Thank you**”のような感謝(34)(35)の表現が用いられている。さらに共通しているのが、拒否において、その理由を説明しているところである(32)(35)。言語が異なっても言語使用におけるストラテジーには同様の傾向が見られることがわかる。この点についても8章で詳しく考察したい。

以降では、さらに〈申し出〉の談話を取り上げるが、様々な〈申し出〉表現に対して、相手からの承認にあたる返答も様々な表現が用いられていることが、観察される。

5.3 〈申し出〉における相手からの働きかけ：相手からの依頼

援助行動は、援助者の自主的な判断・好意から行われることもあれば、被援助者からの要請によって行われることもある。ただし、この要請は被援助者からの直接的な依頼の場合を含めない(5.1節参照)。本研究では、「相手からの依頼」を〈申し出〉の発話プロセスの一要素として取り入れているが、これは、暗示的になされる依頼を意味している。

以下では、〈申し出〉場面での会話のやりとりに注目し、話し手が状況を察知して〈申し出〉の発話行為を行う場合(5.3.1節)と、相手からの暗示的な依頼によって〈申し出〉を行う場合(5.3.2節)を検証する。

5.3.1 話し手の状況察知による〈申し出〉

〈申し出〉の発話行為がどのようなやりとりで行われるのかを観察する。自然談話ではないが、4.1.2節で取り上げた、インターネット上の日本語教育のための〈申し出〉の会話練習問題で用いられた例を分析する。

(36) 同僚への申し出

- 01 李 : 大変そうだねえ。手伝おうか。
02 同僚 : ありがとう。そうしてもらえると助かるわ。
03 李 : じゃ、僕が報告書をコピーしよう。君が綴じ込んでくれ。
04 同僚 : うん、わかった。
05 李 : やっと終わったね。ちょっと休憩してコーヒーでも飲もうか。
06 同僚 : そうね、じゃ、私が入れてくる。

(36)は、同僚への<申し出>として、「手伝おうか」(01)、「僕が報告書をコピーしよう」(03)のような表現が紹介されている。これらはまさに、相手のために行為を提供することを伝える<申し出>の発話となっている。1行目では、「大変そうだね」という相手の状況を確認する発話がなされ、手伝うことを申し出る表現が用いられている。2行目の被援助者からの応答には「ありがとう」と感謝の意が表明されていることから、相手はその行為を望んでおり、援助の承認が得られたことがわかる。さらには、<申し出>で提示された〔手伝う〕行為に対して「助かる」(02)と述べ、その行為が受け手にとってためになることを表明している。その応答を受けて、援助者は具体的な手伝いの行為(=報告書をコピーすること)を申し出ている。3行目で用いられる「じゃ」の表現から、相手の返答(02)、つまり、手伝うという申し出の受諾を認識していることがわかる。

(36)の会話のやりとりからは、相手からの援助の依頼はみられない。しかし、話し手(李)は、大変そうな相手(同僚)の様子から、援助が必要な状況を認識し、援助の意思を決定して<申し出>を行っている。相手からの明示的な依頼どころか、相手からの働きかけもない場面であっても、相手の状況を認識して<申し出>が行われる例となっている。

上記の例と同様に、話し手の状況認識によって、<申し出>の発話行為がなされる例として、客への<申し出>場面の会話例(37)を分析する。

(37) 客への申し出

- 01 李 : お迎えに上がりました。
02 お客 : わざわざどうもすみません。
03 李 : お荷物をお持ちします。
04 お客 : すみません。
05 李 : あのう、長旅でお疲れではございませんか。
06 お客 : ええ、少し。
07 李 : でしたらホテルへ直行いたしましょうか。少しお休みになられた方がいいかと思います。
08 お客 : ええ、そうしていただけると助かります。

どのような関係の客であるのかはわからないが、この場面においても、2つの<申し出>の表現が紹介されている(03、07)。どちらも相手からの依頼はなくても、相手の状況を認識して話し手が<申し出>を行う例である。

7行目の<申し出>の発話に注目すると、その発話に至るまでに、話し手は客が長旅で疲れている状況であると認識していることがわかる。5行目でそれを確かめている。そして、少し休んだほうがいいという、相手のことを考慮した考えを述べ、ホテルへ直行することを申し出ている(07)。<申し出>の発話(07)を行うまでの会話のやりとりにおいて、話し手は援助行為の必要性を確認するだけでなく、相手の状況を確認し、自身の状況判断を確認することで、援助の意思を決定していると考えられる。この場面でも、相手からの依頼はなく、話し手が状況を察知して<申し出>を行っている。

5.3.2 相手からの暗示的な依頼による<申し出>

次に、相手の暗示的な依頼から<申し出>を行っていると思われる場面を取り上げる。以下では、研究室助手Aと大学院生Bが、ある朝大学内で偶然出会った時の自然談話(2006年6月)を取り上げ、談話分析を試みる。この談話データには、10行目において、典型的な<申し出>表現(「(話し手動作主動詞) + ショウカ」)の使用がみられる。この<申し出>の発話に至るまでの会話のやりとりに注目して分析を行う。

(38) 自然談話データ 1

- 01 B: おはようございます。
02 A: おはよう。今から準備室行く?
03 B: はい、行きますよ。
04 A: Mさんに会う?
05 B: たぶん会うと思います。
06 A: この間の写真ができて……
07 B: あーすみません。このあいだはお手伝いできなくて。
08 A: いえいえ、それは大丈夫だったんですが……
09 A: これ(写真)をMさんに渡さなきゃいけないくて……
10 B: じゃ、私が持っていきましょうか。
11 A: いいですか?
12 B: 全然、いいですよ。
13 A: 私、今日一日中、あっちこっちに行ってるから……

会話の冒頭(01~05)では、Aは朝のあいさつをした後、Bにこれからの行動について2つの質問(準備室に行くこと、Mさんに会うこと)をし、Bはそれに答えている。次にAは、数日前に開催されたパーティの写真について述べようとするが(06)、Bは写真を送付する仕

事を手伝えなかったことを思い出し、Aがそのことについて何か言おうとしていると解釈して、7行目で謝罪している。しかし、8行目のAの発話からうかがえるように、Aは何か他の事について述べようとしていたようである。そして、9行目のAの発話が示唆するように、それは写真をMに渡すことの依頼であった。この依頼は、間接発話行為によって実行されていると考えられるが、「写真をMさんに渡さなければならない」という発話自体は、Searleの提示した〈依頼〉の適切性条件(39)を満たすものではない。しかし、当該の発話だけでなく、会話のやりとりに着目すると、Aには〈依頼〉の意図があったと解釈することができる。

(39) 〈依頼〉の適切性条件 (=(3)再掲)

命題内容条件：話し手は聞き手による未来の行為Aについて叙述する

準備条件：聞き手はAをする能力を持つ

話し手と聞き手にとって、聞き手が自発的にその行為をすることは明らかではない

誠実性条件：話し手は、聞き手がAをすることを望んでいる

本質的条件：話し手が聞き手にその行為をさせようとする試みとみなされる

最初に述べたように、9行目の〈依頼〉を示唆する発話に先立って、Aは挨拶の後、まず2行目・4行目で2つの質問をしている。これらは、この依頼行為「BがMに写真を渡すことを依頼する」にあたり、その準備条件が整っているかどうかを確認するための発話であると考えられる。「聞き手はAをする能力を持つ」（準備条件）かどうか、つまり、BがMに写真を渡すことができるかどうかを、2つの質問で確認している。

しかしこのように、一連の会話によって適切性条件が言及されるだけが、〈依頼〉の発話行為として成立するとの説明は不十分である。Bがその言及に気付かず、単なる質問だと解釈すれば、〈依頼〉は成立しない。Aの一連の発話によって、Aに依頼の意図があると解釈できるのも、聞き手Bが、Griceの協調の原則に基づき、会話の含意を読み取ることができたからだ。なぜ、挨拶の後に今後の行動について質問されるのか、特にMさんに会うかどうかという具体的な行為の質問をするのだろうか、と考え、何か関係あることが意図されているのではないかと推察する。

そもそも人には、相手の意図を読む認知能力が備わっている (Tomasello et al. 2005)。そのため、BはAの〈依頼〉の意図を知覚することができたといえる。このような知覚は人だけでなく、チンパンジーなどにも備わった能力であるらしい。しかし、相手の意図を読んで、さらにその意図に沿うように協力や援助することができるのは人だけの能力である、とも説明されている。この、人特有の能力によって、Bは援助行動を決定し、〈申し出〉の発話行為遂行を実践する。

会話のやりとりから、Aの一連の〈依頼〉行為を察知することにより、Bは10行目で〈

依頼>を承諾する応答として、相手の望む行動を申し出ていると考えられる。つまり、Bの<申し出>の発話行為は、Aの一連の間接的なく依頼>の発話行為によって引き起こされたものだと考えられる。Aの<依頼>の意図は、Bの<申し出>に対する「いいですか？」(11)という確認の質問や、「私、今日一日中、あっちこっちに行ってるから…」(13)という理由の陳述によって、より明確にされている。

以上のように、談話レベルでの<申し出>の発話を分析することによって、なぜ<申し出>がなされるのかという、1つの理由をみることができる。<申し出>をする話し手は、相手からの<依頼>を先取りするかたちで、<申し出>の発話を行っている。このように、相手の意図を察知するような状況認識は、<申し出>の発話がなぜなされるのか、という要因となっていることがわかる。

5.4 <依頼>との関わり

援助行動の宣言としてとらえられる<申し出>の発話行為は、相手の<依頼>を先取りする形で行われること、つまり、<申し出>の行為者は相手の<依頼>意図を察知する、という現象が、談話分析により明らかにされた。先行研究では、援助行動は「援助を要請する」「援助を与える」「援助を受ける」という一連の対人行動であることが指摘されているように(相川 1989)、援助の要請=<依頼>と考えると、<申し出>と<依頼>の発話行為の関わりは深いものであることがわかる。それどころか、援助を要請するという相手からの働きかけ以前に、援助者が相手の状況・様子を察知して、援助行動が行われることもある。

そもそも<依頼>と<申し出>は、未来に起こる、ある事態を共有する発話行為となっている。未来の事態に対する働きかけが、援助の受け手か(<依頼>)、援助の与え手か(<申し出>)、どちらから行われるのかによって異なるだけで、結果として引き起こされる事態は同じである。例えば、Aが重い荷物を運んでおり、Bがそれに手を貸すという場合、「BがAの荷物を持つ」という援助行動は、「AがBに手伝うことを頼む」という<依頼>の発話行為か、「BがAに手伝うことを申し出る」という<申し出>の発話行為によって実現される。このように、ある1つの援助行動をめぐって、対照的な発話行為として<申し出>と<依頼>の2つが位置づけられる。このような特徴を持つため、<申し出>は相手の<依頼>を先取りする形で行われることが考えられる。

上記のように、2つの発話行為が、基本的には共通した側面を持っており、ある要素が異なることで、違った発話行為となっていることがある。このような特徴を、Rossiter & Kondoh (2001) は、英語の<依頼(request)>と<許可(permission)>について、表2のようにまとめている。

表 2. 英語の〈依頼〉と〈許可〉の特徴 (Rossiter & Kondoh 2001: 110)

Speech act	Definition	Realization	Action	Benefit
Request	S asks H to perform A as in the interests of S	Could you --? (etc.)	Hearer	Speaker
Permission	S asks H to license A, to be performed by S, as in the interests of S	Could I --? (etc.)	Speaker	Speaker

Rossiter & Kondoh (2001) では、発話行為の定義と具体的な表現形式を紹介し、その特性として、だれが行為者なのか(Action)、だれに利益があるのか(Benefit)をまとめている。表 2 では〈依頼〉と〈許可〉を取り上げているが、どちらも話し手自身の利益のためなされる発話行為であるが、行為者が聞き手であるか、話し手であるかという点に違いがあることを示している。例えば、「窓を開ける」という行為について検証すると、〈依頼〉では相手(聞き手)がその行為を行い、〈許可〉では話し手がその行為を行う。そして利益は話し手にあることが共通している。この枠組みを援用し、独自に〈依頼〉と〈申し出〉の特徴をまとめてみると、表 3 のようになる。

表 3. 英語の〈依頼〉と〈申し出〉の特徴

Speech act	Definition	Realization	Action	Benefit
Request	S asks H to perform A as in the interests of S	Could you --? (etc.)	Hearer	Speaker
Offer	S asks H to perform A, to be performed by S, as in the interests of H	Shall I --? (etc.)	Speaker	Hearer

表 3 に沿って言語表現を考えてみよう。例えば、忙しくしている T が、Y の手伝いを依頼する場合、“Could you help me?” という表現が用いられる。逆に、忙しくしている T を見た Y が手伝いを申し出る場合は、“Shall I help you?” という表現が用いられる。〈依頼〉の場合、行為者は聞き手で、利益を受けるのは話し手である。一方、〈申し出〉での行為者は話し手であり、利益を受けるのは聞き手である。異なる要素を持つように見えるが、重要なのは、この 2 つの発話行為は結果として 1 つの事態を共有することである。つまり、どちらの場合も結果の事態をみれば、行為者は Y であり、利益を得るのは T となる。以下ではよりわかりやすく、話し手・聞き手を固定し、「鈴木が田中を手伝う」という例の日本語について表をまとめる(表 4)。

表4. 日本語の〈依頼〉と〈申し出〉の特徴

発話行為	定義	表現形式	行為者	利益者
依頼	田中が鈴木に、田中の利益になる行為（手伝うこと）を鈴木が行うことをたずねる	例) 手伝っても らえますか	鈴木	田中
申し出	鈴木が田中に、田中の利益になる行為（手伝うこと）を鈴木が行うことをたずねる	例) 手伝いまし ょうか	鈴木	田中

この表からも、2つの発話行為が同じような特徴を持ち、密接に関わっていることがわかる。つまり、どちらの発話行為も、行為者は鈴木、利益は田中にあるという結果になる。では相違点は何か。表の中では表せないが、未来の事態（Aという行為）を引き起こす働きかけが、どちらから行われるのか、という点である。その働きかけもまた、対を成すように密接に関わり、それは言語表現にもあらわれる。ただし、働きかけという点からみると、〈依頼〉の発話行為は自発的な働きかけであり、〈申し出〉の発話行為では、相手の状況を察知することや、相手からの暗示的な依頼があってからの働きかけであるところに違いがある。つまり、発話行為の動機付けに大きな違いがあり、それゆえに〈申し出〉は〈依頼〉よりも発話行為に関わる会話のやりとりや発話状況も含めて分析する必要があるといえるのである。

5.5 典型的ではない〈申し出〉表現の分析

実験によって明らかにされた、非典型的な〈申し出〉表現は、実際の言語使用でも用いられることが観察される。例えば、何か書こうとしているがペンがなくて困っている人に、自分のペンを貸してあげようと思い、「このペン、使いますか」と言って自分のペンを差し出すことがある。相手の人も、「ありがとうございます」と言ってペンを受け取ったりする。このように、適切性条件を満たすものではなかった「(聞き手動作主動詞) +スル?」の形式をとる〈申し出〉表現も、日常生活で用いられることは、容易に想像できる。しかし、なぜ、ペンを使うかどうかという疑問文が、ペンを貸そうという〈申し出〉の発話行為として機能するのだろうか。また、なぜ相手もこの発話が、ペンを貸すという行為の〈申し出〉だと解釈し、感謝の意を表明するのだろうか。

本節では、先行研究ではほとんど指摘されることがなかった、「このペン、使いますか」のような「相手の行動をたずねる表現」《行為質問》が、間接的な〈申し出〉表現として機能していることを、自然会話を取り上げて分析する。

5.5.1 問題の所在

典型的な<申し出>表現の形式として、「(話し手動作主動詞) + ショウカ / ショウ / スル」があるが、このような表現形式だけが、話し手の行為提供を申し出る意図を実現する表現ではない。4.2 節の実験結果でみられたように、相手の行動をたずねる表現形式<行為質問>も<申し出>の表現として用いられる。吉成 (2002) の調査結果においても、(40)のように、相手の動作を表す動詞 (聞き手動作主動詞) を用いた「(聞き手動作主動詞) + スル？」が使用されていた。(40a)は、車で駅まで送ることを友達に申し出る場面での発話であり、(40b)は、友達に CD を貸すことを申し出る場面での発話である。

- (40) a. よかったら、乗っていく？
b. CD、聞く？

このように、話し手の<申し出>意図を実現するために、相手の行動をたずねる表現<行為質問>が、間接的な<申し出>表現として用いられていることについて、日本語を対象としたこれまでの<申し出>表現の研究 (仁田 1991、坂本・蒲谷 1995、キーン 2002 など) で議論されることはなかった。

この(40)のような表現形式が適切性条件を満たさないことは 4.3 節で確認されたが、ここでは、坂本・蒲谷 (1995) の用いた、<申し出>の構成要素である「行動、利益、決定権」の帰属先、つまり、「話し手の行動・聞き手の利益・聞き手に決定権」という<申し出>の構成要素と、話し手の意図がどのように表れているのかを検証する。

例えば、(40a)のような間接的な<申し出>表現で言語化されているのは、決定権のみである。またその決定権の対象は典型的<申し出>表現のように「車で送るかどうか」という話し手の行動ではなく、「車に乗るかどうか」という聞き手の行動についてであり、単なる疑問文となっている。話し手の行為について言及されているわけではなく、話し手に行為の意図があるのかも明示されていない。このような表現には、<申し出>の構成要素とされる、話し手の行動、そして行為の意思の表明が欠けていることがわかる。それにもかかわらず、<申し出>表現として成立するのは、話し手の援助行動の意図が聞き手によって推論されているからだと考えられる。

Grice の「協調の原則」によれば、会話においては「関連のないことは言わない」とされる (関連性の格率)。つまり、話し手はその場において関連のないことは言わないはずであるから、聞き手はその発話が何かその場に関わりのあることであると思い、発話を解釈しようとする。そして、状況などを考慮し、発話が字義通りの意味ではなく、何か含意される発話だと推論する。そのため、話し手の意図が非明示であっても相手の行動をたずねる表現形式が<申し出>の発語内的力を遂行するのは、発話の中に話し手の行為遂行意図が含意され、その意図が相手に伝わるからではないかと予測される。

なぜ、話し手の行為遂行意図が含意されるのかまでは、Grice は説明していないが、本研

究では、ある前提が成り立つ場面であることに依存して含意が伝わる、と主張する。実際に話し手の<申し出>意図が聞き手に伝わっているのかどうか、典型的ではない<申し出>の表現についても、その返答との隣接ペアの観点から予測を検証する。そして、談話分析によって、《行為質問》の発話が<申し出>の意図を含意していることを明らかにする。

5.5.2 典型的ではない<申し出>表現の隣接ペア

自然談話の例である(41)は、日本語教室での聴解練習の場面において、教師(T)がカセットテープで問題を流し、学生(S)がそれを書き取るという練習の際の談話である。

(41) (日本語教室で聴解練習の場面)

01 T: 書き取れましたか?

02 S: いいえーできませんでした。

03 T: じゃ、もう一回、聞きますか?

04 S: お願いします。

この一連の談話の中には、2つの隣接ペア(01T-02S、03T-04S)が見られる。どちらも教師が質問し、学生が返答するというペアである。1行目の教師の「質問」に対して2行目で学生は「否定」という応答を行っており、これは「質問」-「応答」の隣接ペアとなっていることがわかる。もう1つのペアである3行目の教師の発話も、学生の行為について質問しているのだが、4行目で学生は、質問に対する応答ではなく、「お願いします」と教師の行為を依頼する形で答えている。これは典型的な<申し出>表現の返答と同様の隣接ペアをなしている。そして実際に、このあと教師はテープをかけるという行為を行っている。教師のテープをかけるという行為は、もう一度聞くことができるという聞き手への利益を与える行為となる。このような分析からも、3行目の発話は、相手の行為をたずねるといった質問の表現形式をとってはいるが、発話行為としては<質問>ではなく、<申し出>としての機能を果たしていることがわかる。

さらに、大学院生研究室で観察された大学院生同士の、隣接ペアをなす2つの会話(42)(43)を検証する。

(42) (大学院生研究室にて)

A: お疲れ様です。コーヒー、飲みますか。

B: ありがとうございます。いただきます。

(43) (大学院生研究室にて)

C: コーヒー、飲みますか。

D: あ、さっき飲んだばかりなんで…ありがとうございます。

隣接ペアの観点からみれば、(42)(43)の対となる会話はどちらも、「質問」－「応答」のペアではなく、「申し出」－「受諾」「拒否」のペアと考えられる。コーヒーを飲むかどうかをたずねられているにも関わらず、(42)でBは、「はい」か「いいえ」の応答をせず、「ありがとうございます」と感謝の意を表明している。また(43)でもDは、質問に答えておらず、すでにコーヒーを飲んだという状態の説明と感謝の意を表している。もちろん、これらの返答が「応答」の間接発話行為だと解釈することもできるかもしれない。しかし、なぜどちらの場合も感謝の意が表されているのだろうか。普通、感謝は自分自身に向けられるものではないので、この2つの会話における感謝の対象となるのは自分自身の行為「コーヒーを飲むこと」ではなく、相手の何らかの行為に対してのはずである。つまり、(42)のBも(43)のDも、相手がコーヒーをいれるだろうと推論し、その推論した行為に対して感謝の意を述べていると考えられる。実際(42)の場合、この後、AはBのためにコーヒーをいれるという行為を行っている。

間接的なく申し出>表現の認定において、隣接ペアのふるまいだけでなく、聞き手に利益を与えることになる行為を話し手が遂行したという事実は、重要である。なぜなら、話し手に行為遂行の意図があったかどうかの確認ができるからだ。このように考えると、自然談話の分析において、相手の行動をたずねる表現形式でありながら、<申し出>の発話内的力を行行使しているかどうかを認定することは可能であると考えられる。しかし、「コーヒーを飲みますか？」と質問されているだけなのに、なぜ聞き手は、その質問から相手の[コーヒーをいれる]という行為を推論し、相手の発話には行為提供の<申し出>が含意されていると解釈するのだろうか。

5.5.3 <申し出>の意図を理解する前提

(44)はEと年上の友人Yとの会話を観察したものである。大学からそれぞれ自宅へ帰ろうとしたところ、雨が降り出した。Eは傘を持っていないという場面である。

(44) (大学校舎の出口にて)

01 Y: 私の傘、使う?

02 E: え、いいんですか?

03 Y: いいよ、私、置き傘あるし。

04 E: そうですか。じゃ、お借りします。すみません。

雨が降る中、傘を使うことができるのはEにとって利益であり、それはYが傘を貸すという行為によってかなえられる。実際、4行目にあるように、Eは傘を借りていることから、Yの[傘を貸す]という行為が実現されたことがわかる。このように、談話を分析することによって、1行目の相手の行動をたずねる表現形式「私の傘、使う？」が、間接的なく申し出>表現として用いられていると考えることができる。字義通りの表現形式に注目する

と、聞き手である E は、自分のこれからの行動について質問されているだけであるが、即座にその発話が<申し出>だと判断しているのである。

1行目で Y は、傘を使うかどうかという質問をしているだけで、[傘を貸す] という自分の行為について言及しておらず、また傘を貸そうという意図にも触れていない。これに対し2行目で E は、「はい」あるいは「いいえ」の返答ではなく、傘を使ってもいいかどうかを確認している。そして3行目で Y は使用の許可を与えている。そして4行目では E も「じゃ、お借りします」と述べている。この談話内では、一切、Y が傘を貸すという行為について触れられていないにも関わらず、その行為が前提となつて、話が進んでいる。なぜ、E は Y が傘を貸してくれると推論しているのだろうか。

この場面で重要なのは、Y が E に傘を貸す行為がなければ、E が傘を使うことができないという状況であるということだ。Y が傘を貸さなければ、E は質問された行為「Y の傘を使うこと」ができない。「私の傘を貸さないけれど、私の傘、使う？」という質問が意味を成さないように、Y に傘を貸すつもりがないのであれば、「私の傘、使う？」という質問はできない。そのため、Y には貸す行為を行う意図があるから1行目のように質問したのだと E が考えることは自然である。よつて、話し手が聞き手の行動をたずねる表現には、聞き手の利益となる [傘を使う] という行為を可能にする話し手の [傘を貸す] という行為提供の意図が含意されていると解釈することができるのである。

このように、[話し手の行為 P] がなければ聞き手の利益となる [聞き手の行為 Q] ができないという状況は、他の《行為質問》の例でも同様である。教師がテープをかけなければ学生は聞くことができない(41)、「コーヒー、飲みますか」とたずねられても、その人がコーヒーをいれてくれないと聞き手は飲めない(42)(43)状況にある。つまり、各々の状況には、(45)のような関係 R が前提として存在していることで共通している。

(45) 関係 R : [話し手の行為 P] がなければ [聞き手の行為 Q] は不可能

傘を貸す	→	傘を使う
テープをかける	→	テープを聞く
コーヒーをいれる	→	コーヒーを飲む

[聞き手の行為 Q] は [話し手の行為 P] がなければ不可能であるという関係にあり、この前提が話し手にも聞き手にも認識されている状況において、話し手が聞き手に、行為 Q を質問する場合、話し手には行為 P 遂行の意思があると考えられる。そしてその行為 Q を質問する発話は単なる<質問>ではなく、<申し出>として機能する。

これまで、相手の行動をたずねる表現形式「(聞き手動作主動詞) +スル?」が間接的なく申し出表現として機能すると述べてきたが、(45)のような関係が前提となる場合にのみ、[聞き手の行為 Q] についてたずねる表現形式「聞き手の行為 Q?」が、間接的なく申し出表現《行為質問》として機能する。つまり、(46)のようにまとめられる。

- (46) [話し手の行為 P] がなければ、[聞き手の行為 Q] は不可能である文脈において、相手の行動をたずねる表現形式《行為質問》には、[聞き手の行為 Q] を可能にする [話し手の行為 P] の遂行意図が含意され、間接的なく申し出>表現として機能する。

相手の行動をたずねる表現が間接的なく申し出>として機能するのは、その発話の中に話し手の行為 P 遂行の意図が含意されている場合であり、意図が含意されているかどうかを聞き手が理解できるのは、(45)のような関係 R が容易に想定される状況という、場面に依存した文脈が存在する場合である。このような状況や場面といった文脈を通して得られる情報は、間接<申し出>表現にとって重要な役割を担っている。この点を確認するために、いくつかの作例談話を用いて検証を行いたい。

5.5.4 関係 R の検証

前提となる関係 R の想定が間接的なく申し出>表現の成立に必要な要素となっていることを説明したが、さらに、文脈が重要な要素を担っている点について作例の談話を用いて検証する。まず、[話し手の行為 P] が不可能な状況では<申し出>表現として成り立たないパターンについてみていきたい。発話状況という文脈情報が聞き手の解釈、ひいては<申し出>表現の成立にとって重要な役割を果たしていることを指摘したい。

(47) (田中の家で)

田中：コーヒー、飲む？

鈴木：うん、ありがとう。

(48) (喫茶店でメニューを見ながら)

a. 田中：コーヒー、飲む？

鈴木：ううん、私は紅茶。

b. 田中：コーヒー、飲む？

鈴木：#うん、ありがとう。

(47)(48)共に、田中が鈴木に対して「コーヒー、飲む？」という発話を行っている。ただし会話が行われた場所が異なり、それが発話行為の解釈を制限している。喫茶店でメニューを見ながら発話される場合(48)よりも、田中自身の家である場合(47)の発話のほうが、<申し出>として解釈されやすくなっている。なぜなら、田中がコーヒーをいれなければ、鈴木は田中の家で勝手にコーヒーを飲むことができない状況にあるからだ。つまり、「[話し手の行為 P] がなければ [聞き手の行為 Q] は不可能である」という関係 R (P=田中がコーヒーをいれる行為、Q=鈴木がコーヒーを飲む行為) が前提として存在している状況とな

っているため、行為 Q をたずねる田中の発話は<申し出>として機能するのである。

一方、喫茶店の場合、田中自身が行為 P (コーヒーをいれる行為) を行うことは不可能である。つまり、[話し手の行為 P] が存在しないことは周知の事実であるため、田中の発話が<申し出>であると、鈴木は解釈しない。逆にいえば、喫茶店では、田中の行為に関わらず、鈴木は行為 Q (コーヒーを飲む行為) を行うことができる状況である。どちらにしても、関係 R が想定されないため、<申し出>表現として解釈されないといえる。そのため、(48a)は「質問」－「応答」の隣接ペアとなっている。たとえ、(48b)のように、「申し出」－「受諾」の隣接ペアをなしているかのような会話であっても、田中の発話が<申し出>だとは解釈されない。なぜなら、[鈴木 の 行為 Q] は [田中 の 行為 P] がなくても実現される。そもそも、喫茶店で田中がコーヒーをいれるという行為を行うこと事態、無理であることは、日常の一般常識からも理解できる。この会話において、鈴木が「ありがとう」と感謝の意を表明したのは、コーヒーをいれるという田中の行為ではなく、注文を伝えてくれるであろうと推論してのことだと思われる。

以上のように、場面という文脈も間接的<申し出>表現の成立にとって重要な要素・条件となっている。そして、典型的な<申し出>表現と異なり、注意しなければならないのは、この表現形式が常に<申し出>表現にならない点である。《行為質問》は単に相手の行動をたずねる質問の形式をとるため、<申し出>の発話意図を表す表現として成立するかどうかには、曖昧性が伴う。話し手には<申し出>の意図があっても、聞き手の解釈によって、その発話が<申し出>の機能を果たすものかどうかが決まる。

(49) A: 電話をかける?

M: うん、そうする。確かすぐそこに、公衆電話があったよね。

A が、携帯電話を貸すという<申し出>の意図から「電話をかける?」と表現し、発話したとしても、(49)のように、それが<申し出>だと聞き手 M が解釈せずに応答すれば、A の発話は<質問>となる。M が<質問>だと解釈し、返答したのは、電話をかける M の行為は A に電話を貸してもらわなくても公衆電話の使用によって可能となる、と M が状況を認識しているからだと考えられる。このことから、「話し手の行為 P があるから、聞き手は行為 Q ができる」という関係 R の想定が重要であることがわかる。話し手の行為 P がなくても聞き手の行為 Q ができる場合は、<申し出>と解釈されない例が(49)であるからだ。

もし、A の発話が、「電話を貸そうか?」という、典型的な<申し出>表現の形式が用いられた場合は、A の<申し出>の意図が間違いなく伝えられていだろう。また A の発話が、「この電話、使って」という、慣用的な<申し出>表現の形式《依頼》が用いられていても、<申し出>の意図は伝えられていたと思われる。このように、間接的な<申し出>表現でも、4章で2つのグループに分けられた i) 慣用的な表現と ii) 文脈依存の表現では、文脈の必要性に差があることがわかる。

ただし、反論として、(49)の状況で、文脈依存の表現である「相手の今後の行動をたずねる型」《行為質問》であっても、「電話を使う？」という表現であれば、＜申し出＞として解釈されやすくなるのではないかと考えられる。これは、Aが電話の使用について言及するのは、Aの所有する電話を指すことになり、Aが電話を貸すことができるという前提を暗に伝えることになるからだ。つまり、相手の行動をたずねる表現であっても、「電話をかける？」よりも「電話を使う？」という表現のほうが、申し出る行為を可能にする前提条件の情報を伝えるものとなっている。このようなく申し出＞表現として解釈されやすい度合いというものがあることそのものが、文脈に依存していることに関わっている証拠となっているといえるだろう。

5.5.5 まとめ

隣接ペアを用いた分析により、典型的なく申し出＞だけでなく、相手の行動をたずねる表現形式《行為質問》を用いる、間接的なく申し出＞表現も実際に使用されていることを確認した。＜申し出＞の適切性条件を満たすものではない文脈依存の表現の中でも、特に《行為質問》（「(聞き手動作主動詞) +スル？」）を取り上げ、談話分析を行った。談話分析は、実際の会話を観察することで現象を分析する手法である。会話連鎖（隣接ペアも含む）を観察することによって、発話行為が成立しているかどうかを確認することができる。＜申し出＞の発話行為として同定されているか否かは、聞き手がどのような反応を示すかによって判断することができる。その結果、言語表現上、適切性条件を満たしていない表現でも、実際の言語使用では＜申し出＞として使用され、解釈されていることが明らかにされた。

＜申し出＞表現においては、話し手の行為意図の表明が重要であるが、話し手の意図が言語形式上明示されない場合、関係 R が想定されることによって、その意図は表現に含意されていると解釈され、＜申し出＞として成立すると分析した。その場合、文脈情報が重要な要素となっていることも指摘した。

5.6 連続する発話の中でとらえられる発話行為

発話行為については、談話分析が有用であることを5章での検証によって示せたと思われる。さらに以下では、5章で明らかにされた、相手とのやりとりや、《行為質問》の解釈を踏まえ、談話分析を用いて、1つの発話が1つの発話行為を表すだけでなく、連続した発話の中で、いくつかの発話行為の機能を果たしていることを指摘する。

(50)の談話データは、教師 T が日本語学習者7名（うち発言者はABCの3名）に対して、書き取り練習を行っている場面である。テープレコーダーから流れる日本語を書き取ることが出来なかった学習者に対し、教師が再度テープを流すことを申し出る行為に焦点をあてて考察する。

- (50) 01 T: じゃ、次二番です。(テープレコーダーをかける)
02 [テープの声] 「今着ている服にポケットは付いていますか」
03 A: (書きながら) いま、きている…
04 (顔をあげて教師を見る)
05 T: えっと、もう一回、聞きますか?
06 A: お願いします。
07 (教師はテープをもう一度かける)
- 08 [テープの声] 「今着ている服にポケットは付いていますか」
09 B: ポケット?
10 C: 今着ている、ポ?
11 T: えー、ほんとはよくないんだけど、私が読みますね。
12 C: はい、お願いします。
13 T: 今着ている服にポケットは付いていますか
14 (学習者は書き始める)

この授業では、教師 T が操作するテープレコーダーから流れる「今着ている服にポケットは付いていますか」という文を書き取る作業が課せられている。前半データでは、学習者 A は「いま、きている…」と言いながら書き始めるが (03)、途中でわからなくなったのか、顔をあげて教師のほうを見る (04)。その様子を見た教師は「えっと、もう一回、聞きますか?」と言い (05)、学習者 A は「お願いします」と答えている (06)。そして教師はもう一度テープをかけるという動作を行っている (07)。

ここで注目したいのは、「もう一回、聞きますか」という教師の発話 (05) である。これは、もう一度聞くかどうかという相手の行動をたずねる表現であるが、[テープをもう一度かける] という話し手 T の行為を申し出る、間接的なく申し出の発話行為として機能していると解釈される。この発話が字義通りであるならば、単なる質問の発話行為となるが、そうでないことは続く A の発話 (06) が「はい、聞きます」のような質問に対する応答ではないことからわかる。A は「お願いします」と、[教師 T がテープをかける] という行為を要請する表現を用いて返答している。このような発話のやりとりが「申し出」(05) とその「受諾の応答」(06) を表す隣接ペアであることがわかる。実際、教師はもう一度テープをかける行為を行っている (07)。

同様のことは、後半データにおいても見られる。教師がテープをかけなおし (07)、再びテープの音が流れる (08)。それに対し、学習者 B は「ポケット?」と繰り返し (09)、学習者 C も「今着ている、ポ?」(10) のように、聞き取れない様子でテープの途中までの音を繰り返している。その様子を見た教師 T は、「えー、ほんとはよくないんだけど、私が読みますね」と言い (11)、それに対して C が「はい、お願いします」と答えている (12)。

そして教師 T はテープと同じ文を読み上げ (13)、学習者はそれを聞いて書き始める。このように、「私が読みますね」(11) と教師が述べた表現は、字義通りであれば行為の〈宣言〉であると言えるが、これに対して、「はい、お願いします」という返答 (12) がなされていることから、11 行目の発話が単なる〈宣言〉であるとは考えにくい。つまり、これも「文を読む」という T の行為の〈申し出〉とその受諾がなされていると考えられる。

なぜ相手の行動をたずねる質問の表現 (05) や、将来の自分の行動を述べる表現 (11) が、間接的なく申し出〉として機能しているのか、そのきっかけに注目すると、これらの〈申し出〉は学習者の反応が引き起こしたものであると考えられる。

データ前半では、テープレコーダーから流れる文を聞き取ることができなかった学習者 A は、教師の顔を見上げて聞き取れなかったことをジェスチャーで表現している (04)。このような顔の表情も含めた相互行為の流れの中で、教師 T は学習者 A の「もう一度テープが聞きたい」という暗黙の〈要請〉を読み取り、その要請を承諾する応答として、「もう一回、聞きますか」という発話を行っていると考えられる。つまり、連続した相互作用の中で分析すると、教師 T の発話 (05) は、〈申し出〉の発話行為でありながらも、学習者 A の〈要請〉に対する承諾の意味を持つ応答であるとも解釈できる。

またデータ後半では、11 行目の間接的なく申し出〉の発話に至るまでも、学習者の聞き取れなかったという様子が現れている (09) (10)。これらが「もう一度聞きたい」という暗黙の〈要請〉となり、その要請を承諾する応答として「私が読みますね」という発話が行われたと考えられる。

つまり、5 行目、11 行目共に、〈申し出〉の発話であると共に、〈要請〉に対する承諾の応答でもあると考えられる。さらにいえば、それらに続く 6 行目や 12 行目の学習者の発話も、〈要請〉の応答を受けた後の再度の確認の意味での、明示的なく要請〉となっているとも考えられる。

以上をまとめると、前半データ (51) では、まず、明示的ではない暗黙の〈要請〉がなされ (04)、それを察した教師 T がそれに答える返答として、〈申し出〉を行っていると考えられる。つまり、5 行目の発話は、暗黙の〈要請〉 (04) に対する承諾でもあり、〈申し出〉の発話でもあるという 2 つの役割を担っている。しかもそれは、質問という表現形式をとる間接的な表現でなされている。また 6 行目の発話も、〈申し出〉 (05) の隣接ペアである受諾の応答であり、「お願いします」の字義通り、〈要請〉の発話行為であるという、2 つの役割を担っている。そしてその〈要請〉に対する承諾の応答として「テープをかける」という行為が実行されている (07)。つまり、連続した会話のやりとりは、(51) で示すように、連続的な隣接ペア (中括弧) で構成されており、1 つの発話は 1 つの発話行為を表すのではなく、2 つの役割を担った発話が連続的になされていることがわかる。

- (51) 01 T: じゃ、次二番です (テープレコーダーをかける)
 02 [テープの声] 「今着ている服にポケットは付いていますか」
 03 A: (書きながら) いま、きている…
 04 (顔をあげて教師を見る) <暗黙の要請>
 05 T: えっと、もう一回、聞きますか? <要請の応答(承諾) / 申し出>
 06 A: お願いします <申し出の応答(受諾) / 要請>
 07 (教師はテープをもう一度かける) <実行による要請の応答(承諾)>

後半データ(52)も同様に分析される。

- (52) 08 [テープの声] 「今着ている服にポケットは付いていますか」
 09 B: ポケット? <暗黙の要請>
 10 C: 今着ている、ポ? <暗黙の要請>
 11 T: ほんとはよくないんだけど、私が読みますね <要請の承諾 / 申し出>
 12 C: はい、お願いします <申し出の受諾 / 要請>
 13 T: 今着ている服にポケットは付いていますか <実行による要請の承諾>

5.3節で相手からの暗示的な<依頼>について談話分析を行ったが、さらに連続した会話のやりとりを観察すると、<申し出>の発話行為だけではない発話の働きをみることができた。それは、字義通りの表現と間接的な表現との関わりでもある。さらには、<依頼>と<申し出>の関わりの深さも表している。

—注—

- *1 「談話分析 Discourse analysis」、あるいは「会話分析 Conversation analysis」という名称について厳密な区別がなされることもあるが、本研究では、発話のやりとりに注目した分析を行うという点で、談話分析と会話分析は同じものを意味し、使用している。

6章 <申し出>表現選択の要因1：状況要因

以降の章では、<申し出>を実現する言語表現の選択に関わる要因について検証する。間接的で多様な<申し出>表現が、どのように使い分けられているのか、その実態を明らかにする。<申し出>の発話プロセスモデルにあるように、<申し出>の発話行為に影響を与える要因（言語表現の選択の要因）として、状況要因、対人関係要因、文化的要因の3つが関わっている。4章でみたように、<申し出>を表すための表現は多様であり、話し手はその中から1つの表現を選択することになる。なぜその表現を用いるのか、その使用は個人的なものだけではなく、場面によって表現の選択や使用傾向に志向性があるのではないか。それに関わっているのが、上記の3要因だと考える。

本章では、まず6.1節では、<申し出>表現と要因（状況要因、対人関係要因、文化的要因）との関わりを明らかにする。6.2節以降では、状況要因に注目し、状況要因に関わる<申し出>の言語表現を観察する。特に、<申し出>行為の当然性の認識（6.2.1節）と、<申し出>行為内容の負担度合いの認識（6.2.2節）の違いを操作した実験を行い、検証する。そして6.3節では、今後の課題をまとめる。

6.1 言語表現の使い分け要因

6.1.1 表現形式の使い分け

4章では、ペンの貸与を申し出る表現が、「ペン、貸しましょうか」「使って下さい」「ペン、使う?」「ペン、いる?」「使っているよ」など、様々であることが明らかにされた。このように多様な表現は、様々な要因で使い分けられる。

例えば、話し手自身の属性（年齢・性別・出身地など）の違いによって異なることが考えられる。同じ内容を伝える場合でも、女性なら「使って下さいな」、男性なら「使ってくれよ」のような、終助詞も含めた言い方に違いがあるだろう。また出身地によっても、「貸してあげようか」という言い方が、関西出身の人なら「貸したるか」となるように、方言の違いがみられるだろう。

しかし、本研究で注目するのは、一人の話し手が同じ内容を伝えるのに、場面や相手によって表現を使い分ける場合である。話し手は円滑なコミュニケーションを行うために、状況を認知し、諸条件を考慮して適切な言語表現を選択する。例えば、荷物を抱えて困っている相手が先生の場合、「お持ちしましょうか」と言い、友達には「持とうか」と言って話体を使い分ける。対人関係を考慮した言語表現の使い分けは容易に想像できるが、言語表現上、このような敬語使用有無の使い分けだけがなされるのだろうか。相手によって、「お持ちします」と申し出たり、「持たせて下さい」と、典型的には<依頼>の表現を用いたりするような、発話行為レベルの言語表現の使い分けもあるのではないだろうか。

本研究では、これまで典型的な表現の記述にとどまっていた<申し出>を意図した表現

形式だけでなく、前章までで明らかにされた典型的ではない<申し出>表現も含め、話し手が、聞き手や場面によって表現を使い分ける<申し出>表現の実態や、使い分ける要因との関わりを分析する。話し手が、どのような相手に、どのような場面で、どのような表現を用いるのか、その使い分けを検証する。

6.1.2 使い分けの要因

言語使用において、表現が使い分けられる現象に注目し、観察、分析してきたのは社会言語学と呼ばれる分野である。表現の使い分けに影響する要因は多岐にわたるが、主要な要因と指摘されるものとしては、「対人関係要因」「状況要因」そして「文化的要因」があげられる。これらの要因は、3.2.2節でまとめられた、<申し出>の発話プロセスモデル(図4)に関わるものである。またこれらの要因は、Brown & Levinson (1978/1987) が、ポライトネス・ストラテジーの観点から、言語使用の際に影響を与える要因として公式化している要素にも関わっている(2.3.1節参照)。

使い分けの重要な要因の1つとしてあげられるのが、会話の参加者である聞き手との関係、すなわち対人関係である。特に日本語では敬語使用について研究されることが多いため、対人関係は、言語の使い分けの要因として取り上げられることが多い。相手の年齢や親しさなど、上下・親疎関係に関わる要因が言語表現の使い分けに影響を与えていることを明らかにしている実証研究も多い(杉戸 1979、荻野 1983、井出他 1986など)。例えば、荻野(1983)は、対人関係を統制した実験を行い、「電話番号を知っている」という表現がどのように用いられているのか、大規模調査を行っている。そして、使い分けの特徴として、「一般的には相手が疎遠になるほど、また、相手の年齢が高くなるほど丁寧な表現が用いられる」ことを明らかにしている。また、<依頼>の表現形式について実証研究を行っている井出他(1986)では、使い分けの基準として、親疎・上下関係を組み合わせた様々な相手を設定し、相手によって使用する表現形式が異なる傾向を検証している。このように、言語表現の使い分けでは対人関係が重要な要因であると考えられる。

言語表現に影響を与えるのは相手の属性に関わる対人関係だけではない。コミュニケーションの内容や場面が、その場での相手との関係に影響する場合もある。つまり、その場の状況そのものが、言語表現に影響を与えていると考えられる。とはいえ、状況のとらえかたは個人によって異なることもあるため、話し手が発話を行う状況についてどのように認知しているのかが重要である。例えば、何かを援助する場面で、その援助が当然だと話し手が判断している場合とそうでない場合では、言語表現に相違があるのではないかと予測される。坂本・蒲谷(1995)は<申し出>の場面において、この当然性が<申し出>の言語表現に反映されることを指摘している。当然性が高いほど、疑問文「荷物、持ちましようか?」ではなく、言い切りの形(平叙文)「お持ちします」が用いられると説明している。坂本・蒲谷(1995)では実証的に検証されていないが、状況認知が言語表現に影響を与えているという予測がたつ。

状況認知については、話し手が、遂行する行為の負担の大きさをどのようにとらえるのか、という点も言語表現に影響を与えることが指摘されている。岡本 (2000) は、〈要求〉の場面を取り上げ、負担の度合いによって言語表現に違いがあり、負担の度合いが大きいほど丁寧な間接表現（否定疑問形）が用いられることを明らかにしている。やはりこれも、話し手の状況認知が言語表現の使い分けに関わっていることを示している。

また、ストラテジーという観点から言語使用に文化の違いがみられるという指摘も多い。ポライトネスという観点について、その普遍性を説明している Brown & Levinson (1978/1987) でも、フェイス侵害度の見積もり公式 (2.3.1.1 節の(7)参照) において、文化差を考慮している。それでも Brown & Levinson に対しては、文化特有の現象について考えられていないという批判が多い (Ervin-Tripp 1976, Wierzbicka 1985, Gu 1990 など)。この点については次章以降で取り上げるが、このような批判の多さは、言語使用において文化的要因が重要で、考慮すべきものであることを支持する結果といえる。

以上のように、状況要因、対人関係要因、文化的要因の3つの要因は、社会言語学の分野において、言語表現の使い分けに影響を与えるとされている。このような要因は〈申し出〉表現の使い分けにおいて考慮すべきものである。ましてや、社会心理学の分野で議論されている援助行動においても、影響を与える要因として指摘されている。次節では、まず、状況要因による使い分けについて検証を行う。

6.2 状況要因による使い分け

言語使用における表現の使い分け要因の1つに、話し手の状況認知があげられる。話し手が、発話行為を行うその場面や状況をどのように把握しているのかを指している。〈申し出〉の場合、援助行動という、聞き手にとっては利益が得られる歓迎すべき場面ではあるが、聞き手がその行為を望んでいるのかどうかを、話し手は判断しなければならない。場合によっては、〈申し出〉が必要かどうかを察知しなければならない。また、その援助行動が聞き手に望まれている場合でも、その行為が恩着せがましくならないように、どのようにふるまうべきかの方略も必要となる。このように〈申し出〉は、いわゆる、その場の状況を読む、という状況認知が必要な発話行為となっている。

状況をどのように認知し、援助行動実行を判断しているかは、言語表現に影響を与える。例えば、右手にケガをしている友達が左手いっぱい荷物を抱えている場面に遭遇した場合、「荷物を持ってあげようか」と相手の意向をたずねる前に、「荷物を持つよ」と言って援助行動を起こすべきである。また、電車の座席に座っていたところ、お年寄りが目の前に立っていれば、「席を替わりませんか」とたずねるよりも、「どうぞ」といって席を立つほうが適切である。このように、〈申し出〉という発話行為を行う際の言語表現は、話し手がその状況をどのように認識しているのかが、言語表現の使用に影響を与えていると考えられる。

本研究では、状況要因として、援助行動の当然性と、援助行動の負担度合いを取り上げ

る。援助行動の当然性については、援助すべきであるとの認識の有無が、言語表現に与える影響を検証する。援助行動の負担度合いについては、〈依頼〉の発話行為で取り上げられることの多い、行為の負担量の問題が、要求する場合（100円を借りるのか1万円を借りるのかなど）だけでなく、申し出る場合（100円を貸すのか1万円を貸すのかなど）の言語表現にも影響を与えるのかどうかを検証する。

6.2.1 当然性による使い分け実験

〈申し出〉を遂行する際に用いられる言語表現は多様である。実際の〈申し出〉場面で、どの表現を用いるのかという言語使用を考えた場合、聞き手や場面、状況などが要因となって選択される。どの発話行為における表現でも同様の要因が関わってくるが、特に〈申し出〉では、その場の状況に見合った表現の選択が必要となる。その理由の1つとして、〈申し出〉においては、援助行動を申し出ることの「当然性」が関わることがあげられる。

〈申し出〉表現における「当然性」について、坂本・蒲谷（1995）は、社会的役割に基づいて生じる「当然性」をあげている。話し手と聞き手との関係は、「教師と学生」「上司と部下」「医者と患者」のような、一時的・臨時的なものから固定的なものまで、様々な社会的役割を背負うことになる。こうした役割によって何を申し出ることができるかが決まってくるとしている。この考えを援用すれば、例えば、医者が重症の患者に「手術をしましょうか？」と、決定権を相手に委ねるような申し出をするのは奇妙であり、「手術をしましょう」となる。このように、「当然性」という概念は、〈申し出〉の発話行為において、決定権は誰にあるのかが重要であると考えられる。

「当然性」は相手への配慮、ひいては言語表現の適切性に関わっている。話し手の援助行動の決定権が聞き手にある「お持ちしましょうか」という疑問文より、「お持ちしましょう」の表現のほうが丁寧であるとされている（坂本・蒲谷 1995: 30）。本来、聞き手が決定権を有するという認識を示すことは、相手に対する配慮を示すことであり、それが丁寧さにもつながるといえる。しかし状況によっては、話し手の行為の決定権を聞き手に委ねることが、逆に失礼になってしまう場合があることに留意すべきだと指摘している。それが当然性の高い場面の場合である。例えば、教師がいくつも荷物を抱えている場面に学生が遭遇した場合、その荷物を持つかどうかという学生（〈申し出〉の発話者）の行動を教師に決定してもらう必要はほとんどない。当然、学生は手伝うべきだという考えがあり、そのため、「お持ちしましょうか」よりも「お持ちしましょう／お持ちします」と、学生自身が決定を下すほうが適切な発話になるといえる。つまり、相手に判断をしてもらうまでもない状況、それが当然性の高い状況となる。その場合、相手の意向をたずねるよりも、話し手が行動を決定してしまうほうが、かえって相手に対する配慮を示したことになる。

この当然性の高さは、職業を背景にした対人関係とも関わっている。5章で取り上げた、客に対する〈申し出〉の発話を含む談話例を再度取り上げる(53)。

(53) 客への申し出

(=(37)再掲)

- 01 李 : お迎えに上がりました。
02 お客 : わざわざどうもすみません。
03 李 : お荷物をお持ちします。
04 お客 : すみません。
05 李 : あのう、長旅でお疲れではございませんか。
06 お客 : ええ、少し。
07 李 : でしたらホテルへ直行いたしましょうか。少しお休みになられた方がいいかと思えます。
08 お客 : ええ、そうしていただけると助かります。

客に対する3行目の<申し出>は、疑問文ではなく、平叙文で表現されている。援助者となる話し手(李)にとって、[相手の荷物を持つ]という行為は、客に対して行うべき当然の行為であるという認識、「当然性」が伴う。その当然性から、相手の承認を得るまでもなく、つまり、質問の形式で申し出るのではなく、言い切りの形で<申し出>がなされていると考えられる。このように、<申し出>の言語表現においては、その行為が行われる当然性という概念が表現形式に関わっていることがわかる。

逆に、7行目の<申し出>は、疑問文が用いられている。[ホテルへ直行する]という行為は、客に対して行うべき当然の行為ではなく、相手の体調を気遣っての発話である。職務としては当然性が低い行為であるため、相手の承認を得るために疑問文が用いられている。このように、固定した対人関係だけが要因となっているのではなく、その場その場の提供する行為によって言語表現が使い分けられる。これは状況要因に他ならない。

以上のように、話し手が申し出る援助行為の当然性が高い場合には、<申し出>表現の形式上、決定権を委ねずに、話し手の判断で援助行動を決定したことを示す表現(言い切りの表現)が適切だと考えられ、選択されるのではないかと予測される。これを仮説とし、実験手法を用いて検証を行う。

6.2.1.1 実験方法

関西地域の女子大学生104名(18~20才)を対象に、質問紙による調査を行った(2008年1月)。<申し出>を行う2場面を提示し、その場面の登場人物であると想像した上で、質問に答えるよう教示を行った。<申し出>の場面は、荷物を持つことを申し出る場面(「荷物運搬場面」と、ペン貸与を申し出る場面(「ペン貸与場面」)である。相手は、よく話をする先生(先生親)とし、その場面で何と言うのか、自由記述で回答してもらった。独立変数として、各場面での当然性を操作している(当然性あり条件:援助行動をすべきだと思う、当然性なし条件:援助行動をすべきだと思わない)。当然性有無の条件によってグループを分け、当然性あり条件は51名、当然性なし条件は53名の回答を得た。具体的な場

面提示は表5の通りである。

表5 当然性実験の場面提示文

	当然性あり条件	当然性なし条件
荷物運搬	よく話しをする先生 X が、いくつもの重そうな荷物を抱えています。あなたは、 当然、手伝うべきだ と思って、荷物を持つことを申し出ます。	よく話しをする先生 X が、いくつもの重そうな荷物を抱えています。あなたは、 手伝うべきだとは思わないのですが 、荷物を持つことを申し出ます。
ペン貸与	あなたは教務課のカウンターで書類に記入しているところです。ちょうど隣に、よく話しをする先生 M が来て何か書こうとしていますが、ペンが見つからないようです。あなたは、 当然、そうすべきだ と思って、ペンの貸与を申し出ます。	あなたは教務課のカウンターで書類に記入しているところです。ちょうど隣に、よく話しをする先生 M が来て何か書こうとしていますが、ペンが見つからないようです。あなたは、 そうすべきだとは思わないのですが 、ペンの貸与を申し出ます。

6.2.1.2 結果と考察

「当然性が高いとき、<申し出>の発話では平叙文を用いる」という仮説に沿って、自由回答のコーディングを行う。つまり、回答で得られた発話を、平叙文、疑問文によって分類する。例えば、荷物を持つことを申し出る場面は(54)、ペンの貸与を申し出る場面では(55)のようにコーディングされる。

(54) 「荷物運搬場面」

- a. 先生、お荷物お持ちいたしましょうか？ 【疑問文】
- b. お荷物、お持ちします。 【平叙文】

(55) 「ペン貸与場面」

話し手動作主動詞使用

- a. よろしければ、ペンお貸ししましょうか？ 【疑問文】
- b. このペン、お貸しします。 【平叙文】

聞き手動作主動詞使用

- c. ペン、ありますか？ 【疑問文】
- d. どうぞ、お使い下さい。 【平叙文】

「荷物運搬場面」では、話し手の動作を表す「持つ」「手伝う」「運ぶ」などの動詞が、敬語使用（ます・お～します・お～いたします）を伴って用いられていた。なお、平叙文においては、終助詞の有無の相違（e.g. 「持ちますよ」「持ちますね」）がみられたが、本分

析では問題にせず、平叙文とした。終助詞の使用については今後の課題としたい。

また回答の中には、「お手伝いさせて下さい」という、相手の許可を求めるような表現が1例だけみられた。これは質問形式ではないことから形の上では平叙文に分類されるが、聞き手に決定権が委ねられるという意味では、疑問文の特徴があるともいえる。今回の実験では1例であったこともあり、分析から除外している。4章の実験においてこのような許可を求める<申し出>の表現が用いられなかったため、取り上げて分析することはなかったが、実際の使用や日本語教育における<申し出>の例においても、その使用は見受けられる。例えば、『にほんご敬語トレーニング』という日本語教育のテキストには、申し出るときの表現の一例として「私がさせていただきます」があげられており、「相手や周囲の期待に応じながら、積極的にやろうとする姿勢を示す」と説明されている(金子 2006: 63)。この説明からも、話し手が状況をとらえながら発話する<申し出>の表現であることがわかる。この表現は注目すべきものであり、今後の課題として考察していきたい。

「ペン貸与場面」では、話し手の動作を表す動詞(話し手動作主動詞)である「貸す」だけでなく、聞き手の動作を表す動詞(聞き手動作主動詞)である「使う」「いる」の動詞が用いられていた。話し手動作主動詞(55ab)については、「荷物運搬場面」同様に、「貸す」という動詞の疑問文・平叙文の対立(e.g. 「貸しましょうか」「貸しましょう」)で分析される。しかし、聞き手動作主動詞(55cd)では、平叙文は必ず依頼の形式が用いられるという特徴がみられた(e.g. 「使って下さい」)。この《依頼》の<申し出>表現は平叙文に分類しているが、話し手動作主動詞の平叙文と同様のものとして扱ってよいのかという疑問も生じる。しかし本研究では、①表現上、話し手の「貸す」行動について述べられてはいないが、話し手の援助行動の意図が含まれていること、②<申し出>の発話行為の慣用表現の形式である「自分の欲求・意思を示す型」に分類されること(4章参照)、そして最も大きな理由として、③形式が平叙文であり、決定権を相手に委ねる表現ではないことから、《依頼》の表現形式は平叙文としてコーディングする。

6.2.1.2.1 「荷物運搬場面」における<申し出>表現

話し手の動作を表す動詞のみで表現される、「荷物運搬場面」の<申し出>表現を分析する。自由記述の回答を、条件毎に平叙文・疑問文の使用割合をまとめたものが表6である。

表6 「荷物運搬場面」における<申し出>表現 (%)

	当然性あり条件	当然性なし条件
平叙文	31.4	16.7
疑問文	68.6	83.4

当然性が高い場面では平叙文が用いられるという予測であったが、当然性が高い場面でも低い場面でも、疑問文(e.g. 「持ちましょうか」)が使用される割合が高い(当然性あり条

件：平叙文 31.4% < 疑問文 68.6%、当然性なし条件：平叙文 16.7% < 疑問文 83.4%）。ただし、当然性有無の条件で比較すると、当然性あり条件のほうが、なし条件よりも平叙文が用いられる割合は高く（当然性あり条件 31.4% > 当然性なし条件 16.7%）、「当然性が高いときには、平叙文を用いる」という予測は、傾向として正しいといえるだろう。

以上の結果より、荷物を持つべきだと思う場合は、相手に聞くまでもなく、自ら援助行動を行うが、荷物を持つべきだと思わない場合には、決定権を相手に委ねるという傾向があるとまとめられる。とはいえ、当然性ありの条件でも 70% 近くの方は、疑問文を用いて、相手の意向をたずねている。当然性があっても、決定権は相手に委ねるものなのだろうか。

当然性あり条件での疑問文の使用については、ポライトネス理論が関わっていると考える。相手に決定権を与えることになる疑問文の使用は、ポライトネス理論では、ネガティブ・ポライトネスに分類される。この<申し出>場面における疑問文も、ネガティブ・ポライトネスとして用いられていると考えられる。そもそも、<申し出>の発話行為は、ポライトネス理論においては、ポジティブ・ポライトネスに分類されている（Brown & Levinson 1987: 125）。つまり、<申し出>の発話行為において疑問文を用いることは、相手のポジティブ・フェイス、ネガティブ・フェイスのどちらにも配慮していることになる。実験結果より、当然性という状況要因が言語表現の選択（平叙文の使用）に影響を与える傾向があると結論づけたが、それだけでなく、さらには、ポライトネスという概念も言語表現選択に関わっていると考えられる。この点については7章で詳しく考察する。

6.2.1.2.2 「ペン貸与場面」における<申し出>表現

次に、広義の授受表現が用いられる場面、つまり、話し手動作主動詞（e.g. 「ペン、貸しましょうか」）、聞き手動作主動詞（e.g. 「ペン、使いますか？」）、どちらも使用可能な、ペンの貸与を申し出る場面の言語表現を分析する。注目すべきは、「当然性」に関わる平叙文・疑問文の使用割合だけでなく、話し手の援助意図が言語表現に明示される表現が用いられるかどうか（話し手動作主動詞の使用が多いかどうか）、そしてそれが、当然性に関わるかどうか、という点である。結果を表7にまとめている。

表7 「ペン貸与場面」における<申し出>表現 (%)

		当然性あり	当然性なし
話し手動作主動詞	平叙文「貸します」	5.9	0
	疑問文「貸しましょうか」	21.6	39.7
聞き手動作主動詞	平叙文「使って下さい」《依頼》	58.8	26.4
	疑問文「使いますか」	9.8	30.2
その他		3.9	3.8

「ペン貸与場面」の特徴として、「このペン、使って下さい」のような《依頼》の表現形

式を用いた<申し出>表現の使用があげられる。そのため、「荷物運搬場面」と「ペン貸与場面」の言語表現の比較はできないが、共通する話し手動作主動詞（この場面では「貸す」の使用）を取り上げ、その使用比率だけをみると、「ペン貸与場面」でも、当然性の有無に関わらず、疑問文の使用が高いことがわかる（当然性あり条件：平叙文 5.9% < 疑問文 21.6%、当然性なし条件：平叙文 0.0% < 疑問文 39.7%）。条件間で比較するとわずかながら、当然性あり条件のほうが平叙文の使用が多く（当然性あり条件 5.9% > 当然性なし条件 0.0%）、「荷物運搬場面」と同様の結果となっている。さらに、聞き手動作主動詞の表現について使用比率をみると、当然性あり条件のほうが平叙文（依頼文）の使用が多いことがわかる（当然性あり条件 58.8% > 当然性なし条件 26.4%）。

全体の使用比率を比較すると、当然性あり条件では平叙文のほうが、当然性なし条件では疑問文のほうが使用される割合が高いという結果となった（当然性あり条件：平叙文 64.7% > 疑問文 31.4%、当然性なし条件：平叙文 26.4% < 疑問文 69.9%）。これは予測を支持する結果である。ただし、当然性条件では平叙文の使用が多いとはいえ、そのほとんどは「使って下さい」のような《依頼》の表現形式の使用である。

以上の結果は、事態の当然性が言語表現の使用に関わっていることを表している。つまり、援助行為を行うのが当然であるとする場面では、相手の意向をたずねずに援助行動の意図を明示する<申し出>の発話を行い、援助行動を遂行する。当然であると判断される場合は質問するまでもない、と考えられていることがあらわれている。一方、援助行動の当然性が低い場合は、相手はその行為を望んでいるかどうか定かではないため、言い切る表現ではなく、相手の意向をたずねる表現を用いた<申し出>を行なう。まずは援助行動が必要かどうかを確認する、と考えられる。

以上の実験結果より、坂本・蒲谷（1995）の指摘は実証的に検証されたといえるだろう。しかし、彼らは本実験で用いられた、《依頼》の表現形式については言及しておらず、これを言い切りの表現として取り入れてはいない。では、なぜ当然性が高いと《依頼》表現が用いられるのか。2つの点が考えられる。ひとつには、貸すという行為が当然の前提であるため、その言及は不要として避けられた結果であると考えられる。当然性が高い場合、話し手の貸すという行為は当然の前提であるため、あえてその行為に言及する必要はなく、聞き手動作主動詞の表現が用いられたのではないだろうか。もうひとつは、相手への配慮からだと考えられる。当然性が高ければ、聞き手側（被援助者側）もその行為を受けたいという気持ちも大きいだろう。断りづらくないように、話し手側（援助者側）からの依頼という形にすれば、相手も快く受諾することができる。このような配慮から、《依頼》の表現が用いられるのではないだろうか。これらの考察はまだ推察の域を出ない。さらに実証を重ねて考える必要がある。今後の課題としたい。

最後に断っておかねばならないのは、本節では坂本・蒲谷（1995）の主張を実験手法を用いて確認することであった。実験に使用した場面提示文において、文面における当然性統制の安直さは否めない。そもそも、当然性という概念がどのように発話者に理解されてい

るのかを探る必要もある。さらに詳しく検証することも今後の課題としたい。

6.2.2 負担による使い分け実験

次に、状況要因の1つと考えられる、行為の負担度合いを取り上げる。そもそも、相手に何らかの要求を行う〈依頼〉の場面において問題にされてきた要因である。

Okamoto (1992) は、相手に何か物や行為を要求する表現に注目し、その要求量が言語表現の使い分けの要因になっていると説明する先行研究 (Leech 1983, Brown & Levinson 1987) を踏まえ、「聞き手の負担に対する配慮によって、要求表現が使い分けられる」という仮説をたて、日本語について、実証的な研究を行っている。相手から物を借りる場面では「カメラ>傘>ペン」の順、相手に返却を請求する場面では「2万円>本>定規」の順で要求量の大きさが操作され、その際の言語表現を要求部分の文末表現（直接形「貸して」、疑問形「貸してくれる?」「貸してくれない?」、願望形「貸してほしいんだけど」など）に注目して分析している。そしてどの場面でも、要求量が大きい場合には、直接的な形式よりも間接的な形式が多用されることを明らかにしている。このような間接的な形式は丁寧さの表れであり、負担量の大きさによって使い分けがなされるのは、それが聞き手への負担に配慮したものとなっているからだ結論づけている。

同様に、援助行動を表明する〈申し出〉の発話行為においても、言語表現は負担の度合いによって使い分けられるのではないだろうか。〈申し出〉でも、行為にかかる負担の差は存在する。ただしそれは話し手自身にかかるものである。もちろん、話し手が自身の負担に配慮することはないが、負担が話し手にあることを相手に悟られないように、あるいは、恩着せがましくならないようにするという配慮が必要とされるかもしれない。また逆に、話し手が背負う負担が大きければ大きいほど、恩に着せるような態度で「手伝ってあげる」のような表現が用いられるかもしれない。援助行動の負担量と、話し手の態度や言語表現使い分けの傾向を予測することは難しいが、実態調査として実験を試みる。

6.2.2.1 実験方法

関西地域の女子大学生 57 名 (18~21 才) を対象に、質問紙による調査を実施した (2008 年 1 月)。〈申し出〉を行う 2 場面を提示し、その場面の登場人物であると想像した上で、質問に答えるよう教示を行った。〈申し出〉の場面は、相手の速達物を郵便局に出しに行くという行為提供 (「行為提供場面」と、ある物品を貸す行為 (「物品貸与場面」) の 2 場面である。相手は、仲のいい友達 (友達親) とし、各場面で何と云うのか、自由記述で回答してもらった。独立変数として、各場面での援助行動の負担量を操作している (行為提供場面: 忙しい>ついでがある、物品貸与場面: カメラ>傘)。負担量の大小でグループを分け、負担量大の条件は 28 名、負担量小の条件は 29 名の回答を得た。具体的な場面提示は表 8 の通りである。

表8 負担度実験の場面提示文

	負担量小条件	負担量大条件
行為提供	<p><u>ついであり</u></p> <p>仲のいい友達 Y は、速達を出したいそうですが、郵便局に行く時間がないと言っています。ちょうどあなたは郵便局へ行くところだったので、速達を出すことを申し出ます。</p>	<p><u>忙しい</u></p> <p>仲のいい友達 Y は、速達を出したいそうですが、郵便局に行く時間がないと言っています。あなたも忙しいのですが、速達を出すことを申し出ます。</p>
物品貸与	<p><u>傘</u></p> <p>仲のいい友達 S は、明日から3日間、旅行へ行く予定ですが、運悪く、傘を失くしてしまい、困っているそうです。あなたは折りたたみの傘を持っているので、傘の貸与を申し出ます。</p>	<p><u>カメラ</u></p> <p>仲のいい友達 S は、明日から3日間、旅行へ行く予定ですが、運悪く、カメラが故障してしまい、困っているそうです。あなたはデジタルカメラを持っているので、カメラの貸与を申し出ます。</p>

また、負担量と当然性認知との関わりを検証するため、「このような場面で、申し出をすべきだと思いますか」という質問に対し、7段階（1：全くそう思わない～7：とてもそう思う）の評定も求めた。

6.2.2.2 結果と考察

負担量によって、用いられる言語表現が異なるのかを検証する。予測としては、＜申し出＞をする側の援助行動の負担が大きければ、援助行動をする当然性も薄れると考えられる。そのため、前節で明らかにされたように、当然性が低くなることから、負担量が高い条件ほど、言い切りの表現（平叙文）ではなく、疑問文が用いられるのではないかと予測される。自由回答で得られた言語表現を、前節の実験にならい、平叙文・疑問文に分けてコーディングを行った。

6.2.2.2.1 援助行動の負担と当然性認知との関わり

ある行為の遂行を迷っているとき、もしその行為遂行がその人にとって大きな負担となると見積もられれば、あえてその行為をしなくてもいいのではないかと、実行することをやめてもいいのではないかと考えるだろう。援助行動においても、その行為が援助者にとって負担が大きい場合、その援助行動を行わなければならないとは考えられにくく、負担が小さい場合には、当然援助すべきだと考えられやすいと予測される。このような当然性の判断と、援助行動の負担量の関わりについて検証を行う。

実験では、負担量の大きさによって、申し出をすべきだと認識されている「当然性」との関わりを検証するため、負担量を操作した条件に対して、どのくらい申し出を行うべきかを7段階（1：全くそう思わない～7：とてもそう思う）で評定してもらった。その評

定平均値の結果を表9にまとめている。

表9 当然性認識の平均評定値（標準偏差）

		負担量	
		小	大
場面	行為提供	5.79 (1.16)	3.36 (1.26)
	物品貸与	5.62 (1.35)	4.61 (1.50)

負担量の度合い条件別、場面別に平均値を算出し、2（負担量条件：被験者間要因）×2（場面：被験者内要因）の分散分析を行った。平均値が高いほど、＜申し出＞を行う当然性が高いと知覚されていることになる。

負担量条件（ $F(1,55) = 38.84, p < .001$ ：負担量大＜負担量小）、場面（ $F(1,55) = 5.78, p < .05$ ：行為提供＜物品貸与）に主効果がみられた。交互作用が有意（ $F(1,55) = 10.07, p < .005$ ）であったため、単純主効果の検定を行った。その結果、図5でグラフ化した通り、どちらの場面でも、負担量の小さい条件のほうが、大きい条件よりも有意に高い平均値を示すことがわかった（行為提供場面： $F(1,110) = 46.80, p < .001$ 、物品貸与場面： $F(1,110) = 8.10, p < .01$ ）。つまり、負担量が小さいほど、＜申し出＞をする当然性が高いと認識されていることが、統計的に明らかにされた。予測の通りである。

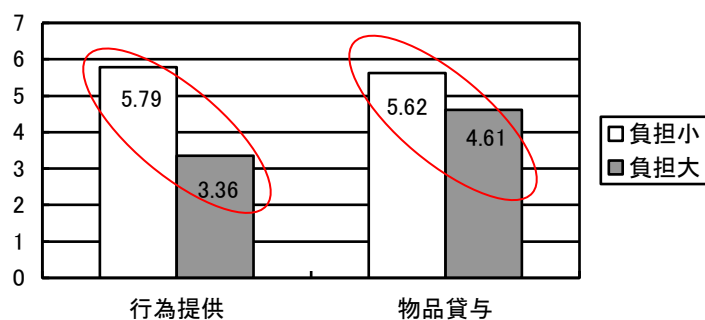


図5 当然性認識の平均評定値

結果をまとめると、場面に関わらず、負担量が小さい条件では＜申し出＞をするべきであると認識されていることがわかった。つまり、負担量小条件は当然性あり条件であるとも考えられる。次に、負担の度合い、ひいては当然性の有無によって、どのような言語表現が用いられているのか、結果を分析する。

6.2.2.2.2 「行為提供場面」における＜申し出＞表現

まず、話し手の動作を表す動詞のみで表現される、相手の速達物を郵便局に出しに行くという「行為提供場面」の＜申し出＞表現を分析する。負担量の条件毎にどのような文が

用いられたのか、その使用割合をまとめたものが表 10 である。

表 10 「行為提供場面」における<申し出>表現 (%)

	負担量小条件 (ついであり)	負担量大条件 (忙しい)
平叙文	34.5	18.5
疑問文	65.5	74.1
その他	0.0	7.4

負担量の大小にかかわらず、どちらの条件においても、疑問文 (e.g. 「速達、出してこようか」) のほうが、平叙文 (e.g. 「速達、出してくるよ」) よりも使用される割合が高かった (負担量大条件: 平叙文 18.5% < 疑問文 74.1%、負担量小条件: 平叙文 34.5% < 疑問文 65.5%)。この結果は、当然性を操作した前節の実験結果 (表 6 「荷物運搬場面」) と同傾向を示している。当然性と負担量、そして言語表現への影響がさらに確認される結果である。

また、負担量条件で比較すると、負担量大きいほうが平叙文を使用する割合が低く (負担量大条件: 18.5% < 負担量小条件: 34.5%)、疑問文を使用する割合は高かった (負担量大条件: 74.1% > 負担量小条件: 65.5%)。負担量大きいほど、言い切りの表現を用いていない。つまり、自らの行動の意思をはっきり伝える表現は用いないことがわかる。話し手 (援助者) にとって負担が大きいことは、どちらかといえば、自ら進んで援助行動をしようというものではないはずだ。そのため、表明はせず、相手に決定権を与え、相手が望むのであれば行動しようという態度が言語表現に表れていると考えられる。負担量が小さい条件との比較からも、それがみてとれる。

相手に決定権を与えるという質問の形式は、ネガティブ・ポライトネスとされるが、このような自らの負担に関わるような場面での使用は、相手のフェイスに配慮するだけでなく、自らのフェイスも考慮し、それを守るためにとられるストラテジーと考えられる。負担が大きいため、自ら援助行動をしようという強い意志を持つものではなく、なるべく負担の大きい行動は避けたいという気持ちから、相手に決定権を委ねて配慮してもらおうという意図があるのではないだろうか。

<申し出>を行う当然性の評定結果より、負担量大きい条件のほうが、当然性が低いと認識されていることがわかった。このような当然性の認識の低さも言語表現に影響を与えているのだろう。忙しい中、友達の速達を出すという行為は当然するべきものであるとは思わないので、平叙文の使用が低かったとも考えられる。このような場面での疑問文の使用は、一般的に用いられる、相手のフェイスに配慮するポライトネス・ストラテジーの行使とはいえ、その場の当然性に関わっているものであり、話し手が状況をどのようにとらえているのかという、状況認知が言語表現に影響を与えている例であると考えられる。形式からポライトネスを分類すればいいというわけではなく、言語使用においては、状況に合わせて様々な可能性を考えなければならない。

なお、負担量大条件において、その他の表現（7.4%）として、「(手紙を) 出したい?」、
「出してきてもいいよ」という表現が1例ずつみられた。それぞれ、本来は疑問文、平叙
文に分類されるものであるが、本結果において両条件で用いられた《申し出》の形式にお
ける疑問文の有無を条件間で比較するため、これらの表現は「その他」とした。しかし、
負担量の大きい条件でのみ使用されていることを考えれば、興味深い表現といえる。例え
ば、「出したい?」という表現の使用では、願望という相手の強い意志を直接確認し、強い
要望があるなら、話し手の負担は大きい、行動を起こそうという話し手の態度が感じら
れる。また、「出していいよ」の使用には、その表現の前後に「忙しいから行きたくない
けど」という気持ちが込められているようにも受け取れる。もちろんこれは推測の域をで
ないが、負担量が大きいからこそ用いられた表現だとも考察できる。

6.2.2.2.3 「物品貸与場面」における〈申し出〉表現

次に、広義の授受表現が用いられる「物品貸与場面」の言語表現を分析する。場面毎、
条件毎に使用割合をまとめたものが、表 11 である。

表 11 「物品貸与場面」における〈申し出〉表現 (%)

		負担量小	負担量大
話し手動作主動詞	平叙文「貸すよ」	34.5	22.2
	疑問文「貸そうか」	34.5	48.1
聞き手動作主動詞	平叙文「使って」《依頼》	13.8	7.4
	疑問文「使う?」	6.9	14.8
	その他「使っていいよ」	10.3	7.4

前節の「ペン貸与場面」と同様に、聞き手動作主動詞の平叙文は、《依頼》の表現形式
が用いられている。これを含めた上で全体の平叙文（依頼文含む）と疑問文の使用を比較
すると、負担量の大きいカメラのほうが、平叙文の使用が少なく（負担量大：29.8%<負担
量小：48.3%）、疑問文の使用が多い（負担量大：62.9%>負担量小：41.4%）。これは、「行
為提供場面」と同様の結果である。この点から見ても、やはり負担量の大きさが言語表現
に与える影響があると考えられる。

援助行為における負担の度合いは、話し手（援助者）側の負担だけではなく、それだけ
の負担を相手（援助者）にかけることになるという負担を、聞き手（被援助者）側にか
けてしまうことにもなる。援助側に負担となることは同時に被援助者側にも負担となるため、
援助者側（話し手）が決めるのではなく、被援助者（聞き手）の意向をたずねること（決
定権を相手に委ねること）が必要なかもしれない。例えば、もし借りたものを壊してし
まった場合、弁償という負担がかかる。弁償の点からも、傘よりデジタルカメラのほうが、
借りた側（被援助者側）の負担も大きい。それを確認する意味もあり、質問の形式が用い

られると考えられる。

また、別の見方もできる。リスクの点から、援助者の負担が被援助者の負担になるのであれば、この場合の〈申し出〉は、断られる可能性も高いといえる。援助者である話し手にとって、負担量の大きさから、実はカメラを貸すことを躊躇することも考えられるが、その場合、貸与する意図を明示する平叙文の表現をすすんで用いはいはしないだろう。さらに言えば、たとえ相手に決定権を預けても、断られる可能性も高い。つまり、相手の返事までを想定して〈申し出〉を行っているかもしれない。つまり、ポライトネスという対人関係配慮だけではない、話し手自身のための表現形式の選択が、この場合には関わっているとも考えられる。

6.2.3 状況要因に関わる使い分けのまとめ

状況要因による使い分けについて、援助行動の当然性と負担量について取り上げた。援助行動の負担の大きさは、〈申し出〉をするべきであるという当然性にも関わりがあることが明らかにされた。そして、〈申し出〉の当然性が低くなることから、援助行動の負担量が大きい条件ほど、話し手の意図を伝える「言い切りの表現（平叙文）」ではなく、相手に決定権を委ねる「質問の表現（疑問文）」が用いられるという予測が確認された。

そして、負担量の大きい条件における疑問文の使用は、対人関係配慮のポライトネスに関わることを主張した。ただし、ポライトネス・ストラテジーとして用いられる質問の表現は、2つの側面から考察された。ひとつは、援助者側の負担はかえって非援助者側にも負担を与えることになるのではないかという考えから、相手に配慮するネガティブ・ポライトネスとして用いられているという考察。そしてもうひとつは、大きな負担を抱えることになる援助者（話し手）側自身のフェイスを守るためのストラテジーが働いているのではないかという考察である。このように、相反するような解釈は、ある1つの言語使用について、様々な解釈の可能性があることを表している。

6.3 今後の課題

ある言語表現の使用をめぐる話し手の発話意図を、的確に分析・解釈することは難しい。実際、話し手はどのような意図で1つの表現を用いるのだろうか。目に見えない話し手の発話意図という内面を探ることは難しいが、談話というレベルに注目し、相手とのやりとりの中で行われる発話行為の様子を観察することによって、どのようなストラテジーを意図して言語表現が用いられたのか、相手にどのような印象を与える言語表現なのかを分析することは可能である。例えば、西光（1997）では、『ゴースト』という映画における会話を取り上げ、相手に戸惑いを与えるような〈依頼〉の表現を用いた発話に注目している。

(56) オダ・メイが銀行員にたずねた言葉

ODA MAE : Can I keep this pen?

WOMAN OFFICER : Uh, um, uh, year, sure.

ODA MAE : Thank you so much. (Ghost) (西光 1997: 280)

オダ・メイ(ODA MAE)は、銀行においてあるペンを持って帰りたいという〈要請〉を“Can I keep this pen?”と質問する形式を用いて行っている。それに対し、銀行員(WOMAN OFFICER)は、明らかにとまどいを見せながらも、その要請を受諾している。このとまどいの反応は、普通、銀行ではこのような要請を受けることがないことから起こっていると考えられる。映像では、オダ・メイがすました顔で“Thank you so much.”と述べ、去って行くのだが、その発話や様子から、彼女は相手に決定権を与える疑問文を用いてはいたが、銀行員の戸惑いを想定し、これを利用して〈要請〉を遂行したようにもとれる。このように、ある発話がどのように相手の反応を引き起こすのかを観察することによって、その表現の効果をを知ることができる。そして、その効果を利用した発話者の戦略について分析することができる。

また、会話のやりとりの結果、発話者の意図が明らかになる場合がある。5.3.2節で取り上げた談話データ(38)では、いくつかの発話のやりとりが行われた結果、相手の〈依頼〉の意図が察知された。そして、〈依頼〉の意図がその人にあったことは、そのあとに続く談話によって確認することができた。このように、発話行為について談話分析を取り入れることの有効性は、多くの先行研究で指摘されている通りである (Schegloff 1988, Houtkoop-Steenstra 1990, Schiffrin 1994)。特に、ポライトネス・戦略という観点から、〈申し出〉のような話し手の内面の意図を問題とする場合には、談話レベルでの分析が有効である。繰り返しになるが、量的な実証的研究と質的な談話分析のアプローチを組み合わせた検証を、様々な場面についてさらに行っていきたい。

7章 <申し出>表現選択の要因2：対人関係要因

本章では、<申し出>の発話プロセスモデルに関わる要因の1つ、対人関係要因について詳しく検証を行う。日本語では対人関係が敬語使用に関わることはよく知られているが、間接的なく申し出の表現においても、その使い分けの要因となっているのだろうか。

本研究では、相手との「上下・親疎関係」に注目し、実験手法を用いて検証を行う。大きく、言語表現の使い分けと非言語表現の使い分けを検証する。7.1節では、<申し出>表現の対人関係による使い分けを検証する。<申し出>表現の使い分けを考察した結果、7.2節では使い分けの基準として **Brown & Levinson** の「ポライトネス理論」を取り入れることを提案する。7.3節では、<申し出>表現形式そのものに対する「改まり」の印象評定について検証を行う。7.4節では、対人関係要因が重要な役割を果たす証拠として、言語表現だけでなく、音声という非言語表現においても影響を与えることを示す実験をまとめる。7.5節では表現選択の2つの要因（状況要因・対人関係要因）について総合考察を行う。

7.1 対人関係要因による言語表現の使い分け

対人関係要因として相手との上下・親疎関係に注目し、ポライトネスとの関わりで分析を行う。これまでの対人関係要因と表現の使い分けとの関わりは、目上に対する丁寧さだけが考察されることが多かった。本研究では、目下や同等、親しい関係にも注目し、**Brown & Levinson** のポライトネス理論を用いた分析を試みる*1。

<申し出>を遂行する場面において、表現形式が様々であることは4章で明らかにされたが、この使い分けにも、敬語使用と同様に、対人関係要因が関わっているのだろうか。

<依頼>表現の日英比較という大規模調査を行った井出他（1986）では、日本語の特徴の1つとして、<依頼>を意図する様々な表現形式が相手によって使い分けられ、その差が明瞭であることをあげている。しかしこれに対し岡本（2000）は、日本語では相手の属性と敬語使用・不使用の関連性が大きいために使い分けが明瞭になっており、相手による言語表現の使い分けは、第一に敬語使用の有無が影響を与えていることを指摘している。つまり日本語では、表現形式の使い分けにおいても敬語使用の有無が関わっていると考えられる。また敬語使用に関わる話体の使い分けについて、鈴木（1997）は、丁寧さを問題にする際、普通体で話す「普通体世界」と、丁寧体で話す「丁寧体世界」とを区別するモデルを提示している。「話し手の領域」「聞き手の領域」を仮定し、相手の領域に踏み込めるかどうかという、語用論的な制限が言語使用に関わっていることを説明している（8章で詳述）。

以上のことから、<依頼>や<申し出>のような発話行為における表現形式の使い分けを分析する場合、敬語使用の有無による相手の区別がまず必要であり、その敬語使用有無で分けられる世界の中で表現形式の使い分けを検討するべきであると考えられる。そこで本研究では、話体を含めた敬語使用との関わりを考慮しながら、<申し出>を意図する表

現形式が相手によって使い分けられる傾向について調査・分析を行う。

7.1.1 <申し出>表現の使い分け実験

<申し出>の発話行為を遂行する際に用いられる様々な表現形式が、相手によって使い分けられる傾向を、丁寧体使用の有無という基準と、相手に対する改まりの意識という基準との関わりに注目して検証を行う。

7.1.1.1 実験方法

本実験は、4.2節で行った、<申し出>の多様性を明らかにする「言語産出テスト」実験の結果と、同参加者に対して行われた「態度評定テスト」の結果を合わせて検証する。関西地域の女子大学に通う日本語母語話者 204 名に、ペンの貸与を申し出る場面についての「言語産出テスト」を実施した(4.2.1節参照)が、そのテスト実施の1週間前に、同じ参加者に対して、「態度評定テスト」を行った。言語産出テストと同様に、大学生活における人間関係を考慮した相手「母、見知らぬ中年のおばさん(=見知らぬ人)、仲のいい友達(=友親)、顔見知りの友達(=友疎)、よく話をする先生(=先生親)、顔見知りの先生(=先生疎)、クラブあるいはアルバイトの先輩、後輩、友達」の9パターンを設定し、それぞれの相手に対してどのような態度で接するのかを5段階(1:気楽な態度で~5:改まった態度)で評定するものである。

7.1.1.2 結果

7.1.1.2.1 丁寧体使用有無によるグループ分け

以下の分析では、親しさの度合い(家族、仲がいい、よく話しをする、顔見知り、見知らぬ)が明示され、上下関係(母、友達、先生、中年)が明らかな6つの相手パターンを条件として取り上げ、検証する。これらの相手条件は丁寧体を使用しているかどうかの基準によって、普通体使用グループ(母、友親、友疎)と丁寧体使用グループ(見知らぬ人、先生親、先生疎)に分かれると予測される。

予測したグループ分けの正しさを確認するため、条件毎に得られた68の自由記述回答の表現において丁寧体が使用されている割合を算出し、操作チェックを行った。その結果、丁寧体の使用が、普通体使用グループでは母0%、友親1%、友疎3%、丁寧体使用グループでは先生親88%、見知らぬ人91%、先生疎91%であり、相手条件は(57)のように、2つのグループに分けられることが確認された。

(57) 相手条件の2つのグループ

普通体使用(敬語なし)グループ:母、友親、友疎

丁寧体使用(敬語あり)グループ:見知らぬ人、先生親、先生疎

7.1.1.2.2 相手に対する態度

相手に対する態度の評定を「改まり度」と名づけ、相手条件別に、その平均値（最大5点）を表12にまとめている。改まり度の平均値が低いほど気楽な態度で接する相手であり、平均値が高いほど改まった態度で接する相手だと認識されていることがわかる。1要因の分散分析（被験者内）を行った結果、相手による主効果が有意であったため（ $F(4,764) = 1043.7, p < .01$ ）、平均値間の差の検定を行ったところ、母と親しい友達（友親）以外、全ての相手との間で平均値の差は5%水準で有意であった。普通体使用グループでは、母と親しい友達は同程度に最も気楽な態度で接する相手とみなされ、友達でも顔見知りの相手（友疎）には、親しい友達（友親）よりも、改まった態度が必要だと認識されている。一方、丁寧体使用グループでは、親しい先生（先生親）、見知らぬ人、顔見知りの先生（先生疎）の順で、改まった態度が必要だと認識されていることがわかった。

表12 相手に対する態度の評定（改まり度）

相手	普通体使用グループ			丁寧体使用グループ		
	母	友親	友疎	先生親	見知らぬ人	先生疎
平均値	1.17	1.20	3.55	3.00	4.32	4.80
標準偏差	0.45	0.46	0.78	0.97	0.86	0.52

グループ毎の平均値を算出すると、普通体使用グループは1.97、丁寧体使用グループは4.04となり、前者のグループは気楽な態度で、後者のグループは改まった態度で接する相手だと認識されていることがわかる。しかし個別にみても、普通体使用グループである友疎が、丁寧体使用グループの先生親よりも、改まり度の評定が有意に高くなっている（友疎 3.55 > 先生親 3.00）。親しい先生には丁寧体を使用していても気楽な態度で接する相手だと認識していることを意味するが、どのようにして気楽な態度を表すのだろうか。また逆に、顔見知りの友達に対して、丁寧体という敬語を使用せずに、どのようにして改まった態度を表すのだろうか。

7.1.1.2.3 <申し出>表現使い分けの傾向

自由回答で得られた表現は、4.2.2節の表1を基準にコーディングする。表13にコーディング基準として、再掲しておく。

表 13 <申し出>の表現形式コーディング表 (表 1 の一部再掲)

	表現形式	回答例
典型的	《申し出》	「貸すよ」「貸したる(貸してあげる)」「貸してあげましょうか」「貸そうか」「貸しましょうか」「お貸ししましょうか」
間接的	《行為質問》	「使う?」「使います?」「使われますか」「お使いになりますか」
	《依頼》	「使って」「使って下さい」
	《直接行動》	「はい、ペン」「どうぞ」
	《命令》	「使い」
	《所持宣言》	「ペンあるよ」「ペン持ってるよ」
	《要望質問》	「ペンいる?」「ペンいらいますか」
	《提案》	「使ったら?」「使えば」
	《許可与え》	「使っていていいよ」

各表現形式の使用頻度を、相手条件毎にまとめたものが表 14 である。なお、1 回答につき 1 つの表現形式を取り上げたため、相手条件毎の使用頻度の合計は 68 となっている。回答には 2 文以上の使用もみられたが、複文の場合(58)は主文、複数の文の場合(59)は発話末の文で用いられた表現形式を取り上げている。

- (58) 私もう 1 本ペン持ってますけど、使います? 《行為質問》
 (59) ペンないの?貸そうか? 《申し出》

表 14 各表現形式の使用頻度

	普通体使用グループ			丁寧体使用グループ		
	母	友親	友疎	先生親	見知らぬ人	先生疎
《申し出》	2	17	10	10	7	8
《行為質問》	18	30	31	15	35	25
《依頼》	2	3	9	35	16	27
《直接行動》	24	4	4	7	7	6
《要望質問》	2	2	3	0	1	1
《所持宣言》	10	3	3	1	2	1
《命令》	6	8	7	0	0	0
《提案》	3	0	1	0	0	0
《許可与え》	1	1	0	0	0	0
合計	68	68	68	68	68	68

7.1.1.2.4 丁寧体使用と<申し出>表現の使い分け：グループ別合計の比較より

丁寧体を用いることと表現形式を選択することに関わりがあるのだろうか。丁寧体使用有無と表現形式使用の傾向を検証するため、グループ毎に表現形式別頻度の合計をまとめたものが表 15 である。

表 15 グループ別の各表現形式の使用頻度

	申し出	行為質問	依頼	直接行動	要望質問	所持宣言	命令	提案	許可与え	合計
普通体使用グループ	29	79	14	32	7	16	21	4	2	204
丁寧体使用グループ	25	75	78	20	2	4	0	0	0	204

カイ二乗 (χ^2) 検定を行ったところ、グループ毎に用いられる各表現形式の使用頻度に 1%水準で有意な差がみられた ($\chi^2 = 84.67, p < .01$)。表現形式別に使用頻度を比較すると、《命令》《提案》《許可与え》は普通体使用グループでのみ使用され、《直接行動》《要望質問》《所持宣言》は普通体使用グループのほうが、《依頼》は丁寧体使用グループのほうが使用される頻度が高いという傾向がみられた。このように、グループによって表現形式使用の傾向に違いがあることは、丁寧体を使用する相手かどうかという基準が、<申し出>表現形式の使い分けにも関わっているからだと考えられる。ただし、全般的に使用頻度の高い《行為質問》や《申し出》はグループ間で大きな差がみられないことから、全ての表現形式が丁寧体使用の有無に関わるわけではなく、さらなる分析が必要である。

7.1.1.2.5 改まり度と<申し出>表現の使い分け：グループ毎の相手別合計の比較より

改まり度は母と友親以外で、相手によって有意な差がみられたことから、グループ内において相手別に使い分けられる表現形式の使用頻度に注目することは、改まり度と表現形式との関わりを検証することになると考えられる。そこでグループ別にカイ二乗 (χ^2) 検定を行った結果、両グループ共、相手毎に用いられる表現の使用傾向に有意な差があることがわかった (普通体使用グループ: $\chi^2 = 52.59, p < .05$ 、丁寧体使用グループ: $\chi^2 = 17.18, p < .05$)。さらに図 6 では表 14 の値をもとに、グループ毎に改まり度の低い相手を順に並べ (普通体使用グループ: 母=友親<友疎、丁寧体使用グループ: 先生親<見知らぬ人<先生疎)、各表現形式の使用傾向をグラフ化している。

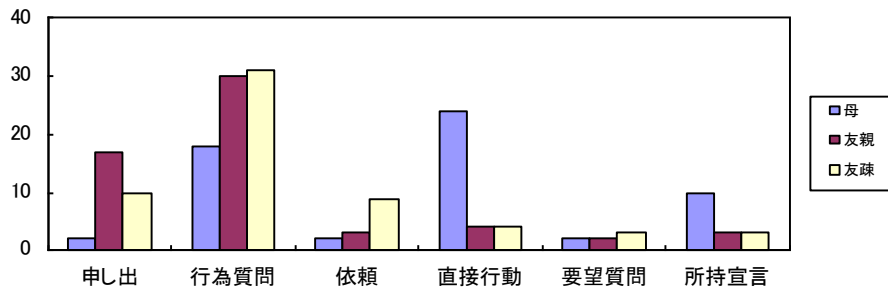


図 6 a 普通体使用グループ・相手別<申し出>表現使用頻度

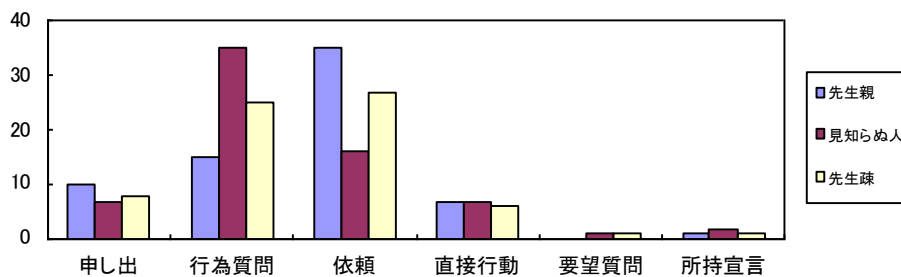


図 6 b 丁寧体使用グループ・相手別<申し出>表現使用頻度

表現の使い分けが改まり度に関わるのであれば、母と友親の間で改まり度の平均値に有意差がなかった普通体使用グループ（図 6 a）において、この 2 つの条件間では、各<申し出>表現の使用頻度は同じ傾向を示すと予測される。しかし、同程度の使用がみられるのは「依頼」と「要望質問」のみである。母に対しては「直接行動」や「所持宣言」の使用が多く、友親に対しては「申し出」の使用が多いという、異なる傾向がみられる。

また、表現の使い分けが改まり度に関わるのであれば、先生親、見知らぬ人、先生疎の順で改まった態度が必要であると認識されている丁寧体使用グループ（図 6 b）では、右上がり、あるいは右下がりのグラフが予測される。しかし実際には、横並びや上がり下がりのあるグラフとなっている。これは、相手によって各形式の使用頻度に相違はあっても、その傾向が改まり度の値と比例していないことを意味する。

7.1.1.3 考察

<申し出>表現の使い分け傾向の分析において得られた結果は、以下のようにまとめられる。丁寧体使用を基準に<申し出>表現形式の使い分けを検証すると、丁寧体使用と同傾向で使い分けられる表現形式「命令」「提案」「許可与え」と、そうでないもの「申し出」「行為質問」がみられた。また、改まった態度の評定を基準に表現形式の使い分けを検証すると、相手によって使用される表現形式にはばらつきがみられた。これらの結果は、丁寧体の使用や改まり度の基準では<申し出>を意図する表現形式の使い分けの傾向が明

らかにされないことを示している。つまり、表現形式の使い分け基準を考えるには、新たな見方を取り入れる必要があることを示唆しており、その上でも結果の考察として、2つの重要な点を指摘しておきたい。

まずひとつに、敬語使用や改まり度を丁寧さの尺度としてだけみるのではなく、逆に、気楽さの尺度としてとらえる見方もできるという点である。〈申し出〉を意図する表現形式の中では、《命令》《提案》《許可与え》のように、普通体使用グループの相手にしか使用されない表現形式がみられた。また、改まり度の低さや丁寧体不使用という点では有意な差がない、母と友親の間であったが、各表現形式の使用頻度には相違がみられた。この2つの結果は、丁寧さとは逆の基準、つまり気楽さを表すという基準で表現形式が選択され、その基準にも何らかの段階や区別がある可能性を示唆している。

もうひとつの指摘は、語彙や話体レベルだけでなく、発話レベルで相手による使い分けを分析するべきではないかという点である。グループ別の比較において、丁寧体使用グループに対して《依頼》の表現形式の使用頻度が高く、丁寧体使用と同様の傾向を持って表現形式が選択される場合があることがわかった。つまり、改まった態度を示すためには、丁寧体の使用という1つの手段だけでなく、表現形式の選択という手段もとられていることになり、発話の中で複合的に手段が講じられているものだと考えられる。そのため、丁寧体使用と表現形式使用を別々に取り上げて分析するのではなく、発話全体の中で同様に検証するべきであり、表現形式も丁寧体使用も、相手によって使い分ける、〈申し出〉意図を伝えるための手段の1つだと考えるべきである。

以上を考慮し、〈申し出〉表現の使い分け傾向を検証するために有効だと思われる「ポライトネス理論」を取り入れた分析を提案したい。

7.2 ポライトネス・ストラテジーでの分析

7.2.1 Brown & Levinson のポライトネス・ストラテジー

2.3節で取り上げたように、Brown & Levinson (1987/1987) が提唱した「ポライトネス理論」では、人はみな基本的に、他者に理解されたい、好かれたい、よく思われたいという欲求（ポジティブ・フェイス）と、他者に邪魔されたり、立ち入られたりしたくないという欲求（ネガティブ・フェイス）を持つと考えられている。この2つのフェイスに配慮しながら、円滑なコミュニケーションを維持するために、FTA（フェイス侵害行為）の度合いに応じたストラテジーが選択される。主要なストラテジーは図7のように示されている（Brown & Levinson 1987: 69 Fig.1.より）（2.3.1.2節(8)も参照）。

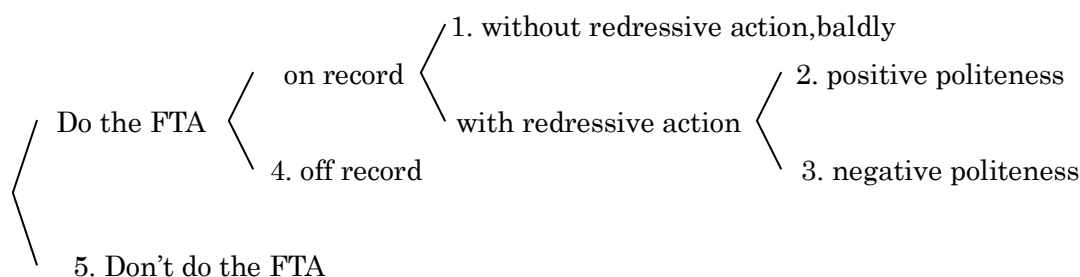


図7 Possible strategies for doing FTAs (Brown & Levinson 1987: 69)

フェイス侵害度があまりに大きい場合には、その行為を行わないというのも 1 つのストラテジーである (5. Don't do the FTA)。行うとしても、はっきり言葉に出して言う (on record) 場合もあれば、はっきり言わないで暗示的に言う (4. off record) こともある。はっきり言う場合でも、何らかの緩和表現を用いながら (with redressive action) その行為を行い、相手のポジティブ・フェイスに配慮する場合 (2. positive politeness)、ネガティブ・ポライトネスに配慮する場合 (3. negative politeness) に分けられる。一方で、緩和表現など用いず、直接的な言語行動をとることもある (1. without redressive action, baldly)。

これら主要なストラテジーについては、具体的な発話例が考えられる。例えば、ジュースを飲むためにお金を借りたい場合、「お金を貸して」と発話するのが、on record である。「財布持ってくるのを忘れちゃったなあ」という発話は、暗に相手にお金を貸してほしいことを伝える off record のストラテジーと考えられる。ジュースを飲みたくてもお金を借りたいことを言い出さないのが、Don't do the FTA である。相手に対して「○○ちゃんも、飲みたいよね」と共通の欲求のように述べるのが positive politeness であり、「すぐに返すから、ちょっと小銭を貸してくれない？」のように理由を述べたり、ヘッジ表現（「ちょっと」）を用いたりするのは negative politeness である。

それぞれ主要なストラテジーには、下位ストラテジーとして、具体的な例が示されている。例えば、off record (暗示的に言う) については、15 の具体的なストラテジーが提示されている。暗示的な発話が行われるため、会話における含意を引き出すようなストラテジー（ヒントを与える、ほのめかす、メタファーを用いるなど）や、あいまいな表現が用いられる。本研究で特に注目するのは、緩和表現を伴うポライトネス・ストラテジーである。ストラテジーは多岐にわたり、複雑なところもあるため、次節ではネガティブ・ポライトネス、ポジティブ・ポライトネスの具体的ストラテジーについてまとめておく。

7.2.1.1 ネガティブ・ポライトネス

相手の邪魔にならないような、押し付けがましくならないような緩和行為を行うことが、ネガティブ・ポライトネスとなっている。具体的には、以下の 10 のストラテジーが提示されている (Brown & Levinson 1987: 129-211)。

Strategy 1 : Be conventionally indirect (慣例的な間接表現の使用)

相手に直接働きかけたい、しかし強制したくないという、相反する気持ちによって、字義通りの意味ではない間接的な表現を用いることを指している。つまり、間接発話行為 (“Can you close the door?” のような表現の使用) がここに含まれる。

Strategy 2 : Question, hedge (疑問形や垣根表現の使用)

話し手側の勝手な判断を避けているという配慮を示すもので、例えば、“Pass me the salt, *will you?*” といった疑問の形や、「ちょっと難しいですねえ」の発話における「ちょっと」といった垣根表現 (ヘッジ表現) の使用があげられる。

Strategy 3 : Be pessimistic (悲観的な態度を示す)

悲観的な予測を述べることによって、相手が拒否しやすいように配慮する。例えば、“Could / Would / Might you do X?” のような仮定法を用いることがあげられる。

Strategy 4 : Minimize the imposition, Rx (相手へ負荷を最小限にする)

相手に負担を感じさせないような表現を用いる。例えば、“I *just* want to ask you if I can borrow a *tiny bit of* paper.” における *just* や *a tiny bit of* がそれにあたる (Brown & Levinson 1987: 177)。

Strategy 5 : Give deference (敬意を払う)

相手を高い地位に置く、あるいは話し手自身を低い地位に置くことによって、相手に敬意を払うものである。日本語の敬語使用やイタリア語やフランス語の二人称における T/V (君/あなた) の対立があげられる。

Strategy 6 : Apologize (謝罪する)

相手のフェイスを侵害することに対して謝罪する。侵害している事実を認める発言や FTA を行うことに対するためらいの表現を用いることなどもあげられる。

Strategy 7 : Impersonalize S and H (話し手と聞き手を非人称化する)

相手のフェイスを侵害することを話し手は望んではいないことを表すために、話し手を明示しない表現を用いる。例えば、“I regret that...” のように話し手を明示するのではなく、“It is regretted that...” のような受動態を用いて非人称化し、話し手自身の行為はなかったかのように表現する (Brown & Levinson 1987: 194)。

Strategy 8 : State the FTA as a general rule (FTA を一般規則として述べる)

相手に対する FTA は話し手の意図的なものではなく、一般的な規則や状況のために行うものであることを示す。例えば、相手に向かって話していても、「指定券をお持ちでないお客さまはお座りになれません」と述べる場合があげられる。

Strategy 9 : Nominalize (名詞化する)

動詞を名詞化することにより、改まった文体にする。例えば、“I am pleased to be able to inform you...” のかわりに、“It is my pleasure to be able to inform you...” と表現することを指す (Brown & Levinson 1987: 208)。

Strategy10 : Go on record as incurring a debt, or as not indebting H

(相手に借りを負うこと、相手に借りを負わせないことを明言する)

話し手が聞き手に<依頼>をする時には話し手が借りを負うことを、<申し出>をする時には、相手に借りを負わせないことを明示する。例えば<申し出>の場合、“I could easily do it for you.”のように述べる (Brown & Levinson 1987: 210)。

以上のように、ネガティブ・ポライトネスの具体的なストラテジーは様々である。これらの具体的なストラテジーを導くのは、相手に選択の余地を与える (断ることができる)、相手に強要しない、相手との距離を開けようとするなどの考えによる。

7.2.1.2 ポジティブ・ポライトネス

ポジティブ・ポライトネスは、相手の欲求を認める、あるいは相手との類似点を表明することにある。具体的には 15 のストラテジーを提示しているが、大きく 3 つの観点からこれらのストラテジーは分類されている。①共通の立場にあることを主張する (Strategy 1 ~ 8)、②協力者であることを伝える (Strategy 9 ~ 14)、③相手の欲求を満たす (Strategy 15)、である (Brown & Levinson 1987: 101-129)。

Strategy 1 : Notice, attend to H(his interests, wants, needs, goods)

(聞き手の興味、欲求、必要、持ち物に注目する)

相手の状況に注目し、言及することを指す。例えば、髪を切ったことを指摘したり、相手の物をほめたりすることに関わる。

Strategy 2 : Exaggerate(interest, approval, sympathy with H)

(聞き手に対する興味、称賛、共感を誇張する)

大げさな声の調子や、誇張を表す表現を用いる。“What a fantástic gárden you have!”のような表現やアクセントがあげられる (Brown & Levinson 1987: 104)。

Strategy 3 : Intensify interest to H (聞き手の興味を強調する)

話をおもしろおかしく語るなどして、聞き手とその内容を共有できるようにし、話し手と聞き手が同じ立場でいることを表す。

Strategy 4 : Use in-group identity makers (内集団であることを示す標識を用いる)

仲間内だけで通じる呼び名や方言、スラング、短縮語などを用いて、仲間であることを強調する。

Strategy 5 : Seek agreement (一致を求める)

無難な話題を取り上げることで意見の一致を求め、対立を避ける。また、会話のやり取りの中で、相手の発話で用いられた言葉を繰り返したり、相づちをうったりするなどして、同調する。

Strategy 6 : Avoid disagreement (不一致を避ける)

同意していることを表す発話を行う。これは、真に同意していない場合でもそのような発言をすることも含んでいる。

Strategy 7 : Presuppose/ raise/ assert common ground

(共通の立場を仮定する、持ち出す、主張する)

FTA を行う前に世間話をする、相手の視点から話しをするなど、話し手と聞き手が共通の立場にあることを前提にしている態度を表す。例えば、転んでケガをした相手に「あー、痛かったねえ」と述べることもこれに含まれる。

Strategy 8 : Jokes (冗談を言う)

ジョークを言うことによって、話し手と聞き手が共通の笑いや価値観を持っていることを示す。

Strategy 9 : Assert/ presuppose S's knowledge of and concern for H's wants

(聞き手の欲求について、知識や関心を主張する／仮定する)

相手をよく知っていることを前提とした発言をする。例えば、“I know you love roses but the florist didn't have any more, so I brought you geraniums instead.” のように、バラをプレゼントできなかった＜謝罪＞において、相手の好みに言及する場合がある (Brown & Levinson 1987: 125)。

Strategy 10 : Offer, promise (申し出、約束)

相手への協力を申し出たり、約束したりする。

Strategy 11 : Be optimistic (楽観的である)

話し手の欲求が相手の欲求であるかのように発言する。これはお互い共通の立場にあることを前提として述べられるものである。

Strategy 12 : Include both S and H in the activity (ともに行動することにする)

発話において、お互いが含まれる表現を用いる。We や Let's の使用があげられる。

Strategy 13 : Give (or ask for) reasons (理由を与える)

話し手が行おうとする FTA の理由を示す。

Strategy 14 : Assume or assert reciprocity (相互関係を仮定する)

お互いに協力することを前提に FTA を行う。

Strategy 15 : Give Gifts to H(goods, sympathy, understanding, cooperation)

(聞き手に贈り物 (物や共感、理解や協力など) をする)

相手の希望をかなえる。贈り物は物質的な物だけでなく、相手のポジティブ・フェイスマを満たすものも含む。

以上のように、ポライトネス・ストラテジーは様々に分類される。実際の発話においてこれらのストラテジーは用いられ、円滑なコミュニケーションのストラテジーとして行使されている。次節では、このポライトネス・ストラテジーの枠組みを用いて、＜申し出＞

の発話行為における言語表現について分析を行う。

7.2.2 <申し出>のストラテジー

相手に対する発話行為そのものがフェイスを侵害する行為となるが、<申し出>は相手の要望、欲求を満たすために行われる行為であるため、前節でみたように、ポジティブ・フェイスに訴えかけるポジティブ・ポライトネスだと考えられている (Brown & Levinson 1987: 66)。しかし逆に、相手にとってはその申し出を受けるか断るかというプレッシャーがかかることになり、やはり<申し出>の発話行為でも、相手に重荷を負わせる可能性もある。そのため、<申し出>を行う場合でも相手によってはネガティブ・フェイスに配慮したネガティブ・ポライトネスが必要となる。

このように、<申し出>の発話を行うためには相手との関係によってポジティブ・ポライトネスやネガティブ・ポライトネスといったストラテジーを複合的に使い分ける必要がある。つまり、<申し出>の発話の中で、丁寧体使用や表現形式の使い分けなどのストラテジーが同時に用いられていると考えるべきであることがわかる。そこで、<申し出>の表現形式をみるだけでなく、<申し出>の意図を実現する発話全体を取り上げ、ポライトネス・ストラテジーの観点から分析を行う。

7.2.2.1 <申し出>表現のポライトネス・コーディング

本実験で得られた<申し出>場面での表現を、Brown & Levinson の具体的な下位ストラテジーと照合し、コーディングを行った。ストラテジーとしての補償は発話全体で行われるため、9つの「申し出」表現形式だけでなく、発話内の表現全てに対してポライトネス・ストラテジーに関わるものを取り上げ、コーディングする。表 16 に、各主要ストラテジーに該当するものをまとめている。

表 16 <申し出>表現のポライトネス・コーディング

politeness	表現形式	その他
bald on record	《命令》	
PP	《申し出》《直接行動》 《提案》《許可与え》	状況確認、理由説明
PP + NP	《要望質問》	
NP	《行為質問》《依頼》	質問、敬語使用 遠慮、
off record	《所持宣言》	

以下では、「ポライトネス理論」に該当する具体的ストラテジーとコーディング理由について説明を行う。まず、「ポジティブ・ポライトネス (以下 PP)」に該当する表現形式とし

て「申し出」があげられる。これは「申し出」の意図を表す典型的な表現として定着していることから、「申し出」そのものであるとして PP (ST10*)にコーディングされる。また「提案」と「許可与え」は、ペンが使いたいという相手の欲求に気づき、発言していること (ST 9)、「直接行動」は相手にペンを渡す際に用いられる表現であること (ST15)から、PP とする。「要望質問」も、相手の要望・必要に注意を向けるという点で PP(ST 1)であるが、質問という形式(ST 2)をとっていることから、「ネガティブ・ポライトネス (以下 NP)」でもあると考えられる。質問という形式(ST 2)をとる「行為質問」や、相手に借りを負わせないための表現(ST10)である「依頼」も NP に分類される。また、「命令」は緩和表現を伴わない直接的な言語行動である bald on record に分類される。このように命令文を用いた「申し出」については Brown & Levinson も注目し、bald on record の例としてあげている (Brown & Levinson 1987: 100)。また、「ペンあるよ」のような「所持宣言」は、ペンの貸与に直接関わらないが、その可能性を示唆するほめかしとして off record に分類される。

「申し出」の 9つの表現形式以外では、「ペンないの?」のように相手の状況を確認する表現が、複文で用いられていた。これは相手の状況や必要性に気付いていることを意味することから PP(ST 1)に分類される。また、「どうしたん?」のように、相手の状況について質問する表現もあり、これは相手に理由をたずねることから PP(ST13)に分類される。その他、発話全体の表現に注目すると、「よかったら」や「もし~なら」のように遠慮を表すヘッジ表現(ST 2)や、「すみません」という謝罪の表現を用いる呼びかけ(ST 6)などがみられたが、これらは NP にコーディングされる。マーカーとしては質問の形式(ST 2)、敬語使用(ST 5)なども NP となる。

以上のコーディング基準を一覧にしたものが表 17 (「申し出」の表現形式) と表 18 (「申し出」の表現形式以外) である。

表 17 「申し出」のポライトネス・コーディング基準 (表現形式)

表現形式	例	politeness	該当 ST
命令	使い	bald on record	
申し出	貸すよ	PP	ST10
直接行動	どうぞ	PP	ST15
提案	使ったら	PP	ST 9
許可与え	使っていいよ	PP	ST 9
要望質問	ペンいる?	PP+NP	PP:ST 1 + NP:ST 2
行為質問	使う?	NP	ST 2
依頼	使って	NP	ST10
所持宣言	ペンあるよ	off reord	

表 18 <申し出>のポライトネス・コーディング基準 (マーカー)

マーカー	例	politeness	該当 ST
質問	～か。～？	NP	ST 2
敬語使用	です/ます、尊敬語・謙譲語	NP	ST 5
遠慮	よかったら	NP	ST 2
呼びかけ	すみません	NP	ST 6
理由	～なので、	PP	ST 2
状況確認	ペンないの？	PP	ST 1
状況質問	どうしたん？	PP	ST13

上記のコーディングに従い、それぞれの発話をポライトネス・ストラテジーで表すと、(60)や(61)のようになる。1発話においていくつかのポライトネス・ストラテジーが用いられていると分析される。

(60) よかったら、使ってください。 《遠慮 NP》《依頼 NP》《敬語 NP》

(61) ペン、貸そうか？ 《申し出 PP》《質問 NP》

7.2.2.2 相手別ポライトネス・ストラテジーの使い分け

ポライトネス・ストラテジーは相手によってどのように使い分けられているのだろうか。緩和表現を用いず、あからさまに言う bald on record の《命令》と、ほのめかす off record の《所持宣言》は、普通体使用グループにおいて用いられやすいという使用傾向がすでに明らかにされている。そこで以下では、緩和行為である PP (ポジティブ・ポライトネス)、NP (ネガティブ・ポライトネス) について分析を行う。

発話毎にコーディングされたポライトネス・ストラテジーを1つ1点として得点化し (=ポライトネス・ストラテジー得点)、NP・PP 毎に、1つの発話でどのくらい使用されたのかを算出した。例えば、上記(60)は NP 3点、(61)は PP 1点、NP 1点となる。そして相手条件毎に、1回答における得点の平均値を求めた。相手によってポライトネス・ストラテジーの使用の違いがあるのかを検証する。

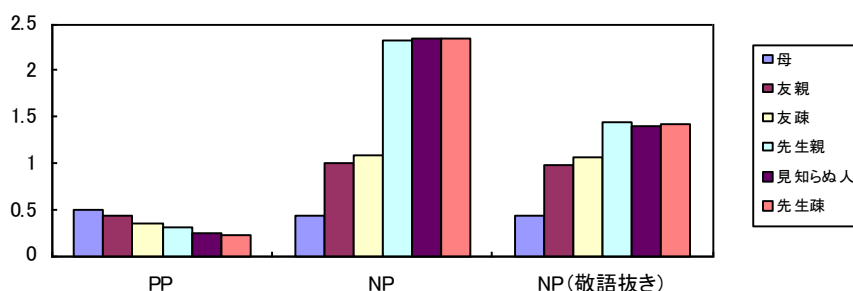


図 8 相手別ポライトネス・ストラテジー得点平均値の比較

PP (図8左)における相手別の得点平均値は、母 0.51、友親 0.44、友疎 0.35、先生親 0.31、見知らぬ人 0.25、先生疎 0.24 となっている。相手によって PP の平均値に差があるかどうかを検定するため一元配置の分散分析を行った結果、1%水準で有意であった ($F(5, 407) = 3.27, p < .01$)。そこで、多重比較を行ったところ、母と見知らぬ人、母と先生疎の間のみ平均値の差が5%水準で有意であった。つまり、それ以外の間には PP 使用に差がないことを意味している。ここで注目したいのは、PP の得点平均値が母と友親の条件間に有意な差がなかった点である。改まり度の平均値では両者に有意な差がなかったにも関わらず、表現形式の使用傾向にばらつきがみられた点に問題があった。しかし PP の得点平均値の結果から、両者同程度に PP が用いられていることが統計的に明らかにされた。つまり、母であれ親しい友達であれ、気楽な態度で接する相手には、表現形式に関わらず、ポジティブ・フェイスに配慮する戦略が積極的に用いられることを示している。

一方、NP (図8中央)の平均値は、母 0.44、友親 1.00、友疎 1.09、先生親 2.32、見知らぬ人 2.34、先生疎 2.35 となっている。検定の結果、1%水準で有意であったため ($F(5, 407) = 83.44, p < .01$)、多重比較を行ったところ、5%水準の有意差で、①母、②友親・友疎、③先生親・見知らぬ人・先生疎の、3つの等質サブグループに分けられることがわかった。特に丁寧体使用グループではまとめて NP の得点平均値が高く、普通体使用グループとの差がはっきりとみられる。しかしこれは、丁寧体という敬語の NP が多いためとも考えられる。そこで、敬語使用の NP を含めない分析を行った。その結果、NP (敬語抜き) (図8右)の平均値は母 0.44、友親 0.99、友疎 1.06、先生親 1.44、見知らぬ人 1.41、先生疎 1.43 となった。分散分析の結果は敬語を含む NP の結果と全て傾向が同じであり、これは、敬語使用の有無に関わらず、丁寧体使用グループの NP 得点平均値が高いことを意味している。つまり、改まった態度が必要だと認識されている相手に対しては、〈申し出〉を意図する発話の中で、敬語使用だけでなくその他の NP も用いて、相手のネガティブ・フェイスに配慮した発話を行っている」と結論づけられる。

ただし、改まり度の評定に有意な差がみられた、丁寧体使用グループの先生親・見知らぬ人・先生疎の間で NP や PP 得点の差はみられなかった。NP の等質サブグループの結果では、友達の親疎間での差や、先生の親疎間での差もなかったことから、NP は親疎関係に関わらない可能性も考えられる。先行研究では上下関係による敬語使用の二極化が指摘されているが (荻野 1983、杉戸 1979)、NP の使用も同様に、目上である相手に対して NP を使用することが重要視されているのかもしれない。さらに検証が必要である。

7.2.2.3 まとめ

本研究では、〈申し出〉における多様な表現形式が、相手によって使い分けられる傾向について、ポライトネス・戦略の観点から分析を行った。〈申し出〉は、話し手が、相手の利益になると信じて行う行為提供の発話行為であり、相手の欲求を満たすためのポジティブ・ポライトネスの1つと考えられている。このような発話行為にも、相手に

よって異なる対人配慮の必要に応じて、それを補償するストラテジー、すなわちネガティブ・ポライトネスが用いられる。代表的なネガティブ・ポライトネスの手段として、日本語では敬語があげられるが、それだけではなく、ペンの貸与という借りを相手に負わせないことを明言するために用いられる《依頼》表現や、相手に答える自由を与える質問形式の使用、「よかったら」の挿入などのストラテジーも、改まった態度が必要な相手に用いられていた。これは敬語使用だけが「改まり」や「丁寧さ」という対人関係に配慮した言語表現ではないことを明らかにしている。また気楽な態度で接する相手に対しても、ポジティブ・ポライトネスを積極的に用いることで、相手に配慮したストラテジーを発話内で行っているとも考えられる。このように、人は、ネガティブ・ポライトネス、ポジティブ・ポライトネスのバランスを取りながら、対人配慮に応じた言語表現を選択している。このため、〈申し出〉の表現は、多様に存在し、相手によって使分けられるのだと考えられる。このような使い分けを〈申し出〉表現の選択モデルとして概念化したものが図9である。

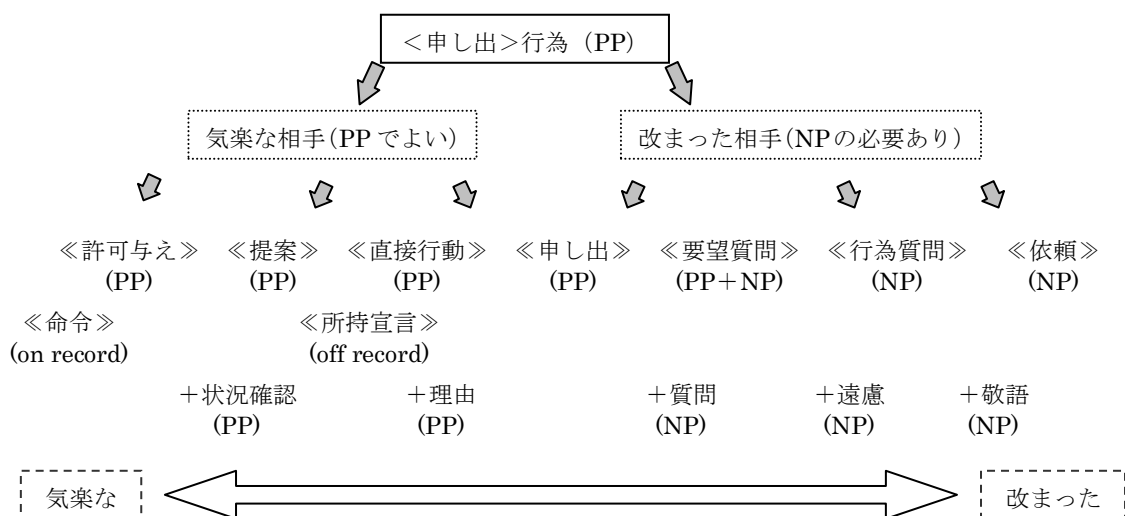


図9 <申し出>表現選択モデル

さらに、ポライトネス・ストラテジーが対人配慮表現を分析するのに有効であるかを確認するためには、〈申し出〉だけでなく、他の発話行為についても検証を行う必要がある。今後の課題としたい。また、他言語でも〈申し出〉場面において多様な表現があり、ストラテジーの使い分けがなされているのか、ポライトネス理論の特徴である、普遍性と個別性についても検証を行う必要がある。対照研究のレベルではあるが、8章で英語と日本語との比較検討を試みる。

7.3 <申し出>表現形式に対する印象

7.3.1 <申し出>表現形式の評定実験

前節の実験では、対人関係、つまり<申し出>を行う相手との関係（上下・親疎）に対して改まった態度の必要性を明らかにし、その改まった態度と<申し出>表現の使い分けについての検証を行った。<申し出>の表現形式の使用傾向では、改まった態度が必要な相手（先生、見知らぬ年上）には「依頼」が多く用いられ、気楽な態度で接する相手（友達、母）には「命令」「許可与え」「要望質問」などが用いられることが明らかにされた。では、改まる必要のある相手に対して用いられる<申し出>表現形式そのものが、改まった表現と認識されているのだろうか。表現形式に対して、どのように「改まり」が知覚されているのかを検証し、表現形式そのものが改まった表現だと認識しているからこそ、改まった相手に使用するのかどうか、実験によって確認する。

7.3.1.1 実験方法

関西地域の女子大学に通う日本語母語話者 86 名（18~21 才）を対象に、質問紙による調査を行った（実施日 2007 年 1 月）。9 つに分類される<申し出>表現について、敬語使用も考慮し、ペンの貸与を申し出る、21 の表現を提示した（表 19）。それぞれの<申し出>表現に対する改まり度を、7 段階（1：とても気楽な表現 ~ 7：とても改まった表現）で評定してもらった。

また、①改まった態度で用いる際の<申し出>表現と、②気楽な態度で用いる際の言語表現を、提示した 21 の表現の中からそれぞれ 1 つ選んでもらった。

表 19 実験に使用した<申し出>表現

表現形式	提示表現
申し出	「貸すよ」「貸してあげる」「貸そうか?*3」「貸しましょうか?」「お貸ししましょうか?」「貸してあげようか?」「貸してあげましょうか?」
行為質問	「使う?」「使います?」「使われますか?」「お使いになりますか?」
依頼	「使って」「使って下さい」
直接行動	「はい、ペン」「ペン、どうぞ」
命令	「ペン、使い」
所持宣言	「ペンあるよ」「ペン、ありますよ」
要望質問	「ペンいる?」「ペンありますか?」
提案	「使ったら?」

7.3.1.2 結果

改まり度が低いと評定された順（気楽な表現の順）に並べたものが表 20 である。また、改まった態度で用いる際の表現（表 21）、気楽な態度で用いる際の表現（表 22）として選択された表現形式の、数と割合をそれぞれまとめている。

表 20 <申し出>表現と改まり度評定

提示表現	平均	標準偏差
ペン、使い。	1.23	0.85
はい、ペン。	1.33	0.93
ペン、いる？	1.33	0.66
ペン、使う？	1.49	0.72
ペン、あるよ。	1.52	0.84
ペン、貸すよ。	1.53	0.79
ペン、貸そうか？	1.80	0.78
ペン、使ったら？	1.88	0.86
ペン、貸してあげる。	1.98	0.92
ペン、貸せるよ。	2.56	1.08
ペン、貸してあげようか？	2.98	1.12
ペン、いりますか？	3.79	1.16
ペン、どうぞ。	3.80	1.42
ペン、ありますよ。	4.44	0.85
ペン、使いますか？	4.52	1.01
ペン、貸しましょうか？	4.81	1.17
ペン、使って下さい。	4.92	1.14
ペン、貸してあげましょうか？	5.06	1.33
ペン、使われますか？	5.97	0.89
ペン、お使いになりますか？	6.41	1.21
ペン、お貸ししましょうか？	6.47	0.78

表 21 改まった態度で用いる表現

選択された表現	N	%
ペン、お使いになりますか？	50	58.1
ペン、お貸ししましょうか？	35	40.7
ペン、貸そうか？	1	1.2

表 22 気楽な態度で用いる表現

選択された表現	N	%
はい、ペン	48	55.8
ペン、使い	23	26.7
ペン、いる？	5	5.8
ペン、使う？	5	5.8
ペン、使ったら？	2	2.3
ペン、貸しましょうか？	2	2.3
ペン、貸すよ	1	1.2

7.3.1.3 考察

改まり度の7段階評定を軸に、〈申し出〉表現形式の連続した分布が見られるが、改まり度が高く評定されるほど敬語が用いられた表現であることが、はっきりわかる。このことから、表現自体の丁寧さは敬語によって表されていると考えられる。それは、改まった態度で用いる表現（表 21）も同様である。「お使いになりますか」「お貸ししましょうか」という表現は、それぞれ〈行為質問〉〈申し出〉の表現において、尊敬語・謙譲語を用いた最も丁寧度の高い敬語が使用されている。前節の表現形式の使用では、〈依頼〉が改まり度の高い相手に用いられることが明らかにされたが、表現そのものについては、表現形式よりも敬語の使用に改まった度合いの高さを認めている、と分析される。

改まり度が低く評定された〈申し出〉表現では、敬語使用の低さが特徴的であり、これは改まり度が高く評定されたものと対をなす。また、並行した特徴としてあげられるのが、表現の短さである。表 22 の気楽な態度で用いる表現でも、「はい、ペン」(55.8%)や「ペン、使い」(26.7%)という表現の選択率が高かった。例外として「ペン、どうぞ」などはあるが、表 20 においても、改まり度の低い上段から下へ行くほど文字数が増えているようである。

注目されるのが、恩恵授与を表す「～てあげる」の表現である。坂本・蒲谷 (1995) では、相手に与える恩恵を表明することは、恩着せがましい行為となり、実際の使用においては「持ってあげましょうか」のような表現よりも「持ちましょうか」といった表現が好まれる、と指摘されていた。また、ポライトネス理論のストラテジーの中では、相手に借りを負わせることを明言しないという NP(ST10)も指摘されている。しかし、本結果では、対となる表現の改まり度を比較してみると、「貸そうか? 1.80」<「貸してあげようか? 2.98」、「貸しましょうか? 4.81」<「貸してあげましょうか? 5.06」となっており、恩恵を表明する表現のほうが、改まった表現だと認識されていることがわかる。これも、文字数が関わっているのだろうか。あるいは、相手が存在する、実際の〈申し出〉場面における言語使用と、表現形式の丁寧さの知覚に違いがあるのかもしれない。

そこで、7.1 節の実験結果より、改まった態度が必要な相手とされる「丁寧体使用グループ（先生親、見知らぬ人、先生疎）」に対する〈申し出〉の表現において、「～てあげる」

の使用状況を検討してみる。すると、各 68 の回答中、先生親 1、見知らぬ人 0、先生疎 0 のように、ほとんど恩恵付与を表す「～てあげる」の使用はみられなかった。先生親に対して 1 例だけ恩恵付与の発話を用いる回答がみられたが、「先生、ペン貸したるよ」のように、話体そのものが丁寧体を使用していない発話であった。一方、「普通体使用グループ」については、母 1、友疎 6、友親 9 の「～てあげる」の使用がみられた。このような結果から、＜申し出＞場面でも、実際の使用を想定した発話においては、恩恵付与「～てあげる」の使用が改まった相手に使用されないという傾向が示された。これは坂本・蒲谷 (1995) の指摘を支持し、さらに、相手によって使用傾向が異なることも実証された。

本節では、言語表現そのものに対する改まり度を取り上げた調査を行った。それにより、表現に対する改まりの認識と、改まりが必要な相手が存在する実際の言語使用とにズレがあることを指摘することができた。これはなぜなのか、1 つの場面での言語表現の検証では不十分であり、その他の場面でもみられる傾向なのか、さらなる検証が必要である。

7.4 対人関係要因による非言語表現の使い分け

対人関係に関わる日本語の言語表現は、「待遇表現」や「敬語行動」として数多くの研究がなされている。しかし、それらの研究は、語彙的・文法的な言語形式による違いを問題にすることが多く、音声面からの検討をしているものはあまりない。本節では、＜申し出＞表現という観点からは離れるが、対人関係要因が発話に影響を与えることに焦点をあて、言語形式だけでなく、非言語表現形式、つまり、音声面でも相手によって使い分けられる現象の検証を試みる*4。

本節では、相手との関係によって語彙的に制約されない「こんにちは」という挨拶表現を取り上げ、対人関係に配慮した言語表現の使い分けとプロソディとの関わりについて検証する。洪 (1993) で説明されているように、プロソディとは、発話の高さ、速さ、強さなどのパラ言語と、アクセント、リズム、イントネーション、ポーズなどの音声の韻律的特徴をまとめたものを指す。このようなプロソディの特徴が、聞き手によってどのように使い分けられているのか、また、どのような役割を果たしているのかを明らかにするために、聴覚実験や音響分析を行う。従来、使い分けの基準には「丁寧さ」が関わり、その要因として相手との上下・親疎関係が考えられてきた。このような相手との関係を詳しく検証することにより、「丁寧さ」だけでなく「親しさ」が音声面での使い分けに関わっていることを指摘したい。

7.4.1 先行研究と問題提起

相手による言語表現の使い分けと音声の関係を取り上げた先行研究は、あまり多くはない。その中でも主に注目されているのは、丁寧さと音声との関わりである。洪 (1992) は、丁寧さの判断基準に関する意識調査を実施し、聞き手は、敬語使用の適切さよりも、声の調子を含む、顔の表情、視線などの非言語表現によって丁寧さを判断していると述べてい

る。また前川・吉岡(1997)は、熊本方言の疑問詞疑問文の使用に注目し、韻律的要因が語彙的要因とは独立して、発話の丁寧さの判定に同程度に寄与していることを明らかにしている。このようにプロソディは発話が丁寧であるかどうかの知覚において重要な役割を果たしており、丁寧さに関して、言語形式だけでなく音声面からの検討が必要であることがわかる。

丁寧さにおける音声の特徴は、2つの側面から検証が行われている。発話者(話し手)が丁寧さを意識して話すとき、どのような音声的特徴がみられるのか、そして、発話を聞いた聴覚者(聞き手)が丁寧な発話だと判断するのはどのような音声なのか、という点である。洪(1993)は、丁寧な話し方が必要な場面とそうでない場面での発話を音響分析し、丁寧な発話は持続時間が長く、ピッチが高く、また聞き手側となる聴覚者もそれが丁寧な話し方だと判断していることを明らかにしている。Ofuka et al.(2000)は、丁寧な発話とカジュアルな発話を基本周波数(F0)と時間長の面から調査し、丁寧な発話は、持続時間が長い、文末母音が上昇調で長い、などの特徴がみられるが、丁寧さの判断には、文末母音の母音長が影響を与えていることを指摘している。また河野(1995)は、丁寧さの異なる(丁寧・普通・ぞんざい)発話文(「どうも」「どうぞ」など)を取り上げ、方言差に注目して分析している。その中で、全般的な発話時の丁寧さには、持続時間が長く、ピッチが高いこと、そして丁寧度の知覚には持続時間の長さが、より大きく関わっていることを明らかにしている。このように、発話者が発する丁寧な音声特徴が全て聴覚者の丁寧さの判断に関わっているわけではないが、「持続時間が長い」「ピッチが高い」「文末母音が長い」などの特徴は、丁寧な音声として発話者・聴覚者に共通した認識があることが明らかにされてきた。

しかし、これまでの先行研究では、丁寧さを考えるあまり、上下・親疎関係といった相手との関係を厳密に検証していない点に問題があることを指摘したい。分析に使用される丁寧な発話は、「丁寧に話して下さい」と丁寧さを指示した上での発話を扱っているものがほとんどである。聞き手との関係に注目しているものでも、目上には丁寧に、目下・同等には普通に、ぞんざいに、といったように相手に対する固定化した発話を強要してしまっている。もちろん、目上や疎の関係にある相手には丁寧に、友達や目下にはカジュアルに、という傾向があることは多くの研究より明らかにされている(杉戸1979、荻野1983など)。しかし、丁寧さを指示してしまうことで、音声の使い分けが聞き手との上下関係によるものなのか、親疎関係によるものなのかがわからなくなってしまう。目上でも親疎関係はあり、親しい仲でも上下関係は存在する。その区別をせずに丁寧さを固定してしまえば、何が要因となって対人関係に配慮した音声の使い分けがなされているのか、検証できなくなってしまう。

そこで本研究では「丁寧さ」だけに注目するのではなく、丁寧な表現が用いられる要因となっている「聞き手との関係」に焦点をあて、対人関係によってどのようにプロソディが使い分けられているのかを検証することを目的とする。プロソディの役割を検証するためには、語彙や文法、発話意図に左右されない言語表現の検証が必要である。また、相手

によって使い分ける現象を検証するためには、相手との関係に配慮する、ポライトネスに関わる発話状況が必要である。そこで、他者との良好な人間関係を構築し保持するための最も重要な手段の1つである「あいさつ」(中道・石田 1999)に注目し、「こんにちは」という挨拶表現を取り上げ、以下の3点(62)を課題として、検証・分析を行う。

- (62) a. 話し手は、相手との関係(上下・親疎)によってプロソディを変えているのか。
b. そのプロソディには、どのような音声的特徴があるのか。
c. 聞き手は、プロソディの使い分けを知覚しているのか。

7.4.2 実験3

7.4.2.1 刺激音データの作成

社会人女性3名(FS1、FS2、FS3とする。平均年齢32才)に、偶然道で会った相手を想像しながら「こんにちは」と発話してもらい、その音声を録音した。「おはよう」「おはようございます」とは異なり、「こんにちは」というあいさつは、相手との上下・親疎関係に関わらず使用される表現である。また平板アクセントであるため、丁寧さに関わりのあるピッチの特徴がわかりやすいという利点がある。録音を行った3名は大阪方言話者であるが、「こんにちは」というあいさつは普段から平板アクセントを用いている。

想定する相手は、親疎関係(親しい・あまり親しくない)と、上下関係(目上・同年輩)を組み合わせ、①親しい目上(親上)、②あまり親しくない目上(疎上)、③親しい同年輩(親同)、④あまり親しくない同年輩(疎同)の4パターンを設定した。1名から得られる刺激音は4、それが3名分となり、全部で12の音声データとなった^{*5}。

話し手自身が相手によって音声を使い分けているのか、それを自覚しているのかを確認するため、自分自身の音声を聞き分けるテストを行った。例えばFS1の場合、FS1自身の音声データをランダムに再生し、4つの刺激音がそれぞれどの相手(①~④の4パターン)に対するあいさつなのかを聞き分けてもらった。一度しかテストしていないが、FS2のみ、②あまり親しくない目上と④あまり親しくない同年輩を間違えたが、他二人は誰に対するあいさつなのかを聞き分けられた。データ数が少ないため不十分ではあるが、発話者自身は使い分けを自覚しており、特に、親疎の区別が知覚されているのではないと思われる。

さらに、音声データを録音した3名には、4パターンの相手に対する丁寧さの必要性を4段階(0~4)で評価してもらった。その結果、3名の丁寧意識の平均値と標準偏差(SD)をまとめたものが、表23である。評価が最大値4に近いほど丁寧さが必要だと意識される相手となるため、親疎に関わらず目上に対して丁寧さが必要であり、同年輩には不要と考えられていることがわかる。また、3名の評価にばらつきがないことから、本調査における発話者の意識には、「丁寧さ」については相手との上下関係が、「親しさ」については親疎関係が基準となっていると考えられる。

表 23 相手に対する丁寧さの必要性

	親上	疎上	親同	疎同
平均値(標準偏差)	3 (0)	4 (0)	0 (0)	1.3 (0.58)

7.4.2.2 音響分析

7.4.2.2.1 方法・結果

FS1~3の音声データをSUGI Speech Analyzerで分析を行った。分析の対象となるのは、「こんにちは [koNnitiwa]」という発話全体の持続時間・ピッチの最大値 (F0max)・音圧 (音の強さ) と、語末母音 [a] の持続時間・音圧である。想定された4パタンの相手に対する各発話者の結果を表24に、3名の平均値と標準偏差の結果を表25にまとめている。

表 24 発話者別「こんにちは」音声の音響分析

		「こんにちは」全体			語末母音	
		持続時間(ms)	F0max(Hz)	音圧(dB)	持続時間	音圧
FS1	親上	727	400	-18	201	-18
	親同	591	376	-25	121	-25
	疎上	700	249	-17	132	-29
	疎同	632	243	-28	148	-28
FS2	親上	663	268	-20	250	-20
	親同	713	267	-25	285	-25
	疎上	626	246	-24	174	-26
	疎同	546	260	-25	146	-25
FS3	親上	787	264	-20	312	-20
	親同	527	268	-23	101	-23
	疎上	642	386	-27	214	-27
	疎同	597	537	-27	154	-27

表 25 発話者平均「こんにちは」音声の音響分析

		「こんにちは」全体			語末母音	
		持続時間	F0max	音圧	持続時間	音圧
平均 (SD)	親上	726 (62)	311 (77)	-19 (1)	254 (56)	-19 (1)
	親同	610 (94)	304 (63)	-24 (1)	169 (101)	-24 (1)
	疎上	656 (39)	294 (80)	-23 (5)	173 (41)	-27 (2)
	疎同	592 (43)	347 (165)	-27 (2)	149 (4)	-27 (2)

想定された相手のどの要因（上下・親疎）が音声特徴の差になっているのかを検証するため、相手との関係要因である、親疎・上下の2要因分散分析（被験者内）の統計処理を行った。その結果、「こんにちは」全体の持続時間・ピッチの最大値・音圧、そして語末母音の持続時間に有意な差はみられなかった。つまり、先行研究で指摘されてきた、丁寧な音声の特徴が本研究ではみられなかったことになる。有意な差がみられたのは、語末母音の音圧（音の強さ）のみであった。交互作用が有意であったため（ $F(1,2)=15.21, p<.10$ ）、単純主効果の検定を行った結果、親疎における目上の単純主効果（ $F(1,4)=33.88, p<.01$ ）がみられた。つまり、目上といっても親か疎かによって音圧に違いがあるということである。音圧はマイナスの値が小さいほど音が強いことから、相手が目上の場合、疎よりも親の関係にある相手のほうが、語末の母音が強く発音されることがわかった。これは、親しい目上に対して用いられる音声特徴といえる。

7.4.2.2.2 考察

課題(62ab)について考察を行う。話し手が使い分ける音声の特徴を統計的にみると、「丁寧さ」の基準となる上下間の区別には有意な特徴がみられなかったが、「親しさ」の基準となる親疎間の区別には、語末母音の音の強さが関わっていることがわかった。先行研究のように「丁寧さ」だけに注目しては得られなかった結果である。本研究では、丁寧さの要因となっている相手との関係に注目することによって、プロソディが「親しさ」を表す役割を果たしている可能性があることを指摘できたといえよう。

良好な人間関係を築く、あるいは維持するための対人配慮行動において、「親しさ」の表明は「丁寧さ」の表明と同様に重要なストラテジーである。これまで日本語における待遇表現研究ではあまり指摘されてこなかったが、Brown & Levinson のポライトネス理論では、対人配慮を「丁寧さ」だけでなく、「親しさ」のような、相手との距離を縮めようとする態度も考慮している。その中で、相手への「親しさ」表明のストラテジーの1つであるポジティブ・ポライトネスの中でも、誇張することをあげており(ST2)、誇張の方法として、大げさなイントネーションやストレス、他の韻律的な面についても言及されている (Brown & Levinson 1987: 104-106)。これを援用すると、本研究で得られた結果である、親しい目上に対して語末の母音を強く発話することは、「親しさ」を表す対人配慮のストラテジー、つまりポジティブ・ポライトネスによるものではないかと考えられる。また、同年輩に対しては区別がなく、目上にのみ親疎の違いによって語末母音の音の強さに有意な差があらわれた結果については、同年輩に対してわざわざ親しさを表明する必要はなく、目上に対してだからこそ、語彙的には表せない「親しさ」を表明するために、プロソディがストラテジーとして用いられていると解釈することができる。「丁寧さ」を気にしなくてもいい相手には「親しさ」をあえて表明する必要はないことは、「丁寧さ」と「親しさ」が共に関わりながら、対人配慮に基づく言語表現の使い分けの要因となっていることを示唆している。

7.4.2.3 聴覚実験

7.4.2.3.1 方法・結果

発話者は、相手による使い分けを自覚して発話しており、その音声特徴も明らかにされた。次に、聞き手である聴覚者は発話者の使い分けを知覚しているのかどうか、この点を確認するために、他者の音声を聞き分けるテストを行った。判定者は大学院生7名（男性4名、女性3名。平均年齢25.3才）である。対象となるのはFS1～3の音声データである。手続きとしては、まず、FS1の4つの「こんにちは」音声（1ラウンド）を2度試聴してもらう。そして、FS1の4つの刺激音をランダム再生し、どの相手に対してのあいさつなのかを記入してもらった。回答は、親か疎か、かつ、目上か同年輩か、を選択する方法をとった。つまり、1つの回答につき、親疎については2分の1、上下については2分の1の確率で正答となる。1ラウンドを5回、FS1に対して計20の回答を得ることができる。FS2、FS3の音声データも同様にテストを行った。判定者7名の平均正答数と正答率（正答数/20）を、音声データ毎にまとめたものが表26である。

表 26 聴覚実験 平均正答数(標準偏差)/正答率 (%)

データ	親疎について	上下について	両方について
FS1	17.7 (2.1) / 88.6	9.3 (3.6) / 46.4	7.7 (2.9) / 38.6
FS2	16.4 (2.4) / 82.1	11.3 (2.8) / 56.4	9.3 (2.1) / 46.4
FS3	18.4 (1.5) / 92.1	9.1 (3.3) / 45.7	8.0 (4.1) / 40.0
平均	17.5 (2.0) / 87.6	9.9 (3.2) / 49.5	8.3 (3.0) / 41.7

表26では、親疎の区別のみ正答、上下の区別のみ正答、そして上下・親疎両方の区別ができていたものに分けてまとめられている。どの音声データについても、親疎の区別の正答率はかなり高いことがわかる。また、上下の正答率よりも親疎の正答率が高いことから、聞き手である判断者は、上下間よりも親疎間の区別をよりはっきりと知覚していることがわかる。つまり、聞き手にとって、プロソディの使い分けを知覚する基準には「親しさ」が関わっていると考えられる。

7.4.2.3.2 考察

課題(62c)について考察を行う。語彙的な面では相手に対する言葉の使い分けができない「こんにちは」という表現において、話し手は相手によってプロソディを使い分けており、その音声特徴は、語末母音の音の強さが親疎の区別としてあらわれることがわかった。また、相手によって使い分けられる発話を聞いた聴覚者（聞き手）が知覚するのも、親疎の区別であることがわかった。つまり、親しさを表すプロソディには、何らかの基準があり、それは話し手と聞き手に共通の理解があることを意味する。ただし、本研究では、聞き手が親疎を区別することまでは明らかにされたが、その判断基準が語末母音の音の強さかど

うか断定はできない。他の音声特徴が関わっている可能性もあり、その検証までには至っていない。今後の課題として、他の音声特徴を排除した音声を作成し、語末母音だけが影響を与えているかどうかの聴覚実験を行うなど、親しさの知覚に関与する音声特徴を確認する必要がある。

これまでの先行研究では、「持続時間が長い」「ピッチが高い」など、丁寧さを表す音声特徴が指摘され、それは話し手・聞き手に共通の認識としてあることが明らかにされてきた。しかし、本実験の結果では丁寧さに関する有意な差を示す音声特徴は見られず、また聞き手も丁寧さに関わる上下間の区別についての知覚があまりできてはいなかった。この結果は「丁寧さ」の基準を上下関係だけでとらえたためではないかと思われる。相手との親疎関係が直接的に「親しさ」という指標に関わっているのに対し、実験参加者にとって、上下関係が「丁寧さ」に直接関わっていると判断しづらいものだったのかもしれない。丁寧さは一般的に疎の関係にも反映されるものであり、また発話意図や状況などにも左右されるものである。本実験の結果がまさに、「丁寧さ」が上下関係だけによるものではなく、「親しさ」や状況など、他の要因とも深く関わる複雑なものであることを示唆している。この点を考慮し、今後は「丁寧さ」と音声についての検証も考えていきたい。

7.4.2.3 まとめ

本節では、語彙的な制約のないあいさつ表現を用いて、対人関係に配慮した音声の使い分けの検証を行った。先行研究では丁寧さだけに注目していたが、本実験ではさらに、より厳密に対人関係配慮を考察するため、上下・親疎といった聞き手との関係を詳細にした実験を試みた。その結果、「丁寧さ」だけでなく、「親しさ」も表すという、プロソディの役割の可能性を指摘することができた。実験の結果、次のことが明らかにされた。

- 1) 話し手は相手との関係によってプロソディの使い分けを自覚している。丁寧さの基準となる上下関係では共通した音声特徴は見られなかったが、親しさの基準となる親疎関係では、語末母音 [a] の音の強さに特徴が見られた (課題 1、2)。
- 2) 聞き手は、発話者のプロソディの使い分けを知覚しており、特に、親疎間の区別をはっきり知覚していることがわかった (課題 3)。

親疎の区別に関しては話し手も聞き手も共通の理解があり、プロソディが「親しさ」の表明という役割を担っている可能性を示せたことは意義深い。ただし、それに寄与する音声特徴の確定までには至っていない。この点を踏まえたさらなる実験の必要があり、これを今後の課題としたい。

7.5 総合考察

7.5.1 「ポライトネス理論」導入について

本章では、対人関係（上下・親疎関係）によって使い分けられる〈申し出〉表現について、実証研究を行った。これまで、言語表現の使い分けにおいては、敬語使用や話体の使い分けが注目されてきたが、発話行為という観点から、話し手の〈申し出〉意図を実現する言語表現には、多様な言語形式が存在し、それらが対人関係によって使い分けられる実態を明らかにすることができた。例えば、丁寧さが必要とされる相手に対しては、《依頼》の表現形式が用いられる傾向や、親しい相手には《命令》の表現形式が用いられる傾向などがみられた。〈申し出〉の意図を実現するための表現が相手との関係によって、使い分けられるという結果から、敬語使用だけでなく、発話行為を実現する表現形式が、対人関係要因によって使い分けられることが明らかにされた意味は大きい。それは、これまで日本語の待遇表現においては敬遠されがちだった Brown & Levinson の「ポライトネス理論」を取り入れる必要性を示すことになるからだ。

敬語使用や表現形式の使い分けも含めて、対人関係要因に関わる言語使用を分析するには、Brown & Levinson のポライトネス理論が有効であることを主張した。どちらの使い分けもストラテジーとして同等に分析することができるからである。また、実験結果では丁寧さだけでなく、親しさに関わる使い分けもみられた。対人関係配慮をこの2つの観点から考察するためにも、ポジティブ・ポライトネスという概念を有する、ポライトネス理論が最適であると考えられる。また、親しさの表明との関わりは、言語表現形式だけでなく、プロソディのような非言語形式にもあらわれる。〈申し出〉の発話行為においても、プロソディの役割について検討する必要性を示すことができた。

ポライトネス理論を言語使用の分析に取り入れることによって、対人関係配慮は不要であると考えられていた気楽な相手にも、ネガティブ・ポライトネスを用いるような、何らかの配慮がなされていることも明らかにされた。改まった相手にのみ、対人関係配慮がなされるのではなく、気楽な相手だから配慮がいらぬというわけでもない。敬語使用や話体の使い分けだけを見てみると、目上のような改まった相手にだけ、配慮している面しか観察できないが、表現形式の使い分けにも注目すると、同等の相手にも何らかの配慮がなされている現象をみることができる。ネガティブ・ポジティブ両面のポライトネス・ストラテジーの概念を導入することによって、配慮の傾向をみることができる。もちろん、改まった相手にはネガティブ・ポライトネスが、気楽な相手にはポジティブ・ポライトネスが多く用いられるという傾向はあるものの、基本的にはどのような相手にも、両フェイスに配慮した発話がなされているといえるだろう。

7.5.2 使い分けに関わる2つの要因の検証より

6章・7章では、〈申し出〉表現の使い分けに影響を与えられようとする要因（対人関係・状況）について、実験手法を用いた検証を行った。どちらの要因も言語表現に影響を

与えるものであり、それは円滑なコミュニケーションを行うためのポライトネス・ストラテジーに関わっている。

相手に働きかけるという発話行為自体が、すでに相手のフェイスを脅かす行為となっており、何らかの相手への配慮が必要となる。その際、対人関係やその状況によって、取られるストラテジーが異なる。基本的にはポジティブ・ネガティブ両方に配慮する必要があり、7.2節で分析されたように、発話全体で両方のフェイスに配慮するストラテジーが取られる。そのバランスをどのようにとるのが、対人関係や状況などの個々の要因によって変わるものであり、それは言語表現にあらわれる。6章・7章では、このような現象を実証的に示すことができた。

また、影響を与える要因として、対人関係要因、状況要因を取り上げたが、これらの要因ひとつひとつが個別に言語表現に影響を与えているだけでなく、それぞれの要因が密接に関わりながら、言語表現の選択、使用に影響を及ぼしていると考えられる。例えば、援助行動の当然性という要因は、対人関係と密接に関わっている。電車で席を譲るような行為の場合、相手が若者よりもお年寄りであるほうが、援助行動の当然性は高くなる。本章では、援助の負担量は当然性と関わっていることが明らかにされ、それが言語表現にも影響を与えることが確認された。発話行為における言語表現の選択が、何によって決められるのか。なぜそのような言語表現を話し手は選び、発話したのか。言語使用における表現形式の分析が困難な点は、様々な要因が絡み合っているからだといえよう。それを明らかにするには、ひとつひとつの要因を実証的に明らかにしていくこと、そして、どの要因がどの要因とどんなふうに関わっているのかを検証する必要があるだろう。本研究では、その一部を試行したにすぎないが、ひとつずつ検証を進めていきたい。

—注—

- *1 本節は、吉成 (2007) に加筆・修正を加えたものである。
- *2 『ポライトネス理論』で提示されているポジティブ・ポライトネス、ネガティブ・ポライトネスの具体的なストラテジーの番号を付記している。STはStrategyの略とし、ST10はStrategy10を指す。
- *3 通常、疑問文の表記においては「～か」の後に「？」を付す必要はない。しかし、4章の実験における自由記述の回答では「～か？」の併記がほとんどであった。これは、発話しているように記述を求めたため、イントネーションが反映された表記だと推察される。本実験では、自由記述で得られた結果を考慮し、あえて「～か？」の表記を用いている。
- *4 本節は、吉成 (2006) に加筆・修正を加えたものである。
- *5 実験の刺激音として録音を行ったが、1話者1条件について1回のみ発話からデータを採取している。この回数は少なく、1条件に対する発話に揺れがないかどうかを確認する必要があった。

8章 <申し出>表現選択の要因3：文化的要因

(日本語・英語の比較)

本章は、<申し出>の発話プロセスモデルに関わる要因の1つ、文化的要因について考察する。他言語として英語の<申し出>表現を取り上げ、分析し、日本語との対照研究を行う。これにより、個別言語の特徴を明らかにし、文化的要因の影響を検証する。

8.1節では、言語学や心理学での比較対照研究について概観する。8.2節では、英語の<申し出>表現について用例を検証する。そして英語母語話者を対象に行った<申し出>場面の言語産出テストの結果をまとめる。8.3節では、日本語と英語との実験結果を比較し、文化的要因によって異なる使用傾向について考察を行う。8.4節では、両言語の使用傾向の特徴を説明する、新たな枠組みを提案する。

8.1 比較研究（言語学・文化心理学）の背景

様々な研究分野で様々な側面から文化の比較が行われてきた。言語学の分野においては、「対照言語学」という言葉が表す通り、複数の言語における言語体系を比較し、それぞれの特徴を明らかにする研究がなされてきた。音声・音韻、形態素、文法に至るまで広く取り上げられ、言語の個別性や普遍性の特徴がまとめられてきた。その成果は、外国語教育にも応用されている。習得そのものに関しても、文化の相違による影響は、重要なテーマとなっている。Lado (1957) は、第二言語習得の観点から、文化差による言語の相違を認め、2言語間の文化の違いについて体系的に比較・検討する必要性を指摘している。言語運用についても研究が進み、多言語を対象に、発話行為における言語表現を実験調査し、比較する研究がさかんに行われたことは、2章で取り上げた通りである。

言語と文化との関わりについて大きな影響を与えたといえるのは、二人の言語学者、Edward Sapir と Benjamin L. Whorf の言語相対論である。「サピア・ウォーフの仮説」として知られる彼らの主張は、言語と思考や文化との関わりについて、様々に解釈され、影響を与えている。強い解釈としては、「言語は思想様式（や文化）を規定する」、弱い解釈としては、「言語は思想様式（や文化）に影響を与えることがある」とされている。彼ら自身、言語と思考との関連性は認めているが、言語と文化の関係については慎重であり、直接の因果関係があるとは考えていない。しかし、言語が思考様式に影響を与えていることについてはいくつかの現象が指摘されている。このような考え方は、言語学の分野だけでなく、心理学の分野にも影響を与えている。

文化によって異なるコミュニケーション様式と言語表現の関わりなど、文化間の差異を中心に研究が進められ、心理学では「文化心理学」の分野で多く取り上げられている (Choi & Nisbett 1998, Markus & Kitayama 1991 など)。欧米を中心とした「西洋」と、アジア

を中心とした「東洋」とに二分して文化がとらえられることが多く、いくつかの相違点が見出されてきた。以下では、このような観点から分析している研究を紹介する。

Markus & Kitayama (1991) は、自己についての考え方（自己観）が文化によって異なる点に注目している。西洋においては、「自己＝他者から切り離されたもの」という信念により特徴づけられる。そのため、自己の考えなどは伝達する必要がある情報であり、明示的に表明して伝えるものであるという考えが根底にある。一方、東洋における自己観は「自己＝他と根源的に結びついているもの」であり、自己の考えは特定の場ではすでに共有されているもので、明示的な表現がなくても知ることができるものと考えられる。人は相互に結びつき、その間では文化的常識が浸透しているものと考えられる傾向がみられる。社会規範においても、西洋の個人主義、東洋の集団主義として対比されており (Triandis 1989)、集団主義文化では、集団内で共有の考え（社会規範）に重きが置かれる。

また Hall (1976) は、コミュニケーションに関わる文化の違いを、「コンテクスト」に対する依存度で説明している。英語・ドイツ語など西洋の言語では、情報伝達の主な経路は言語そのものであるが、日本語・中国語などの東洋の言語では、その経路として文脈の手がかりの果たす役割が相対的に高いことを指摘している。そして、前者を「低コンテクスト（文脈独立）の言語」、後者を「高コンテクスト（文脈依存）の言語」と呼んでいる。

Scollon & Scollon (1995) は、言葉のやりとりには、情報を伝えるという機能と、参加している人々に関係性をもたらすという機能があり、どちらを重視するかは文化によって異なると指摘した。西洋文化では、前者（情報伝達機能）が重視され、情報は言語的に明瞭に伝えられることが重要である。一方、東洋文化では、後者（関係性維持機能）が重視されている。関係性がすでに存在しているという文化的前提のために、情報伝達は明示的なコミュニケーションなしに達成される。このような考えが一般的だと指摘している。

以上のように、コミュニケーションに用いられる言語表現については、文化の差、特に西洋・東洋という視点で比較されることが多く、特徴の違いが明らかにされている。本研究でも、〈申し出〉表現の特徴を参照しながら、それぞれの文化における言語使用の特徴について分析を行いたい。そこで、西洋の言語として英語を、東洋の言語として日本語を取り上げ、〈申し出〉の発話行為における表現形式について検証を行う。

8.2 英語の〈申し出〉表現

8.2.1 用例調査

〈申し出〉の意図を実現する英語の表現形式を記述する。先行研究の議論や英文法参考書などの用例を参照し、先行研究の議論もまとめる。

8.2.1.1 先行研究

伊藤 (1968) では、様々な発話行為に関わる英語の表現が、用例と共にまとめられている。その中に、英語の典型的なく申し出表現として、“Shall I ...?” “Would you like me to ...?”

“Am I to ...?” “May I ...?” があげられている。(63)のように「一人称または三人称の行為について、相手の希望をたずねたり、相手のために何かしてあげましょうかと申し出たりする場合に、よく“Shall I(he) ...?”などが用いられる」(伊藤 1968: 47)と説明している。

(63) a. What time shall I come? 何時に参りましょうか。

b. Shall the porter carry you bags upstairs?

ポーターにかばんを2階へ運ばせましょうか (伊藤 1968: 47-48)

本研究では、<申し出>とは、話し手が聞き手のために行う、話し手自身の行為を提供する発話行為であると定義している。<申し出>の適切性条件(3.1節(11)参照)においても、「話し手は、話し手による未来の行為Aについて述べる」(命題内容条件)となっている。(63a)は言語表現の中で、話し手の行為[come]が明示されていることから、適切性条件を満たす<申し出>の表現と分析される。しかし、(63b)の英語の表現には、話し手の行為は明示されていない。[carry]行為は、話し手・聞き手以外の第三者であるポーターによって行われるものである。一方、日本語の訳においては「運ばせる」という話し手の行為が明示されているため、適切性条件を満たす表現となっている。英語の表現にも、このような話し手の使役の行為が含意されていると考えれば、この英語の表現は適切性条件を言語形式上では明示しない、文脈依存の表現といえるだろう。この表現が成立するのは、話し手がポーターにかばんを運ばせる権限を持つような立場の場合のみであることから、この表現は文脈に依存する<申し出>表現と考えられる。いずれにせよ、この“Shall he ...?”のような三人称の行為を表す表現形式は、英語特有の<申し出>表現であるといえよう。また、“Shall I ...?”の代わりに“Do you want me to ...?”や“Would you like me to ...?”(私に～してほしいですか)といった形式もよく用いられることが説明されている。これらも日本語にはみられない表現である。この点は、日英語の比較として後述する。

鶴田他(1988)は、様々な発話行為における日本語とイギリス英語の表現や、与えるニュアンスの違いなどを、文化的背景の相違を説明しながら、内省をもとに解説している。<申し出>の際に用いられる表現については、「相手のために何かしてあげようとするときに使う表現」として、相手に有無を言わせないものには“I’ll .../I’ll ..., if you like.”を、相手の気持ちをたずねる表現には“Shall I ...? /Would you like me to ...?”をあげている。友人を自宅に招く際に、駅まで迎えに行くことを申し出る表現を例として、この2つの使用の違いを説明している。例えば、“Shall I meet you at the station?”は、すでに相手が道を知っていて、駅からひとりで来られる可能性があり、一人で来たいと思っているかもしれない場合に用いられる表現であり、“I’ll meet you at the station.”は、初めて来るので道がわからない相手に使用する場合の表現であると説明している(鶴田他 1988: 135)。道のわからない相手が来られるはずがないので、質問の形式ではなく、言い切りの表現が用いられるのだろう。これは6.2節で取り上げた当然性に関わっており、用いられる言語表

現も日本語と同じである。

また、<申し出>では「話し手自身の行為」と「相手の行為」のペアを作る動詞があり、(64)や(65)のように、2つの表現が文法的に可能であることを指摘している。

- (64) a. Would you like to *borrow* my car?
b. Shall I *lend* you my car?
- (65) a. Would you like to *see* my photos?
b. Shall I *show* you my photos? (鶴田他 1988: 140)

そして、これら対となる動詞が存在する場合、英語ではどちらの表現が適切であるかという点を議論しており、「助けの申し出でも楽しみの申し出でも、話し手自身の行為に言及する表現は好まれず、相手の行為に言及する表現のほうが使われる」と説明している。つまり、(64a)(65a)の表現が好まれるということである。このような説明は、内省による感覚的なもので、使用傾向の示唆にはなっていない。ただし、対となる動詞の使用という観点からは、4章の多様な<申し出>表現で示されたように、日本語にも見られる現象であり、対になる動詞に関わって、主語を誰にするのかという見方は、日英語の比較でよく取り上げられている。

寺村 (1993) は「発話の意図が、相手の意向をきいたり、相手のある行為を期待したりするときには、英語では‘You’を主語とする文構成が好まれ、逆に日本語では話し手の動作の可否を相手に疑問文で聞く、という違いがあるように思われる」(寺村 1993: 208) とし、(66)の例をあげている。

- (66) a. Are you ready for lunch?
b. 昼食をお持ちしてよろしいでしょうか? (寺村 1993:208)

寺村 (1993) は<申し出>表現と言及してはいないが、(66)はまさに<申し出>に関わる表現であり、上記のような主語の好まれ方が言語によって異なる傾向が、<申し出>の表現にもあてはまる可能性が考えられる。確かに、翻訳の用例(67)~(69)をみると、英語との対訳において、日本語では話し手主体の表現が用いられることが多い。

- (67) a. Would you like to see the postcard I got from Helen last week?
b. 先週ヘレンからもらった葉書をお見せしましょうか。 『語用論』
- (68) a. Would you like to look at it?
b. それをお見せしましょうか。 『英文法』
- (69) a. Do you want cream for your coffee?
b. コーヒーにクリームを入れましょうか。 『基本英』

このような表現の違いがみられるのは、もともと1つの出来事（事象）を表すのに、話し手の視点が加わって2語の動詞が対をなすからだといえる。奥津（1983）は、物を与えたりもらったりすることは、基本的には1つの現象であり、このような授受を広くとれば、「売る・買う」「貸す・借りる」「預ける・預かる」「教える・教わる」「輸出する・輸入する」「話す・聞く」など、かなりあると説明している（奥津 1983: 23）。このような授受の現象において、与え手を主語とするのか、受け手を主語とするのかは、話し手の認知に関わることであり、視点や共感性の問題などが指摘されてきた（久野 1987、大江 1975）。

また、話し手主語 ‘I’、聞き手主語 ‘you’ の選択には「丁寧さ」が関わっていると指摘するものもある。久野（1977）は、日英語の依頼文について、日本語では「この本を貸していただきたい」よりも「この本をお借りしたい」のほうが丁寧な表現であり、これは、「貸す」という動作の行動主として聞き手に直接の責任を負わせるかわりに、「借りる」という動作の行動主として話し手自身に責任を持たせる表現だからであろう、と説明している（久野 1977: 322）。久野によれば、年齢によって判断の差はあるものの、若い英語の話し手たちは、(70a)のほうが丁寧な依頼文であると判断するらしい。これは、間接表現の原則と、英語一般の、話し手よりも聞き手中心の原則の相互関係に由来する現象であるとしている。

(70) a. Can you lend me this book?

b. Can I borrow this book?

(久野 1977: 322)

以上、先行研究では、「丁寧さ」と関わって主語の選択がなされる可能性があることが示唆されている。英語の<申し出>表現においても、表現形式上、話し手動作主動詞か聞き手動作主動詞か、どちらが用いられているのかという違いは、主語の選択に関わることであり、ひいては、この相違は「丁寧さ」が関わっていることを意味している。

8.2.1.2 英語の<申し出>表現形式の例

<申し出>を表す英語の多様な表現については、Curl (2006) が、多くの異なる文法的な形式があるとして、“Do you want any pots for coffee?”、“I’ll take you up with Wednesday”、“We were wondering if there’s anything we can do.”、“I’ll bring you a peony when they flower.”などをあげている。また、Searle (1979) は、“indirect offer (or, in some case, a promise)”の表現として英語での表現を以下のようにまとめている（Searle 1979: 54-55）。

I Sentences concerning the preparatory conditions（準備条件に関わる文）：

A. that S is able to perform the act（話し手はその行為を行なうことができる）：

例) Can I help you? I can do that for you. I could get it for you.,
Could I be of assistance?

B. that H wants S to perform the act

(聞き手は話し手がその行為を行なうことを望んでいる) :

例) Would you like some help? Do you want me to go now, Sally?

Wouldn't you like me to bring some more next time I come?

Would you rather I came on Tuesday?

II Sentences concerning the sincerity condition (誠実性条件に関わる文) :

例) I intend to do it for you. I plan on repairing it for you next week.

III Sentences concerning the propositional content condition (命題内容条件に関わる文) :

例) I will do it for you. I am going to give it to you next time you stop by.

Shall I give you the money now?

IV Sentences concerning S's wish or willingness to do A

(話し手の A を行なう意志に関わる文) :

例) I want to be of any help I can. I'd be willing to do it (if you want me to).

V Sentences concerning (other) reasons for S's doing A

(話し手が A を行なう理由に関わる文) :

例) I think I had better leave you alone. You need my help, Synthia.

Wouldn't it be better if I gave you some assistance?

また、<申し出>の表現と共に、その返答という隣接ペアについては、中村 (1989: 200) が、英語における<申し出>の会話例をまとめているので、これを用いて分析を行う。まず、「申し出」と「受諾」の隣接ペアには、(71)~(75)のようなものがある。

(71) A "Shall I help you cook dinner?"

B "Will you? Thanks a lot."

(72) A "Shall I go and get the mail?"

B "Great."

(73) A "Come on honey. I'll give you a lift."

B "Thank you."

(74) A "Let me help you with those bags."

B "Yes, please."

(75) A "Let me brush you off."

B "All right."

<申し出>の表現としては、前節の先行研究で取り上げられた表現“Shall I...?” “I’ll...”が用いられている。さらに、“Let me ...”も<申し出>の表現としてあげられている。

「受諾」の返答に注目すると、5.2.2節ですでに指摘したように、“Thanks”という感謝(71)(73)や、“please”という依頼(74)の表現が用いられている。また(71)のように、感謝を述べる前に“Will you?”と相手の<申し出>を確認する発話もみられる。これらは日本語における<申し出>の隣接ペアと同様のふるまいとなっている。しかし、さらに英語では、相手の<申し出>に対する評価を述べるような“Great”という発言(72)や、“Let me ...”に対する返答だからであろうか、“All right”という受諾の返答(75)がみられる。このような返答は日本語においてはみられなかった。しかし、内省に基づく作例として、(72)に対しては(76)、(75)に対しては(77)のような返答が日本語でも考えられる。つまり、これらの返答は、日本語においても決してありえない返答ではないといえる。

(76) 父 「小遣いを上げてやろうか」
娘 「やったね」

(77) 部下 「部長、この仕事、私に担当させていただきませんか」
部長 「いいだろう。がんばりたまえ」

次に、「申し出」と「拒否」の隣接ペア(78)～(81)を観察する。

(78) A “Shall I get you some from the kitchen?”
B “No, thank you, it’s not worth the trouble.”

(79) A “Shall I drive you back home?”
B “It’s very kind of you to offer, but I’m expecting my wife.”

(80) A “I’ll post that letter for you.”
B “No, it’s OK. I can do it on the way home.”

(81) A “Let me make you some coffee.”
B “No, I’m just about all right.”

「拒否」の返答に注目すると、共通して、<申し出>を断る理由が述べられていることに気づく。このように理由を述べる返答は、日本語でも観察された(5.2.2節(32))。これは、ポライトネス理論におけるポジティブ・ポライトネス(=PP)(ST13)に該当する。これら「拒否」の返答は、<申し出>の受け手(ここでいうB)にとって、<申し出>という相手

の行為を断ることであり、相手のフェイスを侵害することになる。これに配慮するために、断る理由を明示することでポライトネス・ストラテジーを行使していると考えられる。さらに(79)では、“No”という返答もせず、“It’s very kind of you to offer …”のように、相手の<申し出>行為を称賛するPP(ST1)がなされている。<申し出>というポジティブ・ポライトネスを示してくれた相手に対し、それを断るためには、「受諾」よりもさらに、相手に対する配慮が必要となる。そして、相手からのPP (<申し出>) に対して、PP を用いることで、共有の場にいることを同調しつつ、断る行為を遂行している。

以上、英語の<申し出>表現について、その言語形式（隣接ペアも含む）を観察し、記述を行った。先行研究や用例から得られた英語の<申し出>表現の形式は、(82)のようにまとめられる。

(82) 英語の<申し出>表現形式 (用例調査より)

- a. *Shall I help you cook dinner?*
- b. *I’ll post that letter for you.*
- c. *Would you like me to / Do you want me to pick you up at seven?*
- d. *Would you like to / Do you want to see my photo?*
- e. *Let me help you with those bags.*
- f. *I can do that for you.*
- g. *I want to be of any help I can.*
- h. *I intend to do it for you.*

日本語の<申し出>表現と比較すると、共通する表現もあれば、英語だけの表現もみられる。本研究では、表現の特徴をまとめるだけでなく、<申し出>表現の使用傾向を明らかにする実験を行う。英語の<申し出>表現の特徴、例えば、主語の選択と丁寧さとの関わり、<申し出>表現の多様性などについて、実証的に研究しているものはまだまだ少ない。日本語・英語の結果を比較し検討することにより、言語共通の特徴（普遍性）だけでなく、両言語の特徴（個別性）も明らかにする。

次節ではまず、英語母語話者に対して、<申し出>場面の言語産出テストを用いた検証を行う。日本語の実験同様、「ペン貸与」の場面を提示することによって、日英語の<申し出>の使用や、表現形式との比較が行える。

8.2.2 使用実態調査

本節では、英語母語話者の<申し出>の発話行為における言語表現の実態を明らかにするため、言語産出テストを用いて実験を行った。日本語の<申し出>表現との比較を行うことが目的であるため、日本語の実験で用いた言語産出テストの英語版を作成し、実施した。日本語の<申し出>表現との類似や相違に注目した分析を行う*1。

8.2.2.1 実験方法

アメリカ合衆国デラウェア大学の学生 27 名（男性 18 名、女性 9 名、18～23 才）^{*2}を対象に、日本語の実験でも使用した、ペンの貸与を申し出る場面の言語産出テストを実施した。便宜上、ペンを貸す相手によって、グループを A（10 名）、B（8 名）、C（9 名）の 3 つに分けた^{*3}。具体的に(83)のように場面を提示した。

(83) You write a document at the post office. The person next to you, who is your mother, wants to write something but she cannot find her pen. Since you have another pen, you offer to lend it to her.

ペンを貸す相手（下線部）は、6 パタン（A グループ：a classmate you just know of（友疎）、a teacher you just know of（先生疎）、B グループ：a close friend（友親）、a teacher you usually talk a lot with（先生親）、C グループ：mother（母）、a middle-aged woman you just met（見知らぬ人）を設定した。相手にどのように申し出るのか（How would you say this?）を自由に記述してもらい、相手に対してどのような態度で接するのか（What kind of attitude do you take?）を 5 段階（1：Familiar ～ 5：Formal）で評定してもらった。

各グループ、それぞれ異なる 2 名の相手に対する場面を提示しているため、ペンを貸す相手 1 パタンに対して、8～10 の回答が得られることになる。分析するデータとしては十分な数とはいえないが、その点も踏まえながら、傾向を示唆するパイロット・スタディとしてデータ分析を行う。

8.2.2.2 結果と考察

8.2.2.2.1 相手に対する態度

相手に対する態度の評定（改まり度）を、表 27 にまとめている。平均値が低いほど気楽な態度で、平均値が高いほど改まった態度で接する相手だと認識されていることがわかる。

表 27 相手に対する態度の評定（改まり度）

相手	母	友親	見知らぬ人	友疎	先生親	先生疎
平均値	1.11	1.25	2.44	2.50	2.63	3.70
標準偏差	0.31	0.43	0.69	0.50	0.70	0.90

1 要因の分散分析（被験者間）を行った結果、相手による主効果が有意であったため（ $F(5, 48) = 19.38, p < .001$ ）、平均値間の差の検定を行ったところ、見知らぬ人と先生親、友疎と先生親、見知らぬ人と友疎、母と友親以外、全ての相手との間で平均値の差は 5% 水準で有意であった。等質サブグループとして、母・友親のグループ、見知らぬ人・友疎・先生親のグループ、そして先生疎に分けられ、順に改まった態度がより必要だと認識され

ていることがわかった。

8.2.2.2.2 使用された<申し出>の表現形式

自由記述で得られた全ての回答 (54 表現) は、日本語の<申し出>表現の分類を参考に、ペンの貸与という行為の<申し出>を意図する表現形式として表 28 のように分類される。それぞれの表現形式が回答で用いられた使用割合も提示している。

表 28 <申し出>の多様な表現形式

表現形式	回答例	使用割合(%)
《願望質問 Asking H's want》	Do you wanna use this?	28.4
《要望質問 Asking H's need》	Do you need a pen?	23.9
《直接行動 With direct act》	Here you go.	22.4
《命令 Order》	Take this pen.	10.4
《許与え Permission》	You can use this.	7.5
《所持宣言 Telling possession》	I have an extra pen.	6.0
《依頼 Request》	Please use this pen.	1.5

まず、用例や先行研究より得られた<申し出>表現形式の記述 (8.2.1.2 節(82)) との比較を行う。注目されるのは、用例調査でまとめられた<申し出>の表現形式全てが実験結果でみられたわけではなかったことである。“Let me ...” のような形式(82e)の使用はみあたらなかった。また、Searle が間接的な<申し出>表現の例としてあげていた(82f)~(82h) の形式もなかった。これは日本語の<申し出>表現形式の実験でも使用されていなかった形式である*4。

さらに注目したいのは、典型的な<申し出>表現と考えられている“Shall I ...?” のような、《申し出》の形式(82a)がまったく用いられなかった点である。ペンの貸与という 1 場面のみ結果なので、様々な<申し出>場面を想定したさらなる実験で検証する必要があるだろう。しかし、鶴田他 (1988) や寺村 (1993) が指摘するように、英語では、相手の行動に言及する、あるいは、‘You’ を主語とする文のほうが好まれるという現象が、この実験結果においてもあらわれている可能性も考えられる。質問の形式だけでなく、“I’ll ...” のような言い切る表現(82b)も使用されていなかった。さらには、‘I’ 主語を用いる《所持宣言》も、6.0%の使用にとどまっている。

もちろん、使用がなかった表現が、このペン貸与という場面に馴染まないものであったとも考えられる。本研究と同様に、実験手法を用いて様々な発話行為の言語形式の使用傾向を明らかにしている Holtgraves (2005) では、引っ越しの手伝いを申し出る場面での英語の表現について検証している。それによると、<申し出>は聞き手が受け入れることで成立する条件付きの約束なので、質問の表現や、“If you need help, I’ll be happy to do what I

can.”のような、If構文がよく用いられる。また、条件文のない<申し出>表現では、誠実性条件(「話し手は行為Aを行う意志がある」)に関わる話し手の願望(e.g, “I would be more than happy to help you move.”)や意志(e.g “I’ll help you move if you want.”)、能力(e.g, “Can I help you guys move”)などに言及しているものがあると説明している。このように、「ペン貸与」場面の実験結果では用いられなかった<申し出>の形式も、他の<申し出>場面では用いられることもある。つまり、<申し出>場面とはいえ、場面や状況によって用いられやすい表現形式というものがあるのではないかと考えられる。これは6章で取り上げた状況要因にも関わっている。

残念ながら逆にいえば、1場面ではしか検証をしていない本調査の結果だけでは、全ての<申し出>表現形式を網羅できるわけではないことを示している。これは、日本語の<申し出>表現の実験についても同様のことがいえる。この点を認め、場面を増やした検証を今後の課題とし、ここでは、他の研究や用例調査の結果も考慮して検証を行いたい。

用例で取り上げられた、相手の願望をたずねる表現<<願望質問>>(82d)は、実験結果においてもみられ、使用割合も高かった。ただし、話し手への願望をたずねる表現(82c)の使用はみられなかった。また逆に、用例調査ではみられなかったものには<<要望質問>><<直接行動>><<命令>><<許可与え>><<所持宣言>><<依頼>>があげられる。

以上、用例や先行研究、本実験の結果などから得られた英語の<申し出>表現も、4.4.1節でまとめられた日本語同様、間接的な<申し出>の表現形式の定型に分類される。まとめたものが、(84)である。

(84) 間接的な <申し出>の表現形式：英語

i) 慣用的な表現

- | | |
|---------------------|--|
| a. 自分の能力を示す型 | I can do it for you. |
| b. 相手の自分への願望をたずねる型 | Would you like me to help you? |
| c. 自分の今後の行動を示す型 | Shall I come tomorrow? / I’ll help you. |
| d. 自分の欲求・意志を示す型 | Please use this pen./ Take this./ Let me help you. |
| e. 自分の今後の行動の理由に関わる型 | I have an extra pen. |
| f. 上記のものを埋め込む型 | I was wondering if I could help you. |

ii) 文脈依存の表現

- | | |
|---------------------|--|
| a. 相手の今後の行動をたずねる型 | |
| b. 相手の願望をたずねる型 | Do you need a pen? / Do you wanna pen? |
| c. 相手の今後の行動の理由に関わる型 | You can use this pen. |

(84)のように、英語においても間接的な<申し出>表現の形式の型は適応し、それ以外のパターンは見られなかった。ただし、文脈依存の表現のうち、「相手の今後の行動をたずねる

型」は英語にはない表現となっている。

また、本実験結果で使用はみられなかったが、先行研究では代表的なく申し出>として取り上げられていた“Do you want me to ...?”や“Would you like me to ...?”の表現形式は、(84)の通り、慣用的な表現である「相手の自分への願望をたずねる型」に分類される。一方、実験結果では使用も多く、英語でのみ用いられるという特徴のある、“Do you want to ...?”や“Would you like to ...?”《願望質問》の表現は、文脈依存の表現である「相手の願望をたずねる型」に分類される。先行研究では、慣用的に用いられる<申し出>表現の1つとして考えられており、鶴田他(1988)でも、<申し出>の慣用表現に分類される“Shall I ...?”と対になる表現として、前節の(64)(65)の他にも、さらに(85)(86)のような例をあげている。

(85) a. Would you like to listen to it again?

b. Shall I play it again?

(86) a. Would you like to stay at my place?

b. Shall I put you up at my place?

(鶴田他 1988: 140)

Schiffrin (1994) が指摘したように、“Do you want to ... ?”のような形式は、<申し出>だけでなく、<質問>や<依頼>として機能することがある。これは文脈に依存するものであり、この点でもやはり、《願望質問》は文脈依存の表現に分類されるのが妥当である。しかし、実際の使用という点からいえば、慣用的な表現ととらえることが自然なようにも思える。それは、日本語における《行為質問》にも同様のことがいえる。本研究で設定した間接的なく申し出>の表現形式の型は、Searle の間接的なく依頼>の慣用表現の型を参考に、<申し出>表現の分類を試みたものである。そして、実際に使用される表現形式をこの枠組みに取り入れた結果、適応しなかった形式を考慮し、その性質から文脈依存の表現というグループを追加するに至った。しかし実際の使用に目を向けると、《願望質問》(英語)、《行為質問》(日本語)のような文脈依存の表現のほうが使用頻度は高く、それは日英両言語の傾向となっている。つまり、言語使用という点に重きを置くと、Searle の慣用的な表現という枠組みや分類では充分でないこと、そして「慣用的」という言葉のとらえかたにも問題があることが指摘される。本研究では、<申し出>の表現形式として、慣用的な表現、文脈依存の表現とグループに分けてはいるが、使用という点では、文脈に依存する表現でも慣用的表現とされているものもあり、慣用的な表現に分類されるものでも、文脈で異なる発話行為にもなる。この点からも、2つのグループに大きな差があるとは考えず、言語使用の観察から取り上げられた表現形式について、新たに<申し出>表現としての枠組みが必要になったという便宜上の分類としたい。

8.3 文化的要因による使い分け

日本語と英語の〈申し出〉表現について、「ペン貸与」場面を提示した言語産出テストの結果を比較しながら、両言語の類似点・相違点の特徴を観察し、文化的要因が言語表現に与える影響について考察する。

8.3.1 「改まり度」の日英比較

まず、言語表現に影響を与える要因としてあげられる、相手に対してどのように接すべきだと認識しているかを示す「改まり度」の評定結果を比較する。日英それぞれで得られた結果をまとめたものが表 29 である。

表 29 相手に対する態度の評定平均値（改まり度）日英比較

	母	友親	友疎	先生親	見知らぬ人	先生疎	平均
日本語	1.17	1.20	3.55	3.00	4.32	4.80	3.01
英語	1.11	1.25	2.50	2.63	2.44	3.70	2.27

類似点には、改まりの必要がない相手として、母と親しい友達（友親）が、同程度の評定値で認識されていることがあげられる。また、最も改まった態度が必要な相手として、顔見知りの先生（先生疎）の評定値も共に高かった。しかし、評定値には 1.1 の差がみられる（日本語 4.80、英語 3.70）。

このように、相手に対する評定値の傾向に類似がみられるが、評定値そのものには日英で差がある。全ての相手に対する態度評定の平均値は、日本語 3.01、英語 2.27 となっており、日本語話者のほうが改まり度の評定が全体的に高いことがわかる。評定値の差の大きさに注目すると、日本語では、特に疎の関係にある相手、つまり、友疎・見知らぬ人・先生疎に対する評定値が英語よりも高くなっている。これは、日本文化における「ウチ・ソト」の関係（牧野 1996）に配慮する姿勢が表れているのかもしれない。日本文化では、「内集団と外集団の区別をはっきりさせ、それに応じて異なった行動基準をもうける」（高井 1996: 227）とされている。「ウチ＝親」の相手には、英語と同程度の改まり度を評定しているが、「ソト＝疎」の相手に対して改まり度が高く、英語との差も大きい。ソトという意識が働き、ソトに対する改まり度が高くなるのではないだろうか。このような態度の違いが言語表現にも表れているのだろうか。

8.3.2 日英語の〈申し出〉表現比較

実験で得られた日本語と英語の〈申し出〉表現とその使用割合の比較を表 30 にまとめている。実験結果において使用のなかった表現形式についても作例し、英語母語話者に、非文あるいは容認度の低い文を確認している。

表 30 「ペン貸与」場面の<申し出>表現 日英比較

表現形式	日本語		英語	
	例	%	例	%
《申し出》 Telling Offer	貸すよ	3.4	I'll lend you my pen.	0.0
Asking Offer	貸そうか？	10.0	Shall I lend you my pen?	0.0
《行為質問》 Asking H's act	使う？	37.5	* Will you use my pen?	0.0
《依頼》Request	使って	22.5	Please use this pen.	1.5
《直接行動》 With direct act	はい、ペン	13.3	Here you go.	22.4
《命令》Order	使い	5.1	Take this pen.	10.4
《所持宣言》 Telling possession	ペン、持ってるよ	4.9	I have an extra pen.	6.0
《要望質問》 Asking H's need	ペン、いる？	2.2	Do you need a pen?	23.9
《提案》 Suggestion	使ったら？	1.0	#Why don't you use this?	0.0
《許可与え》 Permission	使っていいよ	0.5	You can use this pen.	7.5
《願望質問》 Asking H's want	#使いたい？	0.0	Do you want to use this?	28.4
		100		100

両言語共に、<申し出>の表現には、間接的で多様な言語形式が用いられていた。しかしこれらの表現は、アドホックなものではなく、慣用的な<申し出>表現の型や、文脈に依存する<申し出>表現の型に分類され、定型から外れるものはみあたらなかった。このような表現形式の類似性から、<申し出>表現の普遍的な分類の型をみることができる。また、相手に決定権を与えることになる疑問文（Asking something）の使用については、日本語 50.7%、英語 52.3%となり、大きな差はみられなかった。

一方、両言語の相違もみられる。注目すべき 3 点を取り上げながら、次節より、その相違は文化的要因に関わるための特徴であるという観点から考察する。相違点は(87)にまとめられる。

(87) a. ≪願望質問≫について：

英語では使用も多いが、日本語では語用論的に容認度が下がる。

(e.g. 日本語「#ペン、使いたい?」、英語 “*Do you want to use this?*”)

b. ≪行為質問≫について：

日本語では使用も多いが、英語では非文になる。

(e.g. 日本語「ペン、使う?」、英語 “**Will you use this?*”)

c. ≪申し出≫について：

典型的なく申し出>表現として、英語でも日本語でも形式が存在するものの、英語の結果においてその使用がみられなかった。

(e.g. 日本語「ペン、貸そうか?」、英語 “*Shall I lend you my pen?*”)

8.3.2.1 比較考察 1 – ≪願望質問≫ ≪行為質問≫について –

注目すべき相違点の1つである、日本語における≪願望質問≫の使用制約について、≪行為質問≫との関わりから考察する。日英語の実験比較において興味深いのは、日本語ではみられなかった「相手の願望をたずねる表現」≪願望質問≫ “*Do you want to use this pen?* (このペンを使いたいですか)” が、英語では使用されており、その一方で、日本語で使用されていた≪行為質問≫ 「このペンを使いますか? (*Will you use this pen?*)」の形式が、英語では用いられない点があげられる。この2つの形式は、言語固有の特徴を表しており、間接的なく申し出>表現の型を考える上で、重要な相違である。

英語では相手の願望をたずねる表現≪願望質問≫として(88)のような表現が用いられる。相手に対する使用制限はないが、(88b)は(88a)よりも改まった表現となっている。

(88) a. *Do you want to see my photos?*

b. *Would you like to see my photos?*

一方、これらに対応する日本語は(89)のようになる。

(89) a. 写真を見たい?

b. 写真を見たいですか。

英語では “*Do you want ...?*” や “*Would you like to ...?*” のような表現を用いて直接的に相手の願望をたずねることに問題はない。しかしこれらに相当する日本語の「～したい(ですか)?」という表現は、ごく親しい友人や家族に向けられる場合は問題ないが、それ以外の相手に対しては丁寧さに欠ける不適切な表現となる。このような、相手の願望・意向をたずねる直接的な表現は「願望疑問文」(大石 1996)と呼ばれ、丁寧さの点で不適切になることや、使用に制約があることなどが先行研究によって明らかにされている。

- (90) a. 先生、アイスクリーム食べたい？
 b. 先生、アイスクリーム食べたいですか。
 c. 先生、アイスクリーム召し上がりたいですか。 (鈴木 1989: 61)

例えば、先生（目上）に対して(90a)のように、相手の欲求や願望に関わる発話をするとは失礼にあたり、それは(90b)のように丁寧体を用いたり、(90c)のように尊敬語を用いたりしても不適切さは変わらず、日本語としてもぎこちないものになってしまう。ただし、親が子供に「のんちゃん、アイスクリーム食べたい？」と発話することに違和感がないように、親しい間柄では問題なく使用される。このように、願望疑問文が相手によって使用できない制約があることや、敬語形式を用いてもその不適切さが変わらないことは、鈴木(1989)や大石(1996)、熊井(1989)などで指摘されている。

日本語教育の立場から、不適切な願望疑問文の使用を取り上げた研究もなされている(水谷 1985, 大石 1998)。英語では“Do you want ... ?”のような表現形式が相手の願望をたずねるだけでなく、日本語では表せない<依頼><命令><許可求め><忠告><勧誘>などの機能を担っているという特徴を持っており、これに干渉されて、英語母語話者には「～たい」の使用が過多になると指摘されている。このような母語の転移に関わる要因だけでなく、奥野(1999)では、「使用制限への気付きのなさ」など様々な要因があり、その中でも「願望疑問文に代わる適切な表現の無知・未習得」を取り上げ、初級教科書において願望疑問文がどのように取り扱われているかを調査している。

願望をたずねる表現の不適切さの理由については、鈴木(1989, 1997)の説明がよく知られている。願望疑問文の不適切さは、家族などのごく親しい人に対する発話以外で起こることから、「相手の願望をたずねる」表現には、敬語使用のような対人関係に配慮した丁寧さが関わっていると考えられる。鈴木は、この丁寧さを問題とする際には、普通体で話す「普通体世界」と、丁寧体で話す「丁寧体世界」とが区別され、それは言語コードが変わるだけでなく、異なる行動規範に基づく世界になると説明している(鈴木 1997: 57)。そして、話の内容が話し手と聞き手、どちらの領域に属していることなのかという点で、図 10 のようなモデルを提示している。

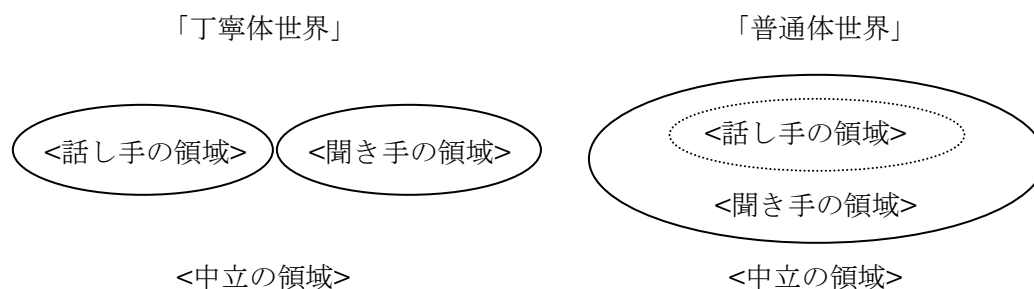


図 10 典型的な丁寧体世界と普通体世界モデル (鈴木 1997: 57) より

「普通体世界では<聞き手の領域>と<話し手の領域>は重なって存在しており、話し手は聞き手との間に、はっきりした境界をつくらず、親しく仲間として扱うことの方を優先する」(鈴木 1997: 57)。一方、「丁寧体世界では、<話し手の領域>と<聞き手の領域>は、はっきりと区別されており、丁寧体世界において丁寧さを保つためには<聞き手の領域>に踏み込むことを避け、<聞き手の領域>に言及する場合には、<中立の領域>や<話し手の領域>について述べる形を使うなどの配慮が行われる」(鈴木 1997: 57)。この<聞き手の領域>に含まれる内容には、聞き手の行動、家族、所有物、情報など、聞き手に関わる全ての事柄が含まれる。そして、中心部に近いほど制限が強く、外側になるほど制限が弱くなっており、一番制限が強いのは、聞き手の欲求・願望・意志・能力・感情・感覚など個人のアイデンティティに深く関わる「聞き手の私的領域」と呼ばれる領域になっている(鈴木 1989: 58)。

願望疑問文のように、発話内容が、聞き手の願望という「聞き手の私的領域」に触れたとき、相手が親しい友人や家族である場合を除いて、つまり、話し手と聞き手が丁寧体世界にいる関係の場合、「自己のテリトリーを侵害された」と聞き手が感じるため、丁寧さに欠ける失礼な発話になる。そのため、日本語では相手の願望を直接たずねる表現は避けられ、代替表現が用いられる。鈴木(1989)は、前述の(90)の例に対する適切な文として(91)を提示している。

- (91) a. 先生、アイスクリームを召し上がりますか。
 b. 先生、アイスクリームはいかがですか。 (鈴木 1989: 61)

適切な文にするためには、聞き手が何を欲しているかという部分には触れず、聞き手がどうするかについてのみたずねる表現(91a)にすれば、「失礼な感じはかなり軽減する」(鈴木 1989: 61)。さらには聞き手の行為にも言及せず、(91b)のような<中立の領域>の発話にすれば、「さらに丁寧な印象を与える」(鈴木 1989: 61)。特に(91a)は、<申し出>における<行為質問>の使用と関わっている。日本語においては「聞き手の私的領域」に対する制限が強いため、その領域に踏み込むことが避けられる。そのため、<聞き手の領域>に関する事柄のうち、より制限の弱い「相手の行動」についてたずねる<行為質問>が用いられる。このような現象は、英語から日本語に訳された実例でみることができる。映画や小説、日本語教科書の日本語訳において多く観察される。

- (92) a. Do you want to go by taxi?
 b. タクシーで行きますか。 『Busy People II』
- (93) a. Would you like to have something to drink?
 b. なにか飲みませんか。 『An introduction』

また、日本語の自然会話データ（日本語教室で聴解練習の場面）においては、(94)=(41)再掲)のような《行為質問》による<申し出>の発話が見られたが、おそらく同じ場面でも、英語では(95)のような《願望質問》の表現を用いた会話になると思われる。

(94) 01 T : 書き取れましたか? (=41)再掲)

02 S : いいえーできませんでした。

03 T : じゃ、もう一回、聞きますか?

04 S : お願いします。

(95) 01 T : Can you get this sentence?

02 S : No, I can't.

03 T : Do you want to listen again?

04 S : Yes, please.

日本語においては、聞き手の私的領域に踏み込むことに制限があり、この文化的要因によって、《願望質問》の使用が避けられ、《行為質問》の表現形式が用いられると説明される。ある文化独自の特性が、発話行為を実現する言語表現の形式の選択・使用に影響を与えている現象であるといえるだろう。

しかしここで、1つの疑問を提起したい。日本語の《願望質問》使用が避けられるのは、「聞き手の私的領域」に踏み込むことに制限があるという文化的要因によって説明された。そしてその代わりに、制限の弱い《行為質問》の表現形式が用いられると理由づけられた。しかし逆に、なぜ英語では《行為質問》の表現が用いられないのか。この現象についても私的領域という概念で説明するには矛盾が生じる。

鈴木によると、「日本語に限らず、言語には丁寧な表現をするために話し手が直接言及してはならない「聞き手の私的領域」が存在すると考えられる」(鈴木 1989: 60)。<申し出>場面における《願望質問》は、まさに聞き手の私的領域に踏み込む表現形式となっている。そのため、私的領域に対する許容度が低い日本語では避けられ、代替表現が用いられる。その代替表現が、相手の行動をたずねる《行為質問》の表現形式である。一方、《願望質問》を多用する英語では、私的領域に踏み込む表現が許されていると考えられる。つまり、英語は私的領域に対する許容度が高い言語といえる。それならば、私的領域を含む<聞き手の領域>全てについて言及することが許容され、相手の行動をたずねる《行為質問》が用いられてもよいはずである。しかし実際には、使用されないどころか、非文となる。

日本語では聞き手の私的領域に踏み込むことに制約があるとされたが、‘want’の表現を相手に関わりなく用いる英語の世界では、聞き手の私的領域に踏み込むことができる言語だと説明することができる。相手に対する改まり度が日本語と比べて全体的に低かった結果も考慮すると、私的領域に踏み込むことのできる理由も説明可能かもしれない。しかし、

<申し出>における《行為質問》の形式が非文となる現象については、説明ができない。相手の願望は「聞き手の領域」の中で、一番制限の強い私的領域であり、相手の行動はそれほど制限の強くない領域だとされている。英語では、《願望疑問》は可能で、《行為質問》は非文になる。これは、強い私的領域には踏み込めるのに、制限の弱い領域には踏み込めないというおかしな説明になってしまう。英語は私的領域に踏み込まなければならない言語なのだろうか。

日本語についてのみ説明されていた《願望質問》と《行為質問》との関わりは、英語の現象にも目を向けることによって、私的領域という枠組みでは説明が不充分であることがわかった。新たな枠組みを検討しなければならない。

8.3.2.2 比較考察2－《申し出》の使用傾向について－

日英語の相違として、《申し出》の使用傾向が指摘された。英語では、典型的ともいえる《申し出》の表現形式“Shall I ...?”の使用がみられなかった点について、両言語における「視点の取り方」の相違という観点から考察を試みる。

1つの出来事を2つの面からとらえられる事態（広義の授受表現が可能な場合）では、話し手は、与え手か受け手か、どちらかに視点を取る（奥津 1983）。例えば、「田中が山田に本を貸した」（与え手視点）、「山田が田中に本を借りた」（受け手視点）があげられる。発話行為においては、話し手や聞き手が事態の当事者となるが、その場合の主語の選択には、言語によって好まれる表現の傾向があることが指摘されている（8.1 節参照）。<申し出>に関しては、日本語は「話し手主体」、英語は「聞き手主体」の表現が好まれると説明されてきた（鶴田他 1988、寺村 1993）。<申し出>表現の実験結果にもその傾向がみられた。日本語では「(話し手動作主動詞) + ショウカ/ショウ/スル」の形式が用いられていたが、英語では“Shall I ...?”や“I’ll ...”の形式の使用がなかったことから、日本語は話し手主語‘I’の表現を、英語は聞き手主語‘you’の表現が好まれると解釈することができる。これは先行研究の指摘を支持する実証といえる。

しかし、必ずしも日本語が話し手主語を好む言語だとは言い切れない。日本語の実験結果における聞き手主語の使用割合に目を向けると、「ペン、使う？」のような《行為質問》の表現形式を用いる割合は 37.5%と高く、「ペン、使って下さい」のような《依頼》の形式も 22.5%と使用が多い。一方、話し手主語の《申し出》の形式は 13.4%で、同様に話し手主語である《所持宣言》も 4.9%の使用にとどまっている。つまり、日本語の<申し出>の発話行為の表現において、話し手主体の表現が好まれるとは言い切れないのではないか、という疑問を投げかける結果となっている。

先行研究では、<申し出>表現において、英語は聞き手主体、日本語は話し手主体が好まれるという指摘がなされてきたが、これらは内省や直感によるものであり、言語使用の実証を行った本研究の結果とは異なるものとなっている。もちろん、本研究の実験は1場面を取り上げたにすぎず、限られた場面での<申し出>表現の好まれる傾向しか実証して

いない。しかしこれこそが実験の目的であるので、方法論を否定するわけではない。例えば、ひとつひとつの場面、ひとつひとつの発話行為における実証研究を重ねることで、好まれる傾向を明らかにしていくよりほかはなく、今後の課題と考えている。ただ、この時点において先行研究との比較で問題にしたいのは、なぜ、日本語でも聞き手主体の表現がより多く用いられているのか、という点である。本研究では、使用傾向において、「聞き手主体」「話し手主体」の表現という見方そのものに疑問を投げかけたい。言語表現が表しているのは、「話し手が<申し出>場面においてどの事象に焦点をあてているのか」であると考え、この新しい見方を取り入れた分析を行う。

8.4 総合考察—新たな枠組みの提案—

8.3節では、<申し出>場面における言語使用に注目した実験の結果より、日本語・英語の対照研究を行った。その結果、2つの点から、<申し出>表現の使用傾向を解釈するための新たな枠組みを考えるべきであるという結論に至った。ひとつは、8.3.2.1節で考察された、《願望質問》と《行為質問》の使用と「聞き手の私的領域」との関わり、もうひとつは、8.3.2.2節で考察された、主語選択の好まれる傾向についてである。まず、新たな枠組みが必要であるとする理由についてまとめる。

8.4.1 新たな枠組みの必要性

日本語における《願望質問》「#このペンを使いたいですか」の使用制限は、「聞き手の私的領域」に踏み込む許容度が低いという日本語の文化的特徴のためであり、その代替表現として、制限の弱い《行為質問》「このペンを使いますか」が用いられると説明された。しかし、英語の結果にも目を向けると、《願望質問》“Would you like to use my pen?”の使用は多いが、《行為質問》“*Will you use my pen?”は非文となることがわかった。つまり、英語では最も制限の強い私的領域に踏み込むことは許容されるにも関わらず、制限の弱い「聞き手の行動」について質問することはできないという矛盾が生じることになり、私的領域の制限を用いて両言語の<申し出>表現を説明することができなかった。

また、<申し出>表現の使用傾向の結果では、先行研究の指摘とは異なる傾向がみられた。先行研究では、<申し出>表現において、英語では「聞き手主体」の表現が、日本語は「話し手主体」の表現が好まれるという指摘があった。確かに英語については、《願望質問》のような聞き手主語の表現が多く、典型的な<申し出>表現とされる《申し出》の形式のような話し手主語の表現は用いられないという結果であった。しかし、日本語でも、《行為質問》のような聞き手主語の形式の使用は多く、話し手主体の表現だけが好まれるとはいえないことが明らかにされた。1場面の実証ではあるが、言語使用に目を向けると、これまで説明されてきた日英語の使用傾向の反証となる結果を示すことになった。

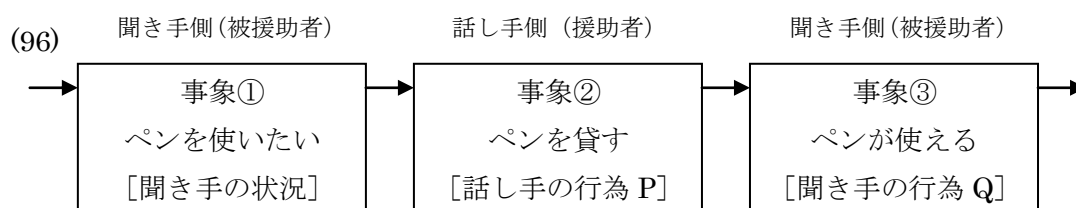
以上のように、両言語の<申し出>表現について、その言語形式とその使用を観察することによって、これまでの説明では不十分であることが示された。ある言語についてのみ

適合するだけでは枠組みとして弱く、新たな視点から分析を行う必要があると主張する。そして検討すべきは、なぜ、話し手主体の表現が好まれると考えられていた日本語において、聞き手主体の表現《行為質問》《依頼》などが多く用いられていたのか、という点である。結論を先取りすれば、日本語が、共有された文脈に依存する「高コンテキスト」(Hall 1976)の言語であるという、文化的要因が関わっているからだと考える。この点について、新たな枠組みを提案する。

8.4.2 <申し出>表現における事象の連鎖

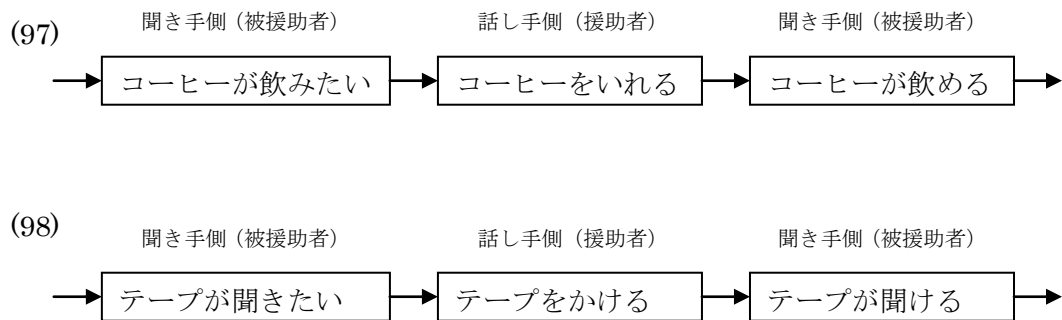
これまでの発話行為の研究は、話し手の1発話の表現を取り上げるだけで、その発話に至るまでの経緯や聞き手の反応など、実際の言語運用を無視していると批判されてきた。そこで本研究では、会話のやりとりにおける発話行為に注目し、談話分析を行った。それにより、<申し出>の発話行為は、話し手の突然の単独的な行為などではなく、話し手と聞き手の相互作用によって行われるものであることが指摘された。

さらに、<申し出>は援助行動の一過程であるという見方より、<申し出>の場面は、相互行為を含めた連続した事象のまとまりであることに気づく。援助行動は、「援助を要請する」「援助を与える」「援助を受ける」という援助者と被援助者の間に生起する一連の対人行為である。それぞれは1つの事象となっており、それらの事象は連鎖している。例えば、「ペンの貸与」という<申し出>場面に関わる事象では、(96)のように事象が連鎖していると考えられる。



<申し出>の発話行為が行使される状況、つまり<申し出>場面は、連続した事象のまとまりとしてみることができる。(96)のように、聞き手(被援助者)はペンを借りたいという欲求を持っている(事象①)。それを察知した話し手(援助者)がペンの貸与を申し出る(事象②)。それによって、聞き手はペンを使うことができる(事象③)。このような行為事象が時系列に並んでおり、この事象連鎖のひとまとまりが、ペン貸与の<申し出>場面と考えられる。

事象の連鎖は、他の<申し出>場面についても同様に考えられる。(97)はコーヒーの提供を申し出る場面、(98)はテープの再生を申し出る場面である。



事象の連鎖は時系列に生起し、これらの事象が前後することはない。事象①のように、相手が要望を持っているような状況があるからこそ、それを実現する事象②が起こる。その結果、事象③のように、相手の要望が実現する。このような事象の連鎖が起こっている。特に事象②、③に関しては、5.5.3節で述べたように、関係 R ([話し手の行為 P] がなければ [聞き手の行為 Q] は不可能) を持つ連続事象となっている。

<申し出>の場面では、以上のような事象の連鎖が起こっており、話し手はこの事象の連鎖を認知している。そして、どのようなく申し出表現を用いるのかは、どの事象に焦点をあてて言語化するのかによって、多様な表現が可能になる。例えば、ペン貸与(96)の場面において、事象① (聞き手はペンを使いたい) に焦点をあてた表現は「ペン、使いたい？」《願望質問》となり、事象② (話し手がペンを貸す) は「ペン、貸すよ」《申し出》、事象③ (聞き手がペンを使う) は「ぺん、使う？」《行為質問》となる。<申し出>の表現形式と該当する事象との関わりを図 11 にまとめる。

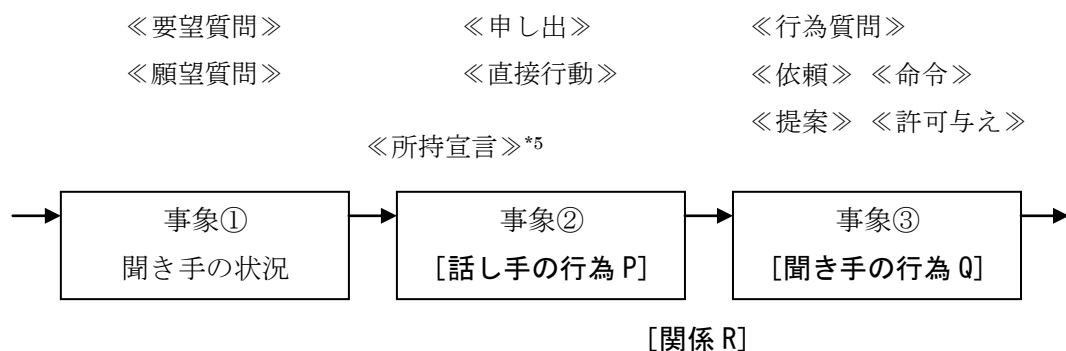


図 11 <申し出>場面における事象の連鎖と<申し出>表現の形式

以上のように、どの事象に焦点をあてるのかによって<申し出>の表現形式が選ばれる。本研究では、話し手は、話し手・聞き手主体という「モノ」レベルではなく、事象という「コト」レベルで視点をとる、と考え、焦点をあてた事象をどのように言語化するかで言語表現が決まり、さらには、その焦点のあてかたに文化的な差があると考えられる。

8.4.3 文化によって異なる傾向

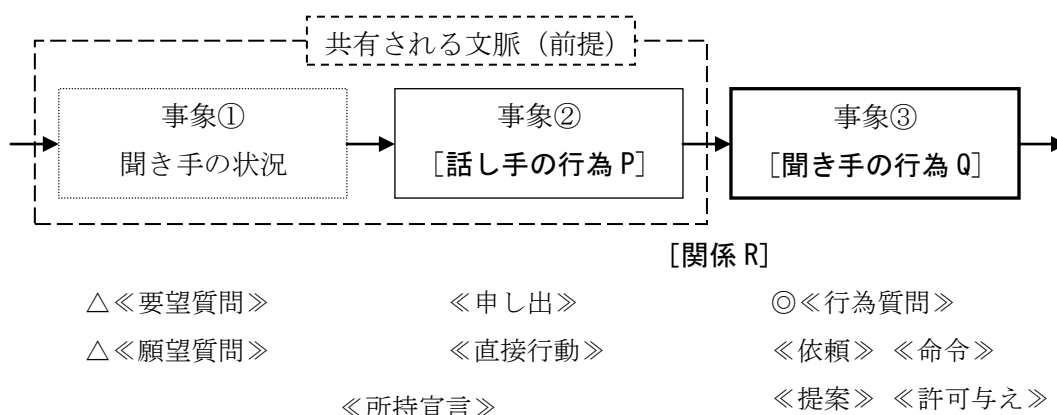
前節で提案した、〈申し出〉場面における言語表現選択の新しい枠組みの主張は、〈申し出〉場面における連続事象の認知は共通しているが、どの事象に焦点をあて、言語化するのか、それが文化的要因によって異なる、というものである。8.1節でみたように、西洋（英語）と東洋（日本語）では、コミュニケーションにおける文脈のとらえかたに違いがあることが指摘された。Hall (1976)によれば、日本語は人々がその文化において共通の認識として持っている文脈に依存する「高コンテキスト文化」であり、英語は文脈に依存せず、情報を明示しながらコミュニケーションをとる「低コンテキスト文化」であるとされる。このようなコンテキスト（文脈）の依存度合いの差を鍵とした文化差の要因を援用し、ペン貸与場面について分析する。

日本語のような高コンテキストの文化では、聞き手のペンを使いたい欲求（事象①）、それに対して話し手がペンを貸す行為（事象②）もコンテキストに含まれて理解される。そのため、「ペン、使う？」という相手のこれからの行為（事象③）をたずねるだけで、〈申し出〉としてその発話が成立する。お互いに、ペンが使いたいこと、ペンを貸すことは前提となっていて、言うまでもないこと、当然のことと理解されているからだ。日本語のような東洋の文化では、自己の考えはすでに共有されているもので (Markus & Kitayama 1991)、明示的な伝達行動なしに達成されるものだという考えが一般的となっている (Scollon & Scollon 1995)。つまり、聞き手の状況やそれに対する話し手の行為は両者にとって共有される文脈となっており、前提となっているはずの事象①や②に言及する必要がなく、その前提に言及することが、かえって適当ではないと判断されることになる。

例えば、事象①に言及した表現〈願望質問〉の使用がそれにあたる。共有されているはずの情報（聞き手の状況）に触れ、明示的に言語化すると、社会的規範からはずれることになるため、不適切だと判断される。また、事象②に言及する場合でも、質問形式の使用が不適切になることもある。例えば、若者がお年寄りに席を譲る際の〈申し出〉「席、代わりましょうか」や、学生が先生の荷物を持つ際の〈申し出〉「荷物を持ちましょうか」のような質問形式の表現の適切性が下がるのは、当然共有されているはずの文脈（話し手の行為）を相手に確認することになり、前提であるはずの文脈を考慮していないとみられるためである。ここでの前提となる文脈は、社会的役割として、そうすべきだという共通した認識も含まれる。このように、共有されているはずの文脈に依存することは、逆に、共有される文脈に対して敏感でなければならないことでもある。

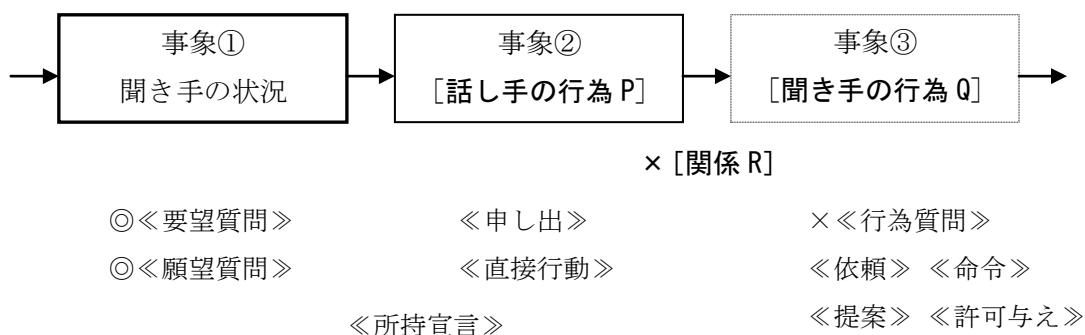
日本の文化において「察し」が重要な概念となっているが、相手の状況を察することは、共有される文脈に敏感であることを意味し、それに応じた言語表現が必要とされる。察していることの表明は、共有しているはずの文脈（前提）には触れず、連続する次の事象に目を向けることに他ならない。このような高コンテキスト文化における〈申し出〉の事象連鎖と言語表現との関わりは、(99)のように概念化される。

(99) 高コンテキスト文化における<申し出>場面の焦点化



一方、英語のような低コンテキストの文化では、日本語では前提となっている事象①や②の行為の連鎖を文脈としてお互いが持っているものではなく、依存もしていない。西洋では、自己の考えなどは相手に明示的に表明して伝達するものであるという考えが根底にある (Markus & Kitayama 1991)。そのため、事象①②は言及すべきものであり、それらの事象に焦点をあてて、言語化がなされる。つまり、相手のペンを使いたいという欲求の確認から行われる。事象①に言及する、「相手の願望をたずねること」を言語化することは、西洋の社会的規範に則った行為となっている。また、事象③を言語化した<<行為質問>>のような表現は、関係 R が前提となる場合のみ成立するものである。低コンテキスト文化である英語においては関係 R が前提となることがないため、<<行為質問>>の表現形式 “Will you use this?” の質問が<申し出>としての意味をなさないのだと説明できる。低コンテキスト文化における事象の焦点化の概念図 (100) にあるように、事象①や②に焦点があてられ、言語化される。しかし、関係 R が必要とされる<<行為質問>>のように、事象③に焦点をあてても、英語では事象①②の前提が存在しないため、意味をなさない。このような前提を必要とする事象③を言語化する表現は用いられない。ただし、事象③を言語化する表現でも、<<依頼>><<命令>>などは関係 R を必要としないため、表現として用いられる。

(100) 低コンテキスト文化における<申し出>場面の焦点化



前節では、日本語と英語の《願望質問》と《行為質問》との関係について、「聞き手の私的領域」では説明できないことを指摘した。この点についても事象連鎖の認知とコンテキストの概念で説明が可能である。高コンテキストの日本語では、言語化される情報以上に、コンテキストによってその場の状況を把握しなければならないことが強い文化である。そのため、状況を察して行動に移すことが尊重される。これには共有される文脈を把握していることも含まれる。共有情報であるはずの相手の願望を察して、次の行動を起こすことが良しとされるので、願望をたずねることは不適切であり、避けられる。一方、低コンテキストの英語では、情報は言語表現で表すものであり、情報を得るにも言語表現によって行われるのが常となっている。そのため相手の願望についても直接たずねることとなる。さらに言えば、相手の意図や意志が尊重される文化でもあるため、先に気を回して行動に移すよりは、相手の意志をまず確認することが良しとされる文化であるともいえる。

ただし《願望質問》は、日本語でも親しい間柄では使用制限がない。これは、親しい相手とは、前提を意識するコミュニケーションが必要ではないからだと考えられる。親しい間柄で「察し」はあまり必要とされず、社会的規範に縛られない関係といえる。このような間柄では前提を守る必要がなく、どの事象を取り上げても不適切ということがない。実際、実験結果においても、友親、母に対しては《願望質問》はなかったものの、事象①を言語化する《要望質問》の形式が用いられていた。しかし、その他の事象を言語化した表現の使用のほうが多かった。これは逆に、親しい間柄だからこそ、この前提は言わなくてもわかっているからだとも考えられる。

本研究では、「話し手中心・聞き手中心」という議論ではなく、「<申し出>場面の事象連鎖のどの部分をとらえて言語化するのか」という見方を取り入れ、その傾向が言語によって異なり、低コンテキスト・高コンテキストといった文化的要因が関わっているという観点から分析を行った。<申し出>表現形式の使用割合を照合すると、日本語の表現では、図 11 の右側に、つまり、話し手がペンを貸すことを前提とした事態に関わる言語表現《行為質問》《依頼》の使用が多いという事実と合致する(99)。一方、英語の表現では、まず相手の意向を確認することが尊重されるため、図 11 の左側に関わる言語表現《願望質問》《要望質問》が用いられるという使用傾向に合致する(100)。ただし、英語でも《直接行動》の使用は多かった。これは「ペン貸与」という場面の特異性と考えられる。ペンの貸与という、負担も少なく、相手がすぐに必要としていることがわかっている状況であるため、用いられたと思われる。この点を明らかにするためにも、日本語について行った、負担量や当然性を操作した実験を、英語母語話者にも実施する必要があるだろう。

本章では、言語使用における使い分け要因の1つと考えられる文化的要因について、実証研究をもとに考察を行った。そして、言語表現の使用・運用においては文化的背景を理解する必要があり、文化的な要因が言語表現に影響を与えていることを指摘した。ただし、ここで重要なのは、文化という枠組みよりも、共有する文脈という前提の有無が鍵概念となっている可能性である。6.2 節では、<申し出>の当然性を操作した実験を行い、当然性

が高いほど、事象③を言語化する表現《依頼》の使用が多くなっているという結果を得ている（表7）。当然性が高いという認識は、事象②を強く認識しているということである。つまり、当然性の認識は、話し手が共有する文脈を認識しているかに関わっている。このことから、英語母語話者においても、当然性の高さ、ひいては、共有される文脈の認識度合いによって、言語表現の使用が異なる可能性も考えられる。つまり、文化に関わらず、共有される文脈が理解されているかどうかで、言語表現が選択されるという見方が考えられる。このような仮説の検証は実験手法を用いることで可能である。また、西洋・東洋という文化の枠組みを援用し、日英語の比較を行ったが、日英語の対照研究だけでなく、多言語との比較も行い、共有される文脈の有無という条件で検証を行い、本研究が提案した新しい枠組みを検討し、精査する必要がある。今後の課題としたい。

－注－

- *1 本節は、Yoshinari (2007) に加筆・修正を加えたものである。
- *2 日本語学習を目的とした夏期講座（1ヶ月）に参加するために来日した学生であり、滞在中にテストを実施した。日本語能力は初中級レベルである。
- *3 グループ毎の属性は、Aグループ（男性6名、女性6名、20～23才）、Bグループ（男性6名、女性2名、18～23才）、Cグループ（男性6名、女性3名、19～21才）となっている。
- *4 《可能宣言》については、日本語でも単独ではないが、使用されていた（4.2.2.2節）。
- *5 《所持宣言》については「ペンを貸す」ための前提条件としてこの位置に配置する。

－用例出典－

『語用論』：池上嘉彦・河上誓作 1987. 『語用論』 紀伊國屋書店（Leech, Geoffrey. 1983.

Principle of Pragmatics. Longman.)

『英文法』：杉山忠一 1998. 『英文法詳解』 学習研究社.

『基本英』：村田年 1985. 『基本英単語の意味』 三修社.

『Busy People II』：国際日本語普及協会 1996. 『Japanese for Busy People II』 講談社インターナショナル.

『An introduction』：アメリカ・カナダ大学連合日本研究センター 1987. 『An introduction to Advanced Spoken Japanese』 凡人社.

9章 結論

本研究では、〈申し出〉の発話行為を取り上げ、大きく2つの側面（言語形式・言語使用）から検討を行った。ひとつには、〈申し出〉の発話行為を遂行する表現形式にはどのようなものがあるのか、その多様な言語形式を明らかにし、なぜそれらが〈申し出〉を意図する表現として成立するのかについて検討を行った。もうひとつは、それらの〈申し出〉表現がどのように使用されているのか、言語使用に関わる要因に注目し、談話分析や実験手法を用いて検証を行った。そして、〈申し出〉表現の日英対照研究を行うことにより、〈申し出〉の発話行為の共通性と、言語による個別性を明らかにした。

9.1 結果のまとめ

〈申し出〉とは何かを、あらゆる角度から分析・考察を行った。発話に関わるいくつかの理論的枠組みを概観したが（2章）、これまでの研究では、日本語においても、他言語においても、発話行為としての〈申し出〉に関するまとまった記述や実証研究はあまり多くはなかった。そこで本研究では、Searleの発話行為理論に従い、〈申し出〉の適切性条件を設定(101)し、間接的な〈申し出〉表現の定型の提示を試みた（3章）。本研究で設定した〈申し出〉表現の適切性条件は、用例調査や実験結果から得られた〈申し出〉表現と照合することにより、その妥当性が検証された。さらに、〈申し出〉をめぐる会話のやりとりを談話分析することによって、妥当性が確認された。

(101) 〈申し出〉の適切性条件 (=(11)再掲)

命題内容条件：話し手は、話し手による未来の行為 A について述べる

準備条件：①話し手は、A を行うことができる

②話し手は、聞き手が A という行為を望んでいるかどうか定かではない

③話し手は、A が聞き手のためになると信じている

誠実性条件：話し手は、A を行う意志がある

本質的条件：話し手は聞き手に対して A を実行する義務があるとみなされる

また本研究では、社会心理学の知見より、〈申し出〉の発話行為を援助行動の宣言と位置づけ、〈申し出〉の発話プロセスモデルを提示した（図 12）。〈申し出〉の発話に関わる要素として、相手（被援助者）とのやりとりも取り入れ、〈申し出〉の表現形式に影響を与える3つの要因（状況要因、対人関係要因、文化的要因）を考慮したモデル図となっている。

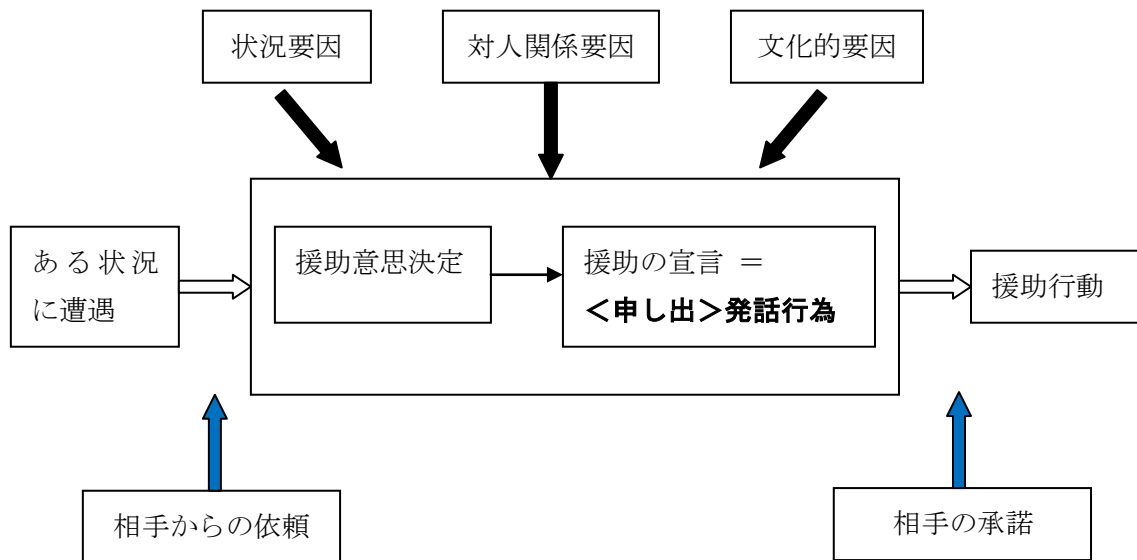


図 12 援助の生起過程における<申し出>の発話行為の位置づけ
(<申し出>の発話プロセスモデル) (=図 4 再掲)

そして、(102)のように、研究課題を提示し、検証を行った。この研究課題に沿って結果をまとめたい。

(102) 研究課題

(=(16)一部再掲)

- 1) <申し出>の発話行為を実現する多様な表現形式を明らかにする。
- 2) <申し出>の発話行為における相手との関わりを明らかにする。
- 3) <申し出>を実現する表現が、どのような要因で、どのような形式が用いられるのかを明らかにする。

9.1.1 研究課題 1

そもそも発話行為を実現する日本語の表現形式では、遂行動詞を用いて表現することがほとんどないという特徴から、間接的で多様な<申し出>表現が予測される。その実態を、用例調査や言語産出テストを用いた実験調査によって明らかにすることが研究課題 1 である (4 章)。ペンの貸与を申し出るという 1 場面の検証ではあるが、9 パタンの対人関係を設定することで、600 以上の回答を得ることができた。多様で間接的な表現がみられたが、これらの回答は 9 つの型に分類された。これは本研究で提案した<申し出>の適切性条件や慣用表現の定型の枠に適合するものであったが、該当しない表現の型もみられた。しかし、該当しない型でも現実として<申し出>の場面で使用されており、その使用割合も高く、無視できない表現となっている。そこで新たに文脈依存の<申し出>表現の型として

分類することを提案した。この間接的なく申し出表現形式の型の分類と具体的な表現は(103)の通りである。

(103) 間接的な <申し出>の表現形式 (=(28)再掲)

i) 慣用的な表現

- a. 自分の能力を示す型 「貸せるよ」(《可能宣言》)
- b. 相手の自分への願望をたずねる型 (「貸してほしい?」)
- c. 自分の今後の行動を示す型 「貸そうか?」《申し出》
「どうぞ」《直接行動》
- d. 自分の欲求・意志を示す型 「使ってください」《依頼》 「使い」《命令》
- e. 自分の今後の行動の理由に関わる型 「ペン持ってるよ」《所持宣言》
- f. 上記のものを埋め込む型

ii) 文脈依存の表現

- a. 相手の今後の行動をたずねる型 「ペン、使う?」《行為質問》
- b. 相手の願望をたずねる型 「ペン、いる?」《要望質問》
- c. 相手の今後の行動の理由に関わる型 「使えば」《提案》
「使っていていいよ」《許可与え》

(103)のような間接的なく申し出表現形式の型は、英語の<申し出>表現においても、一部を除いて(後述)該当することが確認された(8章)。英語にも、新たに分類した文脈依存の型に該当する表現がみられたことから、(103)を一般的なく申し出表現形式のパターン(定型)と考えることができるのではないだろうか。さらに他言語についても同様の調査を行い、本研究で提示した<申し出>表現形式パタンの汎用性を確かめる必要がある。今後の課題としたい。

9.1.2 研究課題2

本研究の特徴と言えるのが、1発話における<申し出>表現の使用だけでなく、会話のやりとりで用いられる発話行為に注目し、談話分析の手法を取り入れたことである。つまり、<申し出>の発話行為における相手(聞き手)との関わりを明らかにすることを研究課題2とし、検討を行った(5章)。

<申し出>に対する返答を含めた隣接ペアを明らかにし、会話の連鎖を観察することで、相手の行為をたずねる《行為質問》が<申し出>として機能する現象を考察した。文脈に依存する<申し出>表現の型の中に、英語の表現にはなく、日本語に特有な「ペン、使う?」という《行為質問》の形式がみられた。これは、話し手の行為遂行意図が明示されるという慣用的なく申し出表現の特徴から逸脱しているものである。この表現が<申し出>と

して機能するのは、Griceの「協調の原則」が関わっていること、そして話し手の行為があるからこそ聞き手の行為が可能となるという、関係 R が認識されているためだと分析された。しかし、結果として《行為質問》が〈申し出〉として機能するかどうかは、聞き手が〈申し出〉と解釈しているかどうかによる。その確認こそが相手の反応を観察することで可能となる。この点からも、談話分析を行う必要があり、その有効性が示せたと思われる。

また、一連の会話のやりとりに注目することにより、相手からの援助の要請を察知する〈申し出〉の特徴を示すことができた。援助を必要とする相手の状況があつてこそ、〈申し出〉の発話行為が引き起こされる。その事実を談話分析によって観察することができた。さらに、1つの発話が1つの発話行為を表すだけでなく、連続した発話の中でいくつかの発話行為の機能を果たしていることも指摘した。特に〈依頼〉との関わりを明らかにしたが、これも、談話レベルでの発話行為の観察によって分析が可能であった。

以上のように、本研究では、談話分析の手法を取り入れることで発話行為を深く考察することができた。発話行為理論研究に談話分析が有用であること、必要であることを主張したい。

9.1.3 研究課題3

言語運用に目を向け、多様な〈申し出〉表現が、どのような要因で、どのように使い分けられるのかを明らかにすることを研究課題3とした。〈申し出〉の発話行為に影響を与える要因として、状況要因（6章）、対人関係要因（7章）、文化的要因（8章）を取り上げ、実験手法を用いて検証を行った。

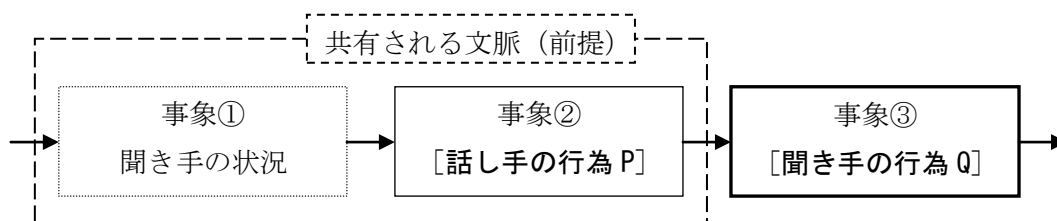
状況要因については、特に、話し手が行う〈申し出〉内容の行為の当然性と、その行為の負担度合いの要因を取り上げて実験を行った。その結果、当然性と負担度合いは相互に関わっており、負担が小さければ行為遂行の当然性は高くなり、負担が大きければ当然性は低くなる。そして、当然性が高い場合、〈申し出〉意図を明示し、相手の判断を待たない、言い切りの表現（平叙文）が用いられ、当然性が低い場合は、相手の決定をおおぐ疑問文が用いられる傾向を明らかにした。このような一定の傾向がみられたことは、話し手が状況を認知し、それに応じて〈申し出〉の言語表現を選択し、運用していることを表している。

対人関係要因については、普通体・丁寧体のような敬語使用の有無が相手によって使い分けられるように、〈申し出〉の表現形式も相手によって使い分けられる傾向があることを明らかにした。ただし、相手との関係で重要なのは「改まり」や「丁寧さ」だけではなく、「親しさ」や「気楽さ」なども関わっていると考え、Brown & Levinsonの「ポライトネス理論」を取り入れた、言語運用ストラテジーの観点から、〈申し出〉発話の分析を行った。ポライトネスのコーディング基準を設定し、対人関係配慮の傾向を分析すると、相手によって丁寧さや気楽さの度合いは異なるが、人は発話全体の中で、ポジティブ・ポライトネス、ネガティブ・ポライトネスどちらにも配慮した言語運用を行っている傾向がみ

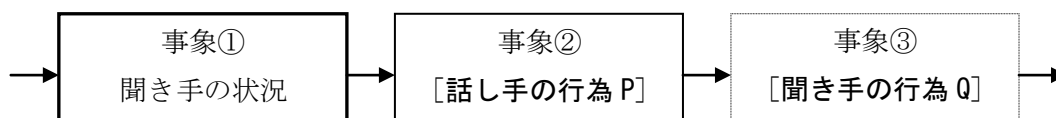
られた。

さらに文化的要因については、日英語の〈申し出〉表現の実験結果を比較し、それぞれの言語の特徴を議論した。《申し出》の使用傾向の相違や、《願望質問》の使用が多い英語、《行為質問》の使用が多い日本語という相違の特徴を、話し手主体・聞き手主体という視点を用いた従来の分析ではない、新たな枠組みで分析することを提案した。〈申し出〉場面を行為事象の連鎖にとらえ、各言語の話し手は共通してその事象連鎖を認知しているが、どの事象に焦点をあてて言語化するのか、それが文化的要因によって異なる、というものである。そして、文脈に依存する「高コンテクスト文化」(日本語)、文脈から独立しており、情報は言語的に明示する「低コンテクスト文化」(英語)という文化的要因に関わっているとし、(104)(105)のように、それぞれの文化によって焦点化する事象が異なるため、言語表現使用の相違がみられると結論づけた。

(104) 高コンテクスト文化における〈申し出〉場面の焦点化 (= (99)一部再掲)



(105) 低コンテクスト文化における〈申し出〉場面の焦点化 (= (100)一部再掲)



以上のように、本研究では、これまでの言語理論を援用すると共に、さらに新しい枠組みや分類を提案する試みを行った。データ数や言語数の不足を補いながら、今後もさらに検証を進めていきたい。

9.2 おわりに

〈申し出〉の発話行為では、発話者は状況を認識すること、さらには状況を察知することまで要求される。これは他の発話行為では見られない特徴であり、そのために様々なストラテジーが必要だと考えられる。しかし、これは察することをよしとする日本文化に根ざした、日本語の〈申し出〉の現象の観察からみられる考察であり、言語一般に関するものとはいえない。例えば、鶴田他 (1988) が指摘したように、英語の〈申し出〉のやりとりを観察すると、察することが尊重されるのではなく、個人の意志が尊重されるため、気を

利かせて〈申し出〉を行うとかえって、対人関係に悪い影響を与えかねないと説明している。このように、言語運用における表現形式を分析する際には、その使用される言語の文化的背景も考慮する必要がある。本研究では、発話行為の中でも〈申し出〉についてのみ取り上げて検証を行ったが、このような、文化的背景を含めて言語使用における表現形式をとらえる必要性を示すことができたと考える。この必要性は他の発話行為についても関わる点であることから、本研究の成果が、発話行為理論という言語理論一般に貢献できたといえるのではないだろうか。

また本研究では、量的・質的の両面から〈申し出〉の発話行為における言語現象を分析した。質問紙を用いた言語産出テストという量的研究では、多くのデータを一度に収集することができ、〈申し出〉意図を実現する多様な表現形式を明らかにすることができた。また、調べたい項目の統制によって、条件や場面の設定ができ、他言語との比較も容易に行うことができる。これにより、日英語の対照研究も行うことができた。一方、実際の自然談話を分析する質的研究では、会話連鎖を観察することによって、文脈に依存する表現形式の発話でも、発話行為が成立しているかどうかを確認することが可能となる利点を活用した。〈申し出〉の発話行為として同定されているか否かは、聞き手がどのような反応を示すかによって分析される。つまり、発語内行為の効力は、談話分析によって、観察可能であることが明らかにされた。今後も2つの側面から現象を明らかにしていく手法によって、両者の利点を活用する研究を進めていきたい。

参考文献

- 相川充 1987. 「被援助者の行動と援助」 中村陽吉・高木修（編著）『「他人を助ける行動」の心理学』136-145. 光生館.
- 相川充 1989. 「援助行動」 大坊郁夫・安藤清志・池田謙一（編）『社会心理学パースペクティブ 1 - 個人から他者へ -』誠信書房.
- 浅田秀子 2001. 「待遇表現の構造」 飛田良文・佐藤武義（編）『現代日本語講座 第2巻 表現』明治書院.
- Austin, John Langshaw. 1962. *How to do things with words*. Oxford: Oxford University Press. (坂本百大 1978. 『言語と行為』大修館書店.)
- Bach, Kent and Robert M. Harnish. 1979. *Linguistic communication and speech acts*. Cambridge, MA: MIT Press.
- Banerjee, Janet and Patricia Carrell. 1988. "Tuck in your shirt, you squid: Suggestions in ESL." *Language Learning* 38: 313-364.
- Bal-Tal, Daniel. 1976. *Prosocial Behavior: Theory and Research*. New York: Halsted Press.
- Beebe, Leslie M. and Martha Clark Cummings. 1996. "Natural speech act data versus written questionnaire data: How data collection method affects speech act performance." In Susan M. Gass and Joyce Neu (eds.). *Speech Acts Across Cultures: Challenges to communication in a second language*, 65-86. Berlin: Mouton de Gruyter.
- Bergman, Marc L. and Gabriele Kasper. 1993. "Perception and Performance in Native and Nonnative Apology." In Gabriele Kasper and Shoshana Blum-Kulka (eds.). *Interlanguage Pragmatics*, 82-107. Oxford: Oxford University Press.
- Blum-Kulka, Shoshana. 1987. "Indirectness and politeness in requests: same or different?" *Journal of Pragmatics* 11: 131-146.
- Blum-Kulka, Shoshana, Juliane House and Gabriele Kasper. 1989. *Cross-Cultural Pragmatics: Requests and Apologies (Appendix: the CCSARP coding manual)*. Norwood, N.J.: Ablex Publishing Corporation.
- Blum-Kulka, Shoshana and Elite Olshtain. 1984. "Requests and apologies: a cross-cultural study of speech act realization patterns (CCSARP)." *Applied Linguistics* 5(3): 196-213.
- Brown, Penelope and Stephen Levinson. 1978/1987. *Politeness: Some Universals of Language Usage*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Choi, Incheol and Richard E. Nisbett. 1998. "Situational salience and cultural

- differences in the correspondence bias and actor-observer bias.” *Personality and Social Psychology Bulletin* 24: 949-960.
- Clark, Herbert H. and Dale H. Schunk. 1980. “Polite responses to polite requests.” *Cognition* 8: 111-143.
- Cohen, Andrew D. 1996. “Speech Acts.” In Sandra McKay and Nancy H. Hornberger (eds.). *Sociolinguistics and Language Teaching*, 383-420. Cambridge: Cambridge University Press.
- Curl, Traci S. 2006. “Offers of assistance: Constraints on syntactic design.” *Journal of Pragmatics* 38: 1257-1280.
- Dlali, Mawande. 2001. “Negative politeness and requests in isiXhosa.” *South African Journal of African Languages* 21: 366-376.
- DuFon, Margaret, Gabriele Kasper, Satomi Takahashi and Naoko Yoshinaga. 1994. “Bibliography on linguistic politeness.” *Journal of Pragmatics* 21: 527-578.
- Eisenstein, Miriam and Jean W. Bodman. 1986. “ ‘I very appreciate’ : Expressions of gratitude by native and non-nativespeakers of American English.” *Applied Linguistics* 7(2): 167-185.
- Ervin-Tripp, Susan. 1976. “Is Sybil there? The structure of some American English directives.” *Language in Society* 5: 25-66.
- Escandell-Vidal, Victoria. 1996. “Towards a cognitive approach to politeness.” *Language Sciences* 18: 629-650.
- Flowerdew, John. 1991. “Pragmatic modifications on the ‘representative’ speech act of defining.” *Journal of Pragmatics* 15: 253-264.
- Fraser, Bruce. 1990. “Perspectives on politeness.” *Journal of Pragmatics* 14: 219-236.
- Fukada, Atsushi and Noriko Asato. 2004. “Universal politeness theory: application to the use of Japanese honorifics.” *Journal of Pragmatics* 36: 1991-2002.
- Fukushima, Saeko. 2000. *Request and Culture*. Switzerland: Peter Lang AG.
- 古田暁（監修）・石井敏・岡部朗一・久米昭元 1996. 『異文化コミュニケーション [改訂版]』有斐閣選書.
- Geis, Michael. 1995. *Speech Acts and Conversational Interaction: Toward a theory of conversational competence*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Gergen, Kenneth J., Marry M. Gergen and Kenneth Meter. 1972. “Individual orientations to prosocial behavior.” *Journal of Social Issues* 28: 105-130.
- Gibbs, Raymond W.. 1986. “What makes some indirect speech acts conventional?” *Journal of Memory and Language* 25: 181-196.
- Goffman, Ervin. 1955. “On face-work: an analysis of ritual elements in social interaction.” *Psychiatry* 18: 213-231.

- Goffman, Ervin. 1967. *Interaction Ritual: Essays on Face to Face Behavior*. New York: Bantam Books, Garden City.
- Goldsmith, Daena J. and Erina L. MacGeorge. 2002. "The impact of politeness and relationship on perceived quality of advice." *Human Communication Research* 26(2): 234-263.
- Gough, David. 1995. "Some problems for politeness theory: Deference and directness in Xhosa performative request." *South African Languages* 15: 123-126.
- Graf, Richard G. and Jeanne C. Riddell. 1972. "Helping behavior as a function of interpersonal perception." *Journal of Social Psychology* 86: 227-231.
- Grice, Herbert Paul. 1975. "Logic and conversation." In Peter Cole and Jerry L. Morgan (eds.). *Syntax and Semantics 3 Speech Acts*, 41-58. New York: Academic Press.
- Gu, Yueguo. 1990. "Politeness phenomena in modern Chinese." *Journal of Pragmatics* 14: 237-257.
- Hall, Edward T.. 1976. *Beyond Culture*. New York: Doubleday.
- 原田純治 1980. 「援助行動に関する実験的研究—傍観者介入に及ぼす状況要因の効果」『心理学研究』 51: 272-278.
- Hassell, Lewis and Margaret Christensen. 1996. "Indirect speech acts and their use in three channels of communication." In Frank Dignum, Jan Dietz, Egon Verharen, and Hans Weigand (eds.). *Communication Modeling - The Language / Action Perspective: Proceeding of the First International Workshop on Communication Modeling, Tilburg, the Metherlands, 1-2 July, 1996*, 1-14. London: Springer.
- Haverkate, Henk. 1988. "Toward a typology of politeness strategies in communicative interaction." *Multilingua* 7: 385-409.
- Hoffman, Martin L. 1981. "The development of empathy." In J. Philippe Rushton and Richard M. Sorrentino (eds.). *Altruism and Helping Behavior: Social, personality, and developmental perspectives*. New Jersey: Lawrence Erlbaum Associates.
- Holtgraves, Thomas. 1994. "Communication in context: effects of speaker status on the comprehension of indirect requests." *Journal of Experimental Psychology: Learning, Memory and Cognition* 20: 1205-1218.
- Holtgraves, Thomas. 1997. "Yes, but....positive politeness in conversation arguments." *Journal of Language and Social Psychology* 16(2): 222-240.
- Holtgraves, Thomas. 2005. "The production and perception of implicit performatives." *Journal of Pragmatics* 37: 2024-2043.
- Holtgraves, Thomas and Joong-Nam Yang. 1990. "Politeness as universal: cross-cultural perceptions of request strategies and inference based on their use." *Journal of Personality and Social Psychology* 59(4): 719-729.

- 洪珉杓 1992. 「日本人と韓国人の丁寧意識の比較」 『計量国語学』 18(7): 324-335.
- 洪珉杓 1993. 「丁寧表現における日本語音声の丁寧さの研究」 『音声学会会報』 204: 13-30.
- Houtkoop-Steenstra, Hanneke. 1990. “Accounting for proposals.” *Journal of Pragmatics* 14: 111-124.
- Howard, William and William D. Crano. 1974. “Effects of sex, conversation, location, and size of observer group on bystander intervention in a high risk situation.” *Sociometry* 37: 491-507.
- 井出祥子 1982. 「待遇表現の比較」 国広哲弥（編）『日本語比較講座 第5巻 文化と社会』大修館書店.
- Ide, Sachiko. 1989. “Formal forms and discernment: two neglected aspects of universals of linguistic politeness.” *Multilingua* 8: 223-248.
- 井出祥子・荻野綱男・川崎晶子・生田少子 1986. 『日本人とアメリカ人の敬語行動—大学生の場合』南雲堂.
- 生田少子 1997. 「ポライトネスの理論」 『言語』 26(6): 66-71. 大修館書店.
- 伊藤健三 1968. 『英語の語法 表現篇 第5巻 心態の表現』研究社.
- 蒲谷宏・川口義一・坂本恵 1998. 『敬語表現』大修館書店.
- 海保博之・柏崎秀子（編著）2002. 『日本語教育のための心理学』新曜社.
- 金子広幸 2006. 『にほんご敬語トレーニング』アスク出版.
- 亀井考・千野栄一・河野太郎 1995. 『言語学大辞典 第6巻 術語編』三省堂.
- 鹿嶋恵 2000. 「『助言』における表現選択と意図の伝達—相互作用過程とコンテクストからみた談話分析—」 『三重大学日本語学文学』 11: 左 106-94.
- 柏崎秀子 1993. 「話しかけ行動の談話分析—依頼・要求の表現の実際を中心に」 『日本語教育』 79: 53-63. 日本語教育学会.
- Kasper, Gabriele. 1990. “Linguistic Politeness: Current Research Issues.” *Journal of Pragmatics* 14(2): 193-218.
- Kasper, Gabriele. 1994. “Politeness.” In Ree Asher (ed.). *The Encyclopaedia of Language and Linguistics Vol.6*, 3206-3211. Oxford: Pergamon Press.
- 川村陽子 1996. 「ことばによる丁寧表現」 田中春美・田中幸子（編）『社会言語学への招待—社会・文化・コミュニケーション—』ミネルヴァ書房.
- 川崎晶子 1992. 「日本語の敬語と世界の敬語」 『日本語学』 11(3): 42-48. 明治書院.
- Kerbrat-Orecchioni, Catherine. 1990-1994. *Les interactions verbales (3vols)*. Paris: Armand Colin.
- 菊地康人 1997. 『敬語』講談社学術文庫.
- キーン・ティグダー 2002. 「ビルマ語と日本語における申し出表現—申し出の仕方を中心に—」 『世界の日本語教育』 12: 145-162. 国際交流基金日本語国際センター.
- 小池清治・細川英雄・小林賢次・山口佳也（編）2002. 『日本語表現・文型事典』朝倉書店.

- 国語学会（編） 1980. 『国語学大辞典』 東京堂出版.
- 河野俊之 1995. 「プロソディと丁寧表現—東京・大阪・名古屋の方言差を考慮して—」 『音声学会会報』 208: 9-17.
- 熊井浩子 1989. 「待遇表現の一視点—「ほしい・たい」を中心にして—」 『日本語学校論集』 16: 1-13. 東京外国語大学外国語学部附属日本語学校.
- 熊井浩子 2003. 「第2章 「待遇表現」の諸側面とその広がり—狭くとらえた敬語、広くとらえた敬語—」 菊池康人（編） 『朝倉日本語講座8 敬語』 朝倉書店.
- 熊取谷哲夫 1993. 「発話行為対照研究のための統合的アプローチ—日英語の「詫び」を例に—」 『日本語教育』 79: 26-40.
- 熊取谷哲夫 1994. 「発話行為としての感謝—適切性条件、表現ストラテジー、談話機能—」 『日本語学』 13(7): 63-72. 明治書院.
- 熊取谷哲夫 1995. 「発話行為理論から見た依頼表現—発話行為から談話行動へ—」 『日本語学』 14(10): 12-21. 明治書院.
- 熊取谷哲夫・村上恵 1992. 「表現類型にみる日本語の『助言』の伝達方略」 『表現研究』 55: 28-35.
- 久野暲 1977. 「英語における敬語」 大野晋・柴田武（編） 『岩波講座 日本語4 敬語』 岩波書店.
- 久野暲 1987. 『談話の文法』 大修館書店.
- Lado, Robert. 1957. *Linguistics Across Cultures: Applied Linguistics for Language Teachers*. Michigan: The University of Michigan.
- L'Armand, Kathleen and Albert Pepitone. 1975. "Helping to reward another person: A cross-cultural analysis." *Journal of Personality and Social Psychology* 31: 189-198.
- Latané, Bibb and John M. Darley. 1970. *The unresponsive bystander: Why doesn't he help?* New York: Appleton-Century-Crofts. (竹村研一・杉崎和子 1977. 『冷淡な傍観者—思いやりの社会心理学』 ブレーン出版.)
- Leech, Geoffrey. 1983. *Principles of Pragmatics*. London: Longman. (池上嘉彦・河上誓作 1987. 『語用論』 紀伊国屋書店.)
- Levinson, Stephen. 1983. *Pragmatics*. Cambridge: Cambridge University Press. (安井稔・奥田夏子 1990. 『英語語用論』 研究社.)
- 前川喜久雄・吉岡泰夫 1997. 「発話の丁寧さに対する語彙的要因と韻律的要因の寄与」 『国語学』 190: 12-23.
- 牧野成一 1996. 『ウチとソトの言語文化学—文法で文化を切る(NAFL選書)』 アルク.
- Markus, Hazel Rose and Shinobu Kitayama. 1991. "Culture and the self: Implications for cognition, emotion, and motivation." *Psychological Review* 98: 224-253.
- Marti, Leyla. 2006. "Indirectness and politeness in Turkish-German bilingual and Turkish monolingual requests." *Journal of Pragmatics* 38: 1836-1869.

- Matsumoto, Yoshiko. 1988. "Reexamination of the universality of face: Politeness phenomena in Japanese." *Journal of Pragmatics* 12: 403-426.
- Matsumoto, Yoshiko. 1989. "Politeness and conversational universals: observations from Japanese." *Multilingua* 8: 207-221.
- 松尾太加志 1999. 『コミュニケーションの心理学 認知心理学・社会心理学・認知工学からのアプローチ』 ナカニシヤ出版.
- 南不二男 1987. 『敬語』 岩波書店 (岩波新書).
- 水谷信子 1985. 『日英比較 話しことばの文法』 くろしお出版.
- 村中淑子 2001. 「大阪方言における命令表現について—臨地調査と文献資料比較—」 『徳島大学国語国文学』 14: 24-36.
- 郡史郎 1997. 「I 総論」「II 府内各地の方言」平山輝男・郡史郎・久野眞・田原広史 (編) 『大阪府のことば』 明治書院.
- 中道真木男・石田恵里子 1999. 「日本語学習者と「あいさつ」—日本語教育の場で」 『国文学—解釈と教材の研究』 44(6): 118-125.
- 中村平治 1989. 『日英語の依頼と応答』 大阪教育図書.
- 中田智子 1989. 「発話行為としての陳謝と感謝—日英比較—」 『日本語教育』 68: 191-203.
- 西光義弘 1997. 「語用論」西光義弘 (編) 『日英語対照による英語学概論』 くろしお出版.
- 仁田義雄 1991. 「意志の表現と聞き手存在」 『国語学』 165: 1-13.
- 大江三郎 1975. 『日英語の比較研究: 主観性をめぐって』 南雲堂.
- Ofuka, Etsuko, J. Danis McKeown, Mitch G. Waterman and Peter J. Roach. 2000. "Prosodic cues for rated politeness in Japanese speech." *Speech Communication* 32: 199-217.
- 荻野綱男 1983. 「待遇表現の数量化」水谷静夫 (編) 『朝倉日本語新講座 5 運用 I』 朝倉書店.
- 大石初太郎 1983. 『現代敬語研究』 筑摩書房.
- 大石久実子 1996. 「『～(し)たいですか?』に代表される願望伺いについて—オーストラリア英語母語話者と日本語母語話者の接触場面での問題—」 『日本語教育』 91: 13-24.
- 大石久実子 1998. 「接触場面での上級日本語学習者の願望疑問文の問題」 『世界の日本語教育』 8: 13-29.
- Okamoto, Shinishiro. 1992. "Expressions of request in the Japanese language: Requesters' considerations for requestees' costs." *The Japanese Journal of Experimental Social Psychology* 31: 211-221.
- 岡本真一郎 1994. 「2章 状況と言語表現」木下富雄・吉田民人 (編) 『応用心理学講座 4 記号と情報の行動科学』 福村出版.
- 岡本真一郎 2000. 『言語表現の状況的使い分けに関する社会心理学的研究』 風間書房.

- 奥野由紀子 1999. 「英語母語話者の「*私のパーティーに来たいですか」使用の実態とその指導に関する一考察」『日本語教育学会秋季大会予稿集』日本語教育学会.
- 奥津敬一郎 1983. 「授受表現の対照研究—日・朝・中・英の比較—」『日本語学』2(4): 22-30. 明治書院
- Olshtain, Elite. 1983. “Sociocultural competence and language transfer. The case of apology.” In Susan M. Gass and Larry Selinker (eds.). *Language Transfer in Language Learning*, 232-249. Rowley, MA: Newbury House.
- Olshtain, Elite and Andrew D. Cohen. 1983. “Apology: A speech-act set.” In Nessa Wolfson and Elliot Judd (eds.). *Sociolinguistics and Language Acquisition*, 18-35. Rowley, MA: Newbury House.
- Olshtain, Elite and Liora Weinbach. 1987. “Complaints: A study of speech act behavior among native and non-native speakers of Hebrew.” In Jef Verschueren and Marcella Bertuccelli-Papi (eds.). *The Pragmatic Perspective*, 195-208. Amsterdam: John Benjamins.
- Piliavin, Jane A., John F. Dovidio, Samuel L. Gaertner and Russell D. Clark III. 1982. “Responsive bystanders: The process of intervention.” In Valerian J. Derlega and Janusz Grzelak (eds.). *Cooperation and Helping Behavior: Theory and Research*, 279-304. New York: Academic Press.
- Pizziconi, Barbara. 2003. “Re-examining politeness, face and the Japanese language.” *Journal of Pragmatics* 35: 1471-1506.
- Rose, Kenneth R.. 1992. “Speech acts and questionnaires: The effect of hearer response.” *Journal of Pragmatics* 17: 49-62.
- Rossiter, Paul and Atsuko Kondoh. 2001. “Pragmatic transfer in making requests: A cross-cultural study.” 松野和彦・吉島茂（編）『外国語教育—理論から実践まで—』107-154. 朝日出版社.
- Sadock, Jerrold. 1974. *Toward a Linguistic Theory of Speech Acts*. New York: Academic Press.
- 坂本恵・川口義一・蒲谷宏 1994. 「「行動展開表現」について」『日本語教育』82: 47-58.
- 坂本恵・蒲谷宏 1995. 「「申し出」表現について」『国語学・研究と資料』19: 左 25-35. 早稲田大学.
- Sasaki, Miyuki. 1998. “Investigating EFL students’ production of speech acts: A comparison of production questionnaires and role plays.” *Journal of Pragmatics* 30: 457-484.
- Schegloff, Emanuel A.. 1988. “Presequences and indirection: Applying speech act theory to ordinary conversation.” *Journal of Pragmatics* 12: 55-62.

- Schegloff, Emanuel A. and Harvey Sacks. 1973. "Opening up closings." *Semiotica* 8(4): 289-327.
- Schiffrin, Deborah. 1994. *Approaches to Discourse*. Cambridge: Blackwell
- Schwartz, Shalom H. 1977. "Normative influences on altruism." In Leonard Berkowitz (ed.). *Advances in Experimental Social Psychology* 24, 221-279. New York: Academic Press.
- Scollon, Ron and Suzanne W. Scollon. 1995. *Intercultural Communication: A discourse approach*. Cambridge: Blackwell.
- Searle, John R.. 1969. *Speech Acts*. Cambridge: Cambridge University Press. (坂本百大・土屋俊 1986. 『言語行為』 頸草書房.)
- Searle, John R.. 1975a. "A taxonomy of illocutionary acts." In Keith Gunderson (ed.). *Language, Mind and Knowledge*, 344-369. Minneapolis: University of Minnesota Press.
- Searle, John R.. 1975b. "Indirect speech acts." In Peter Cole and Jerry L. Morgan (eds.). *Syntax and Semantics 3 Speech Acts*, 59-82. New York: Academic Press.
- Searle, John R.. 1976. "A classification of illocutionary acts." *Language in Society* 5: 1-23.
- Searle, John R.. 1979. *Expression and Meaning*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Segerdahl, Par. 1996. *Language Use: a philosophical investigation into the basic notions of pragmatics*. New York: St. Martin's Press.
- 白川博之（監修）・庵功雄・高梨信乃・中西久実子・山田敏弘 2001. 『中上級をおしえる人のための日本語文法ハンドブック』 スリーエーネットワーク.
- Skewis, Malcolm. 2003. "Mitigated directness in Honglou meng: directive speech acts and politeness in eighteenth century Chinese." *Journal of Pragmatics* 35: 161-189.
- Spencer-Oatey, Helen. 1992. "Cross-cultural politeness." PhD, Lancaster University.
- Stubbs, Michael. 1983. *Discourse Analysis: The sociolinguistic analysis of natural language*. Chicago: The University of Chicago Press.
- 杉戸清樹 1979. 「職場敬語の一実態—日立製作所での調査から」 『言語生活』 328: 30-44. 筑摩書房.
- 杉戸清樹 1983. 「〈待遇表現〉気配りの言語行動」 水谷修（編） 『講座日本語の表現 3 話しことばの表現』 筑摩書房.
- 杉戸清樹 1989. 「現代日本語 待遇表現」 『言語学大辞典 第2巻 世界言語編・中』 三省堂.
- Suh, Jae-Suk. 1999. "Pragmatic perception of politeness in requests by Korean learners of English as a second language." *IRAL: International Review of Applied Linguistics in Language Teaching* 37(3): 195-214.

- Suszczynska, Malgorzata. 1999. "Apologizing in English, Polish and Hungarian: Different languages, different strategies." *Journal of Pragmatics* 31: 1053-1065.
- 鈴木睦 1989. 「聞き手の私的領域と丁寧表現—日本語の丁寧さは如何にして成り立つか—」『日本語学』8(2): 58-67. 明治書院.
- 鈴木睦 1997. 「日本語教育における丁寧体世界と普通体世界」田窪行則 (編) 『視点と言語行動』45-76. くろしお出版.
- 田原広史・村中淑子 1999. 『東大阪市における方言の世代差の実態に関する調査研究』(報告書) (平成9・10年度東大阪市地域研究助成金研究成果報告書).
- Takahashi, Tomoko and Leslie Beebe. 1993. "Cross-linguistic influence in the speech act of correction." In Gabriele Kasper and Shoshana Blum-Kulka (eds.). *Interlanguage pragmatics*, 138-157. New York: Oxford University Press.
- 高井次郎 1996. 「第8章 日本人の対人関係 第1節 日本人の対人コンピテンス」長田雅喜 (編) 『対人関係の社会心理学』221-232. 福村出版.
- 高梨克也 1999. 「発話理解の推論モデルにとって発話行為論とは何か」『語用論研究創刊号』59-73. 日本語用論学会.
- Tannen, Deborah, 1981. "Indirectness in discourse: ethnicity as conversational style." *Discourse Processes* 4: 221-238.
- 寺村秀夫 1993. 「「表現の比較」ということについて」『寺村秀夫論文集Ⅱ—言語学・日本語教育編』185-212. くろしお出版.
- Tomasello, Michael, Malinda Carpenter, Josep Call, Tanya Behne and Henfike Moll. 2005. "Understanding and sharing intentions: The origins of cultural cognition." *Behavioral and Brain Sciences* 28: 675-735.
- Triandis, Harry C. 1989. "The self and social behavior in differing cultural contexts." *Psychological Review* 96: 506-520.
- 鶴田庸子, ポール・ロシター, ティム・クルトン 1988. 『英語のソーシャルスキル』大修館書店.
- 宇佐美まゆみ 1997. 「「ね」のコミュニケーション機能とディスコース・ポライトネス」現代日本語研究会 (編) 『女性のことば・職場編』241-268. ひつじ書房.
- 宇佐美まゆみ 1998. 「ポライトネス理論の展開: ディスコース・ポライトネスという捉え方」『日本研究教育年報 1997年度』145-159. 東京外国語大学.
- 宇佐美まゆみ 2001a. 「談話のポライトネス—ポライトネスの談話理論構想—」『談話のポライトネス』9-58. 国立国語研究所.
- 宇佐美まゆみ 2001b. 「ポライトネス理論から見た<敬意表現>」『言語』30(12): 18-25. 大修館書店.
- Usami, Mayumi. 2002. *Discourse Politeness in Japanese Conversation: Some Implications for a Universal Theory of Politeness*. Tokyo: Hituzi Syobo.

- Vanderveken, Daniel 1994. *Principles of speech act theory*. Montreal: Universite du quebec a Montreal. (久保進 1995. 『発話行為の原理』 松柏社.)
- Watts, Richard. 2003. *Politeness*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Wierzbicka, Anna. 1985. "Different cultures, different languages, different speech acts: Polish vs. English." *Journal of Pragmatics* 9: 145-178.
- Wierzbicka, Anna. 1987. *English Speech Act Verbs: A semantic dictionary*. New York: Academic Press.
- Wierzbicka, Anna. 1991. *Cross-cultural pragmatics: The semantics of human interaction*. Berlin: Mouton de Gruyter.
- Wunderlich, Dieter. 1980. "Methodological Remarks on Speech act theory." In John R. Searle, Ferenc Kiefer and Manfred Bierwisch (eds.). *Speech Act Theory and Pragmatics*, 247-272. Boston: D. Reidel Publishing Company.
- 山梨正明 1986. 『発話行為』 大修館書店.
- 山下早代子 2001. 「異文化間における語用の測定法」 飛田良文 (編) 『異文化接触論』117-136. おうふう.
- 吉成祐子 2002. 「待遇表現ストラテジーの使用実態」 『日本語教育論集』 11: 146-154. 姫路獨協大学.
- 吉成祐子 2003. 「願望疑問文をめぐる言語表現の使い分け」 『日本語教育論集』 12: 122-129.
- 吉成祐子 2006. 「ポライトネスに関わるプロソディの役割」 『日本語用論学会第 8 回大会 発表論文集 創刊号』 145-152.
- 吉成祐子 2007. 「「申し出」場面における待遇表現について」 南雅彦 (編) 『言語学と日本語教育V』 109-122. くろしお出版.
- Yoshinari, Yuko. 2007. "Indirect 'Offer' expressions in Japanese and English." *International Pragmatics Association (IprA) Proceedings*. 108-109.
- Yuan, Yu. 2001. "An inquiry into empirical pragmatics data-gathering methods: written DCTs, oral DCTs, field notes, and natural conversations." *Journal of Pragmatics* 33: 271-292.

謝辞

本研究を遂行し、まとめるにあたって、多くの方にお世話になりました。この場を借りて、感謝の意を述べさせていただきたいと思います。まず、指導教員主査である西光義弘先生には、本論文の完成まで、広い視野と広い心で見守り、ご指導いただきました。自由な雰囲気のもと、学生の個性を尊重し、ポイントを抑えたご指導、ご教示をいただきました。そして、同じく指導教員といえるほど、研究指導や支援いただいたのが、現在は名古屋大学にいらっしゃる唐沢穰先生です。社会心理学の唐沢先生と言語学の西光先生による「言語と心理」というテーマで行われたワークショップへの参加がきっかけで、神戸大学文化学研究科博士課程への進学を決意し、今に至ります。唐沢先生のゼミにも参加させていただき、心理学的知見や、実験手法、統計処理など、多くのことを学びました。

量的分析について指導・支援くださったのが唐沢ゼミの場であるなら、談話分析という質的分析について指導いただいたのは、談話分析研究会においてでした。会のメンバーである、桃山学院大学の林宅男先生、大阪学院大学の神田靖子先生、大阪府立大学の高木佐知子先生、山陽学園大学の山根智恵先生、聖母女学院短期大学の栗本嘉子先生に多くの助言をいただきました。また、甲南女子大学の林礼子先生には、神戸大学の集中講義をはじめ、学会での共同発表など、談話分析に関する教授や助言を数多くいただきました。

神戸大学文化学研究科の先生方には、全面的に研究の支援をしていただきました。窪菌晴夫先生には、音声学と語用論とに関わる研究のきっかけを与えていただき、ご指導いただきました。先生の「よき研究者は、よき教育者である」ことを実践しておられる姿は、私を含め、多くの院生の目標となっています。岸本秀樹先生には、私が博士論文の方向性について迷っているとき、的確な助言と指導をいただきました。松本曜先生には、研究者としてこだわるべき姿勢の大切さを学び、研究について様々な助言をいただきました。水口志乃扶先生には、授業を通して、ひとつひとつ理論を理解していく姿勢と楽しさを教えていただきました。神戸大学大学院言語学研究室の良いところでもある、専門分野を超えて学べる環境により、全ての言語学の先生方にご指導いただけたことは、この上ない喜びでした。

また、神戸大学大学院生同士のつながりには、研究においても、精神面においても助けられることが多々ありました。院生の平均年齢を上げていた同期 3 人組である、江口清子さん、田中真一さんとは、様々な面で助け合い、励まし合いました。先輩である眞野美穂さんや當野能之さん、プラシャント・パルデシさんや鄭聖女さんには、研究について多くの助言をいただきました。秋田喜美さんや竹安一さんをはじめとする後輩の皆さんには、私の無茶なお願いにも快く応じてくれるなど、様々な面で助けてもらいました。研究室での院生や先生を交えたおしゃべりは楽しく、そこから研究のヒントを得ることもありました。また、唐沢ゼミの浅井暢子さん、日置孝一さん、菅さやかさん、寺前桜さんには、多

くの助言をいただくとともに、議論の楽しさや、海外に目を向けた研究姿勢、大学院生のあり方など、様々なことを教えていただきました。

本論文の一部は、公刊された『言語学と言語教育V』によるものもありますが、原稿校正の段階で、サンフランシスコ州立大学の南雅彦先生には、励ましと多くの有益な助言をいただきました。また、本研究では量的研究として実験データを扱っていますが、データ収集に協力してくださった方々に感謝いたします。貴重な調査資料をお貸し下さった、姫路獨協大学の村中淑子先生。神戸女学院大学「日本語学入門」受講生の皆さんには言語産出テストに数多く協力していただきました。デラウェア大学の留学生の皆さんにも、短い日本滞在期間の忙しい中、調査にご協力いただきました。皆様のご協力がなければ、この論文は成立しませんでした。感謝いたします。また、学会発表の際には、本研究について多くの助言をいただきました。早稲田大学の蒲谷宏先生、東京外国語大学の坂本恵先生、立命館大学の堀田秀吾先生、南山大学の鎌田修先生、ミネソタ大学のポリリー・ザトラウスキー先生、先輩でもある東北大学の名嶋義直先生ほか、多くの方から、本研究についての有益な助言をいただきました。

こうしてお名前をあげていると、大勢の方に支えられ、この博士論文は完成したものであり、そして普通よりは少し長かった大学院生活を終えることを実感します。その大学院生活を送ることができたのも、全面的な家族の支えがあつてのことでした。感謝します。

以上の皆様の助言、支援、協力、励ましに対し、深く感謝申し上げます。

2008年3月 吉成祐子